

第三部 労働政策

# I 政府の労働政策

概要□労働大臣の所信表明□労働省予算の  
編成□労働白書の公表□雇用・労働市場  
政策□職業能力開発政策□労働基準政  
策□第一〇二回国会における労働関係法案  
□労働者派遣事業法の制定／職業訓練法の  
改正／男女雇用機会均等法と女子差別撤廃条  
約批准

概

要

一、今期の労働政策のもっとも大きな特徴は、戦後労働立法の再編成が進展したことである。財政再建、高齢化にからみ、大きな制度改革となった雇用保険法改正が、一九八四年八月一日に施行となったのははじめ、前国会から継続審議になった男女雇用機会均等法が成立した。多年の論争点であり、立案、法案審議の過程で多くの論議をよんだ労働者派遣事業法が、衆参両院で修正のうえ成立した。また、職業訓練法も一部改正され、職業能力開発促進法に衣替えした。電電公社の民営化にともない、日本電信電話株式会社の労使関係は、経過上の規制をふくみつつ、一般民間産業並みに移行する見通しとなった（労調法付則改正）。

一、労働立法の他の重要な柱である労働基準法についても、労働基準法研究会中間報告が、八四年八月に公表された。労働基準局長は、これを法律改正をふくめて検討する旨の序文を付して公刊しており、労働基準法改正の「たたき台」とみなされる。この報告でとくに論議をよんだのは、週四五時間制による時間短縮の構想であった。

一、第一〇二回国会における労働大臣の所信表明は、予算および政府提出法案をふまえた労働政策をまとめたものであった。前年度

の基本的構成が持続するとともに新立法が盛り込まれた。

一、財政再建の必要から、労働省予算も緊縮の対象となったが、その内容としては、新しい法律の実施、最近の社会・経済の構造変化に対処するための行政上の措置が盛り込まれた。

一、『労働白書』は構造的な課題として、「技術革新下の労働問題」を取り扱い、技術革新の雇用、労働条件に及ぼす多様な影響と職業能力開発について論じた。

一、今期は、景気回復の持続により、労働需要が増大し、期末には失業率も若干改善の傾向がみられた。年次に年次雇用計画が発表されたが、構造変化がひきおこしている労働市場におけるミスマッチの解消を基本課題ととらえている。

一、高齢化にともなう雇用政策は、六〇歳までの定年延長、六五歳までの雇用延長、それ以上の生きがい対策的就業という、年齢段階を軸とした雇用政策が整備されつつある。雇用審議会の定年延長部会もこの見通しのもとに、定年延長法制化をめぐる論議に入ることとなった。このところ、高齢化にともなう雇用対策は職業安定行政の重点課題であり、行政指導や助成金により六〇歳定年一般化や六〇歳台前半層対策をすすめている。

一、心身障害者対策については、重度障害者および精神薄弱者の雇用対策を行政として推進しようとしている。

一、職業訓練から職業能力開発へ、政策の発想が若干進展した。その基礎となる法改正がおこなわれ、これを実施することが政策の課題となった。新しい行政措置もとられ始めている。

一、八四年八月、労働基準法研究会は、労働時間関係のほか、パートタイム労働対策、退職手当関係を扱った中間報告をおこなった。

た。

一、労働時間対策では、八五年六月に「労働時間短縮の展望と指針」が策定された。これは今後の労働時間短縮政策、とくに行政の方針を定めたものである。内容は、これまでと変わりなく、行政指導を中心としている。この期間内には、商業・サービス業等における特例（九時間労働）の廃止が、零細企業を除き実現した。

一、増大するパートタイム労働者の保護が問題となったが、労働対策要綱の審議が進展し最終決定した。八五年一二月、事務次官通達が出された。内容としては、定義の明確化、雇入通知書などによる雇用条件の明示、現行労働法の適用などを定めている。

一、労使関係の分野では、産業労働懇話会におけるトップレベルの意思疎通がひきつづいてなされ、ME化の影響についても意見交換がなされた。

## 1 労働大臣の所信表明

一九八四年一月一日、第二次中曽根改造内閣が発足し、新自由クラブの山口敏夫氏が労働大臣に就任した。山口労相は、慣例に従い、八五年二月二日、衆議院社会労働委員会、後記の所信表明をおこなった。内容は、国会で審議される予定の法案および、予算に盛り込まれた主要施策をまとめたものであり、高齢化や最近の構

造変化を意識して編成された九項目よりなっている。同様の所信表明が、参議院社会労働委員会でも同日におこなわれた。

前年度のものと比較して、労働政策の基本的編成に変化はみられないが、景気回復の持続により不況業種・地域対策がやや比重をおとし、代わって労働者派遣事業の規制や職業能力開発など立法課題がとりあげられている。

(前略) 人生八十年時代の到来と新たな技術革新の急速な進展という未曾有の変化の中で、勤労者の雇用を確保し、その福祉の向上を図ることは、国民経済と国民生活の安定のための基本的な課題であります。

私は、このような見地から、二十一世紀を展望しつつ、積極的かつ効率的な労働行政を進めてまいり所存でございます。

第一は、高齢化社会の進展に対応した対策であります。

高齢者の働く喜び、生きがいを確保し、活力ある経済社会の実現を図るためには、高齢者の雇用就業機会を確保することが重要な政策課題であります。このため、「六十歳定年の一般化」の早期実現に向けて一層の努力を傾注するとともに、今後高齢化の波が移ると見込まれる六十歳台前半層に対する雇用就業対策を積極的に推進してまいります。

これとあわせて、中長期的な視点に立ち高齢者の雇用就業対策の基本的なあり方を見直すこととし、定年の法制化問題に関する審議が行われている雇用審議会等における論議を踏まえつつ、法的整備を含め、人生八十年時代に的確に対応する施策の樹立に努めてまいります。

第二は、経済社会の変化に対応した能力開発対策であります。

技術革新の進展、高齢化社会の到来など経済社会の変化が進む中で、勤労者生活の安定充実を図るためには、職業生活の全期間にわたる職業能力の開発向上を積極的に進めることが必要であります。このため、職業能力開発体制を整備し、事業主の行う自主的な職業能力開発をさらに促進するとともに、公共職業訓練のより効果的な実施を図るための法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

第三は、産業構造・就業構造の変化に対応した対策であります。

産業構造・就業構造の変化に伴い、労働市場の構造変化が進展しており

ます。このため、失業の予防を中心とした積極的な雇用対策を展開するとともに、労働力需給のミスマッチが拡大することのないよう労働力需給調整システムの整備を図ることとしております。特に、労働者派遣事業について、労働力需給の迅速かつ的確な結合を促進するとともに、派遣労働者の保護と雇用の安定を図るための法的整備を行うこととしており、そのため今国会に関係法案を提出する所存でありますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また、ME化を中心とする技術革新への円滑な適応を進めるための職業能力開発対策、労働安全衛生対策、労使等のコンセンサスの形成を推進するとともに、ME化の進展が高齢者の職域拡大等に積極的に寄与することができるよう研究開発を計画的に進めてまいります。

第四は、労働時間等労働条件の向上と勤労者福祉の増進のための対策であります。

勤労者の健康を確保し、経済社会及び企業の活力の維持増進を図るために、また、国際化への対応や長期的に見た雇用の維持確保の面からも、労働時間の短縮を進めることがぜひとも必要であります。このため、新たに「労働時間短縮の展望と指針」を策定し、労使はもとより各界各層の国民の御理解を得ながら、総合的に労働時間対策を進めることとし、特に、ゴールデンウィークにおける連続休暇の普及に全力を挙げて取り組んでまいります。

また、労働災害の防止に万全を期すとともに、勤労者財産形成促進制度の普及、勤労青少年の福祉増進対策、パート労働対策等の推進を図るほか、サービス経済化の進展等に対応した労働保護法制のあり方の検討等を進めてまいります。

第五は、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保であります。近年著しく増大しつつある女子雇用者が職業生活において、その能力を有効に発揮できるようにするため、また、国連の女子差別撤廃条約を批准するため、雇用における男女の均等な機会と待遇の平等を確保するための法制の整備が必要であります。いわゆる男女雇用機会均等法案については、昨年五月、第一百回国会に提出し、現在継続審査となっておりますが、今国会において、引き続き御審議の上、その早期成立についてよろしくお願い

申し上げます。

第六は、障害者等特別の配慮を必要とする人々に対する施策であります。

障害者の方々の社会的自立を促進するため、障害者の雇用機会の確保に努めるとともに、重度障害者、精神薄弱者に重点を置いた施策を進めてまいります。

第七は、労使の相互理解と信頼の強化であります。

我が国の安定した労使関係は、社会の安定と経済の繁栄に大きく貢献しており、国際的にも高く評価されております。現在、労使関係をめぐる環境は大きく変わりつつありますが、そのような変化の時期においては、これまで形成されてきた良好な労使関係を維持発展させることが肝要であり、今後とも、労使の率直な対話を一層促進し、その相互理解と信頼を強化するための環境づくりに努めてまいります。

第八は、国際化時代にふさわしい労働外交の積極的推進であります。

近年、各国間の相互依存関係の深まりと我が国の国際的地位の向上に伴い、労働外交の分野においても、積極的な活動が要請されております。特に、我が国の労働事情に対する国際的理解を促進するため、欧米諸国に対する三者構成ミッションを派遣する等国際交流を積極的に進めるとともに、アジア地域等の開発途上国に対し、職業訓練を中心とする広範な「人づくり協力」を推進してまいります。

最後に、行政改革の着実な推進であります。

先般閣議決定された行政改革の推進に関する当面の実施方針に沿って、労働省としても、着実に行政改革を進めてまいることとしております。その一環として、都道府県労働局の設置と地方事務官問題の解決を図るための法律案を第一百一回国会に引き続き今国会に再提出する所存でありますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

以上、労働行政について私の所信の一端を申し述べましたが、これらはいずれも国民生活にとって重要な問題であり、国民が労働行政に寄せる期待には極めて大きなものがござります。特に、労働力人口は、二十一世紀に向け、現在の約六千万人から六千五百万人へと約五百万人増加し、かつ、その八割近くが高年齢者であると思込まれており、このような中で、

その雇用機会を確保し、活力のある豊かな経済社会を実現していくことは、国政の最重要課題であり、政府全体として取り組まなければならない問題であります。私は、社会政策や産業政策と密接な連携をとりながら、地方自治体とも緊密な協力関係を保ちつつ、労働行政を進め、国民の期待にこたえてまいる所存でございます。(後略)

## 2 労働省予算の編成

労働省は、一九八五年度予算編成のための概算要求を、例年のとおり八四年八月末に、大蔵省あて提出した。予算編成にあたり、マイナスイナス（原則として経常部門マイナス一〇%、投資部門マイナス五%）の制約が課されていたため、要求総額は四兆一六七〇億円、対前年度一・八%増にとどまった。主要項目は、後掲の予算におけると同様の一〇項目に編成されていた。新規事業など顕著なものとして、つぎのような項目が目立った。技術革新と関連して、職業訓練大学校における「情報工学科」の設置、MEと労働にかんする国際シンポジウム開催、高齢者・身体障害者の職域拡大のためのME機器研究開発、各種の安全健康対策があり、また高齢化と関連して、高齢者職場改善資金融資の拡大など、六〇歳定年制一般化対策、六〇歳台前半層の雇用・就業対策（短時間勤務雇用の促進など）があげられる。また、就業構造や労働市場の構成の変化と関連して、パート労働の雇用条件明確化やパートバンクの増設など

のパートタイム労働対策、若年者雇用対策としての「職業ガイダンスセンター（仮称）」の設置、単身赴任にともなう留守家族の調査研究・相談援助（これと関連し課税軽減を要望した）など、国際化と関連して「人づくり」を中心とする国際協力などもあった。

一九八五年度政府予算案は、八四年一二月二九日決定された。一般会計の規模は約五二兆五〇〇〇億円、前年度当初予算比三・七％増であった。国債費の増大から他の支出が圧迫され、高率補助金削減の一環として社会保障費は二・七％増、文教費〇・二％増にとどまり、また、公共事業関係費二・三％減となったのにたいして、防衛関係費は六・九％増となり、国民生活より対外関係配慮の色彩の濃い予算案となった。この一般的背景のもとで労働省予算は、総額四兆一五〇三億円で、前年度比一・四％増（一般会計のみでは〇・二％減）にとどまった。項目別内訳は第93表のとおりである。第一の「ME化等産業構造・就業構造の変化に対応した労働対策」がもつとも巨額であるが、その大部分（一兆三一六二億円）は雇用保険の運用のためのものである。表の第一の1に労働者派遣事業の法制化にともなう費用がふくまれる。2——前述の「情報工学科」、国際シンポジウム、職域拡大のためのME機器開発はいずれも認められている。4——パートタイム労働対策実施の費用が計上された。6——雇用職業総合研究所の充実強化が主要な内容である。第二「高齢化社会の進展に対応した労働対策」の1——は六〇歳定年の一般化対策（定年延長奨励金、定年延長アドバイザー制度の充実、高年齢者職場改善資金融資など）、六〇歳台前半層の雇用就業対策（シルバー人材センター増設、短時間勤務雇用の促進など）、高齢者の再就職対策（助成金、高齢者職業相談室増設など）、高年齢者の雇

用対策にかんする法的整備の検討よりなる。第三「経済社会の変化に対応した能力開発対策」は、職業訓練法改正を予定したうえで諸施策である。2——民間における生涯能力開発体制の確立には、現行の生涯職業訓練促進給付金を引き継ぐ生涯能力開発給付金（仮称）、職業能力開発推進者制度の創設と「職業能力開発サービスセンター（仮称）」新設が計画された。3——公共部門における能力開発については、補助方式の改正等による都道府県職業訓練施設の弾力的運営、委託訓練制度および訓練基準の見直しなどが予定された。4——一〇月開催予定の技能五輪国際大会のための費用がこの項目にふくまれる。第四「労働者の安全・健康の確保対策」は、費用としては労災補償対策が主であるが、安全衛生技術センター二カ所増設、産業生態科学研究所の設置などがふくまれる。第五「労働条件の向上と勤労者生活対策」では、1——中小企業労働対策のなかで、中小企業退職金共済制度の見直しの概算要求が認められず、次年度送りとなった。2——労働時間対策は、重要政策のひとつと考えられるが、会議などの少額の予算が計上された。5——単身赴任対策等のサラリーマン対策として、調査研究、指導援助などのための費用が計上された。7——国際青年年を契機とする勤労青少年対策の項目では「職業ガイダンスセンター（仮称）」設置、若年者雇用問題研究会（仮称）設置などがふくまれる。第六の、男女雇用機会均等と平等待遇にかんしては、法律制定にともなう増額されているが、育児休業奨励金の増額などが中心であった。第七「特別の配慮を必要とする人々の職業生活援助対策」では、岡山県吉備高原に建設中の総合リハビリテーション施設関係費用、重度障害者・精神薄弱者対策費、出稼労働者を地元で雇用する農山村地域雇用開

第 93 表 1985年度労働省予算（主要事項）

（単位：百万円）

事	項	1984年度 予算額	1985年度 予算額	比較 増△減額
第1	ME化等産業構造・就業構造の変化に対応した労働対策	1,364,550	1,374,889	10,339
	1 就業構造の変化に対応した労働力需給調整対策	1,363,015	1,371,011	7,996
	2 MEを中心とした技術革新への対応	418	837	419
	3 サービス経済化の進展への対応	167	165	△ 2
	4 パートタイム労働対策	298	334	36
	5 地域雇用開発対策	554	1,168	614
	6 産業構造の変化等に関する調査研究	98	1,374	1,276
第2	高齢化社会の進展に対応した労働対策	82,800	95,727	12,927
	1 高齢化社会の進展に対応した雇用就業対策	82,349	95,276	12,927
	2 高年齢者の能力開発対策	201	201	0
	3 中高年齢者の健康・安全対策	250	250	0
第3	経済社会の変化に対応した能力開発対策	72,941	75,498	2,557
	2 民間における生涯能力開発体制の確立	12,135	12,850	715
	3 公共部門における能力開発の弾力的実施	60,099	61,829	1,730
	4 職業能力評価制度の整備と技能尊重気運の醸成	707	819	112
第4	労働者の安全・健康の確保対策	936,968	951,826	14,858
	1 機械等の安全確保対策	3,561	3,585	24
	2 建設業等屋外型産業における安全確保対策	448	450	2
	3 職業性疾病予防対策	3,886	3,244	△ 642
	4 産業医学の振興	6,743	7,151	408
	5 労災補償対策	922,330	937,396	15,066
第5	労働条件の向上と勤労者生活対策	54,245	51,909	△ 2,336
	1 中小企業労働対策	51,645	49,378	△ 2,267
	2 労働時間対策	45	41	△ 4
	3 勤労者財産形成促進制度	1,878	1,692	△ 186
	5 単身赴任対策等のサラリーマン対策	17	58	41
	7 国際青年年を契機とする勤労青少年対策	325	396	71
第6	雇用における男女の均等な機会および待遇の確保対策	1,050	1,917	867
	1 雇用における男女の均等な機会および待遇の確保の促進等	113	124	11
	2 育児休業制度の普及促進対策	130	984	854
	3 女子の就業パターンの多様化等に応じた施策	807	809	2
第7	特別の配慮を必要とする人々の職業生活援助対策	141,641	138,636	△ 3,005
第8	社会経済の変化の下での労使関係安定対策	426	448	22
第9	変動する国際社会に即応する労働外交	3,877	4,454	577
第10	総合的な労働政策の樹立と労働行政体制の整備	14,111	14,082	△ 29

発推進事業の新設などがある。第九の「労働外交」に関連しては、ひきつづき職業訓練関係の支出が目立つが、労働慣行理解を促すため欧米諸国に三者構成ミッションを送る計画が新たに加えられた。

### 3 労働白書の公表

労働省は恒例の労働白書（「昭和五九年労働経済の分析」）を、一九八五年七月六日、閣議に報告するとともに公表した。一年間の労働経済の推移と特徴を述べた第一部と「技術革新下の労働問題とその課題」を取り扱った第二部から構成されている。第一部では、八四年は、前年からの景気回復・拡大がつづき、産業間、業種間などのばらつきをふくみつつも全体として、ゆるやかに労働経済が改善したと述べている。失業率も高水準であったが、ようやく低下の気配も見えた。賃金増加率は、所定内給与は前年並みであったが、総額としては前年を上回った。消費者物価は安定していたので実質賃金は上昇した。第二部の編成はつぎのとおりである。

- 1 技術革新と労働経済
  - (1) 経済、生産構造の変化と技術革新
  - (2) 技術革新と雇用
  - (3) 職場の変容
  - (4) 技術革新と労働組合の対応
- 2 技術革新下の能力開発

- (1) 能力開発のニーズと実態
- (2) ME化等の環境変化に対応する能力開発
- (3) 生涯能力開発と能力開発の多様化

まとめの部分では、八四年労働経済についてつぎのような問題点を指摘している。構造的変化などによって、景気回復にもかかわらず、労働力需給の改善テンポがゆるやかであったこと、労働生産性向上の成果がもっぱら実質賃金の維持改善に配分され労働時間の短縮はこのところ停滞していること、消費生活においては土地家屋借金返済や高齢化に備えての生命保険掛金などの固定的経費が増えていることなどがそれである。そしてこれらに対応する政策が必要だとしている。

さらに、まとめは、マイクロエレクトロニクスを中心とする技術革新にともない、労働面でつぎのような複雑な変化を指摘する。雇用量については、雇用拡大効果と省力効果があり、一義的評価は困難である。新技術導入にさいしては配置転換などによる調整がおこなわれてきた。新旧の知識技能が一変する例は少なく職務内容の高度化傾向がある。技術革新が著しい職場では労働力構成が若年化したり、女子労働者が減少したりしている。安全衛生面で新たな問題が生じている。技術革新をうけ入れるため、また、他職場への配置転換のため企業内教育訓練がおこなわれている。なお、生産工程では幅広い適応力の育成をめざした能力開発がおこなわれている。技術革新が、高齢化、女子の職場進出などの構造変化と同時に起こっているため能力開発の面でいくつかの課題が生じている。以上のような技術革新の多様な影響の局面を指摘したのち、労使間のコミュニケーションと国民各層の合意が必要であり、八四年四月の雇用政



策会議の五原則を基本として政府をふくむ関係者の努力が必要だと結んでいる。

#### 4 雇用・労働市場政策

##### 経済運営と雇用

現時の日本では、先進資本主義各国と同様に、完全雇用の維持が、物価の安定や国際収支の均衡などと並んで、政府の経済政策の目標となっており、そのほか、行財政策などが重点目標に加えられている。包括的には、中・長期の経済計画としての「一九八〇年代経済社会の展望と指針」（本年鑑一九八五年版四八五ページ）と、各年度の「経済見通しと経済運営の基本的態度」（予算編成の前後で作成）が、公式のものである。そのほか随時の対策があり、当期間では一九八四年度上半期に、景気回復の遅れている地域に公共事業を弾力的に実施する方針がとられた。『展望と指針』は、これまでの経済計画と異なり計数をほとんど示さない代わり、毎年検討して政策に反映することとされ、一九八四年度「リボルビング報告」が経済審議会よりなされた（一二月二〇日）。この報告は、比較的経済成長が順調であったとし、今後「モデレート」な成長が期待され、雇用については、雇用数は増加するものの、女子や高齢者の供給増で「緩和の状況」がつつくともみなししている。政策としては展望と指針のひきつづき実施を期待し

ている。

一九八五年一月二五日の、八五年度経済見通しと経済運営の基本的態度によれば、八四年度は、世界的景気回復、国内の物価の安定、技術革新を背景に輸出や設備投資が伸び、景気が拡大しているが、八五年度にも、アメリカの景気拡大のスローダウンはあるものの、同じ傾向がつつくと予測している。また、財政不均衡および対外経済摩擦の持続が予想されるとする。経済運営の基本的態度としては、①国内民間需要を中心とした景気の持続的拡大と、雇用の安定、②物価の安定の維持、③行財政改革の強力な推進、④対外経済関係における調和と貢献、⑤活力ある経済社会と安心で豊かな国民生活の実現、などを掲げた。行財政改革と民間活力に期待しているといえよう。①との関連で労働力需給構造の変化に対応しつつ、失業の予防、再就職の促進などの雇用対策を講じるとしている。八五年度の見通しとしては、実質国民総生産四・六％（前年度実績見込み五・三％）、雇用労働者は一・八％増加し、景気拡大にもかかわらず高水準にあった完全失業者も微減して年度平均一六〇万人程度となるとしている。卸売物価は一・一％、消費者物価は二・八％と上昇幅は少ないが前年度を上回る。経常収支は前年度と同程度の黒字となると見込んでいる。

労働省は、年次雇用計画の副題をもつ「昭和六〇年度の雇用の見通しと職業安定行政の重点施策」を八五年六月七日発表している。見通しとしては上記の四・六％成長のもとで、政策的努力後有効求人倍率が、八四年度年の〇・六六から八五年度は〇・七二になると見込んでいる。このさい高齢化、女子の職場進出、若年層の意識の変化、サービス経済化、技術革新などによって、年齢、職種、地域な

どの分野でミスマッチが拡大する可能性があり、これに対応すること、最大の課題であるとしている。

### 八五年度職業安定行政の重点施策

前項の年次雇用計画における政策にかんする部分は、つぎのとおりである。第五次雇用対策基本計画と基本的に対応しているが、前年

度のものに比較すると、雇用状況の改善にともない失業対策的政策分野の比重が低下し、代わって、法制正にともなう労働者派遣事業関係行政を重視し、また、若年層雇用対策をとりあげるなどの変化がみられる。高齢化をふくむ構造変化がひきおこしている労働市場におけるミスマッチへの対応が政策の中心である。

### 【一九八五年度職業安定行政の重点施策(抄)】

#### 第二 昭和六〇年度の職業安定行政の課題と基本方針

- 1 需給の円滑な結合に向けての職業紹介機能強化
  - (1) 再編整備の見直しによる効果的な業務推進体制の確立
  - (2) ミスマッチ問題に対する積極的な対応
  - (3) 総合雇用情報システム導入に向けた職業紹介方式の検討
- 2 労働市場の中長期的な変化に対応した雇用対策の充実強化
  - (1) 本格的な高齢化への対応
  - (2) 産業構造・就業構造の変化等への対応

#### 第三 対策別業務運営方針

- 1 高齢者の雇用対策
  - (1) 「昭和六〇年度六〇歳定年の一般化」の実現
  - (2) 六〇歳前半層雇用就業対策の積極的推進
  - (3) 高齢者の再就職の促進
- 2 労働力需給調整システムの整備
  - (1) 労働者派遣事業の制度化
  - (2) 民間の労働力需給調整機関との連携の強化
  - (3) 雇用職業情報の整備充実

#### 3 産業構造の変化・就業形態の多様化に対応した雇用対策

- (1) 特定不況業種・特定不況地域対策
  - (2) マイクロエレクトロニクスを中心とした技術革新への対応
  - (3) パートタイマーに対する雇用対策の推進
  - (4) 第三次産業等における雇用対策
  - (5) 地域における雇用開発の推進
- #### 4 若年者雇用対策
- (1) 新規学卒者の職業紹介
  - (2) 若年者の適切な職業選択、職場適応の促進
- #### 5 障害者の雇用対策
- #### 6 同和関係住民等の雇用対策
- #### 7 特別雇用対策
- (1) 建設労働対策
  - (2) 港湾労働対策
  - (3) 季節労働者対策
  - (4) (8)略
- #### 8 特定離職者等の雇用対策
- #### 9 中小企業雇用対策
- (1) 雇用管理改善の推進
  - (2) 労働者福祉の充実
- #### 10 雇用保険事業の運営
- (1) 改正雇用保険制度の適切な運営
  - (2) 受給者の再就職の促進
  - (3) 不正受給の防止対策の充実強化
- #### 11 失業対策諸事業の運営

#### 高齢者雇用対策の概要

高齢者雇用対策は数年来、労働政策の重要な主題となっているが、施策の内容も多様化している。一九八四年度後半においては、以下のとおりである。

〔定年延長の促進〕 一九八五年度六〇歳定年の一般化が、一九八

○年代経済社会の展望と指針」などにおける公式の目標である。

また、中高年齢者などの雇用促進にかんする特別措置法により、高年齢者（五五歳以上）について、六%の雇用率が設けられているが、この率を満たしている企業は半数程度である。行政としては、①中小企業事業主団体の集団指導、定年延長アドバイザーによる相談、退職金・年金計算サービス（有料）、②定年年齢を五六歳以上に引き上げた事業主への「定年延長奨励金」支給（八五年一二月まで）、職務再設計などのための「高年齢者職場改善資金融資」をおこなっている。

〔六〇歳台前半層対策〕 同一企業または企業グループにおける雇用の継続、就業ニーズの多様化への対応をめざして、①助成金の支給と、②シルバー人材センター（雇用関係でない）短期的・補助的仕事を提供）育成（二二九団体）がある。①についてはつぎの三種類がある。

(1) 高年齢者雇用確保助成金 六〇歳以上の定年を定めている事業主が、六一歳以上まで雇用する（または関連企業に出向させる）制度を設けた場合に支給するもの。八四年九月より短時間勤務にも適用。

(2) 定年退職者等雇用促進助成金 六〇歳以上の定年（その後の雇用延長期間の満了）により退職した、六〇歳以上六五歳未満の者を、退職前事業主の斡旋で雇い入れた事業主にたいして支給するもの。

(3) 高年齢者短時間雇用助成金 雇用保険受給者（六〇歳以上六五歳未満かつ支給残日数が所定給付日数の三分の一以上ある者）を、公共職業安定所の紹介で、短時間勤務労働者として雇い入れた

事業主にたいして支給されるもの。

〔再就職の促進〕 五五歳以上の有効求人倍率は〇・一程度で、公共職業安定所窓口を通ずる高齢者の再就職は困難なため「特定求職者雇用開発助成金」が、窓口を通じて高齢者を常用雇用する事業主に支給される。全国主要都市に「高年齢者職業相談室」がおかれ（全国二七五室）、また、管理的、専門的・技術的職業に従事してきた定年退職者などにたいして「人材銀行」（全国二五カ所）があり、職業紹介がおこなわれている。

#### 雇用審議会定年延長部分の報告

立法化をふくむ定年延長問題について、労働大臣より諮問をうけていた雇用審議会は、審議中断後、一九八四年一月一七日審議を再開し、八五年一月一〇日定年延長部会を設置した。この部会は、定年延長の立法化問題を具体的に検討する前提として、高齢者の雇用・就業問題の現状と見通し、今後の雇用・就業のあり方について共通の認識を得るため審議をおこない、その結果を六月一三日審議会に報告した。この共通認識（「今後の高齢者の雇用・就業問題について」）は、この問題が、今日わが国のきわめて重要な国民的課題であるとしたうえで、六〇歳定年、六五歳まで同一企業または企業グループ内雇用、その後任意的就業という図式を示している。今後は、この見解に立って、立法化問題について部会で検討することとなっている。

#### 六〇歳台前半層雇用

##### 対策研究会第二次報告

標記研究会は、一九八四年四月の第一回報告で、六〇歳台前半層にたいする雇用対策として、企業および企業グループにおける雇用延長措置を奨めたが（本年鑑一九八五年版五一八ページ）、八

五年五月二七日、第一回報告と一対をなす「高年齢労働者に関する需給調整機能の強化等について」第二回報告を提出した。報告は、労働力需給調整機能を分担する機関などにたいするヒヤリングを要約し、そこから導かれる提案をおこなっている。提言の要旨はつぎのとおりである。

〔公共職業安定機関〕 公共職業安定所、高年齢者職業相談室および人材銀行が高年齢労働者を取り扱う公的職業紹介機関である。その機能を改善するために、報告書は、企業にたいして、高年齢者雇用の必要性、高年齢者の職業的能力の適正な評価、職務再設計など雇用の機会の拡大について啓蒙し、「特定求職者雇用開発助成金」をも活用しつつ求人開拓をはかること、求職者にたいして労働市場の実情を理解させ、求人が多い職種への転換のため研修機会を設け、職業相談を充実すること、各機関のあいだの連絡を密にすることなどを掲げている。

〔企業の再就職援助〕 企業の一部では、退職準備プログラムをもつとともに、企業グループ内で、定年退職予定者の再就職を促進している。報告書は、企業が技能・経験をよく把握し、労働者が失業を経ずに再就職できるため、企業の再就職援助活動は有効であり、適正な活動が広くおこなわれるよう奨励する必要があるとしている。現状では、企業の斡旋先が関連企業に限定され、再就職先が限られる傾向があるので、「定年退職者等雇用促進助成金」も活用しつつ一般的に高齢者の雇い入れを奨励し、また、企業と職業安定機関の連携を強める必要がある。また退職準備プログラムが適切におこなわれるよう指導援助すべきであるとしている。なお、選択定年制自体について、報告書は評価はおこなっていないが、この制度を利用

して早期に転職しようとする者の援助が必要であるとしている。

〔シルバー人材センター〕 任意就業（生きがいと社会参加をかねた追加収入のための仕事）の場を確保するため、成果をあげているシルバー人材センターを発展させる必要がある。そのため、現行設置基準を緩和して、人口一〇万未満の都市でも地域的ニーズに応じて設置できるようにすること、任意就業の機会を拡大するよう指導援助すること、センター間の交流の場を設けること、短時間雇用の斡旋もふくめかつ六五歳以上も対象とすること、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化すること、センターの自主的団体としての性格を損なうことのないよう留意しつつ法制化についても検討することを提案している。

#### 特定不況業種の指定

不況業種・地域雇用安定法（一九八三年）第二条にもとづき、電線ケーブル製造業を新指定する旨、労働省は八五年二月五日発表した。指定期間は同年一月末までである。二月八日現在の指定業種はこれをふくめ三八業種であった。特定不況業種にたいしては、従来の雇用調整助成金（休業、訓練、出向）、事業主の再就職援助計画の公共職業安定所長による認定と若干の助成措置、離職者求職者手帳の発給、手帳所持者にたいする職業転換給付金と四〇歳以上の手帳所持者にたいする雇用保険基本手当の九〇日間延長などの措置がとられている。

特定不況業種・地域の指定は大部分が八五年六月末までであったが、ほぼ更新されることとなった。

#### 障害者雇用対策

〔雇用状況〕 身体障害者雇用促進法による雇用率は、民間企業で一・五%、公共的分野で一・八―一・九%である。一九八四年六月一日現在の実雇用率は民間企

業で一・二五%、雇用率未達成企業は約半数である。大企業のほうが実雇用率が低い。このところ身体障害者の雇用改善のテンポは著しく鈍化したと労働省広報誌は述べている。

労働省は、一九八三年一〇月現在で、全国的な調査を、五年ぶりにおこない八四年八月に発表した。五人以上の民間企業に、身体障害者は三万人常用雇用されていると推定される。その四六%が製造業で働いている。雇用されている障害者の障害の種類としては肢体不自由が三分の二、以下聴覚障害、内部障害、視覚障害の順となっている。就職先は小規模が多い。採用前身体障害者の平均賃金は、一般常用労働者の八六%であった。身体障害者を雇用している事業の約半数が何らかの配慮をしているが、その措置としては、作業遂行を容易にしたりまたは安全にすることと健康管理が多い。身体障害者の採用にあたって企業が重視しているのは、体力、性格、技能の順である。採用経路としては、公共職業安定所の役割が大きい。

精神薄弱者は、三万六〇〇〇人常用雇用され、製造業を中心に働いている。給与は一般の二分の一以下である。採用経路として公共職業安定所が大きな役割を果たしている。採用にあたっては、作業意欲、持続性、危険にたいする配慮が重視されている。精神薄弱者を雇用する半数の事業所では半数以上に職場指導員が配置されており、継続雇用のためには家庭の協力や、関係行政機関の協力が必要とされている。

〔雇用対策〕労働省は、障害者の雇用対策については、一九八二年三月策定の長期計画により、重度障害者に最大の重点をおき、一般雇用の場を確保するよう、障害者の特性に応じたきめの細かい対策を講じる方針をとってきた。具体的には、①雇用率達成指導――

企業にたいする法定の命令・勧告をバックに指導を強化し、定着の指導や職業相談の強化、②重度障害者対策――特別の能力開発事業による民間企業への雇用促進、第三セクター方式による事業への雇用、③障害種類別対策の強化、④総合リハビリテーション・センターの建設、⑤精神薄弱者雇用率設定問題の検討、などが八四年度の雇用対策であった。八五年度においても、障害者雇用対策は労働省の重点政策のひとつであって、おおむね前年度までの施策が継続された。⑤については、「精神薄弱者雇用対策研究会」（職業安定局の諮問機関）が設置され、検討がおこなわれていたが、同会は、八五年六月二四日、雇用の場を確保することは国の責任であるとの報告を提供した。具体的には、①自治体と企業による第三セクター方式で、精神薄弱者能力開発センターを各地につくる、②各県の心身障害者職業センターを拡充する、③雇用主に委託する形で職場適応訓練を充実する、などを掲げている。

#### 雇用保険制度改正と雇用助成金

雇用保険法改正法は、一九八四年七月六日成立し、七月一三日公布、八月一日施行された。新制度では、受給資格者が、基本手当の所定給付日数の半分以上を残して安定した職業についた場合で労働省令による要件に該当するときは、基本手当の三〇〜一二〇日分の「再就職手当」が支給されることとなった。

また、雇用保険法施行とあわせつぎの助成金制度が新設（拡大）された。支給条件は詳細に規定されているが、主な内容はつぎのとおりである。

〔高齢者雇用確保助成金〕短時間勤務労働者（一週の労働時間が通常の二分の一以下）として、雇用を六一歳以上まで延長する場合

(定年延長、勤務延長、再雇用、出向)にも適用されることとなった(従来は雇用保険被保険者となる場合のみ適用)。

〔高年齢者短時間雇用助成金〕 六〇〜六五歳未満の受給資格者で所定給付日数の三分の一以上を残している者を、公共職業安定所を通じて、短時間勤務労働者として雇用する事業主に支給する制度を創設した。

〔定年退職者等雇用促進助成金〕 六〇歳以上定年制のある事業所から、その事業所の斡旋で、六〇〜六五歳未満の者が、受給資格の決定をうけずに再就職した場合に雇い入れ事業主に、助成金が支給される制度。新設。

〔再就職促進講習給付金〕 雇用保険受給資格者が求職活動を開始した二カ月位の間、地域の労働市場の状況、職場にかんする知識・技能などにかんして事業主などが講習をおこなう場合、事業主等と労働者にたいして支給する制度を創設した。

## 5 職業能力開発政策

### 職業能力開発行政の運営

「一九八五年度職業能力開発行政運営方針」(八五年五月発表)は、本年度を職業能力開発促進法施行にともなう、この行政の刷新の年と位置づけ、施行の準備と効果的実施を目標ととしている。具体的施

策の項目の主要なものはつぎのとおりである。

(1)事業主による職業能力開発の促進。①企業における職業能力開発の実施体制の確立および適切な実施方法の採用、②職業能力開発サービスセンターの開設、③生涯能力開発給付金の活用など、④職業能力開発協会による指導援助の充実。

(2)国、都道府県などによる職業能力開発の推進。①ニーズに対応した職業訓練の弾力的実施、②技術革新の進展に対応した職業訓練の充実、③心身障害者にたいする職業訓練の推進、④訓練生の就職にかんする援助措置の充実。

(3)職業能力評価体制の整備充実と技能尊重気運の醸成。①技能検定制度の整備充実、②技能五輪大会の開催(一〇月)、③社内検定制度の積極的活用

(4)職業訓練分野における海外技術協力の推進

新しい「学習企業」をめざして

雇用促進事業団職業訓練研究センターには、一九八一年以降に「企業内教育研究会」(座長、奥田健二上智大学教授)が設置されているが、八四年一月二日、「新時代の企業内職業能力開発の課題と方向——新しい「学習企業」をめざして」と題する報告書をまとめ、政策的提言をおこなった。これは、別項の職業訓練法改正の考え方と対応したものである。

報告は三部よりなり、第一部では、職業能力開発(職業訓練)をとりまく環境条件の変化について考察している。すなわち、技術革新により、新しい知識や能力を幅広く身につける必要が生じていること、人間資源の面から中小企業の環境変化への適応力を高める必要があること、高齢化、サービス化、女子の職場進出にともなって職

業能力開発上の新たな必要を生じていることなど、基本的な環境変化があるとの認識に立っている。第二部は、今後の職業能力開発の推進と関連して日本の人材育成システムの特徴について考察している。すなわち、日本における人材育成の基本はOJTにあるが、これが効果的学習法となっているのは、後期中等教育の普及のほか、技能の向上が昇進につながることに伴って自己啓発がなされ、個人の適性・能力に合わせた職務編成によって仕事を通じて人間の成長が期待できること、これと関連した長期的職業能力の評価、従業員相互の協力関係も、OJTの発展に寄与している。フォーマルな企業内技能者養成制度によって育成された中堅技能者が、監督・指導、技術者と一般技能者の橋渡しなどの重要な役割を果たしてきた。

以上の判断にもとづき、報告の第三部では、今後の職業能力開発の課題と対策についてつぎのように提言している。

第二次産業の固定職種について若者に技能をつけさせるといふのではなく、サービス分野をふくめ変化に対応できるような適応力を重視した職業能力開発を、労働生涯にわたって、OJT中心でおこなうこと。このためには、企業は「学習企業」に移行しなければならぬが、これは具体的には、職業能力開発についてのトップの認識があり、新時代に適合したキャリアルートが設定され、教育訓練部門が確立していることなどを意味している。

学習企業を支援するため、国および都道府県は、つぎのような対策を実施する必要があるとしている。

(1) 変化に対応する教育訓練実施のために、中堅・中小企業にたいして相談、援助をおこなう場合には、従業員の募集対策、定着対策などもふくめた幅広いノウハウの提供が必要である。また、企業に

たいする援助、助成は企業の策定する職業能力開発計画にのっとりて実施するなど、事業主の自主性を尊重する観点からおこなうものでなければならぬ。

(2) 個別企業が労働者の技能および知識の向上にかんして直面する千差万別の問題について、お互いの経験の交流と適切な指導助言をおこなうことができる「経験交流プラザ」といったものを開設することが望まれる。

(3) 中堅・中小企業の職業能力開発のためには、的確なガイドラインを示すことが有効である。この場合、ガイドラインを多様化するとともに、一般的な形で職業能力開発の目標を示すことも必要である。

(4) 公共職業訓練施設においては、管理的な職業能力の開発、コンピュータを活用できる職業能力の付与や、在職労働者の職業能力開発など地域および時代のニーズに的確に対応したものを実施する必要があるほか、職業訓練指導員、職業訓練大学校、職業訓練研究センターが活用されることが期待される。

(5) 有給教育訓練休暇制度の活用にあわせ、自己啓発を促進するため、それに要する経費の負担を軽減するための措置が望まれる。

これらの政策を貫く考え方は、社会的に通用する技能をもつ者を養成するよりは、これまでの企業内教育訓練の積極的役割を認め、公的職業訓練はこれを支援する役割を担うべき位置を与えつつ、環境変化に対応しようとしているとみなすことができよう。

#### 職業能力開発サービスセンター

職業訓練法の改正により、職業能力開発の統合と援助が制度化されることとなったが、これと並行して中小企業分野において、関

連サービスを提供する趣旨で、全国の産業中心地四カ所に職業能力開発サービスセンターが設けられることとなり、一九八五年四月、基本方針が決まった。

設置の趣旨は、新技術導入や中高年齢者の能力再開発などに代表される職業生涯を通ずる能力開発について、とくに中小企業では、計画の策定や公的施策について知識が不十分なので、専門の相談員による相談指導や情報提供をおこなおうとするものである。したがって業務内容は、①企業における能力開発計画、技術革新や高齢化にともなう能力開発の効率的実施について助言すること、②公共職業訓練や各種給付金制度について、および労働者の自発的能力開発についての情報提供、③関連した情報の収集である。具体的実施は、雇用促進事業団の委託により、都道府県職業能力開発協会がおこなう。業務を担当するのは、非常勤の実務経験者である「職業能力開発プランナー」と、常勤の「職業能力開発相談員」である。専門的相談指導は主として前者の責任である。

### 職業能力開発関係の助成金

職業能力開発促進法の成立にともない、生涯的な能力開発が重要となってきたが、労働省は一九八五年度より従来からあった生涯職業訓練給付金制度を改訂して、生涯能力開発給付金制度とした。これはさらに下記の二つに分かれる。

〔能力開発給付金制度〕「事業内職業能力開発計画」にもとづいておこなう職業訓練に要する経費を助成するもの。中小企業の場合二五歳以上、大企業の場合三五歳以上の年齢段階に応じて、特定の職業訓練（OJTを除く）をおこなう事業主の訓練のための費用の一定割合を助成するもの。事業主の支払う訓練対象者の賃金や、受講奨

励金（定年退職予定者にたいする再就職のための訓練の受講を奨励するもの）も対象にふくまれる。

〔有給教育訓練休暇給付金制度〕事業内職業能力開発計画にもとづき、雇用者に有給教育訓練休暇を与える事業主に支給される。有給教育訓練休暇の全期間について通常の賃金の日額以上が支払われていること、訓練期間が原則として一〇日以上で、公共職業訓練施設、高等学校、大学、高等専門学校、労働大臣の指定する専修学校または各種学校でおこなわれるものが対象となる。

〔通信制定年退職前職業講習制度〕定年退職予定者が、再就職に必要な知識および技能を通信制講習により習得するようにするための制度。講習経費（入学金と受講料）は、雇用促進事業団が委託契約を結んだ通信制教育施設に直接支払い、受講者は、これを負担しないですむ。三年以内に定年に達するか、勤務延長・再雇用が終了予定の、雇用保険被保険者で一定の条件にある者が、雇用促進事業団の認める施設のおこなう一年以内の通信制講習をうける場合が対象である。

### 社内検定認定制度

一九八一年四月策定された第三次職業訓練基  
本計画で、公的な技能検定制度を補完するとともに、職業能力評価制度と処遇との結合を促進するため認定検定制度の導入をはかることがうたわれていた。その具体化のための検討は、八二、八三年に「社内検定等制度研究会」でおこなわれ、可とする意見がまとめられていた。労働省は、中央職業訓練審議会の同意（八四年一〇月）を得て、一月一七日付告示により「社内検定認定規定」を制定し、同月末より実施した。現在、国でおこなう技能検定のほか、技術革新の先端技能や、企業特有の技能などをふく



めて社内検定をおこなっている企業は三割程度に達しているが、このうち、技能振興上奨励すべきものを、申請により労働省で認定するものである。認定の基準としては、事業主（または事業主団体）が、その労働者にたいして実施するものであって、労働者の有する職業能力にたいする社会的評価の向上に資すると認められること、検定の基準が適切であること、技能検定を補完するものであること、年一回以上おこなわれること、検定の実施方法が適切・公正であることなどの条件を満たしていなければならない。申請により、認定されると「労働省認定」の表示が可能となる。労働省では、この制度により、社内検定に権威と客観性をもたせることができ、これが処遇と結合して技能水準の向上に役立つとみなしている。また、事業主団体がおこなう場合には、技能水準の統一的向上、技能尊重の気運の醸成に寄与するとみなしている。

## 6 労働基準政策

### 労働基準行政の運営

労働省労働基準局では、毎年度末に翌年度の行政運営方針を定めている。一九八五年の行政運営方針を定めている。一九八五年度にかんするものうち、目立つものは、①最近、労働災害の改善傾向が鈍化してきたことから、重点業種を定めて、第三年度にあたる第六次労働災害防止計画の目標達成に努めること、精神健康対策

をふくむ総合的な健康確保対策や新技術に対応する安全衛生対策を推進すること、②景気動向から実労働時間は増大傾向にあるが、政府は環境整備により時間短縮にかんする労使の自主的努力を促す。このため、ゴールデンウィークにおける連続休暇の促進、「労働時間短縮の展望と指針」の作成などをおこなうこと、③サービス経済化にともなう第三次産業における労働条件の改善をはかり、パートタイム労働対策要綱を実施すること、④労働時間法制、退職手当などについて、労働基準法研究会の結論をまっけて、法改正も検討すること、⑤高齢化社会の到来を迎えて、各種福祉対策をひきつづき進めること、このさい、中小企業退職金共済制度の見直しを検討すること、などであった。このうち①については、恒例化されている全国労働衛生週間、全国安全週間のキャンペーンや技術的な規則の改廃などを通じて実施された。

### 労働基準法研究会

#### 第三部会中間報告

労働大臣の私的諮問機関労働基準法研究会（石川吉右衛門会長）は、一九八二年五月より審議を再開していたが、八四年八月二八日、三つの部会報告を労働大臣あて提出した。研究会は八五年までに最終報告をおこなう予定で、労働基準局長は、これをうけて法改正をふくめて所要施策を検討するとの序文を付した報告書を公表した。第一部会（労働契約関係）の報告は「パートタイム労働対策の方向」と題するものであった（別項参照）。なお、この部会では一月一八日、派遣・出向など複雑な労働関係にかんする労働基準法等の適用について、報告を発表した（労働者派遣事業法の項参照）。第二部会（労働時間関係）の報告は、基準労働時間を一週四五時間とする一方、一日九時間とするなど、大胆な提案をおこない、社会

的論議の素材を提供した。次の項に述べる。第三部会の報告は以下のとおりである。

(1) 支給規定の整備などについて。第三部会報告（退職手当の労働基準法上の問題点について）は、法の現行の規定で使用者が退職手当について定める場合、就業規則で定めるべきものとしているが、記載すべき事項が明示されていないので、制度の基本的事項を法定するべきであること、規定の保存を義務づけるべきこととしている。また、在職中退職手当規定が労働者に不利に変更される場合の問題は、就業規則の不利益変更一般の問題として取り扱うべきであり、法令上規制することは慎重であるべきである。退職手当の基本事項を労働契約締結のさい明示すべきものとしている。

(2) 支給の確保について。報告書は、退職手当の支給を確保するための考察をおこない、とくに社外積立型の場合、使用者が加入者名簿を備えること、受給権者の請求があれば使用者が直ちに事務手続きをおこなうことについて必要な措置を設けることを提案している。支払いについては、退職一時金および年金の第一回支払いの時期が遅延しないように規制することを提案している。退職手当は、懲戒解雇などにかかわる退職者について不支給ないし減額する慣行があり、このことについての見解は分かれているが、このことについて、「退職手当は、労働者の永年の労働の対象として支払われるものである」から、使用者のまったく自由な裁量で不支給とされるべきではなく、また、懲戒解雇は直ちに退職手当不支給理由になるものではないと論じ、不支給・減額は、あらかじめ退職手当規定などで具体的かつ明確に規定された場合にかぎっておこないうるものであり、実施する場合、使用者は書面で提示するようにさせること

が適当であるとしている。企業倒産などのため退職手当が支給されない可能性にたいして、賃金の支払の確保等に関する法律で、使用者に保全措置を講ずるよう努力義務を課しているが、報告はこの規定が有効に機能していないと判断している。また、同法による立替払いも額が少なく救済に十分でないとし、これらについてひきつづき検討を要すると述べている。

#### 労基法研究会中間報告・第二部会・労働時間関係

労働時間関係の要旨はつぎのとおりである。

##### (1) 労働時間の原則と適用に関する問題点と検討の方向

① 労働時間の原則について、法定労働時間の基本的方向としては、一週の法定労働時間を短縮し、一日の法定労働時間を弾力化する方向で検討するとしている。統一的基準は所定労働時間格差の大きな現状では、小幅とならざるを得ず、当面、一週四五時間、一日九時間とすることが考えられる。また、年間総労働時間の考え方を導入し、労使協定で一定の限定を付する場合、一日一週の労働時間を弾力化することも検討する。フレックスタイム制を認める方向で検討する。週休二日制は一週の法定労働時間の短縮の問題として考えるべきで、それ自体の立法化は適当でない。

② 労働時間の原則の適用について特別の問題のある業種の取扱いについて。当分の間、小規模企業について猶予期間をおく。特定業種については、固定化はさけるが、現行基準の遵守の徹底を図ることやむを得ない。

③ 労働時間の算定について特別の取扱いをする必要がある業務の労働時間の算定（略）

##### (2) 時間外労働及び休日労働

労働基準法第三六条の方式は定着しており維持する。これは無制限に時間外・休日労働を認める趣旨ではない。現行の行政指導には法的根拠が必要である。時間外労働の割増賃金率については、将来的には検討の必要がある。当面は一定限度をこえる時間外労働の割増賃金率の引き上げ、無給

の代休付与について実態をふまえつつ検討する。

(3) 年次有給休暇に関する問題点と検討の方向

年次有給休暇制度は、ILO条約を考慮しつつも、わが国の雇用慣行生活慣習の実情に即して法制化されてきたため、使用目的の制限、連続取得等の点について西欧諸国と大きな差があるが、これを西欧的に改める必要はない。付与日数等の基本的枠組みにおいてILO条約の水準を満たすものとするとともに、有効に活用されるようにする観点で検討する。最低日数については、現行六日を一〇日（週休二日の場合二労働週）とする方向で検討する。年次有給休暇を病休等に使用すること、一年連続勤務八割以上出勤という付与条件、勤続年数による付与日数の増加、連続取得を必要としないこと等については現行で差支えない。計画的付与のため、病休その他で留保される日数を越える部分について労使協定による計画的付与を認める方向で検討する。

(4) 深夜交替制に関する問題点と検討の方向

深夜交替労働は、生理的・社会的に好ましくない影響があることは、専門家の大まかな意見の一致はあるが、具体的にどうすべきかの見解は分れている。国際的にも同様である。実態は業種・業態で多様である。当面は、法による規制でなく、必要なものにつき指針を示すことにすべきである。

### ゴールデンウィークの連続休暇

労働省では、労働時間対策の一環として、一九八四年一二月、

「ゴールデンウィークにおける連続休暇普及促進要綱」を公表した。内容は、中央・地方レベルにおける合意の形成への努力、労使への働きかけと指導、啓蒙、広報などである。

八五年四月労働省が発表したところによれば、一三八〇社にたいする調査で、四月二十七日から五月六日の一〇日間における平均休暇日は約六日である。製造業の四分の三では、四日以上連続休暇を与えているが、非製造業では四分の一であった。しかし、連続休暇

を与える企業の割合は前年より増加している。

商業・サービス業など

における特例の廃止

労働基準法の一八時間（一週四八時間）労働制では、商業・サービス業などについて九時間（五四時間）、鉄道などの一

昼夜交替勤務者（乗務員を除く）については、一〇時間（六〇時間）の特例があったが、一九八一年以降労働省令により、段階的廃止が開始された。

労働省は、一九八五年三月七日、第6図のような段階的廃止を中央労働基準審議会にはかり、同審議会は三月一五日、これを認める答申をした。もっとも一〇人未満の企業についても特例は、基本的に廃止すべきだとする労働者委員の意見があった。労働省令は三月二五日、省令を制定し答申どおり実施された。

労働時間短縮の展望と指針

労働省は、一九八五年六月二〇日、九〇年度までの労働時間対策の基本

となる「労働時間短縮の展望と指針」を、中央労働基準審議会に報告して了承をうけ公表した。これは八〇年一二月策定され、八五年度までに年間総実労働時間を二〇〇〇時間程度にすることをめざした「週休二日制等労働時間対策推進計画」に代わるものである。最近、実労働時間は年間二一〇〇時間程度で減少していないが、二〇〇〇時間をあらためて目標としている。実現に至る方法は、週休二日制の普及、年次有給休暇の消化促進、所定外労働時間短縮の三つである。行政指導を中心とした、きめの細かい、他面、漸進的な政策となっている。

パートタイム労働対策要綱

労働基準法研究会は、一九八四年八月二八日、三つの部会の中間報告を

第6図 商業・サービス業等の8時間労働制の特例(9時間労働制)の段階的廃止

単位：( )内を除き1000カ所または1000人

(1) 商業・サービス業

		1981年3月31日		1983年3月31日		1985年3月31日		1988年3月31日	
すでに廃止された	労働者51人以上	事業場数 9	労働者数 1,453人						
	労働者10人以上50人以下 卸・小売業にあっては 10人以上30人未満	事業場数 202	労働者数 3,622人						
なったもの 中央労働基準審議会での審議の対象と	労働者5人以上9人以下	事業場数 310	労働者数 2,224人						
	労働者1人以上4人以下	事業場数 1,293	労働者数 3,144人	再検討					

(2) 鉄道等の一昼夜交替勤務従事者等

		1985年3月31日	
鉄道等の一昼夜交替勤務従事者	企業数 (124社)	従事者数 95人	
鉄道の特殊日勤従事者	企業数 ( 1社)	従事者数 1人	

- 〔備考〕
- 1) 商業・サービス業の業種には、卸・小売業、理・美容業、診療所、社会福祉施設、旅館業、飲食店などがふくまれる。
  - 2) 30人以上規模の卸・小売業は、特例対象事業場にふくまれない。
  - 3) 鉄道等の一昼夜交替勤務従事者の企業数には、鉄道部門、バス部門を兼営している企業を重複して計上している。
  - 4) 一昼夜交替勤務とは、継続24時間勤務、継続24時間非番を繰り返す勤務形態で労働密度の薄い勤務をいう。
  - 5) 特殊日勤とは、国鉄においてのみ認められてきた勤務形態で、1日の列車往復回数が少ないため労働密度の薄い日勤の勤務をいう。

おこなったが、第一部会(労働契約関係)は「パートタイム労働対策の方向について」扱っている。この部会報告は、パートタイム労働者の現状と増加の背景について分析したのち、問題点と対策の方向を打ち出した。すなわち、パートタイム労働者の処遇および労働条件などについては、使用者によっては労働関係法令の適用をうけないとの誤解があること、労働条件が不明確であること、労働基準法が予定していなかった要素をふくみ適用上困難を生じることもあること、通常の労働者との区別が明確でないことなどの問題があるとし、対策としては、①パートタイム労働者の定義の明確化、②労働条件の明示、③就業規則の整備、④反復更新された期間の定めのある労働契約の終了、⑤労働時間、⑥年次有給休暇、⑦健康診断、の項目を掲げて検討している。

中間報告は、これらをパートタイム労働法制としていくことも考えうるものの、パートタイム労働の実態が多様なところから、当面指針を示し、実態の整備に期待すべきだとしている。そこで中間報告で指示された対策は後述のパートタイム労働対策要綱に、おおむねそのまま引き継がれ、行政指導として実現されることとなった。なお、これは、労働省プロジェクトチームの政策提言(本年鑑一九八五年版四九五ページ)とも類似している。

八四年八月以降、中央労働基準審議会に、パートタイム小委員会がおかれ、審議がおこなわれたが、審議会は一〇月三十一日小委員会の「パートタイム労働要綱」を了承した。

労働省は、細目にわたる詰めをおこなったうえ、一二月三日付で、都道府県レベルの機関あて労働事務次官通達を出した。同時に雇入通知書モデルも定められた。パートタイム労働対策要綱の要旨はつぎのとおりである。

(1) 趣旨 パートタイム労働者の定義を明らかにし、その労働条件等について関係者が考慮すべき指針と労働省の講ずべき施策を定める。

(2) 定義 「その者の一日、一週又は一カ月の所定労働時間が当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間よりも相当程度短い労働者」を言い、季節労働者や有期事業の臨時労働者とは区別される。

(3) パートタイム労働に関する指針  
イ 労働条件の明確化

労働条件の明確化が必要であり、そのため、①使用者は主要労働条件を定めた「雇入通知書」を交付するよう努めること（書面による労働契約、又は就業規則がある場合を除く）。②パートタイム労働者を含め常時一〇名以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成する。

ロ 労働時間管理等の適正化

労働基準関係法令は当然適用されるが、通常の労働者との均衡も考慮し、次のように措置する。

(イ) 個人の事情を考慮して労働時間を定める。これを超えて労働させることがあるか否か雇入れの際明示する。通常の労働者の所定労働時間を超えてパートタイム労働者を働かせないようにする。

(ロ) 年次有給休暇 週五日以上勤務の者には労働基準法上の年次有給休暇を与えるものとする。週四日以上勤務者についても同様に扱うことが望ましい。

(ハ) 解雇予告 期間の定めのある労働契約の更新で勤務が一年以上に

なった場合、当該労働契約を更新しない場合でも三〇日以上前に予告するよう努めること。

(ニ) 健康診断 常時使用するパートタイマーについても実施するものとする。

ハ 雇用管理の適正化

(イ) 雇用管理の適正化（雇用保険の適用を含む）

(ロ) 高年齢者パートタイム雇用の促進 六〇歳を超える層の中に短時間就業希望者が増大するので、使用者は雇用機会を与えるよう努めるものとする。

(ハ) 優先的応募機会の付与 通常の労働者を雇入れようとするとき、パートタイム労働者で希望者があれば、優先して応募する機会を与えるようにする。

(4) パートタイム労働に関する施策

(3)を促進するため行政上の措置をとる。この際、①パートタイム労働者の職業紹介及び雇用相談の充実（パートバンクの充実、雇用管理改善ハンドブックの作成等）、②パートタイムの労働者の資質の向上を図るための施策（職業教室の開催、婦人就業援助施設等における講習会、パートタイム労働旬間の設定）を行なう。

(5) その他

所定労働時間が通常の労働者と差がないパートタイマーとよばれる者にもこの要綱を適用するが、さきの定義に即して通常の労働者との区分が明確となるよう労使、関係者が努力すべきである。

中小企業退職金

共済審議会の建議

中小企業退職金共済制度は、法の規定により少なくとも五年ごとに見直し検討をおこなうこととなっており、これまではこの期間ごと

に制度改訂がなされてきた。一九八五年が見直しの年に当たると、中小企業退職金共済審議会（大宮五郎会長）は、八三年一月以降検討を加え、八四年八月七日、労働大臣にたいし制度の改善の方向と内容を建議した。建議の要点はつぎのとおりである。

## 【中小企業退職金共済審議会建議の要点】

### 一 一般退職金共済制度関係

#### 1 総則的事項

中小企業の範囲外となった既加入事業主について、制度の適用を引き続き受けられるようにすること、および給付水準引上げのため、過去勤務期間の一定の期間、適及して掛金を積増しできるようにすることについて検討する。

#### 2 給付の改善

基礎指標および退職金カーブは当面現行どおりとするが今後とも検討すべきである。掛金額を（引上げる方向で）適正化すべきである。年金制度の導入は本制度の基本にかかわるものであり、当面は、年金的機能が果たせるような一時金の取扱いについて検討をすすめるべきである。

#### 二 特定業種退職金共済制度関係

掛金日額の範囲は当面現行通りでよいが適正化を検討すべきである。

#### （その他略）

#### 三 その他

制度への加入促進、資産の運用利回りの改善、口座振込等の手続の改善を図るべきである。

労働省は八五年度予算の概算要求にあたり、この建議を実現することをめざしたが、大蔵省の反対があつて実現に至らず、八五年一月、審議会は小委員会を設けて建議の見直しに入つたと報じられている。その後、衆議院における予算審議のなかで山口労相は、八六年度に法改正案を国会に提出したいと答弁している。

## 7 第一〇二回国会における労働関係法案

第一〇二回国会においては、前会期から継続審議となっていた、電電公社の民営化にともなう労働法付則の一部改正が（一九八四・一二・一〇）成立したほか、広く社会的注目をひいた男女雇用機会均等法が成立した。また、労働者派遣事業法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」と同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案）が、両院で修正可決された。職業訓練法の一部改正法案も成立した。前会期で廃案となつた、職業安定法の一部改正法案（地方事務官の廃止等）は再び廃案となつた。

### 1 労働者派遣事業法の制定

#### 制定の経過

本年鑑一九八五年版で「労働者派遣事業の拡大と制度化」について特集し、立法化に向けた動きと運動にかんしても紹介した。国会内外で論争の多かつた労働者派遣事業法は、結局、一九八五年六月一日成立した。法案成立に至る主な

経過はつぎのとおりである。

一九八〇年四月「労働力需給システム研究会」の提言。

八四年二月「労働者派遣事業問題調査会」報告書。

八四年一〇月一八日 中央職業安定審議会の「労働者派遣事業等小委員会」(座長・高梨昌信州大学教授)の「労働者派遣事業の立法の構想(試案)」公表される(本年鑑一九八五年版六八〜六九ページ参照)。

一〇月一八日 労働基準法研究会第一部会(労働契約関係)「派遣・出向等複雑な労働関係に対する労働基準法等の適用について」労働者派遣事業については、基本的に派遣元に労働基準法上の責任を負わせるが、派遣先が指揮命令権の行使を派遣先から委任されていることにより、作業実施に関連する事柄については、派遣元にも責任を負わせる考え方を示した。

十一月一七日 労働者派遣事業等小委員会報告「労働者派遣事業問題についての立法化の構想」

審議会レベルにおける立法化審議の結論である。成立した法律の基本的考え方と具体的規制の内容を示した。すなわち、労働者派遣事業を新たな「労働力需給システム」とみなし、派遣先、派遣元の責任関係を明らかにし、必要な規定により、派遣労働者を保護しようとしている(全文については、『ジュリスト』八三二号参照)。

八五年一月一六日 労働省、「労働者派遣事業の制度化に関する法的措置についての考え方」を中央職業安定審議会に提出。

二月五日 労働大臣「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(仮称)案要綱」および「同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(仮称)案要綱」

について中央職業安定審議会に諮問(『ジュリスト』に掲載)。

二月一五日 中央職業安定審議会、右諮問をおおむね可とする答申。

この答申において、法律施行後三年程度の適当な時期における見直し、労働者供給事業禁止の原則の堅持、雇用慣行との調和をはかることが必要であるとし、具体的には①派遣労働者による常用労働者の代替をさける、②派遣業者の報告により実情を把握して派遣労働者の福祉の向上をはかる、③特定企業への派遣または海外への派遣では弊害除去に努める、④社会、労働保険の適用促進、⑤労働者派遣事業が、需給システムの一環として機能し単なる企業内の労働力調整策とならないようにすること、などの立法上および運用上の指針を示した。

この答申後、作成された法案およびその要綱には審議会の意見は相当反映されたが、反映されなかった部分もあり、国会審議の過程で復活している。

三月一五日 政府案閣議決定。

三月一九日 政府案国会に提出(提案理由説明の主要部分は別掲した)。

五月一四日 衆議院社会労働委員会で修正可決。

五月一七日 同本会議で可決(自民・公明・民社三党が賛成)。

修正点は、①労働者派遣事業の許可申請と届出書に、料金などを記載させること、②海外派遣の場合の手続きの厳格化、③新たに派遣の対象とするときは、労働協約などに定められていても個人の同意を得ること、④三年後検討、ほか一項目である。

五月二九日 参議院社会労働委員会公聴会労働側参考人が対立す

る意見を表明した。

六月六日 参議院社会労働委員会で修正可決。

六月七日 同本会議で可決（前記三党が賛成）。

修正点としては、①常用労働者との代替をさけるため、労働大臣が派遣の期間を定め得ることとした。②派遣先における派遣労働者の苦情の迅速な処理のための措置を規定した。

六月十一日 衆議院本会議で可決成立。

法案の要旨 政府案の提案理由説明中の内容の概要はつぎのとおりである。

【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案】提案理由説明（一部）

第一は、この法律は、労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定と福祉の増進に資することを目的といたしております。

第二は、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置であります。

その一として、労働者派遣事業を常用雇用労働者のみで行う特定労働者派遣事業といわゆる登録型等で労働者を派遣する一般労働者派遣事業に区分し、前者については届出制、後者については許可制によることといたしております。

その二として、労働者派遣事業は、港湾運送業務、建設業務等を除き、専門的な知識、技術、経験を必要とする業務及び特別の雇用管理を必要とする業務のうち中央職業安定審議会の意見を聴いて政令で定める業務に限って行うことができることといたしております。

その三として、労働者派遣事業を行う者についての欠格事由等を定め、事業停止命令等の措置を講ずることといたしております。

第三は、派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置であります。

その一として、労働者派遣契約に派遣労働者の具体的な就業条件を定めることとともに、正当な組合活動を行ったこと等を理由とする労働

者派遣契約の解除を禁ずること等の措置を講ずることといたしております。

その二として、派遣元事業主に、派遣労働者の就業機会や教育訓練の機会の確保等のための努力、派遣労働者に対する就業条件の明示等適正な雇用管理を行わせることといたしております。

その三として、派遣先に、派遣労働者についての苦情の的確な処理等の努力を行わせるため、派遣先責任者を選任させる等適正な就業管理を行わせることといたしております。

その四として、労働基準法等の使用者責任を明確化することとし、派遣労働者については、基本的には派遣元の事業主が使用者としての責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理、労働者の安全衛生の確保等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることといたしております。

その他この法律を施行するために必要な指導、改善命令、立入検査、報告の徴収等の権限及び罰則規定等を定めることといたしております。

次に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の概要について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました（法律案）の成立、施行に伴って必要とされる関係法律の整備のための規定及び経過措置を定めるほか、これに併せて、最近の経済社会情勢の変化に対処して、民間の職業紹介事業、労働者募集及び労働組合が行う労働者供給事業につき、その労働力需給調整機能が効果的に発揮されるよう現行規制の簡素化、合理化等の改正を行うことといたしております。



## 2 職業訓練法の改正

### 改正に至る経過

職業訓練法は旧法を廃止して、一九六九年制定され、その後、七八年の一部改正などがあったが、最近の技術革新、高齢化、産業構造の変化などの環境変化があり、また、中小企業における企業内教育訓練の不備や公共職業訓練における能力開発ニーズへの対応の不十分性が指摘され、法改正が日程にのぼることとなった。

八二年七月 臨調第三次答申で、地方公務員にたいする人件費補助を原則として一般財源措置に移行すべき旨指摘があった。このため法改正で、補助方式を改める必要が生じた。

八四年七月一日 労働省職業訓練局が「職業能力開発局」に改められた。

八四年六月二八日 「公共職業訓練のあり方等研究会」（座長・舟橋尚道法政大学教授）報告書。公共職業訓練が地域における労働者の職業能力開発システムの中心的地位を占めるようにする必要があるとした。

八四年一月二日 企業内教育研究会の「学習企業」に関する報告（別項）。

八五年一月一〇日 右の二報告および、中央職業訓練審議会総括部会の検討経過をふまえ、労働省は、職業訓練法の一部改正法案要綱を同審議会に諮問。

一月二四日 審議会は、要綱はおおむね妥当と答申。

二月二日 政府案閣議決定。

二月二三日 国会に提出。

四月二日 衆議院可決。

五月一〇日 参議院可決成立。

六月八日 公布。補助方式の部分は直ちに、その他は一〇月一日施行。

### 法案の内容

第一〇二回国会で、政府提出の職業訓練法の一部改正法案が成立し、法律の名称も「職業能力開発促進法」となった。名称の変更は直接的には従来より広い職業能力の開発向上をはかることを示すとともに、有給教育訓練休暇にかんする規定などが加わったことによるものであるが、このことは、目的や基本理念の変更をふくめた大幅改正であることを示している。法案の提案理由によれば、①技術革新、高齢化社会の到来、その他最近の経済社会情勢の変化に対応する必要から、②事業主が、その雇用する労働者の職業能力の開発・向上を計画的におこなうことを奨励し、③公共職業訓練施設の運営が円滑・効果的におこなわれるようにすることによって、④労働者の職業生活の全期間を通じて職業能力の開発および向上ができるような制度を確立することにある。この法案の内容的特徴は、職業訓練を労働者の自発的努力を助長するものとして位置づけ、企業内職業訓練を従来以上に重視し、事業主に計画的努力を促していること、公共職業訓練について、委託訓練制度の積極的利用や訓練基準の弾力化をはかっていること、都道府県の自主性を尊重していることなどである。最後の点は臨調の報告の反映でもある。このように、職業訓練制度の抜本的改革をめざす

法改正であったが、立案、審議は、行政主導のもとに波乱なく進行した。

【職業訓練法の一部を改正する法律案】提案理由説明（一部）】

第一に、職業能力開発を促進するという今回の改正の趣旨に合わせて、法律の名称を「職業訓練法」から「職業能力開発促進法」に改めることといたしております。

また、職業能力開発の促進の基本理念について、職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われるものとして明確にするとともに、職業訓練は訓練を受ける労働者の自発的な努力を助長するように配慮して行われるものとしたしております。

さらに、国及び都道府県の責務について、事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつ、事業主の講ずる措置の奨励に努めなければならぬものとしたしております。

第二に、事業主がその雇用する労働者に対して行う職業能力開発促進の措置について、多様な方法により職業訓練を実施するほか、必要に応じ、他の者の設置する施設により行われる職業に関する教育訓練を受けさせること又は有給教育訓練休暇の付与その他必要な援助を行うこと等の措置を講ずることにより、労働者の職業能力の開発及び向上を促進することといたしております。

また、事業主はこのような措置に関する計画を作成するように努めなければならぬものとするともに、計画の作成、実施及びこれらの措置に関する相談、指導等の業務を担当する職業能力開発推進者の制度を新たに設け、事業内において職業能力開発を促進する体制を整備いたしております。

さらに、国及び都道府県が事業主等に対して行う援助の措置についても、職業能力開発推進者に対する講習の実施、情報、資料の提供、相談等を適切かつ効果的に行うために必要な施設の設置などについての規定を設け、その充実を図ることといたしております。

第三に、公共職業訓練施設について、委託訓練制度の積極的活用を図るとともに、訓練基準の弾力化を図るよう改正し、また、職業訓練指導員に

ついても、有能な人材を登用できるよう規定を整備し、より円滑かつ効果的な運営を図ることといたしております。

第四に、都道府県立職業訓練施設の運営費についての補助方式を負担金方式から交付金方式に改めることとしております。これは、先の臨時行政調査会の答申の趣旨を踏まえ、これらの施設が地域の実情に応じて一層自主的かつ弾力的に運営されるようその機能の強化を図るためのものであります。

その他、「職業訓練計画」及び「職業訓練審議会」の名称の変更等所要の規定の整備を図るとともに、この法律の施行を一部の規定を除き、昭和六十年十月一日からいたしております。

### 3 男女雇用機会均等法の成立と

#### 女子差別撤廃条約批准

男女雇用機会均等法の成立  
国会で、衆議院で可決されたが、参

議院で継続審議となっていた（本年鑑一九八五年版四九九ページ以下）。四野党提出法案は廃案となった。第一〇二回国会においては、一九八五年四月一日以降参議院社会労働委員会が審議がおこなわれ、四月二五日、同委員会で修正可決され、五月一〇日参議院本会議で、五月一七日衆議院本会議で可決成立し、六月一日公布された。施行は、付則により八六年四月一日である。

参議院における修正は、三点である。①目的に、「法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり」の文言を加えたこと、②第

二条に基本的理念（女子労働者は経済社会の発展に寄与する者であり、かつ家庭の一員として次代を担う者の生育に重要な役割を有する）の実現を一般的に宣言していたのにたいし、この法律による女子労働者の福祉の増進がこの基本理念にそったものであると限定するとともに、これに見合つて国および地方公共団体の責務を限定したこと、③政府が適当な期間において、検討するよう付則をおいたこと（なお、立法にたいする反対闘争はII-VI「権利闘争」を参照）。

#### 女子差別撤廃条約の批准

一九七九年成立した国連の「女子に対する条約」の批准の前提のひとつとして、男女雇用機会均等法が成立したが、政府はこれにより批准に必要な国内的条件がすべて整ったとし、国会の承認を得て、一九八五年六月二五日批准書を国連事務総長に寄託した。この条約は、国連の世界人権宣言その他の人権にかんする活動を一步すすめたもので、とくに、男女の定型化された役割の訂正を求めるなど画期的内容をもっている。この条約のうち、とくに雇用における男女平等と直接関係する部分はずきのおりである。

第一条（女子に対する差別の定義——女子が男女の平等を基礎として、人権と基本的自由を認識・享有・行使することを妨げる、性による区別、排除、制限）

第四条（平等を促進することを目的とする暫定措置と、母性保護のための特別措置は差別でない）

#### 第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（同一の選考基準の適用を含む。）についての権利  
(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに、職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

【参考資料】(1)『労働時報』、(2)『労働基準』、(3)『職業安定広報』、(4)『労働広報』、(5)『週刊労働ニュース』、(6)『衆議院社会労働委員会会議録』、(7)『労働法令通信』、(8)『労働省新聞発表資料』、(9)『EPS』、(10)『財政金融統計月報』、(11)『ジュリスト』八三一号、一九八五年三月一日号。

## II 賃金政策

概要□八五年度の地域別最賃額改定の目安  
——産業別最低賃金についての建議——人事  
院の給与勧告

概

要

一、八五年度における地域別最低賃金額改定の目安における引き上げ率は、三・六%となった。この公益委員の見解にたいして労使ともに反対し、とくに使用者側委員は、規模三〇人以下の中小企業の賃金調査結果三・五%に、〇・一ポイント加えた点に強く反対した。その結果八五年度においても目安は、公益委員見解として示されることになった。

一、八五年度においては、産業別最低賃金の見直しがおこなわれることになっていたが、当面の問題として八五年度における産別最賃の改定について、公益委員から「昭和六〇年度における産業別最低賃金の改定に関する取扱方針」が提示され、中央最賃審議会の全員協議会において「建議」として決定された。

一、八四年八月一〇日一万五五四円（六・四四%）の国家公務員給与改定の勧告をおこなった。これにたいし、政府は一〇月三十一日三・四%内引き上げ、四月一日実施を閣議決定した。人事院は、八五年八月七日一万四三二円（五・七四%）の国家公務員の給与改定を勧告した。この勧告には、国家公務員の職務内容の複雑化、専門化に対応して、従来の八等級制（行政職俸給表（一））を一一等級制に改める内容がふくまれている。

## 1 八五年度の地域別最賃額改定の目安

八五年度における地域別最低賃金額改定の目安については、八五年五月一五日の第九回中央最低賃金審議会総会において労働大臣から諮問をうけ、ただちに目安に関する小委員会に付託された。その後七月二六日まで、小委員会を四回、公益代表委員と労使各側委員との個別打ち合わせが数回ひらかれた。

八五年度の審議においてもっぱら問題となったのは、目安の金額についてであり、前年までとりあげられていたランク数、目安の表示方法などについては、労使委員のいずれからもとりあげられなかった。審議の最初の段階において労働者側委員からは、一般労働者と中小零細企業に働く未組織労働者との賃金格差を縮小させるため、最賃の引き上げ率は組織労働者の春季賃上げ率プラスアルファが必要であり、各ランク同率で五・二%の引き上げとすべきだという意見が表明された。

また使用者側委員からは、中小企業の景況が昨年と変化はなく、またDランクの地域における製造業あるいはパートタイマーの賃金上昇率が相対的に低くなっていることも考慮して、前年度なみの三・一%の引き上げとすべきであるという意見が表明された。

このように労使各側の意見にはひらきがみられたが、数回にわた

る公労・公使折衝をおこなった後、最終的に公益代表委員の見解が提示された。この公益委員見解を目安額として決定することについては、前年同様小委員会の意見の一致をみるにいたらなかったが、地方最低賃金審議会における審議の円滑な運営に資するため、この公益委員見解を各地方最低賃金審議会に示すことについては意見の一致をみて、つぎのような小委員会報告を全会一致で採択した。

【昭和六〇年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解】

一 昭和六〇年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は第一表に掲げる金額とする。

この場合において、第一表のランクは、昭和五九年度地域別最低賃金の日額が第二表に掲げる金額のうち最も近い金額に対応するランクを基準とする。

ランク	金額
A	日額 127円
B	" 124円
C	" 118円
D	" 111円

  

ランク	金額
A	3,537円
B	3,434円
C	3,270円
D	3,085円

二 最低賃金額の表示単位及び賃金の大部分が時間によって定められている者について適用する時間額の算定方式については従来どおりとする。

以上のような公益委員見解で示された目安にたいして労使双方とも反対の態度をとったが、引き上げ率三・六%が賃金改定状況調査結果（規模三〇人以下の中小零細企業の賃金を調査し、八五年六月における平均賃金の前年同月にたいする上昇率を算出する）の三・五%を〇・一ポイント上回っていることについて、とくに使用者側委員から強い不満が表明された。その理由は、八三年度および八四年度の公益委員見解では、目安の引き上げ率が調査結果どおりであ

ったことから、調査結果の数値が公益委員見解の基準になるという慣行ができてきているにもかかわらず、今回の公益委員見解はそれをゆるがすものだ」と主張した。しかし公益代表委員は、過去二年、調査結果にもとづく賃金上昇率と公益委員見解に示された目安の引き上げ率とが一致したのは、諸般の事情の総合判断の結果たまたま一致したのであり、そのことよって慣行ないしはルールが確立したというわけにはいかないと反論した。

## 2 産業別最低賃金についての建議

八二年一月一四日に中央最低賃金審議会がおこなった答申「新しい産業別最低賃金運用方針について」は従来の大きくくりの産業別最低賃金を小さくくりのものに改めるにさいしての運用方針を明らかにしたものであったが、この答申の最後に「この運用方針については、新しい産業別最低賃金の設定状況をみて昭和六〇年度に再検討をおこなうものとする」という了解事項が記されていた。中賃は、この問題を全員協議会において検討していたが、当面の問題としては、八五年度における産業別最低賃金の改定をどうするかということを経験することになった。そこで公益委員は、六月一七日の第四回全員協議会に、今後の議論をおこなう基礎として、現段階における「いわゆる六〇年度問題に関する基本的な考え方（試案）」を提示した。

つづいて七月一二日の第五回全員協議会においては、試案に示された方向の下にとりまとめた「昭和六〇年度における産業別最低賃金の改定に関する取扱方針（案）」を提示して協議をおこなった結果、七月二六日の第六回全員協議会において「取扱方針」を決定し、これを労働大臣あての建議書として提出した。「試案」および「建議」はつぎのとおりである。

【いわゆる六〇年度問題に関する基本的な考え方（試案）】

一 今後の産業別最低賃金については、あくまで五六年答申の考え方を堅持し、最低賃金法（以下「法」という。）第一条の規定に基づくもののほか、法第一六条の四の規定の手續により最低賃金審議会が地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認められたものについて、新しい産業別最低賃金として設定する。

二、このため、現行産業別最低賃金については、速やかに整理するものとするが、現在の賃金秩序に急激な変化を与えることを避けるため、また業種によっては新しい産業別最低賃金への転換の準備期間を考慮して、次のような方針により、その整理を図ることとする。

① 一定期間を定め、この期間中に、地域別最低賃金の適用の方が適当と認められる「年齢」、「業務」、「業種」については、中央最低賃金審議会の示す指針に基づいて、計画的、段階的に適用除外を行う。このような適用除外を行ったものについては、この期間中においても、産業別最低賃金の改定を行うものとする。

② 上記①に示した適用除外が行われ、かつ、地域別最低賃金よりも高い最低賃金を設定することについて合理的な理由があると認められるものの新しい産業別最低賃金への転換については、関係者は積極的に努力するものとする。なお必要に応じ、五七年答申による新しい産業別最低賃金の運用方針についての見直しを行う。

③ 上記①に定める一定期間の経過後においては、現行産業別最低賃金の金額を凍結するものとする。

三 六〇年度における産業別最低賃金の改定に際しては、五六年答申に示

された現行産業別最低賃金の改善の方針に積極的に取り組むものとする。

【中央最低賃金審議会建議・昭和六〇年度における産業別最低賃金の改定に関する取扱いについて】

本審議会は、昭和五六年七月に行った答申「最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について」に基づき、産業別最低賃金の今後のあり方に関し、検討を進めているところであるが、地方最低賃金審議会における本年度の産業別最低賃金の改定審議を円滑に行うために、本審議会としてその改定に関する取扱方針を示すことが必要であると考へ、今般、別紙のとおり取りまとめたので建議する。については、その趣旨を地方最低賃金審議会に対して十分に徹底されるなど格段の配慮を要望する。

【昭和六〇年度における産業別最低賃金の改定に関する取扱方針】

昭和五六年七月の本審議会答申「最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について」において、現行産業別最低賃金については、「地域別最低賃金の対象とすることを適当と認められた業種及び業務」、「一八歳未満及び六五歳以上の者」について当該産業別最低賃金は適用除外することができる旨の改善方針が示されている。現在、その改善の実績等を勘案しつつ、現行大きく産業別最低賃金の廃止の時期及び方法等に関する検討を進めているところである。その経過的段階として、本年度においても、産業別最低賃金の改定を行うものとするが、上記の「年齢」に関する適用除外については、積極的にその実現を図るべきである。

### 3 人事院の給与勧告

#### 八四年人事院勧告

人事院は、八四年八月一〇日、給与法に基づき国会と内閣にたいし、一般職国家公務員の

給与について報告と勧告を提出した。勧告の内容は、①職員の給与について八四年四月一日以降、俸給表の改定を中心に扶養手当、住宅手当、通勤手当の改善を含め平均一万五五四円、六・四四％の引き上げ、②期末・勤勉手当の支給は現行通り（年間四・九カ月）、などからなる。報告のなかで人事院は、人事院勧告制度の主旨を強調するとともに、「勧告を速やかに実施するよう」要請した。

政府は、八月一〇日に第一回給与関係閣僚会議を、その後九月一四日に第二回、一〇月一四日に第三回の閣僚会議を開催し、人事院勧告の取り扱いについて協議した。しかし、財政事情を重視する立場や労使関係を重視する立場、さらには人勧の積み残し分を段階的に解消しようとする立場などから意見が出され、結論を得るにはいさらなかった。

一〇月三十一日の第四回給与関係閣僚会議において、八四年四月一日から国家公務員について平均三・四％内の給与改定をおこなうことを確認し、同日の閣議で、同内容の「公務員の給与改定について」を正式決定した。この際、藤波内閣官房長官は、「本年度を含め概ね三年を目途として官民格差が解消されるよう努力する」と説明した。

人事院総裁は、この閣議決定について「勧告の内容と異なる結論に至ったことは極めて遺憾である」との談話を発表した。

#### 八五年人事院勧告

八五年八月七日、人事院は一万四三一二円（五・七四％）の給与勧告をおこなった。こ

の勧告は、公務員の給与を民間の給与と均衡させることを基本としたものであり、官民給与の正確な比較をおこなうため人事院は、職員全員について給与などの実態調査を実施した。それとともに企

業規模一〇〇人以上で、かつ、事業所規模五〇人以上である全国の約四万の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約七六五〇の民間事業所について、八五年四月分として支払われた給与月額などを調査した。この調査結果にもとづき、公務員の場合には行政職（事務・技術職・技能・労務職）、民間にあつてはこれに相当する職種の職務に従事する者について、職務の種類別に、役職段階・学歴・年齢など給与を決定する条件が同等と認められる者相互の給与と比較した結果、その較差が前記の数字であることが明らかになった。

このような較差になったのは、前年の官民給与較差が六・四四％であつたのにたいして、実際におこなわれた給与改定が三・三七％にとどめられたうえに、その間民間給与が上昇したことによるものである。なお、今回の改定においては、行政職俸給表(一)について現行の八等級制が一級制に改められた。これは国家公務員の職務が複雑・専門化し、職務段階が分化してきたことに対応した措置である。

給与勧告の骨子はつぎのようなものである。

一 官民較差

- 1 較差 一四、三二二円 五・七四％(内訳 本較差 五・二七％ 遡及改定分 〇・四七％) 昨年 一五、五四二円 六・四四％
  - 2 配分 俸給 一一、九〇七円(四・七八％) 諸手当 一、六八四円(〇・六七％) はねかえり 七二二円(〇・二九％)
  - 計 一四、三二二円(五・七四％)
- 行政職(一)・(二) 現行給与 二四九、二〇九円  
平均年齢 四〇・八歳
- 二 改定の内容

1 俸給表

- (1) 初任給行(一)
- 高校卒 九〇、七〇〇円↓九五、五〇〇円(四、八〇〇円) 五・三％  
大学卒 一〇七、五〇〇円↓一二三、二〇〇円(五、七〇〇円) 五・三％

行		(二)
現行(勤)	行告(級)	引上率(%)
1等級級 (11)		5.2
2等級級 (9)		5.1
3等級級 (8)		5.1
4等級級 (6)		5.1
5等級級 (4)		5.2
6等級級 (3)		5.3
7等級級 (2)		5.3
8等級級 (1)		5.3
計		5.2

(2) 配分傾向 初任給、三〇歳〜四〇歳代、管理職員層に配慮

(3) 各俸給表の平均引上率 五・二％〜五・三％(公安職員、若手研究員等について特に配慮)

(4) 指定職俸給表 行政職の給与改定と同程度の改定

(5) 俸給制度の改正

- ア 等級構成の再編整備 行(一)八等級制↓一級制 教育、医(一)を除く各俸給表についても等級の新設・統合
- イ 専門行政職俸給表の新設 航空管制官、特許審査官・審判官、植物・家畜防疫官等に適用 七級構成
- ウ 号俸構成の整備等 定年制の実施を踏まえ所要の号俸の増設、特別昇給制度の整備等

二 手当

- (1) 調整手当
- 現行の甲地九％地域(東京、名古屋、大阪等)の支給割合 九％  
↓一〇％
- 九％指定官署、医師、新東京国際空港官署の支給割合も同様の措置  
なお、筑波研究学園都市移転手当の支給割合の限度も同じ
- (2) 扶養手当(昨年の勧告と同額)
- 配偶者 一三、二〇〇円↓一四、〇〇〇円(八〇〇円)



二人まで 四、二〇〇円→四、五〇〇円(三〇〇円) 三人目  
以下 一、〇〇〇円(現行どおり)

ただし、配偶者のない職員の扶養親族一人 八、九〇〇円→  
九、五〇〇円(六〇〇円)

なお、六一年六月から児童手当の支給対象となる第二子がある場  
合には、その扶養手当の額を減額調整

(3) 通勤手当

ア 交通機関等利用者

全額支給限度額 一八、三〇〇円→二〇、〇〇〇円(一、七〇〇円)  
1/2加算限度額 三、四〇〇円→四、〇〇〇円(六〇〇円)

イ 交通用具(自転車・自動車等)使用者

a 一般の場合(昨年の勧告と同額)

五キロ未満 二、〇〇〇円(現行どおり)

五キロ〜一〇キロ未満 二、六〇〇円→二、七〇〇円(一〇〇円)

一〇キロ以上 三、六〇〇円(現行どおり)

b 通勤不便者の場合

一〇キロ〜一五キロ未満 五、〇〇〇円→五、五〇〇円(五〇〇円)

一五キロ〜二〇キロ未満 六、八〇〇円→七、五〇〇円(七〇〇円)

二〇キロ以上 八、七〇〇円→九、六〇〇円(九〇〇円)

(4) 住居手当(昨年の勧告と同額)

ア 借家・借間居住者

基礎控除額 九、〇〇〇円(現行どおり)

全額支給限度額 七、五〇〇円(現行どおり)

1/2加算限度額 七、二〇〇円→七、五〇〇円(三〇〇円)

イ 持家居住者——現行どおり

(5) 医師の初任給調整手当

支給月額最高限度 二二七、六〇〇円→二三〇、〇〇〇円  
(二二、四〇〇円)

(6) 特別給——四・九月份(据置き)

3 実施時期 昭和六〇年四月一日(扶養手当の児童手当との調整措置の  
改正は、昭和六一年六月一日)

三 勧告実施の要請及び公務能率の改善

連年にわたる給与改定の抑制が職員の志気及び生活、労使関係、人材  
の確保に与える影響を憂慮し、また、仲裁裁定は民間に準拠して実施さ  
れてきていること等に留意のうえ、この勧告を速やかに実施するよう強  
く要請

公務部門においても各種の努力がなされているが、民間企業の引き続  
く努力を認識し、行政サービスの向上、業務運営の効率化に一層意を用  
いること

四 公務員制度の改善

既に採用試験体系の再編、研修体系の整備を図り、今般給与制度の改  
正と休暇制度の法制的な整備等(別途勧告)を行うこととしているが、  
今後引き続き人事行政施策を検討

五 週休二日制

民間普及率昨年七四・六%→本年七五・五%(隔週又は月二回以上の  
週休二日制 昨年五七・二%→本年五八・五%)

四週五休制の枠内で現行の運用を弾力化し、四週間の二回の土曜日  
について1/2ずつ交替で休む方式を導入するなど所要の対応策を検討

【参考資料】(1)『賃金実務』、(2)『賃金と社会保障』、(3)『労務事情』

### III 社会保障

概要□人生八〇年型時代への対応——八五年度厚生省予算——健康政策の新たな展開——社会福祉制度の改革——年金制度の改革——健康保険制度改正法の施行——社会保障をめぐる新しい環境——第一〇二回国会における社会保障関係法案

概

要

一、一九八四年版厚生白書や八五年度厚生大臣所信表明においては、人生八〇年時代に対応した社会保障政策の確立の必要性が強調され、厚生大臣の私的諮問機関として「人生八〇年型社会懇談会」が設置された。

一、八五年度厚生省予算は、政府予算全体の緊縮状況のなかで二・七％の伸びとなったが、補助金の国庫負担割合の引き下げについては、八六年度に課題を残した。

一、厚生省の組織改正がおこなわれ、「健康政策」の概念が新たに登場するとともに、医療従事者の養成や医療供給体制などにかんして従来の施策の点検がつけられた。

一、児童手当制度の改正がおこなわれるとともに、老人福祉対策や生活保護対策において制度の見直しが進められるなど、社会福祉政策の分野についても改革の気運が高まってきた。

一、年金制度の一元化のための基礎となる国民年金法等の改正法案が成立し、八六年四月から施行される。八五年度および八六年度における年金額のスライド改定が実施された。共済年金法案は、継続審査となった。

一、八四年一〇月から、健康保険法の改正が実施され、法改正に

ともなう具体的な作業が進んだ。八五年三月から、医療費が平均三・三%引き上げられた。医療費にかんする不祥事件がつつぎ、厚生省は入院医療費などの適正化を指示した。

一、民間部門の社会保障部門への適応、科学技術の進歩の社会保障への影響、国際的な環境の変化が社会保障政策にとっても無視できなくなってきたことなど、最近における社会経済の動向と社会保障政策との関係が注目される。

一、第一〇二回国会に提出された厚生省関係法案は一四本で、このうち八本が成立し、五本が継続審査に、医療法の一部改正法案は廃案となった。このほか、議員立法が二本成立した。

## 1 人生八〇年型時代への対応

人生八〇年時代社会への模索  
八五年二月二六日、厚生省は「人生八〇年型社会懇談会」を開催し

た。人生八〇年時代の意義とそれにふさわしい社会システムについての検討を幅広い立場からおこなうため、各界の識者一人の参加を得て、懇談を開始し（座長・木村尚三郎東京大学教授）、八五年秋ごろには、中間的に議論をまとめる予定である。

内閣総理大臣の諮問機関である国民生活審議会（会長・永井道雄氏）の総合政策部会政策委員会（委員長・林雄二郎氏）では、八五

年六月四日、「長寿社会への構図」と題する中間報告をおこなった。この報告では、「人生八〇年時代の新たな経済社会システム」を主題に雇用・年金、健康・福祉、教育・学習、住宅・生活環境の各システムの連携を説いている。

厚生・労働の両省の連絡会議が設置され、八四年一二月一九日、第一回会合が開催されたり、老人対策と住宅対策との連携を目標とする厚生・建設両省の研究会が八五年五月二四日から開始されるなど、各分野の有機的な連携を目的とする検討も具体化している。

### 八四年版厚生白書

八四年一〇月一九日、閣議に報告された「八三年度厚生行政年次報告書」（八四年版「厚生白書」）は、「人生八〇年時代の生活と健康を考える」との副題のもとに、人生八〇年時代にふさわしい社会システムの構築の必要性を訴えている。

八四年一〇月から施行された健康保険法の改正や、八五年四月成立した年金制度の改革は、人生八〇年時代に対応するための対応の一環であることを主張している。

### 厚生大臣の所信表明

八四年一月一日、厚生大臣に増岡博之氏が就任した。増岡厚生大臣は、八五年二月二一日、午前に衆議院社会労働委員会、ついで同日午後、参議院社会労働委員会において八五年度における厚生行政の主要施策についての所信表明をおこなった。

「人生八〇年時代を豊かで輝かしいものにしていくためには、長くなったライフサイクルに適合するようにさまざまな社会システムを見直していく必要がある。……すべての国民が長くなった人生を本当に長生きしてよかったといえるような、明るく活力のある福祉

社会を築いていきたい」として、とくに、国民年金法等改正案、医療法改正案など提出法案の早期成立を求めるとともに、①健康づくり対策の推進、②家庭医制度、③中間施設の検討、④医療費の適正化・効率化の推進などについて触れた。

## 2 八五年度厚生省予算

### 予算案の概要

八四年十二月二九日、八五年度予算政府原案が決定された。八五年度予算案は、行財政改革、財政再建の基本方針のもとに、経費の徹底した節減合理化による歳出規模の抑制がはかられた。国家予算は五二兆四九六億円で、対前年度比三・七%の伸びであるが、国債費と地方交付税交付金を除外したいわゆる一般歳出は、前年度より三億円の減少となっている。厚生省予算は九兆五〇二億円の増、二・七%の伸びとなっており、国家予算全体の一八・一%、一般歳出の二九・二%に相当する。

八五年度予算案は、生活保護費や社会福祉施設の措置費など高率の補助金の引き下げで約二七〇〇億円の歳出削減をはかり、精神衛生センター運営費や福祉事務所事務費補助金など一四本の補助金については地方財源で賄うなど、補助金の見直しを求めた点が大きな特色である（後述）。

このほか、主な内容はつぎのとおりである。

①政府管掌健康保険の国庫負担金は、八五年度の黒字相当額九三九億円を削減する。②政府管掌健康保険の加入者を対象とした高額療養費貸付制度を新設する。③年金の三・四%の物価スライドの実施。④児童手当については、八五年度については現行制度を維持する。⑤中国残留孤児の訪日調査は、日本に四〇〇人の孤児を招いて実施する。

新規施策として注目される事項には、つぎのようなものがある。

①精神障害者の社会復帰対策の促進（ナイトケア部門の設置）。②心の健康づくり推進事業（「心の健康相談」の実施）。③福祉ボランティアの町づくり（ボランティア計画）。

### 八五年度税制改正

八五年度における税制改正については、八四年一月一九日、自由民主党「昭和六〇年度税制改正大綱」が決定され、同日、政府税制調査会が「昭和六〇年度の税制改正に関する答申」をおこなった。同月二四日、「昭和六〇年度税制改正の大綱」が閣議に提出され、八五年一月一日、「昭和六〇年度税制改正の要綱」が閣議決定された。

厚生省関係について認められた主な項目はつぎのとおりである。①社会保険診療報酬にかかわる事業税の非課税措置の存続。②バイオテクノロジーなど先端基盤技術開発促進税制の創設（医薬品関係）。③老年者年金特別控除の適用期限の延長。

### 補助金問題の検討

高率補助金の補助率削減問題は、厚生、大蔵、自治三閣僚の事前折衝において、①八五年度かぎりの暫定措置とする、②補助率のあり方については、国と地方の役割分担や費用負担の見直しとともに、政府部内に協議機関を設けて検討することと決着した。

これを受けて、政府は八五年五月二七日、補助金等関係閣僚会議（座長・藤波官房長官のほか、大蔵・自治・厚生三大臣）を開催し、同閣僚会議の下に「補助金問題検討会」を設置することを決めた。検討会は、同月三十一日に第一回会合を開催した（座長・木下和夫大阪大学名誉教授）。今後、生活保護費、保育所や老人ホームの措置費などを中心に、国と地方自治体の負担割合や権限分担についての検討がおこなわれるものとみられる。

### 3 健康政策の新たな展開

「健康」についての新しいとりくみ  
八四年七月一日、従来、公衆衛生局、環境衛生局、医務局

の「衛生三局」において分掌されていた衛生行政の機構改革が実施され、新しく「健康政策局」、「保健医療局」、「生活衛生局」の三局に再編された（厚生省組織令の一部改正）。この組織改正の趣旨は、各種のヘルスケアをすべて包摂した保健と医療とを総合化した視点から新しい医療政策を展開することを組織上可能とする点にあり、「健康政策」という概念が行政組織として初めて登場した。保健医療局においては、精神障害や難病など各種の疾病対策を担当する。

八四年九月、厚生大臣の私的諮問機関として発足した「国民健康会議」（座長・本田宗一郎氏）が、人口の高齢化に対応した健康政

策にかんして検討をおこない、同年一月二九日、「これからの健康意識と社会のあり方」と題する提言をとりまとめた。この提言では、「無病息災」が健康であるといった伝統的な考え方から「一病息災」も健康という考え方も必要との意見を示しているところが注目された。

提言の構成は、つぎのとおりである。

- (1) 新しい時代における健康のとらえ方―「病氣と共生する健康」への意識革命―
- (2) 新しい健康観に対応した健康づくりのあり方―民間活力を活かした自発的な健康づくりの推進―
- (3) 健康からみた家庭と地域の役割―健康重視の新しい家庭と地域

社会づくり―

#### 医療従事者の養成政策の転換

医師などの医療従事者の養成にかんする施策については、従来の量的な養成政策からの転換が志向されている。八四年五月以来九回にわたって検討を重ねてきた「将来の医師需給に関する検討委員会」

（座長・佐々木智也杏雲堂病院長）は、同年一月二日、医師の需給バランスについて、需要を高く、供給を低く見込んで、なお二〇二五年には人口一〇万対で供給が二五七人、需要が二三五人となり、一割のギャップが生ずるとの推計をおこない、当面の措置として一九九五年を目途に医師の新規参入の一〇％削減を提案する「中間報告」を増岡厚生大臣に提出した。歯科医師についても、八四年五月以来一二回にわたって検討を重ねてきた「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」（座長・榊原悠紀田郎愛知学院大学教授）は、同年一二月一九日、歯科医師の需給バランスについて、需要を高

く、供給を低く見込んで、なお二〇二五年には人口一〇万対で供給が一〇三人、需要が八六人となり、二割のギャップが生ずるとの推計をおこない、当面の措置として一九九五年を目途に歯科医師の新規参入の二〇%削減を提案する「中間報告」を増岡厚生大臣に提出した。

なお、文部省は、八五年一月一八日、「医学教育の改善に関する調査研究者会議」を開催し、今後の医学教育のあり方についての検討を開始した。このなかでは、医科大学の量的拡大は無医大県解消計画の完了とともに達成されたとし、医学教育の質的向上に重点をおくべきであり、そのための具体的方策を検討する必要があるとしている。

このほかの重要な検討課題としては、家庭医制度の検討と看護制度の見直しがあげられる。厚生省は、八五年六月四日、「家庭医に関する懇談会」(座長・小泉明東大教授)を開催し、家庭医にかんし幅広い見地から検討することとした。主な検討事項としては、①家庭医の意義および必要性、②家庭医の養成、研修、認定のあり方、③家庭医に関連する制度などがあげられ、今後二年間を目途に検討をおこなうことが決まった。

中学卒業者を入学資格とする准看護婦養成所への入学者のうち高校卒業生が九割を占めるなど、看護制度をめぐる環境の変化に対応し、看護制度に関連する諸問題を検討するため、厚生省は「看護制度検討会」を発足させ、八五年三月二二日、初会合が開催された(座長・滝沢正復光会専務理事)。

### 医療供給体制の課題

第一〇一国会から継続審査とされた医療法の一部を改正する法律案は、医療供給体制

の総合的な確立をはかるうえで注目されていたが、第一〇二国会においても再び継続審査となった。このほか、医療供給体制の検討課題としては、国立病院・国立療養所の再編成、へき地医療計画の改定、医療機器の開発などがある。

新行政改革大綱(八三年五月二四日閣議決定)にもとづき、厚生省は八五年三月二八日、「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本方針」を策定し、翌二九日閣議に報告した。このなかで、国立病院・国立療養所の統廃合、経営の合理化などが提起されている。八五年六月二五日、厚生省健康政策局長の諮問機関である「へき地保健医療検討委員会」(座長・岩崎栄病院管理研究所医療管理部長)は、「今後のへき地医療保健対策のあり方について」報告書をまとめた。これにもとづき、へき地中核病院の充実と保健予防活動の充実を内容とする第六次計画(初年度、八六年度)を策定する予定である。

厚生省健康政策局長の私的諮問機関である「医療機器懇談会」(座長・大島正光氏)は八四年一二月より、医療機器の開発についての検討をおこなってきたが、八五年六月一四日、「医療機器の研究開発、生産、流通、配置、使用等各段階における問題状況に応じた総合的な対策を確立すること」を基本的な考え方とする中間報告をまとめた。

## 4 社会福祉制度の改革

### 社会福祉制度の見直し

八五年度予算の編成をめぐって問題となってきた補助率の国庫負担割合の切り下げ問題や、老人介護施設にかんする新しい施設の構想と、これにたいする社会保険財源の導入（社会保障制度審議会の建議、後記）などを契機として、社会福祉政策の各分野についての見直しの気運が高まってきた。身体障害者対策、児童手当制度については、すでに大幅な改革が実施された。

政府レベルにおける補助金をめぐる改革の動きにたいして、厚生省では八五年一月、事務次官を中心に関係各局長クラスによる検討委員会を設置し、厚生省としての考え方を整理していると伝えられる。委員会においては、①老人福祉など地域と密着した施策が必要な部分についての町村負担の導入、施設福祉と在宅福祉における国と地方負担との整合性の検討、②保育所のように普遍化し、利用者負担も相当程度に達している分野について、利用者が選択できる仕組みの検討、など社会福祉政策についての基本的な課題がふくまれていると伝えられる。

社会福祉施設の措置費のうち、利用者にたいする直接処遇費となる一般生活費について、現在は生活保護基準の改定率に準じて毎年

引き上げられている。この水準の決定方法を見直すため、厚生省社会局に「社会福祉施設運用費問題検討会」が設置され、八六年度予算に向けて検討中と伝えられている。

臨時行政改革推進審議会（土光敏夫会長）の地方行革推進小委員会（瀬島龍三小委員長）は、八四年一月四日、「地方公共団体に対する国の関与・必置規制の整理合理化」にかんする報告をまとめており、社会福祉関係についても社会福祉施設の認可の簡素化などが提案された。

### 老人福祉制度の改革

社会保障制度審議会は、八五年一月二四日、「老人福祉の在り方について」と題する建議を内閣総理大臣あて提出した。この提言においては、「老人福祉対策を抜本的に見直し、新しい考え方のもとにこれを推進することが緊急の課題であるとの認識のもとに審議を行い」多方面にわたる分野のうち、当面緊急に対処すべき事項を重点的に取り上げた。

建議の構成は、以下のとおりとなっている。

#### 第一 老人福祉の社会的背景

#### 第二 要介護老人のための対策

##### 一 重介護を要する老人のための対策

##### (1) 介護施設の整備

##### (2) 痴呆性老人のための方策

##### 二 一般の要介護老人のための対策

##### (1) 在宅サービスの拡充

##### (2) 住宅対策の推進と環境の整備

#### 第三 老人福祉における役割分担と費用負担

- 一 役割分担の基本的考え方
- 二 公的部門の役割
- 三 インフォーマル部門の役割
- 四 民間企業の活用と規制
- 五 費用負担

おわりに

この建議においてはじめて具体的に提案された病院と特別養護老人ホームとの「中間施設」構想を具体的に検討することを目的に、関係の専門家・学識者からなる「中間施設に関する懇談会」が厚生省に設置され、八五年四月二四日に第一回の懇談会が開催された。

この懇談会においては、要介護老人の動向や保健・医療・福祉サービスの実態など要介護老人対策の現状と問題の所在を把握し、要介護老人の処遇や費用の負担のあり方を明らかにするとともに、「中間施設」の性格、サービス内容、費用負担などを中心に要介護老人対策の方向について幅広い検討がおこなわれている。

費用負担の問題に関連して、中央社会福祉審議会の老人福祉分科会（会長・太宰博邦氏）は、八四年一月一九日、「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る費用徴収基準の当面の改定方針について」意見具申した。このなかで、在宅者との負担の公平化をはかるため、老人ホーム入所者の費用負担を見直すべきだとしており、具体的には、①食費相当額（材料費）を原則として負担（負担能力のない人には減免措置）、②費用徴収の限度額の段階的廃止、③個別的日常費の控除額の見直しを提言している。

#### 児童手当制度の改正

八五年六月一九日、児童手当法の一部を改正する法律案が成立し、同二五日公布され

た。児童手当制度は、一九七二年、わが国の社会保障制度のなかで最後の制度として創設された。その後、七九年における財政制度審議会の答申や、八一年七月の臨時行政調査会の第一次答申などにおける財政の緊迫を背景とする制度の見直しが提起されてきた。八二年六月からは、いわゆる行政改革特例法の特例措置により、児童手当の所得制限の強化がおこなわれ、このなかで八五年五月を目途に必要な見直しをすべきことが規定された。これをうけて、八四年六月から、制度のあり方を検討していた中央児童福祉審議会の児童手当部会（岩尾一部会長）は、同年一二月、「児童手当制度の当面の改革方策について」とする意見具申をおこなった。この内容に従い、児童手当法の一部を改正する法律案が八五年四月一九日、国会に提出された。

今回の改正の概要は、つぎのとおりである。①児童二人以上を養育している家庭から支給する（現行は、三人以上の家庭から支給）、②手当の支給期間を義務教育就学前（小学校入学前）とする（現行は、義務教育終了までの期間支給されている）、③児童手当の額は、第二子については、月額二五〇〇円、第三子以降の児童については、現行制度と同様月額五〇〇〇円とする、④実施時期は、八六年六月からとする。

なお、衆・参両院の社会労働委員会において「将来における児童手当制度の位置づけおよび国民の費用負担のあり方について可及的速やかに明確な基本方針を示し、国民的合意の形成をはかること」とする付帯決議がおこなわれた。

#### 児童扶養手当法の改正

八四年三月、第一〇一国会に提出され、第一〇二国会に継続審査となっていた児



童扶養手当法の一部を改正する法律案は、衆・参両議院において修正のうえ、八五年五月三十一日成立した。主な修正内容は、①未婚の母にも従来どおり支給すること、②原案で七年とされていた支給期間の有期化をおこなわないこと、の二点である。

### 生活保護制度の見直し

生活保護の受給者が土地や住宅などの不動産を所有しているケースが多いなど生活保護制度をめくり提起されている課題について調査研究をおこなひ、今後の生活保護の運営改善に資することを目的として、厚生省社会局長の私的研究会として「生活保護制度運営研究会」が設置され、八五年一月一七月初会合が開催された（座長・翁久次郎厚生年金基金連合会理事長）。

### 身体障害者福祉法の改正・施行

身体障害者福祉法の一部を改正する法律が八四年八月七日公布され、同年一〇月一日から施行された。今回の改正は、八一年の国際障害者年を契機として障害者問題にたいする関心と理解が深まったのをうけ、身体障害者対策のいっそうの推進をはかるためになされたものである。主な内容は、①障害別に規定された施設を統合し、ニーズに即応するため施設運用の弾力化をはかること、②身体障害者更生援護施設における費用徴収の規定の整備などである。

## 5 年金制度の改革

「国民年金法等の一部を改正する法律」が八五年四月二四日成立し、同年五月一日公布された。施行は八六年四月一日である。この法律は、八四年三月二日国会に提出され、八四年一二月一九日における衆議院採決を経て、一年半における審議を要して成立した。改革の骨子は、基礎年金の導入による年金制度の一元化、給付と負担にかんする世代間の公平化、婦人の年金権の確立である（改革の具休案について、本年鑑一九八五年版五三六～五三七ページ参照）。

なお、衆議院および参議院における修正要旨に盛り込まれた事項は、つぎのとおりである。

- 1 衆議院・八四年一二月一七日
  - (1) 子なし寡婦の遺族厚生年金
  - (2) 三級障害厚生年金
  - (3) 遺族の範囲
  - (4) 妻六五歳前の老齢年金水準
  - (5) 自営業者等の保険料のあり方の検討
  - (6) 学生の取扱いの検討
- 2 参議院・八五年四月二三日
  - (1) 坑内員・船員期間

(2) 厚生年金保険の女子被保険者の保険料率

(3) 障害年金受給権者の国民年金加入期間

(4) 基礎年金についての検討

(5) 賃金スライド

(6) 二〇歳未満の自営業者等

八四年度および八五年度  
における年金額の改定

八四年度における年金額のスライドについては、八四年一月二二日、「国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律」が成立し、年金額の二％の特例スライドが遡及して実施された（厚生年金および船員保険は八四年四月。拠出制国民年金は八四年五月。福祉年金は八四年六月にそれぞれ遡及）。八五年度における年金額のスライドについては、八五年六月一日、「国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、年金額の三・四％の特例スライドがおこなわれる（厚生年金および船員保険は八五年四月。拠出制国民年金は八五年五月。福祉年金は八五年六月から実施）。

この結果、年金額はそれぞれのように引き上げられる（上）  
段：八四年度、下段：八五年度。

(1) 厚生年金保険（八〇年改正時モデル年金該当者・三〇年加入・夫婦）  
月額 一五万三四八三円 ↓ 一五万八二〇〇円

(2) 国民年金  
（一九年加入の老齢年金／現行の最長期加入者）  
月額 四万〇九七五円 ↓ 四万二三七五円  
（一〇年金）

月額 三万〇三七五円 ↓ 三万一四〇八円

(3) 老齢福祉年金

月額 二万五六〇〇円 ↓ 二万六五〇〇円

### 共済年金の改革法案

八四年二月二四日の閣議決定により共済年金制度についても、八六年四月から基礎年金の導入をはかるなどの改革をおこなうことが明確にされた（本年鑑一九八五年版五三五～五三六ページ参照）。八四年四月から基礎年金の導入など一元化について具体的な検討を開始した「共済年金制度改革検討委員会」は、八四年一月一二日改革試案をまとめた。この試案では、共済年金にも基本的には基礎年金を導入して、厚生年金の今回の改正のように給付の設計を夫婦単位から個人単位にし、基礎年金の上に独自の共済年金の給付を上積みすることとした。この共済年金の独自給付の部分は、新しい厚生年金の独自給付（老齢厚生年金）と同様の計算式を用い、さらに老齢厚生年金の二〇％を職域保険として上積みする案である。共済加入者の妻も厚生年金と同様国民年金に強制加入し、将来は基礎年金を受給することとする。

これをうけて、大蔵省など関係省庁は、関係審議会の答申を得たうえ、八五年四月二〇日、国家公務員等共済組合法等の一部改正案などいわゆる「共済年金四法案」を国会に提出した（本編8の(11)（14）参照）。六月一八日、衆議院本会議において趣旨説明がおこなわれ、その後大蔵委員会など関連の委員会において提案理由説明のあと質疑が開始されたが、会期末の六月二五日、四法案はいずれも継続審査とされた。

## 6 健康保険制度改正法の施行

### 健康保険法の改正と その具体化作業

八四年二月二五日、国会に提出されて以来、第一〇一国会の最重要法の一つとして審議が重ねられた健康保険法の改正法案は同年八月六日、参議院において修正のうえ可決し、翌七日、衆議院において回付案を同意可決により成立した。改正の骨子は、①本人への定率一割負担の導入、②少額医療費への定額性の導入、③高額療養費制度の改正、④特定療養費制度の創設、⑤退職者医療制度の創設、⑥医療費の適正化などである（本年鑑一九八五年版五三二～五三五ページ参照）。

特定療養費制度のうち、一般の保険医療機関で特別なサービスや特別な治療材料による医療をうけたときについては、八四年一〇月一日から実施されている。他方、高度先進医療にかかわる特定療養費については、特定承認保険医療機関制度の承認要件などについて、中央社会保険医療協議会において審議がおこなわれ、八四年一月一九日答申がまとめられた。これをうけて、八五年二月二一日、関係の厚生省令などが公布された。

なお、保険医療と高度医療技術との調整をおこなう機能を果たす高度先進医療技術にかんする事項を審議するため、八五年五月一六

日、中央社会保険医療協議会は専門家会議を開催した（座長・阿部正和慈恵医科大教授）。健康保険法の改正の審議に際して実施・検討が約束されていた分娩費の最低保障額の引き上げ（一五万円→二〇万円）などを内容とする健康保険法の施行令が、八五年三月一五日公布された。

### 医療費の改定

八五年三月より、診療報酬および薬価基準が改定された。今回の診療報酬改定は、プライマリケアの推進、入院医療の安定的供給の確保と病院機能の評価、病院・診療所間の連携の強化などの諸項目について、技術料重視の観点から診療報酬体系の合理化の方向にそっておこなわれた。改定の幅は、内科三・五%、歯科二・五%および薬局〇・二%となっており、平均三・三%の引き上げとなっている。薬価基準については、薬剤費ベースで六・〇%（医療費ベースで一・九%）引き下げられた。

### 医療費の適正化

八四年一月一〇日、厚生省がまとめた保険医療機関の不正請求などにかんする八三年度の結果によれば、監査をうけた保険医療機関は二九四機関、保険医三〇九人であり、そのうち、指定・登録の取り消しをうけたものは五一機関、四三人となっている。不正請求によるものとして返還された額は、計二五億四九〇万円にのぼっている。薬漬けなどの過剰診療や保険診療報酬の不当請求にたいして、専門家の立場から助言やチェックをおこなうため、八四年一月一日から、厚生省に「顧問医師団」が設置された。

他方で、北九州老人病院における基準看護の申請にかんする不正問題や京セラによる薬事法の承認をうけない人工骨の販売問題など、医療費をめぐる不祥事件が報道され、厚生省では、八五年六月

一九日、臨時に全国の担当者会議を開催し、入院医療費適正化方策や老人医療費の適正化について指示した。

### 老人保健制度の再検討

老人医療費への一部負担制度の導入、予防的な観点からの保健事業の実施などを

内容とする老人保健法が八三年二月に施行され、二年あまり経過したが、老人保健審議会は八五年三月一日、制度の見直しについての審議を開始した。

審議の検討項目としては、つぎの事項があげられている。

- (1) 高齢化社会において老人保健制度の果たすべき役割
- (2) 長期的な老人医療費の安定化のための方策
- (3) 老人の心身の特性に見合った保健医療サービスのあり方
- (4) 保健事業の効果的推進のための方策
- (5) 老人医療費の費用負担の公平化のための方策
- (6) そのほか、医療保険制度との関連

## 7 社会保障をめぐる新しい環境

国民経済に占める社会保障費が増大してくると、社会経済の変貌にともない社会保障の分野においても十分の対応をはかっておくべき事項が増加してくる。最近における事例から、今後の社会保障政策の動向に顕著な影響を生ずると思われるものをあげておこう。

### 民間部門の評価

臨時行政改革推進審議会・民間活力推進方策研究会（座長・中川幸次氏）は、八五年二月一二

日、「民間活力の發揮推進のための行政改革の在り方」と題する報告書をまとめた。このなかで、社会保障の分野についても、民間事業部門の活性化や公的事業部門の民営化について具体例をあげて検討している。郵政省の「国営任意生命保険（簡易保険）の将来展望に関する調査研究会」（座長・木下和夫大阪大学名誉教授）は、八五年四月一二日、簡易保険事業が老人介護などの福祉サービスも提供できるようにする旨の報告書をまとめた。

八五年五月三〇日、大蔵省の保険審議会（会長・吉岡英一氏）は、「新しい時代に対応するための生命保険事業のあり方―金融の自由化・国際化の進展、高齢化社会への移行、高度情報社会への対応」と題する答申をまとめた。老人福祉の分野においては、「公的なサービスである特別養護老人ホームと同様の水準のサービスを約束する民間の施設がすでに建設されており（いわゆる「有料特養」、前記社会保障制度審議会の建議においても、この分野における民間部門の役割を評価し、行政として必要な援助と規制について問題提起をおこなっている。

### 科学技術と社会保障政策

医療技術の進歩にともない、医療をたんに技術的側面のみで考えることができなくなってきた。脳死の判定の問題はその一例である。八三年度より厚生科学研究事業としておこなわれている「脳死に関する研究」（班長・竹内一夫杏林大学教授）の八四年度の報告が八五年五月一三日まとめられた。今後、この結果を参考に本格的な脳死の判定基準づくりの検討がおこなわれる予定である。

このほか、いわゆるニューメディアにかんする施策が各省において検討され、郵政省においては、ニューメディアを社会福祉に應用するための検討を進めている。厚生省では、八五年六月二六日、「ICカード等の医療保険分野での應用に関するプロジェクト」(座長・横山泉東京女子医大教授)を開催し、ICカードやレザーカードが医療保険の分野でどの程度應用できるか、その際の問題点は何かなどについての検討を開始した。

八五年五月二二日、来日したOECDペイユ事務局長が増岡厚生大臣と会見し、八五年一月に東京で開催される「社会保障に関する日本OECDのハイレベル専門家会議」について会談した。日本における社会保障政策の課題も欧米諸国と共通の基盤において検討する意義のある時代になってきたといえよう。他方で、市場摩擦問題といった日本が国際社会において当面している課題について、社会保障政策の分野においても十分な検討が迫られることとなってきた。

八五年一月におこなわれた中曽根レーガン会談において、医薬品・医療機器の分野が電気通信等と並び米国側市場開放重点四分野の一つとして取り上げられた。これをうけ、医薬品・医療機器にかんする日米ハイレベル協議、八五年三月一二日、同年四月二五日東京で開催され、外国臨床試験データのうけ入れなど米国側関心項目について日本側から基本的にうけ入れる旨の説明をおこなった。

## 8 第一〇二回国会における

### 社会保障関係法案

第一〇二回通常国会は、八四年一月一日から八五年六月二五日まで(五七日間の会期延長を経る)開催された。厚生省関係法案は合計一四本である。法律案の名称と審議結果はつぎのとおりである(後記の六法案は関係各省共同提案である)。なお、議員立法により成立したもののうち、社会保障関係のものとして、「栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案」と「優生保護法の一部を改正する法律案」の二本がある。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(成立)
- (2) 国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(八五年度における給付改善を図るもの)(成立)
- (3) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(成立)
- (4) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(いわゆる地方事務官の廃止に関する関連法案の改正)(廃案)
- (5) 児童手当法の一部を改正する法律案(成立)
- (6) 国民年金法等の一部を改正する法律案(前国会からの継続審査)(成立)

(7) 児童扶養手当法の一部を改正する法律案〔前国会からの継続審査〕(成立)

(8) 医療法の一部を改正する法律案(継続審査)

(9) 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(成立)

(10) 昭和六〇年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(成立)

(11) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(11)と(14)は、共済組合の年金部分について、国民年金・厚生年金保険における改革と同様の趣旨を盛り込んだもの(継続審査)

(12) 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(継続審査)

(13) 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(継続審査)

(14) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(継続審査)

【参考資料】(1)「厚生」(厚生省大臣官房広報室)、(2)一九八四年版「厚生白書」、(3)「週刊社会保障」(社会保険法規研究会)、(4)「月刊・福祉」(全国社会福祉協議会)、(5)「社会保険旬報」(社会保険研究所)、(6)「厚生福祉」(時事通信社)、(7)「健康保険」(健康保険組合連合会)

# IV 経営者団体の労働政策

概要□賃金——日経連『労働問題研究委報告』  
／全国中小企業団体中央会『中小企業労働問題に関する考察』／今春闘の特徴と評価／その他の動向／労働時間——雇用——大卒就職協定／経済同友会による「中間労働市場」の提案／社会保障——年金／医療／労働者災害補償／児童手当／その他

概

要

一、日経連は、従来どおり、生産性基準原理にもとづく賃金決定を主張したが、昨年までの「ベア・ゼロ、定昇のみ賃上げ」論は打ち出さず、賃上げ抑制の姿勢を後退させた。

一、五％の賃上げ結果にたいしては、日経連は、景気の減速を予測して、「賃金コストの圧力はかなりきびしいものにならざるをえない」と不満を表明した。

一、とはいえ、労使関係にかんしては、日経連は高い評価を下しており、主要先進国の労働組合にくらべ、日本の労働組合は「甘え」が少ない、とした。

一、労働基準法研究会の法定労働時間短縮の中間報告にたいして、関係する経営者団体はいずれも、時間短縮に反対し、よりいっそう弾力的な労働時間制を要求した。

一、労働省の時短方針にたいし、日経連は、画一的な指導に反対する、との主張を明らかにした。

一、経済同友会は、ME化の進展に関連して、労働市場の弾力性を高めるため、「中間労働市場」を拡大せよと主張し、職安法の改訂を提言した。

一、年金改革に関連して、日経連は、共済年金の改正促進を主張

し、また経済同友会は、「三本建て」の老後保障を唱えた。

一、労災保険法の改正に関連して、日経連は、その「合理化」を主張した。また、児童手当については、廃止の方向を示唆した。

一、経団連は、労働組合に呼応して、単身赴任減税を主張したが、実現しなかった。また、退職給与引当金の損金算入率の圧縮問題についても、労働組合と協力して反対し、大蔵省に圧縮を撤回させた。

一、経団連は、異例にも、アメリカの主要労組幹部と懇談し、対米進出企業の労使関係について意見を交換した。

一、最後の「財界四天王」桜田武日経連名誉会長が死去した。

## 1 賃 金

### 1 日経連『労働問題研究委報告』

「活力ある社会をつくるために」

日経連は、一九八五年一月一七日の臨時総会で、労働問題研究

委員会（議長、大槻文平日経連会長）がまとめた『報告』を発表し、満場一致で採択した。同『報告』は、第一次石油ショック後の一九七四年に、大幅賃上げの行方研究委員会が設置され報告を発表

したのが最初であり、今回で通算一回目となる。以下にみられるように、『報告』は労働に関係するさまざまな側面を取り上げているが、とくに春闘にたいする「経営側の理論的よりどころ」（『日経連タイムス』一九八五年一月二四日）としての性格が強い。本年は「活力ある社会をつくるために」を副題として、日本経済の現状、雇用、賃金・労働時間、中小企業問題、社会保障、教育問題に言及しているが、臨時総会「開会あいさつ」（大槻会長が風邪で欠席のため田中文雄副会長が代読）によれば、日本の経営者が「責任ある態度で選択しなければならぬ」道として、二点強調されている。一つは、「生産性基準原理に基づき、日本経済の実力に見合った賃上げを行」うことであり、いまひとつは、「行革路線」の貫徹である（『日経連タイムス』一九八五年一月二四日）。以下、各章ごとに『報告』の概要を紹介する（『日経連タイムス』同上号による）。

#### 景気回復の跛行性と重要課題

第一章「日本経済の現況（現象と基調）」はおもに、行財政改革・

規制緩和と年金制度の健全化を主張している。

##### 一、景気回復の跛行性

日本経済は、昭和五十八年春以降、大きな跛行性があり、深刻な諸問題をもはらんではいくが、基本的には回復基調に入ったとの見方も出てきている。

ここでとくに注目すべきは、昭和五十九年前半のアメリカ景気回復が、わが国に与えた大きな影響である。しかしそのアメリカ経済も、巨大な財政赤字と国際収支の経済赤字、さらに高金利というアキレス踵をもっており、現にその経済成長率も鈍化傾向をたどっている。OECDの見通しでも昭和六十年は、前年より経済成長率がダウンするであろうと予測している。

日本国内をみても、企業倒産は高水準を続け、雇用情勢にも明るさがみ



られない。現象面から考えられる好況も産業別、地域別、規模別、企業別にきわめて跛行性が強いといわざるをえない。

二、当面する重要課題

今後の日本経済が克服していかねばならない問題は数多いが当面の重要課題は、行財政改革と高齢化社会への対応である。

行財政改革については、ここ三年間継続したゼロあるいはマイナス・シリリングの予算編成に対し早くも反発の声があがりつつあり、政府与党内にも積極政策をとるべきであるという論が根強く存在する。しかし、行財政改革は今、その緒に付いたばかりであり、ここで挫折することは絶対に許されない。むしろ一段とマイナス・シリリングに踏み込み、その分を減税にまわし、国内景気にまわし、国内景気の振興に役立たせるべきではなからうか。また、許認可行政を改め、規制緩和に取り組みべきである。

第二は、世界に類のないスピードで高齢化社会に突入しつつあるという問題である。これは、年功賃金の是正や退職金制度の改訂といった身近な問題から、年金財政の急速な逼迫、社会意識、世代間の利害問題までの広がりをもつ重大問題である。とくに年金制度の健全化は早急に実現されなければならぬ。

企業なくして雇用なし

いる。

第二章「企業と雇用——企業なくして雇用はない」は、税負担の軽減を主張して

民間企業の雇用者（昭和五十八年平均、三千七百十三万人）とその扶養する家族（昭和五十八年平均、三千二百二十五万人）の合計は、実に約六千八百四十万人。全人口一億二千万人の六割近くが民間企業によって生計を立てているのである。民間企業が適正な利潤を得、その維持と発展をはかることは雇用の維持と創出にとって、不可欠な事柄なのである。

ところが、最近の傾向は、窮屈な財政下、法人税の増徴、退職給与引当金への課税強化、OA機器に対する物品税課税等、ありとあらゆる思いつきの企業への増税が考えられている。

経団連の試算した実質税負担率によると、わが国企業は先進國中、最高の重税を課せられていることが判然とする。実質税負担率が高いことは、

企業の設備投資、研究開発投資など投資活動全般に不利な影響を与え、日本経済の主要な活力源を阻害する結果となる。実質税負担率の軽減が強く要望されるゆえんである。

生産性基準原理

賃金決定を主張している。

第三章「賃金と労働時間」は二部からなり、前半では従来どおり、生産性基準原理にもとづく

(一) 生産性基準原理と現実への対応

資源のないわが国経済にとって、インフレーションこそ経済の破滅につながるものである。われわれは、昭和四十四年以来、生産性基準原理に則った賃金決定がインフレ回避に大きな役割を果たすということを説いてきた。それは、わが国企業における平均賃上げ率を国民経済生産性上昇率の範囲内におさめることを理想とするものである。

この日経連の説く生産性基準原理の理想は必ずしも達成されていない。しかし、わが国と外国とを比べると、わが国の場合、近年生産性基準原理により近い姿において賃金決定がなされてきたとみてよい。それが外国人からうらやましがられる良好な経済パフォーマンスの実現に寄与しているものとわれわれは判断している。最近消費刺激のための賃上げ率アップを主張する向きもあるが、これは結果的にインフレの再燃を不可避なものとする立場であって、時代錯誤もはなはだしいといわざるをえない。

しかし、個別企業の段階においては、その年の賃金決定時において、国民経済生産性上昇率といったマクロの数字を的確に予測することは困難かもしれない。したがって比較的予測可能なその企業の支払能力と今後の景気動向を中心として賃金交渉が行われることになる。しかしその場合でも生産性基準原理の考え方はあくまで基本にすえられるべきである。

単純に比較できない労働時間

第三章の後半は、長時間労働の批判にたいする反論である。

(二) 労働時間

わが国の所定内労働時間は、欧米各国に比して大差ない。欧米各国の労働組合に問題にされるのは、年間実労働時間である。

労働時間については、各国の統計のとり方がマチマチであることに加え、わが国の場合①終身雇用の慣行があるため、不況時の雇用削減（レイオフ）が容易でない。また好況時にも不況時のことを考え、雇用増よりも残業増で対処しようとする②欧米人に比し、年次有給休暇の消化率が少ない③欠勤率が低い④ストライキによる労働損失日数が少ない、という事情があり、単純に比較できない。

さらに日本では、一般社員にも重役、社長への昇進の途が開かれているのが普通であるから、昇進への刺激が、労働意欲の高揚につながっている面も多いように思える。欧米でも昇進の途が開かれている役員、管理職クラスでは、日本人を上回る働き蜂が多いといわれるのである。

第四章「中小企業の活性化に向けて」は、規模間格差の縮小  
小企業の設備改善と人材確保によって、賃

金・労働条件の向上をめざすことが唱えられている。

中小企業と大企業との間の賃金・労働条件の格差問題が従来から論ぜられてきた。われわれはそれが生ずる理由として、大企業との間により大きい生産性格差のあることを指摘し、賃金・労働条件格差を縮小するためには中小企業の生産性を向上させること、そのためには中小企業の設備投資減税が必要であることを主張してきたのであるが、昭和五十九年度予算においては、若干その実現をみた。

中小企業にあつては、とくに、その担い手である人材を確保することが緊要であるが、それには基本的に、当該企業自体が魅力ある企業づくりを目指して努力すること、まず経営者自身が、自ら課された社会的責任を自覚し、従業員はもちろんのこと、社会から、経営者として指弾されることのないよう、格別に自戒することが肝要である。

第五章「高齢化社会と社会保障」では、年金制度の  
年金と医療  
抜本改革と医療費の節減を要求している。

わが国は世界一の長寿国となり、六十五歳以上の人口が総人口に占める割合は九・九％に達した。

このような人口構成の変化と並行して、定年の延長が進んでいる（昭和

五十九年一月では、実施予定まで含めれば、全体の六五・〇％が定年六十歳以上である）。

高齢者の増加は、社会保障給付費の増加を招来する。昭和五十七年度における社会保障給付費は二十九兆九千二百六十三億円、国民所得の一四・一％を占めている。その構成比は年金四四・七％、医療四一・一％、人口の高齢化は老齢年金問題と医療問題の重要性をきわだたせることになった。

民間企業従業員の老齢年金を規定している厚生年金保険法においては今日十・七人の若い人が一人の老人を養う計算になっているが、昭和八十年ごろには若い三人で一人の老人を養わねばならなくなると推測されている。国会は、年金制度の抜本改革を本気になって早期に取り組むべきである。年金生活者の最大の敵は、インフレである。インフレの回避のために、政府をはじめとして国民すべてが最大限の努力を払わなければならない。

高齢者の増加は、必然的に医療費の増加につながる。最近十年間医療費は年額約一兆円の割合で増加を続け、昭和五十七年度には十三兆八千六百五十九億円、国民所得比で六・五五％に達した。昭和五十九年八月七日成立をみた健康保険法の改正によって、健保組合被保険者の自己負担がゼロであったものが、一割負担に改められたが、さらに法律が指向している八割給付が速やかに実現され、国民医療費の節減が一層進むことを期待するものである。

学校教育と企業内教育  
第六章「教育問題」では、学校教育と企  
業内教育の連携を深めよ、と主張してい

る。

今日、教育改革のことが政治日程にのぼっているのであるが、偏向した教科書の存在、教師は聖職ではなく一介の労働者にすぎぬという一部教師団体の主張等々、学校教育の改革の中で論議されなければならない問題はあまりにも数多い。高等教育についても、特に人文社会系のそれはレジャーランド化して、国公費の無駄使いが行われているという厳しい指摘があることに注意しなければならない。

同時に低成長経済と技術革新が同時並行的に進む中で、企業内教育と学

学校教育の連携を深め、企業内教育の効果を一層高めなければならない。

階級意識の稀薄さと  
着実に歩む全民労協

第七章「むすび」では「言っておかなければならないこと」として、つぎの四点があげられている。

一、昨年の本報告書においてわれわれは、わが国労使の責任者が世代交替期にさしかかっていることを指摘した。この傾向は、昭和五十九年においても顕著になった。資源小国日本が、経済パフォーマンスの面において諸外国にうらやましがられる状況にあるのは、一にかかって労使関係の安定にあるという認識が広く一般化しているが、それは第一線を去っていかれた労使の先輩の築き上げられた成果であった。後継労使の第一線責任者がこの伝統を守り、かつ新しい事態に適切に対応できる創造的労使関係を形成していかなれることを期待してやまない。

二、国民の九割が中流意識をもち、社長も、平社員もともに「サラリーマン」と呼称されるわが国といまだに職業を世襲し、階級意識が牢固として抜きがたい諸外国とを比較するとき、わが国の対等で良好な労使関係の背景には、外国人の容易に真似ることのできない階級意識の稀薄さが存在することに注意しなければならない。

三、昭和五十七年十二月十四日発足した全民労協は、その後着実な歩みを続けている。

自分たちの生活費＝賃金は、自分たちで稼ぎ出さなければならないということを本能的に知っている民間企業労働組合が、わが国の労働運動を主導しているところに、わが国の経済活性化も生まれてくるという過言ではなからう。

四、今日のわが国における最大命題は、行財政改革である。

国会は、昭和五十九年一年間に実に一〇％をオーバーするベース・アップを行った。国家財政逼迫の折から、国民の付託にこたえるべき国会議員が、お手盛りによって一年に一割以上の賃上げをする。タックス・ペイヤの感情を逆なでするものではないだろうか。

歳費だけでなく、多すぎる国会議員の数も問題である。議員の数が多くこと、議会制民主主義がうまく機能することとは、同義語ではないこと

に留意すべきであろう。

土光臨調は、国会議員、政府官僚に任せておいたのではできなかったであろうと思われる成果をあげてきた。国会議員の数、給与等に関する立法府の改革も、土光臨調的な、国会議員でない人たちの知恵を借りることが必要な段階にきているのではなからうか。それが議会制民主主義体制を補完する有効な道だと確信するものである。

## 2 全国中小企業団体中央会『中小企業

### 労働問題に関する考察』

全国中小企業団体中央会は、賃金、雇用、労働時間等にかんする対応策を検討するため、賃金問題小委員会（菅谷頼道委員長）を設け、一月に報告書『昭和六〇年中小企業労働問題に関する考察』を発表した。ここでは、「昭和六〇年賃金交渉における基本的考え方」の部分を紹介する。

#### 【相互理解を基本とした労使関係の安定】

中小企業では、その経営特質からみて労使関係の安定が極めて大切である。したがって、賃金の改定に当たっては、以下の諸点に十分留意しながら、労使で話し合い相互理解を基本として行うことが必要である。

一、内外における景気動向や環境変化などをよく見極め、中長期的な見通しの上に立って支払能力を検討するとともに、生産性向上の範囲内にとどめるよう十分配慮すること。

二、技術革新に対応するための設備近代化は企業存続上不可欠であり、とくに資本装備率の低い中小企業においては、その必要性は一層大きい。したがって、設備近代化のための資本蓄積を十分考慮に入れること。

三、中小企業は付加価値生産性が大企業に比べかなり低い一方、労働分配

率（企業の付加価値額の中に占める賃金の割合）は大企業より高い。労働条件の改善には、コストを引き下げ付加価値生産性向上が不可欠であり、その実現のための方策を併せて検討すること。

四、消費者物価上昇率は、五八年度一・九％、五九年度（実績見込み）二・四％とかなり落ち着いており、六〇年度も政府見通しでは二・八％と低いことから、賃金改定に当たっての物価の要素はそれほど重視する必要はないこと。

五、下請企業の動向をみると、受注量は若干上回ってはいるものの、取引条件は一向に改善されず、今後の収益動向や受注見通しも厳しい状況にあり、中長期的な展望のもとにその対応を常に考慮しておくこと。

六、労働組合側の労働時間短縮の要求が強まっているが、労働時間の短縮は一種の賃上げでもあるので、総合的な考え方に立って対応すること。

### 3 今春闘の特徴と評価

今春闘の特徴は、昨年までの「ベア・ゼロ、定昇のみ賃上げ」の主張を後退させたことで、ベア抑制論の後退

ある。「がまん」の稲山経団連会長は、二月一八日の記者会見で、「私は（賃上げ交渉の直接の）当事者ではない」とことわったうえで、「物価上昇に合わせて賃上げすることは経済的には間違った考え方であり、働く人の幸福にならない。実質生活費に合わせてベアアップするのはぜひいたくな考え方で、そんなことをしているのは日本だけだ。ベアの時代はすぎた。賃金をふやしたいのなら定昇とボーナスでやったらよい」と述べた（『日本経済新聞』一九八五年二月九日）。また、五島昇日本商工会議所会頭は、二月二一日の記者会見で「景気が昨年に比べ良くなっているのだから『出せる』という意

見があるが、今回の景気は地域、業種別には行性がある上、倒産件数も増加しており、ムードが先行しているだけだ。中小企業まで日が当たっていない」と釘をさした（同、二月二二日）。しかし、日経連『労働問題研究委報告』からは、昨年までの「ベア・ゼロ」論が消えたし、五島日商会頭も四月一日の記者会見では「（ベアは）五％台に乗りそうだ」「景気が本当に回復してきたという実感はないが、企業側の理論だけが通らなくなっており、（経営側に）バランス感覚ができてきている」と姿勢の変化を認めている（同、四月二日）。

#### 日経連第三八回定時総会

日経連は五月一六日、第三八回定時総会を開催し、大槻会長が「あいさつ」

に立ち、今春闘をつぎのように評価した（『日経連タイムス』一九八五年五月二三日より要約）。

(1) 今年の賃金交渉は、結果的には、五％を中心に動くようになったが、これは日本経済の現状から考えて、多少、負担の重いものになる心配がある。輸出に牽引された昨年からの景気浮揚は終わりを告げ、先端産業においても売上高の伸び悩みが予想されるような状況の下で、昨年を上回る賃金コストへの圧力は、かなり厳しいものにならざるを得ない。

(2) このように、今年の賃上げが高くなった背景としては次の四点をあげることができる。①第一の点は、わが国の経済成長率が昨年度、アメリカの異常な景気上昇によって、予想外に高まった。②過去二年間の賃上げによる可処分所得の伸び悩みが、労働組合に不満足の意識を強めさせ、一般世論にも多少の影響を持った。その結果、経営側としては、必ずしも本意ではなかったが、労使関係配慮という形で何らかの配慮をしなければならぬような状況におかれた。③税金や社会保険料が増えるために、賃金が上昇しても可処分所得が伸び悩み、という公的負担にかかわる問題の影響を受けてしまった。④日米貿易摩擦のなかでアメリカから執拗な内需拡大要求を受け、それが労働組合の主張する「賃上げで内需拡大を」のストーリーを支援する形になった。

(3) これら四点はすべて、基本的な経済社会の原理・原則に対する誤解、あるいは理解不足から起っている。もし、今年の賃金決定が昨年よりも高くなった原因がこれらの点にあるとすれば、私は敢えて「賃金決定の一層の正常化のためには、現状に対する一層深い理解、労使関係における一層の成熟が必要である」と言わざるを得ない。

#### 4 その他の動向

##### 逆生産性基準原理への批判

(1) 日経連の労働経済特別委員会・物価問題特別委員会（ともに西野嘉一郎委員長）は八月一日、合同委員会を開催し、経済・社会政策研究会の佐々木孝男代表を招き、同盟が賃金理論として採用した同氏の「逆生産性基準原理」の話を聴取した。この「逆原理」は、前提としての、現在労働者の消費生活は、経営側の主張するように買う物がないというほど高い水準にはない。したがって、消費を高めるには、二・三％ではなく、四・五％の成長が必要である。そして、この高目の成長率を達成するには、生産性基準原理の数字（実質成長率マイナス就業者伸び率）に消費者物価上昇率をプラスした水準の賃上げが必要だとするものである。

(2) 「敵を知り、己を知らば百戦危うからず」の孫子の兵法に習って佐々木代表を招いた日経連側は、この主張にたいし、これは「一種の調整インフレ論」だとして、三点を指摘した。第一に「インフレをいったん認めてしまったら、なかなかとり返しにつかない状況

に陥ってしまうおそれ強い」。第二に、政府のなかにある「インフレ期待を刺激しはしないか」。第三に「高齢化社会を迎え、年金制度などを考えると、物価安定は絶対につづけなければならぬ」。また、二年つづきの「低賃上げ」であったのに、日本経済は年率五％の成長を達成したのは「逆原理」ではどう説明するのか、と反論した（『日経連タイムス』一九八五年八月九日）。

##### 「支払能力」算定します

日経連は一昨年、企業の支払能力算定の方式をまとめた（日経連調査部編『支払能

力からみた適正賃金決定』日経連弘報部刊）が、その後、この方式をコンピュータに乗せることを研究していたが、そのプログラムが完成し、三月二五日より会員企業を中心に支払能力測定サービスをおこなうことになった。過去五年間の主要経営指標と今後の具体的経営ビジョンをもとにシミュレーションをおこなうというものである（『日経連タイムス』一九八五年三月二一日）。

##### 産業別最賃を廃止せよ

日経連はたびたび、『日経連タイムス』紙上で、この主張をくり返した（一九八

四年一〇月四日、一二月六日、八五年六月一三日）。ここでは、最終の第三回目の主張「産別最賃廃止に早期決着を」を紹介する（抜すい）。

##### （前略）

##### 使命を終えた産別最賃

周知のように、わが国の最賃制度は、現在、地域別最賃と産業別最賃の二本建てになっている。このうち産業別最賃は、本来、地域別最賃、つまり地域（通常は都道府県単位）に働く労働者全員を対象にする地域包括最賃を導入するためのいわば経過措置的なものとしてつくられたもので、地域包括最賃が全国的に普及、定着した今日では、すでにその使命は終わったというべきものである。

こうした考え方は、中央最低賃金審議会が昭和五十六年に出した答申

(いわゆる「56答申」)でも明記されている。この答申では、現行の産業別最賃は経過措置として最賃適用の効率的拡大を図るといふ役割を果たしてきたが、地域別最賃が定着した今日では、その経過措置的な役割・機能の見直しを行うべきである、とした上で、現行の産業別最賃については昭和六十年代に「廃止の時期と方法を決定する」といふ基本方針を示している。そして、その方向にむかって、現在、中央最低賃金審議会の場で議論が進められているのである。

(中略)

ただ、こうした中で目立つのは、使用者側の積極姿勢に対する労働側の消極的、現状維持の姿勢である。労働側には、使用者側と違ったそれなりの事情があるのかもしれないが、56答申を認めながら、その実践の段になると、できるだけこれを引き延ばそうとするかのような姿勢は明らかに矛盾であり、大方の納得は得られまい。

新しい産業別最賃のあり方

もちろん廃止しようといっているのは、従来の産業別最賃であって、56答申では、これにかわる新しい産業別最賃のあり方についても述べているのは周知の通りである。

新しい産業別最賃は、従来の産業別最賃とはその性格を全く異にしたもので、いわばある技能を有する労働者の集団に対して適用されるものである。したがって、これまでのような大ぐりのものではなく、ある産業の特定の基幹労働者といった小ぐりの産業ないし労働者のグループを対象としたものになる。

つまり、ソーシャル・ミニマムとしての最低賃金は地域別最賃一本でよいのであり、その上にさらに最低賃金を設定するのならば、当然そうした形のものであるべきという趣旨である。しかもそれは、労使の合意があつてはじめて作られるものであって、これまでのように行政に全面的に面倒を見てもらって作るようなものではないのである。

行革の見地からも推進を

一方、行革の見地からも、産業別最賃の廃止はぜひ進めなければならぬ。いうまでもなく、行政のあり方は簡素を旨とし、不要なものはこれを廃止し、屋上屋を避けて必要最小限のものにとどめていくべきであるが、

最低賃金制度における産業別最賃についても、このことが言えそうである。

(後略)

## 2 労働時間

労基法研究会報告への意見書

労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会(石川吉右衛門会

長)第二部会(労働時間関係)は、一九八四年八月に、法定時間を一日九時間、一週四五時間とする骨子の中間報告をおこなった。これにたいして、一二月一三日に東京商工会議所(労働基準法研究会中間報告に対する意見)、二月七日に全国中小企業団体中央会(労働基準法研究会中間報告(労働時間関係)に対する意見)、また三月一九日に日経連(「労働基準法研究会第二部会『労働時間関係』(中間報告)に対する意見」)がそれぞれ意見書を発表した。表現に多少の差はあるが、内容的にはほとんど同一であるので、もっとも詳細な日経連の意見書を紹介する。その骨子は、①法定四五時間制は、とくに中小企業への影響が大きく、反対である。労働時間短縮は個別労使の自主的努力に委ねるべきである。②休日、休暇、深夜交替制、その他具体的な労働時間の設定方法は弾力的なものでなければならぬ、の二点に要約できる。以下、日経連の意見書を全文紹介する。

【労働基準法研究会第二部会「労働時間関係」(中間報告)に対する意見】  
 昭和五九年八月公表の労働基準法研究会第二部会「労働時間関係」の中間報告は、労働時間の法定基準の引上げや、法解釈と労働時間管理の実態との間に発生している問題点の指摘をし、労働基準法の見直しをしようとしている。

労働時間を含む労働条件は、法定基準を基に、基本的にはそれぞれの企業がその時々々の経済、経営の実態を踏まえ、自主的に決定すべきものである。したがって、その法定基準は、産業構造、就業構造、雇用慣行、労使関係等わが国の労働条件決定上の特性を十分考慮したものであるべきであり、産業・企業活動を阻害するものであってはならない。

その観点に立って、「報告」の具体的な内容についてみると、産業界の現状および将来を見定めた場合に多くの問題を含んでおり、特に今の時点で労働時間について法定基準の引上げを行うのは時期尚早といわざるを得ない。

以下「報告」の具体的内容について意見を述べるとつぎのとおりである。

(1) 法定労働時間

① 法定労働時間一週四五時間構想は、特に中小企業への影響が大きく、また、業種によっては企業規模を問わず対応が困難となるので反対である。

労働時間短縮については、法定基準の引上げにより進めるものではなく、わが国の産業界の実態を十分考慮し、現行法定労働時間一週四八時間を基準にして、企業の実情に応じ、個別労使の自主的努力に委ねるべきである。

② 産業構造、業種・業態あるいは社会環境全体が、複雑かつ多様化している現在、生産性の維持・向上あるいは労働福祉の観点からも法定労働時間を弾力化し、これらの変化に対応していく必要がある、法定労働時間の弾力化は、実施の方向で検討すべきである。

③ 特に、年間総労働時間の考え方は、法定労働時間の弾力化という観点から、一週四八時間を基準としてとりいれるべきである。

④ また、一日の法定労働時間については、就業形態の多様化に伴い、

その制限を取り払い、労使間の自主決定に任せ、弾力化を図るべきである。

(2) 変形労働時間制

① 変形労働時間制の計算期間は、生産計画、業務の繁閑、業種の特殊性に対応して適用しやすいように現行四週間に限定すべきではない。

② 業種・業態の多様化に伴う複雑な就業形態に対応するためには、フレックス・タイム制の導入を認める方向で検討すべきである。

また、認める場合の「一定要件」は、弾力的であることが望まれる。

(3) 法定休憩時間

① 法定休憩時間の上限を敢えて設け、かつ法制化する必要性はない。

② 手待ち時間については、それぞれの業種・業態に応じてその性格なり、取扱いなりを決定すべきであり、そのためには、労働基準法上の労働時間ではないことを明確化すべきである。

③ なお、「報告」には触れられていないが、法第三四条第二項の「一せい休憩」は、顧客サービス、連続操業のための交替勤務など、現在の多様化した就業形態の実態に合わないもので廃止すべきである。

④ また、時間外労働に及ぶ場合の追加休憩時間の付与については労使の自主的決定で運用ができるようにすべきである。

(4) 法定休日

① 変形休日制は、生産計画、業務の繁閑、業種の特殊性に対応して適用しやすいように現行四週間に限定すべきではない。

② 現在の複雑かつ多様な就業形態に対応させるため、暦日休日制ではなく、継続二四時間制を原則とすべきである。

(5) 特定業種の労働時間

① 法定労働時間の短縮を前提として、特定業種の設定を考えるべきではない。仮に、それをするのであれば、特定業種の実態に即した時間管理の措置を講ずべきであり、そのためには、一日の労働時間の規制は廃止し、中・長期の単位で管理する方向で弾力化を図り、その結果として、労使が自主的に労働時間の短縮を図っていくようにすべきである。

② 現在の複雑かつ多様化した業種・業態に対応させるため、さらに多くの業種の実態をよく調査し、その中から、特定業種の範囲を設定すべき

である。

(6) 特定業務の労働時間

① 「報告」にある「事業場外の労働」についての考え方をとりいれると、労働時間の算定は困難であり、一層労務管理上の混乱をきたすので現行どおりにすべきである。

② 業務が労働者の裁量に委ねる必要があり、労働時間を算定することが困難な業務の労働時間については、いわゆる「みなし労働」とした上で、さらに労働時間に関する法の適用除外を検討すべきである。

(7) 時間外労働および休日労働

① 三六協定に関する取扱いについては、現行以上に規制すべきではない。

なお、三六協定の効力に関し、労使間の紛争を防止するためにはその効力が個人にも及ぶことを法解釈上明確化すべきである。

② 三六協定の有効期間については、本来、当事者である労使間で決定すべき事項であり、現行のままとすべきである。

③ 時間外労働の割増賃金率の法律による引上げには、いかなる条件でも反対である。

④ 一定限度を超える時間外労働に対し「代休(無給)」を付与することについては、業種・業態により事情が異なるのでより慎重な検討をすべきである。

なお、業務の繁閑等を調節するために労使の間で取り決めていた時間外労働に相当するいわゆる代休についての解釈は、その趣旨を十分生かせるような配慮をすべきである。

(8) 年次有給休暇

① 年次有給休暇の最低日数の引上げには、企業規模にかかわらず要員管理を困難にし、年功制に沿った年休付与の特性が薄れる等の理由から反対である。

また、労使協定による年次有給休暇の計画的付与については、現行法においても認められているので、特に法的根拠を与えるための条文を設ける必要はない。但し労使協定が結ばれた場合には、労使間の紛争を防止するためにその効力が個人にも及ぶことを法解釈上明らかにすべきである。

② 半日単位の年休の付与は、要員管理その他労務管理上、影響が大きいので認めるべきではない。

(9) 深夜交替制労働

深夜交替制労働については、現行以上の規制には反対である。

全国中小企業団体

中央会の考え方

日経連の労働時間にたいする考え方は、「1賃金」の1「日経連『労問研報告』」の箇所です。すでに紹介したが、全国中小企業団体中央会も、前掲の「昭和六〇年中小企業労働問題に対する考察」のなかで、「強まる労働時間短縮要求への対応」をとりあげている。労使の「自主的」「弾力的」な対応を主張している点は、前掲、日経連の意見書と同じだが、「総実労働時間の短縮」にさいして、賃上げ面で労働者の理解を得ることと同時に、「設備の近代化、合理化をはじめ、労働時間管理の適正化などにも積極的に取り組むことが必要」だとしている。そして、国にたいしては「むしろ中小企業振興対策を積極的に講じることによって、中小企業でも時間短縮を促進できるような環境整備を図るべき」だと要求している。

ゴールデンウィークの連続休暇

労働省は一月末、五月のゴールデンウィークの連続休暇を普

及促進するために行政指導をおこなう通達を出した。日経連はこれにたいし、『日経連タイムス』(一九八四年二月一四日)に「黄金週間連休の『指導』は慎重に」との批判を掲げた。

「行政指導は、指導する方は普通の言い方でも、受けとる方は強く感ずるものである」「第三次産業には、大企業でも簡単に休むわけにはいかないと多いのである。商業、サービス業には、五月の連休はむしろかき入れ時であろう」「だから、いつを休みに



するかというような問題は、個々の経営の実態を背景とするそれぞれの労使の自主交渉、自主決定にまかせるべきものである。上から何らかの力を加えて、無理にやらせてもできるものではない。以上が、その骨子である。

### 時短の「展望と指針」批判

労働省は六月二〇日、昭和六五年度までの「労働時間短縮の展望と指針」を発表し、この指針にもとづき、行政指導をいっそう推進する方針を打ち出した（『週刊労働ニュース』一九八五年六月二四日）。これにたいし、日経連は「画一的な『時短』指導に反対」との主張を『日経連タイムス』（一九八五年六月二七日）に掲げた。従来の主張と同じく、「一斉画一的に時短を進めることは、業種により、またとくに中小企業にとって、重大な影響をこうむるであろう」「前の推進計画が実現できなかつたのに、現在、それが可能になるほどの経済的条件があり得るのか疑問である」。

## 3 雇 用

### 1 大卒就職協定

#### 「協定」への熱意失う

中央雇用対策協議会（座長、松崎芳伸日経連専務理事）は六月二一日会合を開き、昭和六一年三月大学卒業予定者にたいする採用選考期日を協議し、昨年と同じく、①会社訪問開始は一〇月一日、②採用選考開始は一月一日と決定した。席上、昨年末日経連がおこなった「就職協定に関する調査」結果が報告され、「協定が守られなかった」との回答が九割を占める反面、「協定は今後も続けた方がよい」とするものも九割ちかくを占めている、との説明がおこなわれた。

閉会後の記者会見で、松崎座長はつぎのようにコメントした。「私は本件について完全に熱意を失っております」「しかし、傘下企業の九割が一〇〜十一月協定を作れといわれれば、（日経連その他）サービス団体として『ノウ』とはいえませんが」「各企業人事担当者はその良心のひとかけらでもこの決定の上にそがれることを望みます。（次年度以降）どうしたらよいかは、この決定の実施状況を見てから、中央雇用対策協議会のメンバーにおいてじっくり考えて

いただきたい——本問題を中央雇用対策協議会においてとり扱うのが適当であるのか否かも含めて——ということと、とくに座長の私から皆さまに要望しておいたことをつけ加えます」(『日経連タイムス』一九八五年一月二四日)。

## 2 経済同友会による「中間労働市場」の提案

経済同友会は、一〇月一九日の第六回幹事会において、労使関係プロジェクト(委員長、成田浩幹事)が取りまとめた意見書『ME化の積極的推進と労使関係——「中間労働市場」の提案』を了承し、発表した(本年鑑I—II—2「経営労務」参照)。その骨子は、①産業の発展のためには、技術革新の導入によるダイナミズムの発揮が必要である、②そのためには、ME化によって発生する余剰人員と新しい人材需要に同時に対応できる、中間的クッションとしての「中間労働市場」が必要である、③これを実現するには、職業安定法による「労働者供給事業」の禁止(第四四条)と「職業紹介事業」の制限(第三二条)を改定しなければならない。以下、機関誌『経済同友』四三五号(一九八四年一月)に掲載された概要を紹介する。

### 【意見書の基本認識と概要】

一、経済社会は、マクロ的な低成長下、ME化を中心とする技術革新を軸に、高齢化、国際化、女性の職場進出増大等が重なり、産業構造や雇用構造に変化を生じている。これに伴い、余剰人員の発生と新しい人材の需要が生じている。

二、産業の発展には、労使協調の下に、積極的な技術革新の導入により、

益々産業のダイナミズムを発揮しなければならない。

三、上記の情勢に対応するため、「中間労働市場」の育成を必要とする。中間労働市場は、労働力の移動について、これまでの企業内での配転・出向など、所謂内部処理によるものと外部労働市場によるもの他、両者の中間的なものとして「人材の仲介・派遣」を中心とする新しい組織を指す。その部分的なものは、現に「人材派遣企業」として、急成長をみているが、われわれは、より広範な問題に柔軟に対応できる「人材の仲介・派遣組織」を必要と考えている。

四、この組織の育成には、労使協調が基調とならなければならない。そのためには、ME化を中心とする産業社会の変化や労働力需給の問題等について労使が共通の認識と理解をもち、また、これまで産業のダイナミズムの基盤をなしてきた終身雇用、企業別組合などをどこまでも持続していく姿勢が必要である。

五、中間労働市場の育成には、現行法制面を始め、検討・整備を要するものが少なくないが、この育成は、企業の社会的責任でもある。

以上の点から、次の五つを提言する。

〔提言一〕 労使は、ME化を中核とする技術革新を積極的に取入れ、十分に協議し合い、早急に共通の認識と理解とを固めるべきである。

〔提言二〕 企業は「中間労働市場」の育成に資するべきであり、それに伴い労使は、終身雇用、企業別労働組合等についても、情勢によっては、従来の枠を超えた発展的かつ柔軟な意識と姿勢で臨むべきである。

〔提言三〕 企業は、余剰人員対策において、労働側に不当な犠牲を強いることのないよう企業内での対応には最大限の努力を払うべきであり、安易に「人材仲介組織」に頼ってはならない。

〔提言四〕 職業安定法等の関連法規(同法第三二条及び四四條)は、法制定当時と今日の情勢変化等を勘案して事情に即した改訂または運用が望まれる。

〔提言五〕 「中間労働市場」の健全な発展、被派遣者の保護等を主眼として制度面での新しい対応を検討すべきである。

## 4 社会保障

### 1 年金

#### 共済年金改正案

第一〇二国会では結局、共済年金改正案は継続審議となったが、日経連は同法案について、

「思い切った内容」、「予想以上に前向き」と評価し、『日経連タイムス』一九八四年一月一日、会期あけ直前にも「共済年金改正案の成立を急げ」と題する「主張」を掲げた（同紙、八五年六月二〇日）。以下、その要点を紹介する。

（前略）わが国の公的年金は（中略）、創設の目的や時期がバラバラであったことなどから支給開始年齢、給付額算定方式など取扱い上の重要な点に制度間の差異ができ、しかも多くは公企業も含めた「官」に有利ないわゆる官民格差を形成している。

こうした制度間格差に加えて、公的年金は高齢化社会の進展という環境変化により（中略）、収支悪化条件にさらされつつあり、今後この傾向はますます厳しくなるとされている（中略）。

このような状況において、われわれの行った選択は、国民の老後生活の基盤としての公的年金の役割を認め、制度間の不公平を極力排除するとともに財政的に長期安定を期するということであった（中略）。

共済年金についてももちろん同様な将来認識に基づいて改正案がはから

れている。

その内容は、民間の企業年金に対比されるものとして職域年金という部分を設けている点が納得しにくいし、その部分まで企業年金では通常望めない物価スライド対象とすることに官民格差の名残を感じはするが全般的には給付算定方法、給付水準などを厚生年金なみとして格差を解消しようとする努力されており評価しうる。特に、厚生年金では手をつけなかった既裁定分についても足ぶみの形で抑制するという厳しい姿勢を打出している。

こうした案であるから、既得権を守るという意識に立てば賛成しにくいのかも知れないけれども、そういう角度だけから見れば問題ではないだろう。年金という長期間にわたる制度では将来の制度安定への着手は一刻も早くなければならぬし、加えて公務員の肥大化を改めることが世論である中で官民格差を墨守しようとするなどは時代錯誤もはなはだしいといわざるをえない（後略）。

#### 「人生八〇年時代の年金制度」

経済同友会は、国民年金法、厚生年金法の改正をうけて、五月二二日、「人生八〇年時代の公的年金制度——日本型年金制度をめざして」と題する意見書を発表した。

この意見書は、「公的年金は老後生活費のミニマム（基礎年金）ないし基盤的部分（基礎年金＋報酬比例部分）を保障する範囲にとどめ、その上に企業と個人がそれぞれの努力と工夫によって企業年金と個人年金を築き上げ、各人が多様な老後の生活設計を行うことが望ましく、かつ現実的である」「従ってわれわれは、老後の生活保障は公的年金、企業年金、さらには個人年金の三本建てで形成されるべきだと考える」との基本認識に立っている。

そして、「われわれの提案」として、①既裁定者の標準報酬月額読み替えによる賃金スライドは廃止し、物価スライドのみとする（ただし、長期的にみた生活向上分は、再計算時に「政策的に改定

することが望ましいし、②次回改正時から厚生年金の支給開始年齢を六五歳とせよ、③給付についてのみ、標準報酬月額の上限を男子の平均賃金の一・五倍程度に抑えよ、④年金給付に所得制限を設けよ、また、併給調整をおこなえ、⑤積立金を高利運用するため、民間運用も考えよ、⑥公的年金の一元化にあたっては、必ず官民格差を是正すること、⑦今後は企業年金を充実させ、公的年金の「イコール・パートナー」とせよ、といった諸点をあげている。

## 2 医 療

厚生省は四月三〇日、三五年ぶりに健康保険組合の設立認可基準を緩和する旨の通知を出した。従来から組合方式の推進を唱えていた日経連はこれを歓迎し、「組合健保化の一層の促進を」と題する論説を掲げた（『日経連タイムス』一九八五年五月九日）。

（前略） 組合健保の特質は、自主的な責任の下に、それぞれの個別組合の実態に応じて創意工夫をこらし効率的な事業運営を行うことが可能であり、疾病治療のための給付は無論のこと、疾病の予防、あるいは健康増進に向けての諸事業を活発に行っていることである。とりわけ、昨今は、自助努力にもとづく健康づくり運動が全国的に活発に推進されており、健康福祉のために大きく寄与していることは評価されるべきである。こうした運動は長期的視点から考察すれば、医療費適正化に向けての最良の方法のひとつであろう（後略）。

### 医療保険制度の 統一一本化に反対

右と同じ論拠から、日経連は、一九八四年一月五日に政府に手交された、自民党と三医師会とのあいだでの医療保険制度改革に関する覚書（八月一〇日付）における、医療保険制度の統一一本化を五年後におこなう、との項目に反対した（『日経連タイムス』一九八四年一月二五日）。

（前略） 覚書によれば組合も、組合と対照的に運営上批判がある国保も、全国一本の組織で保険者としての機能を発揮していない政管健保も、すべて一本化されることになる。

この場合、少なくとも各制度が、組合方式の長所を吸収し、体質を整えた上でというならば、われわれもこの構想を認めるにやぶさかではない。だが残念ながら、そのような努力が今行われているとは思えないし、今後五年の間に実現するとも考えられない。ただ、このまま強行すれば、後にもたらされるのは、多分医療費の無駄の拡大と負担増であるただけはいえるのである。

## 3 労働者災害補償

使用者の不服申し立ての創設を  
日経連は、労災保険審議会が労災保険法改正に向けて検討を開

始したのをうけて、一月二三日付で、山口労働大臣に「労災保険法改正に対する要望」を提出した。

その骨子は、「わが国の労災保険給付は総合的にみて国際的にも遜色のない水準に達しており（中略）、新たな負担増をもたらすような法改正には基本的に賛成しがたい」というもので、具体的にはつぎ

の五点を要望している。①労働基準監督署長の「保険給付に関する決定」にたいし、使用者からも不服申し立てができるようにすべきだ、②労災保険給付と民事損害賠償との支給調整はなお不完全であるので、可及的速やかに完全調整を実施すべきである、③労災年金と厚生年金、老齢年金とが併給される場合にも、同一理由による労災年金と他の年金の併給の場合と同じく、減額調整をおこなうべきである、④職業性疾病について正確な医学判断をおこなうため、診査医制度を創設すべきである、⑤労働福祉事業を抜本的に見直し、不急の事業は整理するなど、合理化をはかるべきである（『日経連タイムス』一九八四年二月一四日）。

#### 4 児童手当

##### 児童手当の存続に疑問

日経連は、一〇月一五日に開かれた厚生省との定期協議会で、渡部厚相の児童手当制度存続の主張にたいし、「児童手当で出生率が増えるだろうか」と疑問を呈した（『日経連タイムス』一九八四年一〇月一八日）。

また、同制度の改正案にたいしても、「児童手当見直しの視点」と題する論説を機関紙『日経連タイムス』（一九八五年四月二五日）に掲載し、疑義を呈した。すなわち、「この制度が国民の十分な理解と共感を得ないまま発足し、今日に及んでしまったものと考えても間違いではない」「その上、養育費負担の軽減というにふさわしい程の給付は、もう財政的にできる環境でなくなってしまった」。し

たがって、「児童手当制度に関しても存否をふくめた抜本的検討を迫られるのは近いように思われるのである」。

#### 5 その他

##### 労組へのエール

(1) 金属労協（IMF・JC）は、一九八四年九月に結成二〇周年を祝った。日経連は、機関紙に「金属労協（IMF・JC）の二〇年」と題する論説をのせ（『日経連タイムス』一九八四年九月二〇日）、JCの「大きな足跡」をたたえた。

日経連がJCを高く評価する根拠は、①「（第一次オイルショック後の）日本経済のパンニック状況を労働界の中で、いち早く冷静に受けとめ」、「経済整合性の上に立った賃金決定」という新たな運動路線を編み出したこと、②一九七八年以来、鉄鋼、造船、電機、自動車、「主力四単産による同時決着を柱とする集中体制を展開させ（中略）、一つの春闘パターンとして定着させてきた」こと、③「全労協の結成にむけて大きな原動力になった」ことである。また、議長を勇退した宮田義二氏にたいし、「わが国の労使関係の発展のために尽された功績は実に大きなものがある」とたたえ、「ご苦勞さまで申し上げたい」とねぎらっている。

(2) 『日経連タイムス』一九八五年六月六日の論説は「中村（鉄鋼労連）委員長発言を評価する」と題して、鉄鋼労連の春闘総括討論集会での同委員長の発言を高く評価している。新聞によると、中村

委員長は、「可処分所得は、税や社会保障費の負担増など企業外の事情でも決まるもので、こうした社会的コストの埋め合わせ分を企業の賃上げに求めるのは問題で、自戒すべきだ」と述べた。「労働組合の委員長の発言を日経連として歓迎するものかどうかという意見もあるようであるが、敢えて、この中村委員長発言を評価したいと思う」。

(3)日経連大槻会長は、七月一日、「日経連経営トップセミナー」の「開会あいさつ」のなかで日本の労働組合に言及し、「世界主要国に先駆けて、甘えの払拭も本物になりつつある」と評価した。大槻会長によれば、「ハンブル・ライフ」(「分」相応な生活)の視点からすると、わが国のかかわる問題は三つある。「第一は、自然環境、天然資源に対する甘え、第二は労働組合の企業、産業に対する甘え、第三は国民の政府に対する甘えであります」。これらのうち、第三の甘えを除いては、「わが国の対応は比較的良かったのではないかと自賛しておるのであります」。もちろん、最近の賃上げは必ずしも満足のゆくものとはいえない。「しかし諸先進主要国に比べますと、日本の労働組合が甘えから脱却するのは、かなり早かったことも事実でありますし、また今日も、労使がコミュニケーションを密にして企業、経済のより安定した発展を可能にする賃金決定のあり方を模索していることは事実であります」(『日経連タイムス』一九八四年七月二六日)。

### 単身赴任減税を労使で要求

日経連は、九月四日、全民労協の呼びかけに応じて懇談をおこなった。

席上、全民労協は単身赴任問題で、①転勤は家族ぐるみを基本原則とすること、②単身赴任のさいは、一時帰省の交通費と単身赴任手

当を課税控除すべきだ、と提案した。日経連はこれにたいし、第一点には同意したものの、第二点は「単身赴任の助長にならないか」と消極的態度を示した(『日経連タイムス』一九八四年九月六日)。しかし、労働省は、労働側の要求にそって大蔵省に非課税扱いを要求し、経団連も一〇月二三日、労働省との初めての公式懇談会の席上、単身赴任減税に賛意を表明、応援を約束した(『朝日新聞』一九八四年一〇月二三日夕刊)。結局、大蔵省はこの要求を認めず、昭和六〇年度予算では実現しなかった。

### 退職給与引当金問題で労使合意

大蔵省は昭和六〇年度税制改正で、退職給与引当金の非課税率(現行四〇%)を引き下げる意向を示した(『日本経済新聞』一九八四年七月二四日)。これにたいし、経団連は「企業課税の強化」であると反対し、労働団体との懇談(七月二四日に同盟、二七日に全民労協、一月一九日に金属労協とそれぞれ開催)で、共同歩調をとることになった(『経団連週報』一七〇四、一七二〇号、一九八四年八月二日、一月二九日)。また、日経連も、一〇月二二日、自民党退職給与引当金、単身赴任者減税問題小委員会において、引当金の損算入率の圧縮に絶対反対する、との意見を述べた(『日経連タイムス』一九八四年一〇月一八日)。結局、大蔵省は、昭和六〇年度は圧縮を見送ることになった。

### 米労働界から経団連に会談申し込み

AFL-CIO、UAWなど米労働界の首脳から、七月に、経団連にたいし、「日系企業との米国進出にもなる労使関係」をテーマに懇談したい、との申し入れがあった。経団連は当初、申し入れの真意がはかりかねることや労働界の窓口は日経連であるとの理由から

態度を保留していたが、九月一〇日の正・副会長会議で、「とにかく向こうの考え方を聞いてみる」ことにし、申し入れを受諾した（『日本経済新聞』一九八四年九月一日）。会談は四月一六日におこなわれ、米国側からは、対米投資にさいしては早くから労組と話し合い、進出企業に労組が結成された場合にはその決定を尊重してほしい、との希望が表明された。また、日本側（経団連や日経連の代表が出席）からは、現地の労働慣行を尊重するという原則でやってきているので、労組が協調的な姿勢をとるかぎり、労使関係の問題は生じないだろう、との見解が示された（『日経連タイムス』一九八五年四月二五日、『経団連週報』一七四〇号、一九八五年四月二五日）。

#### 桜田武日経連名誉会長死去

一九四八年、日経連の創立に参画してから、一九七九年、名誉会長に退

くまで約三〇年間、「日経連の実質的リーダーをつとめた」桜田武日経連名誉会長が、四月二九日死去した。享年八一歳。前年の永野重雄氏の死につづいて「財界四天王」は全員没した。「一経営者というよりも、国士的見地から物を考えられる財界人であった」（宮田義二・前金属労協議長・談）（『日経連タイムス』一九八五年五月九日）。

【参考資料】(1)日経連『日経連タイムス』、『経営者』、(2)経団連『経団連週報』、『経団連月報』、(3)経済同友会『経済同友』、(4)『週刊労働ニュース』（日本労働協会）、『日本経済新聞』、『朝日新聞』、(5)日本生産性本部『労使関係白書』、日本労働協会『年報・日本の労使関係』、『労働運動白書』

# V I L O

概要□総会と主要な会議——第七〇回国際労働総会…総会の概要／雇用政策勧告／PIA  
CT／理事改選／機構改革／人勸・仲裁問題  
／国際労働基準／主要な会議…繊維委員会／  
郵電合同委員会／内陸運輸委員会／その他  
——ポーランド脱退と東欧諸国宣言／北京事  
務所開設／シン事務局長補来日／調査研究報  
告／条約批准の進展

概

要

一、八四年六月の第七〇回総会は、雇用政策にかんする勧告（第一六九号）、途上国の生産向上、最貧国対策の二つの決議を採択した。また、三年ごとの理事改選をおこない、日本は常任理事国としての政府理事のほか、労使それぞれの理事が当選した。中国は政府が常任理事国であるほか、労働者側の副理事が選ばれた。国際労働基準をテーマとした事務局長報告をめぐる一般討議では、各国代表からさまざまな意見や提案が出され、その結果、八四年一月、八五年二～三月の両理事会で国際労働基準の問題を子細に検討するための特別作業部会（三者構成）が設けられることになった。

一、総会以外の主要な会議としては、繊維、食品、内陸運輸、ホワイトカラーの各産業委員会、合同海事委員会、郵電合同委員会、新技術と安全衛生専門家会議、労働者教育コンサルタント会議、技術諮問委員会、炭鉱保安モデルコード専門家会議、企業倒産時の労働者保護専門家会議などが開かれ、それぞれの分野における社会労働問題が検討された。

一、ポーランドの条約違反をとりあげた審査委員会報告が八四年六月に公表され、同年一月の理事会でテイク・ノートされたことから、ポーランド政府は一月二三日付でILOに脱退通告をおこ



なった。東欧八カ国はこれを支持し、八五年三月にはフランシヤールILO事務局長に「ILOの状況に関する社会主義諸国の宣言」を送ってILO批判をおこない、ILO内における東西対立がきわだった。

一、八三年総会に一二年ぶりでILO活動への参加を再開した中国のため、八五年一月北京にILO事務所が開設され、ILOと中国との協力関係が促進されることになった。また、八四年九月には、中国人初のILO事務局長補ジン・フーヤオ(金輔耀)が来日、政労使三者の首脳と会談した。

一、調査研究活動の成果が各種の刊行物として発表されたが、主なものは『ワールド・レイバー・レポート第二巻』、『社会保障費の国際比較』、『労働条件のキムラティブ・ダイジェスト』などである。

一、加盟国による条約批准総数は、八五年六月一日現在五二〇〇となった。日本の批准数は三七で、加盟国全体の平均批准数三四をやや上回るが、常任理事国(一〇カ国)の平均五四をかなり下回る。

## 1 総会と主要な会議

### 1 第七〇回国際労働総会

#### 総会の概要

第七〇回国際労働総会は、八四年六月六日から二六日までジュネーブのパレデナションにおいて開かれ、一五一の加盟國中、日本をはじめ一三九カ国から政労使三者の代表、顧問一八五〇人が出席した。日本からは、ビジティング・ミニスターとしての関労働事務次官のほか四二人の三者構成代表団が出席した。総会の議題はつぎの八つであった。①理事会と事務局長の報告、②事業計画・予算案その他の財政問題、③条約・勧告の適用にかんする情報と報告、④雇用政策、⑤職業衛生機関、⑥賃金・労働時間統計条約改正、⑦PIACT(国際労働条件・作業環境改善計画)の評価、⑧ILOの機構。このほか総会には、八一年に更新された「南アフリカのアパルトヘイトに関する宣言」の適用にかんする事務局長の特別報告と、理事会の差別待遇委員会の報告が提出された。

総会はこれらの議題を審議して、雇用政策に関する勧告(第一六九号)を採択したほか、注目の理事改選をおこない、日本は政労使

三者とも正理事の席を得た（政府は常任理事）。また議題外決議としては、生産性と最貧国対策の二つの決議が採択された。

国際労働基準の重要性をとりあげた事務局長報告をめぐる一般討議（いわゆる代表演説）には二五〇人の代表・顧問が参加し、そのうち一〇七人は労働関係閣僚だった。ビジティング・ミニスターとして出席した関労働事務次官と田中労働者代表（同盟書記長）は六月一日、吉野使用者代表（日経連常任理事）は二二日の本会議でそれぞれの立場から代表演説をおこない、問題点の指摘と今後のILO活動にかんする提案をおこなった。ブランチャール事務局長は、二六日の本会議で代表演説にたいする回答をおこない、ILOの基準設定活動の重要性、条約の普遍性、基準適用と三者協議、基準と技術協力などに言及した。

#### 雇用政策勧告

「雇用政策に関する勧告」は、賛成三七四、反対一、棄権三四で採択され、日本は政府と労働者が賛成、使用者は棄権した。この勧告は、生産的で選択自由の完全雇用の促進を国内の経済政策、社会政策の優先事項とすることを求め、つぎのように規定している。

全国的な政策と計画は労使団体と協力して策定し、実施すべきであり、すべての労働者の機会均等と均等待遇の確保を目的とする。かかる政策の実施には、雇用の促進と保護、産業再編の経済的・社会的影響、労働時間の再編成と短縮、などにかんする団体交渉がふくまれる。

多国籍企業の投資については、マイナス効果をもつものを回避し、良い効果をもつものを奨励するため有効な措置をとるべきである。女子、若年者、障害者、高齢者など不利な立場にある者の雇用

については、教育、訓練、カウンセリング、リハビリテーションなど特別の配慮が必要である。

#### PIACT

六七年に開始したPIACTの成果を評価し、今後方向を定めるための一般討議がおこなわれ、労働条件、作業環境、労働者の福祉の向上はILOの重要任務であって、社会正義を促進し、経済社会政策を成功させるため不可欠の要素であることが再確認された。

#### 理事改選

三年ごとの理事改選がおこなわれ、日本は常任理事理事田中良一の両氏がそれぞれ正理事に当選、八七年まで三年間の任期をつとめることになった。

理事会はILOの執行機関で、政府二八、労使各一四、計五六人の理事で構成され、最高議決機関である総会の決定の実施、事務局の監督などをおこなうため、ふつう年三回（二・三月、五・六月、一・二月）会合する。政府理事二八のうち一〇はいわゆる常任理事（ブラジル、中国、フランス、西ドイツ、インド、イタリア、日本、ソ連、イギリス、アメリカ）で選挙に関係なく、残りの一八の政府理事と労使各一四の理事は三年ごとに選出される。政府理事はそれぞれの国を代表して発言するが、労使の理事は総会で彼らを選出した労使の各グループを代表している。

#### 機構改革

懸案の機構改革は第七〇回総会でも全体の合意は得られず、つぎの第七一回総会（八五年六月）までに具体的な憲章改正案（事務局長任命方法、総会の定足数、憲章改正手続き、理事増員など）を作成、それを総会に提出することになった。

## 人勸・仲裁問題

総会は、日本の人事院勸告、仲裁裁定につき、次期総会までには前向きの措置がとられ、政労対話の継続で懸案事項が早急に解決されるよう希望を表明した条約勸告適用委員会（総会委員会）報告を採択した。これは、事前に提出されていた条約勸告適用専門家委員会の報告をもとにして、政労使三者が討議した経過をまとめたものである。

専門家委員会の報告は、日本の批准した八七号（結社の自由と団結権保護）、九八号（団結権・団交権）の両条約との関連で国内の状況を検討したのち、スト権禁止の代償措置としての人事院勸告、仲裁裁定の重要性をあらためて確認し、公務労働者の基本権制限をつづけるならば、賃金、労働条件の決定手続きと制度を再検討するよう望んでいた。

総会委員会では、まず日本政府が財政事情による人事院勸告の凍結（八二年）、減額（八三年）の状況を説明したのち、八四年四月四日の政労会談で政府は人勸制度を尊重し、八四年勸告の完全実施をめざし誠意をもって行動する旨明らかにしたと発言した。これにたいして日本の労働者側が反論し、専門家委員会は公務の賃金および労働条件決定手続きの見直しを望んでおり、組合としては政府がこれにつき前向きにとりくむよう求めた。

労働者側はまた、スト権禁止の代償措置としての人事院勸告実施の問題は、長いあいだ話し合われてきたものだが未解決なので、政府はあらゆる手段を講ずべきであり、必要とあらば「ダイレクト・コンタクト」（直接接触）を利用したらどうかと述べた。政府側はこれにたいして、国内の関係当事者間で対話が進行中であるから「ダイレクト・コンタクト」の必要はないと答えた。

こうした議論ののち総会委員会は、政府と労働組合との対話が継続され、きわめて近い将来、専門家委員会の示す線にそって懸案事項が解決されるようにと、希望を表明した。その後、労働者側委員は、翌年までに改善がみられなければほかの方法に訴えたと述べたが、これは「ダイレクト・コンタクト」を示唆したものとみられた。

## 国際労働基準

第七〇回総会に提出された事務局長報告は、ILOのもっとも伝統的な活動分野である国際労働基準の問題を主要テーマとして、大要つぎのように述べ、これをめぐって代表演説がおこなわれた。

国際労働基準の設定はILO誕生の背景となったもので、今日でも重要活動の一つであり、これまで三〇〇をこえる条約、勸告を採択、加盟国の条約批准は五〇〇〇をこえた。これらの基準の順守を確保するための監視機構も機能を果たしており、基準設定とその監視があいまって社会的諸条件の改善や男女労働者の保護に役立ってきた。調査研究、技術協力その他のILO活動は、ILO基準に定める原則と方針をもとにおこなわれ、基準の履行促進にも役立つっており相互補完的である。

基準設定活動はILOの重要任務の一つであって、この活動は中断を許されない。しかし、いまや条約、勸告の内容が変化しつつある事態に的確に対応しうるかどうか、世界の男女労働者の生活向上という目的を達成しうるかどうかなど、議論に値する問題もでてきている。

人間のつくった機関や制度はすべて、安定と変化のはざまにあつて妥当な均衡を求めなければならぬ。したがって、基準設定の今

後の方向を議論するさいには、新しい概念やアプローチを要する部分は多いものの、自由にして正当な社会秩序を確立し、維持するため、基本的に重要な基準を必要とする領域のあることを認識すべきである。批准数の多い条約がまさにそれであり、ILOの主要な審議の場で、それが今後とも普遍的な有効性をもつことが、再三再四確認されてきた。これらの基準の順守を促進することは、今後ともILOの優先事項でなければならぬ。

ILOはまた、加盟国が条約、勧告を実施するうえで必要な援助の方法をひきつづき探求しなければならない。ILOはつねに、各種の監視機構の運営方法や加盟国の対応を早める方法について、慎重な態度をとるべきである。監視業務の特色は、十分かつ率直な対話であって、その評価は客観的かつ大胆なものでなければならぬ。ILO加盟国としての義務、そして条約批准による義務は、厳粛な誓約として保持されるべきである。

総会では、ILOの基準設定にかんする建設的發展を求める討論がおこなわれることになるが、とりわけつぎのような問題にかんするILOの今後の方向を決定するものであることが望ましい。

——国際労働基準の採択、改正、統合および履行のための一般的アプローチ

——できるだけ全加盟国の意向をとりいれて主題の選定や内容を定め、社会進歩という目的と経済的必要性のバランスが確保できるようにするため、条約、勧告の採択にかんする手続きを改善すること

——ILO基準につき承認した義務の順守を監視するさいの原則、各種の監視機構の法的特色とその効果を明らかにすること

——監視機構の見解を当該国が認めない場合の解決策  
——条約、勧告の作成への加盟国の積極的参加と履行促進のため  
に加盟を援助する方策

——国際諸機関の基準設定業務を統合するための措置

## 2 主要な会議

### 繊維委員会

第一一回繊維委員会は、八四年一〇月一〇日から一八日までジュネーブのILO本部で開かれ、日本からも政労使三者の代表・顧問が出席した。委員会は、繊維産業における雇用と所得の安定、労働安全衛生の両議題にかんする結論のほか、若年者訓練、輸出加工区のそれぞれにかんする決議が採択された。

繊維産業では技術変化と国際貿易の影響によって失業者がふえている。委員会に参加した政労使の代表は、失業を最小限にとどめるため関係企業が多角化や専門化などによる競争力の強化につとめ、人員整理のさいに労働者を保護することについて合意した。

安全衛生関係では、とくに綿肺症、騒音、事故の防止が緊急課題としてとりあげられた。そして、綿肺症防止にかんする研究と対策の推進、騒音にかんする国際基準の確立、教育訓練と連続長時間労働の排除による事故防止などが強調された。

若年労働者にかんする決議では、多くの国の繊維産業で若年労働者はほかの労働者よりも雇用面で大きな打撃をうけているのに、訓

練対策が十分でないから、関係国政府は若年労働者の教育訓練を充実させるべきだとされた。

また輸出加工区（EPZ）の決議では、そこで働く繊維労働者の諸問題の調査研究をおこない、その成果を公開し、EPZにおけるILO基準の順守につとめるべきものとされた。

#### 郵電合同委員会

第一回郵便・電気通信事業委員会は、八四年一月二七日から二月五日まで、ジュネーブのILO本部で開かれ、日本からは政府委員（広瀬郵政省審議官）と労働者委員（山岸全電通委員長）のほか数人の顧問が出席した。委員会は、郵電部門における賃金決定方法、作業環境と安全衛生の両議題にかんする結論のほか労働基本権、技術革新、労働時間などにかんする決議を採択した。

この委員会は、通常の政労使三者構成のものではなく、理事会の指名する政府二〇、労働者二〇、計四〇人の委員で構成され、公務合同委員会と似たものである。

〔賃金決定方法〕 郵電労働者の賃金はほとんど団体交渉によって決定されているが、一部にはこの権利を否定されている者もある。郵電労働者はすべて、何の差別もなく、労働組合を通じて、賃金決定にかんする団体交渉権をもつことが望ましい。

最近ところによっては政府が緊縮策をとっているため、実質賃金の停滞や低下のみられるところもあるが、全国的な賃金抑制策のとられる場合、郵電労働者をほかの者よりきびしく取り扱うべきではない。また、新技術の導入にともなう生じる変化の影響をうける労働者の賃金その他の諸条件や既得権は、団体交渉の対象とされるべきである。

〔安全衛生〕 新技術導入で一部の危険は減少したが、新しい各種の障害が生じているので、ILOはとくにVDU（ビジュアル・ディスプレイ・ユニット）による障害と作業環境にかんする活動を強化すべきである。この分野における決定は、労働組合や労働者代表との協議ののち、おこなわれるべきである。

国内の関係法規は、労働組合や労働者代表との協議によって起草され、定期的に改定され、予防的措置に重点がおかれるべきである。八一年の労働衛生条約（一五五号）および勧告（一六四号）は、そのさいに参考になる。とくに一五五号条約に定める「生命や健康に重大な危険がある職場では就業しない」とする規定は重要である。

#### 内陸運輸委員会

第一一回内陸運輸委員会は、八五年一月二三日から三一日までILO本部で開かれ、日本からも政労使三者の代表・顧問が出席した。委員会は、内陸水路船員の労働条件、路面運輸の安全衛生、の両議題にかんする結論、ILO基準の適用、運輸労働者の労働基本権、鉄道再編成と団体交渉、途上国の旅客輸送、などにかんする決議を採択した。

このほかの産業別委員会としては、八四年一月五―一三日の第一回食品産業委員会、八五年四月一七―二五日の第九回俸給被用者・専門職労働者諮問（ホワイトカラー）委員会が開かれ、それぞれの分野における産業別のILO基準が検討された。

## 2 その他

### ポーランド脱退と東欧諸国宣言

ポーランド政府は、八四年一月一七日、ブランチャールILO事務局長に脱退通告の公式書簡を送った。そのなかでポーランド政府は、前日のILO理事会がテイク・ノートしたポーランド問題の審査委員会報告は反ポーランド的なものと不満を表明し、事務局もふくめILO内の一部に反ポーランド・グループがあつて敵意のある態度をとつており、このような状況では加盟国としてとどまることはできないと述べた。

これにたいしてブランチャール事務局長は、一月二〇日、ポーランド政府に返書を送り、脱退は財政上の義務の履行を条件として二年後に発効するが、批准条約の義務は継続するとの憲章の規定に言及したのち、理事会がテイク・ノートした審査委員会報告は憲章の規定に従つたものであり、ポーランド以外の場合でもまったく同じ手続きがとられていることを強調した。そして、一九一九年のILO創立以来の加盟国であるポーランドが、脱退発効までの二年間に懸案事項を解決して、ILO加盟国としてとどまることを切望した。

その後一月二三日付で、東欧八カ国（白ロシア、ブルガリア、

ハンガリー、東ドイツ、モンゴル、ソ連、ウクライナ、チェコスロバキア）は連名でブランチャール事務局長に書簡を送り、ポーランドの脱退を支持するとともに、審査委員会報告は主権国家への内政干渉であり、ポーランドにたいする敵対行為だとして、東欧諸国共通の関心事であることを明らかにした。

ブランチャール事務局長はこれにたいして、一月二九日付返書を送り、審査委員会は憲章の定めにしたがつたものであつて、「敵対行為」という表現を認めるわけにはいかないと述べ、事務局長としては今後ともILOの普遍性保持のため最善を尽くすことを明らかにした。

ポーランド脱退通告の直接の動機は、理事会が審査委員会報告をテイク・ノートしたことにある。八二年の第六八回総会に出席したフランス、ノルウェー両国の労働者代表は、憲章二六条の規定にもとづいて、ポーランド政府を相手として同国の批准した八七号、九八号の両条約の違反について苦情申し立てをおこなった。翌八三年六月には、この苦情を審議するための審査委員会（バルチコス前ILO事務局長補を長とする三人委員会）が設置され、一年がかりでこれを検討し、八四年六月、勧告をふくむ最終報告を作成した。

この報告は、労働組合である「連帯」にたいするポーランド政府による各種の抑制措置は、八七号、九八号の両条約に違反していると指摘、問題解決のためには公共当局と労働組合代表とのあいだで自由な対話を開始することが不可欠であり、緊張状態の期間がすぎたのちには、労使団体がその構成員の利益を擁護するために必要な市民的自由を完全に再確立する必要性に、公共当局は留意すべきであると勧告した。

ブランチャール事務局長は、憲章の規定にしたがってこの報告を理事会およびポーランド政府に提出するとともに、八四年六月二十七日これを公表した。ポーランド政府はその後数回にわたり、ILOにたいしてこれは重大な内政干渉であるから、場合によっては脱退も辞さないとの態度を表明していたところ、十一月の理事会でこれがテイク・ノートされたのを契機に、脱退通告をおこなうことになったのである。

憲章によれば、ポーランド政府は、審査委員会の報告にふくまれている勧告を受諾するかしないか、受諾しない場合は苦情を国際司法裁判所に付託する意図があるかどうかを、ILO事務局長に通報することになっている。

このようなポーランド問題の余じんのさめぬ八五年三月二十九日、ILO事務局長は駐ジュネーブ・チエコスロバキア大使から、東欧八カ国の大使連署の書簡と「ILOの状況に関する社会主義諸国の宣言」を受領した。この宣言はILOにおける東西対立の争点をつぎのように浮きぼりにしている。

1 ILOは資本主義諸国のみを利益を考え、社会主義諸国を差別している。これは普遍性に反する。とりわけ  
(1)労働者の基本的利益、とくに生活権と労働権に影響する重要課題を無視

(2)社会主義諸国、進歩的諸国の内政に干渉する政治的利用

(3)社会主義諸国がILOへの全面的参加を不可能にする差別待遇

2 自由主義諸国は失業とインフレが大問題で、労働者の諸権利が悪影響をうけている。失業対策、インフレ対策、結社の自由の保護の分野で、ILO活動は不十分。

3 軍縮、反核の分野でのILO活動は不十分。八六年は国連の指定した国際平和年であり、ILOはこれに貢献せよ。

4 ポーランド問題の取り扱いが不当。基準適用の監視機構は手直しを要すと社会主義諸国は提案してきたが、事務局長はこれを無視。社会主義諸国は結社の自由委員会のようないわゆる監視機構を認めない。

5 社会主義諸国の労使団体は、ILO内で不当な扱いをうけており、中傷や憶測から保護されるべきである。

6 社会主義諸国の労組代表は、総会、産業別委員会などで役職につく機会を与えられず、産業別委員会の構成にも不平等がある。

7 ILO事務局の要職に東側の者は極めて少く、普遍性の原則に反する。

8 ヨーロッパ地域のILO活動は不十分。ヨーロッパ諮問委員会設置の提案も実現せず、この分野での対策を考える。

9 使用者団体に対する援助活動はILOの原則に反する。

10 途上国が先進資本主義諸国、とくに多国籍企業の犠牲にならぬよう技術協力を行うべきである。東欧諸国はこのような技術協力活動に積極的に参加する用意あり。

11 予算の使い方に注意せよ。事業の優先順位を再点検し、事務費を削減せよ。

おおむねこのような宣言を受領した事務局長は、四月二十六日、チエコスロバキア大使に返書を送り、宣言の各項にかんする所見をつぎのように述べた。

雇用——基準設定、技術協力によって、指摘された点は十分カバーされている。

軍縮——八四年十一月理事会の国際機関委員会でも十分検討され、調査研究もある。

内政干渉——ポーランド問題は憲章の規定に従って処理されたもので、不服なら国際司法裁判所に付託できる。

監視機構——八四年総会で監視機構再検討を求める決議案は否決されたし、結社の自由委員会への提訴の大半は自由圏諸国のものである。

機構改革——目下検討中なので事務局長がコメントすべきではないが、理事会構成に地理的・経済的・社会的な配分を考慮するとの提案は歓迎す

る。

東西労組の差別——東欧諸国の労組に関する調査資料も刊行し、東西労組会議（ヨーロッパ）も開催した。

ILO内の東欧代表——総会、理事会、産業別委員会では東欧諸国代表も役職についた実績があり、産業別委員会の構成にも問題はない。

事務局職員——ソ連人職員の数は分担金に比し少いが、米、日、英など五九カ国が同じ状況で、事務局長は改善のため努力中。八四年採用職員は三五人で、そのうちソ連人は七人（二〇%）。

東西協力の欠如——第三回ヨーロッパ地域会議の東欧の提案は実施されつつあり、ヨーロッパ諮問委員会の設置も検討中。

使用者団体への協力——政労使の三者をそれぞれ平等に扱うのがILOの原則。

予算の有効使用——予算増加は極力おさえ、事務費節約も進行中。

東欧諸国の宣言をめぐりいささつは以上のとおりだが、これは目下進行中の機構改革の問題と関連して注目されるものとみられている。

### 北京事務所開設

八五年一月三十一日、ILOは中華人民共和国との連絡および協力関係促進のため、北京に地区事務所を開設した。開所式には中国労働省の趙労働相、李次官ら中国関係者のほか、アジア太平洋地域担当の中谷事務局長補も出席した。新事務所は、チェンバース所長（カナダ人）の下に、地区内ILO活動の中国における拠点となる。

### シン事務局長補来日

中国人初のILO事務局長補に就任したジョン・フリーヤオ（金輔耀）氏は、八四年九月一七日から二二日まで訪日、政労使三者の首脳と会談して日本とILOとの協力関係を促進したほか、日本ILO協会、週刊労働ニュースの共同インタビューに応じて抱負を語った。その要旨は九月二

四日付『週刊労働ニュース』に、詳細は『世界の労働』一〇月号に掲載された。

シン事務局長補は、日本のあと中国、タイ、インドを歴訪したのち本部に帰任したが、中華全国总工会の出身で、労働人事部（労働省）次官をへてILO入り、農村開発問題を担当している。

### 調査研究報告

ILOのおこなう調査研究活動の成果をとりまとめた報告や諸会議のための議題資料として公刊されたもののほか、国際労働統計年鑑、社会労働通信、国際労働評論、公報、統計季報などの定期刊行物が刊行された。

「ワールド・レイバー・レポート 2」 八五年二月五日、世界の労働社会情勢をとりまとめた総合報告「ワールド・レイバー・レポート 2」が発表された。これは、八四年一月一三日発表された第一巻につづくもので、労使関係、国際労働基準、訓練、労働条件、婦人労働、の五部一四章にわけて世界の状況を事実本位に紹介している。ブランチャール事務局長のまえがきによると、このシリーズとして八〇年代にさらに二巻の刊行が予定され、全四巻で完成し、世界の労働問題の大半を網羅することになるという。八六年以降に刊行される第三巻では、もっぱら賃金問題がとりあげられる予定である。

第二巻ではまず、第一部で労使関係をとりあげ、労使団体の発展を歴史的にたどったのち現状を分析し、最近の労働組合組織の低下や使用者団体の動向にふれる。また団体交渉、経営参加、労働争議の近況もとりあげている。

第二部・国際労働基準では、ILOの伝統的な基準設定活動のうち、結社の自由、強制労働廃止、雇用終了（解雇）の三つの主題を



めぐる諸問題にふれ、さらに基準の適用と専門家委員会などによるその監視機能をとりあげる。

第三部は訓練で、先進国、途上国の双方における各種の訓練（若年者訓練、アプレンティス、成人訓練、構造変化と技術変化への対応、経営開発、企業内訓練など）に言及する。途上国については、アフリカ、ラテン・アメリカ、アジア太平洋の地域別に現状を紹介したのち、アジア地域内のアラブ諸国における訓練問題にもふれる。ここでは、日本の法律にもとづく総合職業訓練が、一般的な訓練のほか労働者が各種の変化に対応できるようにするための措置をふくむものとして評価されている。

第四部・労働条件にはもっとも多くのページがさかれており、安全衛生、労働時間、労働監督、労働生活の質（QWL）のテーマ別に世界の現況を紹介する。先進国のなかでは日本の労働時間の長いことがここでもとりあげられており、また年次有給休暇ではすでに四カ国（デンマーク、フランス、ルクセンブルグ、スウェーデン）が最低五週間になっているという。

第五部は近年増加傾向にある婦人労働の問題で、労働力中の婦人の割合、諸条件の格差、その是正策にふれる。

本書の発表にあたり、ブランシャール事務局長は『朝日新聞』（二月六日付朝刊）に一文を寄せ、世界的な経済危機のなかには深刻な社会的激変のタネがひそんでいると述べ、社会労働問題を優先しないと危険だと警告し、今日の課題ととりくんで総合的な解決策をみいだすため、世界の労働、財政、企画担当の閣僚と、金融、通貨、貿易を担当する国際機関の幹部その他の関係者による高レベルの政策会議の開催が急務だとよびかけた。

〔社会保障費の国際比較〕 八五年四月、世界の六七カ国における一九六〇～八〇年の社会保障費の動向を調査した結果が発表された。五二年（社会保障最低基準の一〇二号条約採択の年）にはじまったこの種の調査報告は、本書で第一集となり、第一集にくらべ調査対象国も大幅に増加して三倍近くになっている。

ILOはこの種の調査を三年ごとにおこなっているが、それには二つの目的がある。第一に調査対象国におけるすべての社会保障制度の財政面について、統一した資料を作成しようとする目的である。第二の目的は、社会保障費の財源の分布状況と社会保障の経済的負担の比較をおこない、さらに調査期間中における社会保障費の動向を明らかにすることにある。

この二つの目的をもって、諸国における強制・任意の社会保障、家族手当、公務員特別制度、健康保険、戦争犠牲者給付、公的扶助などにかんする調査がおこなわれた。第一集は八〇年までの二〇年間の数字をとりあげ、約八〇ページの統計が紹介されている。

本書はまず序文で、調査の目的と範囲、データの収集方法と性質などについて述べたのち、六七カ国の社会保障制度の部門別収支の総額、GDP（国内総生産）との対比、一人当たり収支、制度別支出分布など八項目にかんする国際比較表を掲載している。このほか付表として人口構成、消費者物価指数などにかんするものがある。

本書をもとにして、主要国におけるGDPと給付支出の対比、社会保障収入の財源分布をみるとつぎのとおりである。

〔新技術対策〕 ME、工業ロボットなどに代表される新技術の導入は新たな労働問題を生みだしている。ILO労働条件部は、主要国の動向に注目しているが、同部の編集による『キュムラティブ・ダ

第 94 表 社会保障収入の財源の割合 (%) (1980年)

国	被保険者	使用者	国庫・公費	その他
オーストラリア	13.0	12.3	70.4	4.3
オーストリア	31.3	48.5	16.9	3.3
ベルギー	18.3	43.3	34.6	3.8
カナダ	7.4	12.8	71.2	8.6
デンマーク	1.8	5.9	90.2	2.1
フランス	20.9	53.4	22.2	3.5
西ドイツ	34.0	34.2	28.9	2.9
イタリア	10.8	54.8	31.9	2.5
日本	25.9	28.3	31.3	14.5
オランダ	33.2	33.2	24.7	8.9
ニュージーランド	3.2	4.7	89.7	2.4
ノルウェー	21.0	34.6	42.6	1.8
スウェーデン	1.0	45.9	45.3	7.8
スイス	41.2	25.5	25.5	7.8
ソ連	—	—	96.7	3.3
英国	15.8	26.5	54.8	2.9
米国	23.4	40.4	29.8	6.4

第 95 表 GDPと給付費の割合 (%)

国	1980年
オーストラリア	11.6
オーストリア	21.4
ベルギー	24.5
カナダ	14.8
デンマーク	26.2
フランス	25.5
西ドイツ	23.0
イタリア	16.3
日本	9.8
オランダ	27.6
ニュージーランド	14.1
ノルウェー	19.8
スウェーデン	31.2
スイス	12.8
ソ連	14.1
英国	16.9
米国	12.2

イジェスト』は、八四年秋季号、八五年春季号のそれぞれで、新技術協約と新技術関係法令を公表した。

前者は一九九〇年、一三八の新技術協約をとりまとめたもので、事前通告、情報公開、協議、訓練と再訓練、成果配分、作業編成などにわけて整理している。日本関係では、日産自動車、トキコなど六社の協約が紹介されている。このなかから、心身への影響で問題になっているVDU（ビジュアル・ディスプレイ、ユニット）作業にかんするものの要旨をひろってみると、西ドイツではVDU作業一時間のうち五分、または二時間のうち一五分の休憩が規定され、VDU作業は一日四時間ないし六時間に制限される。アイルランドでは、一時間半のうち一五分、ニュージーランドでは三〇分のうち五分または一時間のうち一〇分、イギリスでは二時間のうち一〇分だが、ワープロの場合は一日四時間を限度とし、一時間で一五分の休憩とされる。

後者は前者の補足として一七カ国における新技術関係の法令を分析し、事前通告と情報公開、協議と交渉、労働者代表の訓練、労働者の訓練と再訓練、作業編成、職務評価、成果配分、VDU作業の休憩と最長限度、労働時間などの項目にわけて一七カ国の法令を整理している。

『世界のインフレ動向』 八四年九月、定期刊行物『統計季報』をもとにして、世界七三カ国（アフリカ一三、米州二一、アジア一四、ヨーロッパ二〇、オセアニア五）のインフレ状況が発表された。これによると、先進国ではインフレは沈静きみだが、途上国では相変わらず物価上昇がはげしく、南北間のギャップは広がりつつあるという。

八三年のインフレ率トップはアルゼンチンの四三三・七%（前年の二〇九・七%の二倍をこえる。以下カッコ内は前年）で、ボリビアの三二八・五%（二九六%、前年のトップ）がこれにつき、第三位はイスラエルの一九一%（一三一・三%）である。低いほうでは日本の一・七五%（一・八%）をはじめ、スイスの二・一%（五・五%）、西ドイツの二・六%（四・五%）などがトップクラスである。

西欧諸国はインフレ対策がすすみ、なかでもオランダの三・一%は目立つ。カナダの四・五%（九・三%）、アメリカの三・八%（三・九%）も低いほうである。

途上国の大半は二ケタだがバハマ、キプロス、パナマ、プエルトリコ、タイの六カ国は例外で、五%を下回った。アフリカでは、ケニア、マダガスカル、レユニオン、チュニジアだけがインフレ率低下を記録したが、ほかの大半のアフリカ諸国はひきつづきインフレ対策に悩んでいる。インフレ率の幅は、モロッコの一二・五%からナイジェリアの三八・七%までである。

アジアでは、日本は別格として、インフレ率の低下した国としてイラン、韓国、クウェート、シリアがあげられ、スリランカは二一・六%（五・四%）にはねあがり、バングラデシュは一〇・六%（四・九%）で倍増した。中南米では相変わらず軒なみ高い上昇がみられ、高いインフレ率が当たり前のようになっているが、なかには高率なりに下降傾向をみせたところもある。東欧諸国はバラツキがあり、ハンガリアの五・二%が最低で、ポーランドの一八・二%とつづき、最高はユーゴスラビアの六〇・八%である。

条約批准の進展

加盟国によるILO条約批准総数は、八五年六月一日現在で五二〇〇となった。加盟国の平均

批准数は三四でここ数年変わらず、日本の批准数三七はこれをやや上回る。なお常任理事国の平均批准数は五四であるから、これにくらべれば日本の批准数はかなり少ない。

条約のうち一〇〇カ国以上が批准したものはつぎの八条約である（カッコ内は批准数、\*印は日本も批准したもの）。

強制労働・第二九号（一二八）\*

団結権、団交権・第九八号（一一三）\*

強制労働廃止・第一〇五号（二〇九）

差別待遇・第一二二号（二〇七）

農業結社権・第一二二号（二〇六）

同一報酬・第一〇〇号（二〇六）\*

労災均等待遇・第一九号（二〇五）\*

労働監督・第八一号（二〇五）\*

また批准数の多い国のベストテンとそれぞれの批准数（カッコ内）をあげれば、つぎのとおりである。

スペイン（一一一）、フランス（一〇七）、イタリア（一〇二）、

ノルウェー（九一）、キューバ（八六）、オランダ（八六）、ウルグ

アイ（八三）、ブルガリア（八〇）、ベルギー（七九）、イギリス（七

七）

日本の批准数三七は、モリタニアと並んで三五位にあたる。

【参考資料】(1)ILO本部（英文）『プレス』、『ILOインフォメーション』、(2)ILO東京支局『ILOニュース』、『ILOニュースレター』、(3)日本ILO協会『世界の労働』、(4)日本労働協会『週刊労働ニュース』、(5)日経連『日経連タイムス』、(6)PTTI東京事務所『PTTIニュース』



労働時間問題に関する文献目録

著編者名	論文タイトル名	誌名 (発行所名)	巻号	発行年月日
ゼンセン同盟 産業政策局	時短闘争についての調査	月刊ゼンセン	340	83年5月
全 民 労 協	労働時間に関する調査	全民労協政策資料	10	83年10月
全 民 労 協	労働時間に関する調査	全民労協政策資料	41	84年12月
総評時短共闘 事務局	年間総労働時間2000時間以下・66歳定年延長をめざす運動のための調査結果	月刊紙パ	206	84年10月
高 見 康 憲	夫はやはり働きすぎ——組合員の妻の意識調査	どうめい	317	84年12月
電 機 労 連	労働時間及び休日に関する調査, 特別休暇に関する調査, 年次有給休暇に関する調査, 他	電機労連・調査時報	179	83年3月
電 機 労 連	電機労連の時間短縮闘争, 交替制勤務調査, 時間外協定, 他	電機労連・調査時報	188	84年6月
電 機 労 連	労働時間の国際比較(上)(下)	(電機労連)政策資料情報	107, 108	84年10, 11月
電 機 労 連	1984年度下期各種労働条件調査結果(その1) 時間外労働に関する調査, 年次有給休暇に関する調査	電機労連・調査時報	199	85年6月
日本医労協調 調査部	「合理化」労働条件実態調査夜勤実態調査の結果について	医療労働	280	85年4月
非鉄金属労連 編 集 部	労働時間等の概要	非鉄金属労連	4	85年2月
編 集 部	所定外労働時間と割増率の水準をみる	労政時報	2631	83年2月4日
編 集 部	58, 59年度労働時間と58年度時間当たり賃金	労政時報	2686	84年4月6日
編 集 部	60年度労働時間と59年度時間当たり賃金	労政時報	2735	85年4月19日
柳 川 和 夫	時間短縮, 週休, 年休の世界的動向——ILO総合調査より	世界の労働	34—9	84年9月
E C 委員会 産業労働調査 所	労働時間——EC諸国の現状と傾向—— 本誌特別調査 労働時間, 休日・休暇管理の実態	海外労働経済月報 労務事情	378 591	83年3月 83年6月1日
"	本誌特別調査 労働時間, 休日・休暇管理の実態	労務事情	614	84年6月15日
"	本誌特別調査 年次有給休暇管理の実態	労務事情	615	84年7月1日
"	本誌特別調査 労働時間, 休日・休暇管理の実態1	労務事情	636	85年6月15日
労務行政研究 所	主要企業500社の59年度時間外割増率——残業28.0%, 休日32.3%でほとんど変化なし	労政時報	2732	85年3月22日

## Ⅱ 調 査

著編者名	論文タイトル名	誌名 (発行所名)	巻号	発行年月日
一般同盟	定年, 労働時間, 休日, 退職金, 労災, 年次有給	一般同盟・資料と情報	214	84年 8月
運輸労連	調査 トラック運転者の概要(基本項目から), トラック運転者の出勤時間と退職時間	月刊運輸労連	109	85年 1月
各単産	産業別各社の交替制勤務の実態	労務事情	634	85年 5月15日
欧州金属労連	欧州金属産業における労働時間制度の現状	IMF・J C金属	17-6	83年 6月
紙パ労連	紙パルプ労働者の年次有給休暇の関係について——年次有給休暇にかんする組合員アンケート調査結果一	月刊紙パ	192	83年 8月
紙パ労連	1983年度夏季休暇の実施状況調査結果一1983年 8月調査一	月刊紙パ	194	83年10月
紙パ労連調査部	1984年度夏季休暇の実施状況	月刊紙パ	206	84年10月
銀行労働研究会	地銀・相銀・信金の第二土休実施に伴う制度変更状況	銀行労働調査時報	416	83年11月
合化労連	82年度総合労働条件調査報告(1) 休日休暇関係他	合化労連資料	19	83年 4月
合化労連	83年度総合賃金実態調査報告(3) 労働時間関係調査報告	合化労連資料	18	83年 3月
合化労連	84年度総合賃金実態調査報告(3) 労働時間関係報告	合化労連資料	28	84年 3月
合化労連	85年度総合賃金実態調査報告(3) 労働時間関係報告	合化労連資料	39	85年 4月
産業労働調査所	労働時間, 休日・休暇に関する調査	賃金事情	1824	83年 6月25日
私鉄総連	労基法第40条特例廃止に伴う実態調査結果	私鉄総連調査月報	153	83年 8月
食品労連	労働条件に関する調査(2)——労働時間, 生理休暇, 再雇用制度他	食品労連時報	131	83年 9月
生産性労使会議調査研究部	調査報告, 企業における労働時間, 休日, 休暇の実態	労使の焦点	124	84年 5月
全国金属	年次有給休暇実態調査の全国金属組合員の回答状況	月刊金属労働資料	243	82年12月
全国金属調査部	年次有給休暇実態調査の全国金属支部の回答について	月刊金属労働資料	248	83年 5月
全国セメント	1982年度版賃金・労働条件統一調査資料	月刊全国セメント	146	82年12月
全国セメント	セメントの「年次有給休暇」に関する調査結果の報告	月刊全国セメント	147	83年 2月
全自交労連	休日および休暇に関する単組向け調査結果	全自交情報	124	83年 1月
全自交労連	年次有給休暇に関する組合員アンケートの結果	全自交情報	124	83年 1月
全石油	年次有給休暇・時間外労働調査結果	全石油月報	280	83年 9月
全石油	年次有給休暇・時間外労働調査結果	全石油月報	291	84年 9月
ゼンセン同盟 産業政策局	外勤労働者の労働条件実態調査	月刊ゼンセン	339	83年 4月

労働時間問題に関する文献目録

著編者名	論文タイトル名	誌名 (発行所名)	巻号	発行年月日
藤本 正	労働法制の抜本的改悪は職場をどう変えて行くのか—その及ぼす影響と我々の反撃—	季刊労働者の権利	160	85年4月
古屋 孝夫	全国金属の労働時間の現状と時間短縮のとりくみ	労働調査	207	85年6月
編集部	外勤・出張者の時間管理——関連判例・通達・運用例	労働法学研究会報	1497	84年3月23日
編集部	西ドイツ金属労組の時短闘争	月刊労働組合	211	84年10月
本田 武	当労組の年休取得運動とその状況	労働の科学	39—8	84年8月
益 誠 吾	三六協定と時間外労働義務(1)	労働判例	440	85年1月
孫田 良平	労働条件の整備と労使関係—何のために賃上げ・時短があるか—	賃金実務	529	85年6月1日
松尾 邦之	国際水準と日本の労働時間—IOL基準、先進諸国と日本—	季刊労働法	135	85年春季
松崎 朗	労働基準法研究会の中間報告(労働時間関係)について	公企労研究	61	84年12月25日
宮田 義二	西独金属労組の時短闘争に学ぶ	賃金事情	1867	84年9月25日
宮前 忠夫	西独の金属・印刷労組の時短闘争	労働運動	226	84年9月
矢加部 勝美	時短闘争をどう進めるか—動き出す新しい局面	労働レーダー	90	84年11月
矢沢 廣	労働時間短縮への同盟のとりくみ	労働法律旬報	1106	84年10月下旬
矢沢 廣	労働時間短縮運動に対する同盟の基本的態度	労働経済旬報	1289	85年2月上旬
安枝 英 諄	事業場外労働の多様化と時間管理	季刊労働法	131	84年春季
安枝 英 諄	労働時間法制をめぐる論点—時短の必要性・法改正の背景・立法政策の方向—	季刊労働法	135	85年春季
山田 省三	高校教育の年休権行使に対する校長の時季変更権行使の適法性	労働判例	405	83年6月1日
山崎 隆志	労働時間の短縮と再編成——EC諸国の現状とEC委員会覚書——	日本労働協会雑誌	289	83年5月
山本 吉人*	労働時間の実務と法理—判例・行政解釈にみる運用基準—	総合労働研究所		82年9月
山本 吉人	営業・外勤者の時間管理と「みなし」規定	季刊労働法	131	84年春季
余暇開発センター編	西暦2000年の労働と余暇(第2部 分析編共)	余暇開発センター		85年3月
労働省労働基準局	労働時間対策の現状	労働法令通信	1290	83年1月下旬
労働省労働基準局賃金福祉部企画課	夏季一斉休暇のすすめ	労働基準	35—7	83年7月
労働省労働基準局企画課編	*週休2日制導入の手引き	日本労働協会		82年5月
渡 辺 章	年次有給休暇請求権の時季変更権	労働の科学	39—8	84年8月
渡 辺 美知夫	デンマーク金属労組の労働時間短縮闘争	IMF・JC金属	18—11	84年11月

著編者名	論文タイトル名	誌名 (発行所名)	巻号	発行年月日
辻 謙 他	座談会；年次有給休暇の活用による夏季一斉休暇の普及をめざして	労働基準	35-7	83年7月
電機労連	特集 労働時間・健康 余暇を考える	電機ジャーナル	70	84年12月
同盟	*労働時間の国際水準をめざして	全日本労働総同盟		85年8月
徳住 堅治	労働時間—時間短縮は時代の趨勢①	労働法律旬報	1113	85年2月上旬
扉 一章	政府・資本の労働時間政策	月刊労働組合	211	84年10月
内藤 則邦	イギリスの時間短縮運動—イギリスの労働事情—	IMF・JC金属	17-10, 11	83年10, 11月
	仲井斌氏に聞く 時短をめぐる労使が激突—西ドイツ労働運動の現状	月刊総評	317	84年5月
中尾 和彦	所定時間・時間外・年休権に関する世界の水準と動向	賃金と社会保障	907	85年2月上旬
中尾 和彦	労働組合と週45時間労働制	労働の科学	40-3	85年3月
中嶋 土元也	パートタイマーの労働時間・休憩・休日・年次有給休暇	季刊労働法	127	83年春季
中村 建策	労働時間対策の推進	季刊労働法	135	85年春季
中山 裕登	貧しい時間からの脱却—人生八十年時代の提案	労働レーダー	97	85年6月
成川 秀明	労働時間の短縮と労働者生活	労働経済旬報	1289	85年2月上旬
新田 俊三	労働時間短縮の社会経済学	労働経済旬報	1289	85年2月上旬
野沢 浩	社会的な生活リズムと生活時間	労働の科学	39-1	84年1月
野沢 浩	労働時間短縮への提言	月刊総評	319	84年7月
野沢 浩	労働時間立法の動向に対する疑問と批判—労基研中間報告(労働時間関係)を契機に—	労働の科学	40-3	85年3月
野田 進	自動車運転労働者の時間外割増賃金の算定	労働法律旬報	1065	83年2月上旬
初岡 昌一郎	西ドイツ金属労組(IGM)の時短闘争の背景と経過	季刊労働者の権利	159	84年11月
林 丘	ソフトウェア労働者の残業実態	労働の科学	40-3	85年3月
林 成人	本格的時短への機は熟す	月刊総評	319	84年7月
春山 明	労働時間短縮闘争前進のための視点 客観的条件に確信をもって	学習の友	376	84年12月
ビュンガー, ハンス・ウル リヒ	失業対策に効果を生む時間短縮—西ドイツにおける週35時間労働をめぐる背景と意義	月刊総評	320	84年8月
ビュンガー, ハンス・ウル リヒ	西ドイツの労働時間短縮闘争	月刊金属労働資料	28-4	85年4月
久谷 与四郎	「労働時間短縮」要求の労働側の動き—要求の高まりとその背景—	賃金実務	529	85年6月1日
平田 貞二郎	金融機関の週休2日制	月刊総評	319	84年7月
藤本 武	労働時間問題の現状と課題	労働神奈川	401	83年8月
藤本 武	当面の労働時間問題—現状と課題—	月刊いのち	203	83年9月
藤本 武	生涯労働からみた労働時間	労働の科学	39-1	84年1月
藤本 武	最近における諸外国の労働時間短縮闘争 大幅時間短縮—しかも賃下げなしが基本	学習の友	376	84年12月
藤本 正	時代錯誤の労基法改悪 労基研「中間報告」批判	月刊労農のなかま	256	84年11月



労働時間問題に関する文献目録

著編者名	論文タイトル名	誌名 (発行所名)	巻号	発行年月日
清水 明	時短闘争への総評のとりくみ	労働法律旬報	1106	84年10月下旬
清水 明	労働時間短縮をどう取り組むか	賃金と社会保障	905	85年1月上旬
清水 明	労働時間短縮の飛躍的前進へ	全水道	37	85年1月
清水 明	夜勤・労働の実態は人権問題、健康・時間管理の課題が急務	医療労働	280	85年4月
清水 敏	国際的労働基準からみた労働法制改編の問題点—ILO・ヨーロッパ社会憲章の規準—	季刊労働者の権利	160	85年4月
清水 洋二	労働時間をめぐる労使紛争—最近の判例を中心に—	労働の科学	40—3	85年3月
志村 新	長時間労働を規制するための権利 「自分のための時間」もないままに一生を終えたとしたら……	学習の友	376	84年12月
志村 文明	時短闘争の経過と今後の労働運動への期待	経営と労働	29—3	84年3月
白崎 淳一郎	労基研中間報告批判「弾力的な労働時間」の名で最低労働条件を根底から破壊	学習の友	376	84年12月
鈴木 泰	共働き夫婦の生活時間—NHK国民生活時間調査から	労働経済旬報	1289	85年2月上旬
ゼンセン同盟 国際局	西欧における労働時間等の現状 各国繊維被服産業における労働時間等の現状	月刊ゼンセン	351	84年5月
ゼンセン同盟 時短作業委員会	新たな労働時間短縮にむけて—時短闘争推進資料—	月刊ゼンセン	355	84年9月
ゼンセン同盟 欧州時短調査団	なぜ進む欧州の労働時間短縮—ヨーロッパの全般的な労働時間短縮の動き(1)(2)	月刊ゼンセン	363, 364	85年5月, 6月
全日通組織部	全日通における労働時間問題の取り組み	労働調査	179	82年12月
全民労協	労働基準法の改訂に向けて(労働時間関係)	全民労協政策資料	44	85年2月20日
総評時短共闘委	地方共闘の時短闘争状況 82春闘における進展状況	総評調査月報	197	83年5月
総評単産時短担当者	討論働くことはいいことか?	月刊総評	320	84年8月
田上 英二	労働時間と生命・健康・権利	月刊労働組合	211	84年10月
高梨 昌	労基研「中間報告」の総検討—労働時間短縮に問われるもの—	労働レーダー	90	84年11月
高橋伸治他3名	座談会 連続休暇について考える	労働時報	439	85年3月
高橋 富治	国際労働基準と日本の現状—ILO条約と権利闘争	労働法律旬報	1116	85年3月下旬
高橋 正男	労働時間を国際水準に短縮するための闘い	経営と労働	28—9	83年9月
高橋 実	西独の時短闘争と労働者の意識	月刊労働組合	206	84年5月
高橋 祐吉	わが国の休日・休暇の現状と国際動向	労働の科学	39—8	84年8月
高屋 正一	西ドイツ週35時間闘争の経過—労働時間の短縮をめざして—	法大・大学院紀要	14	85年3月
高山 晃	賃金・時間・労働条件の国際比較	労働運動	231	85年2月
田尻 俊一郎	交替制労働、長時間労働の健康への影響	月刊紙パ	201	84年5月
田中 勝之	時短闘争と賃金・雇用問題	月刊労働組合	211	84年10月
田中 良一	賃上げ、時短、ME化対策を三本柱にして	社会労働評論	85	85年3月

著編者名	論文タイトル名	誌名 (発行所名)	巻号	発行年月日
小栗 啓豊	鉄鋼労連の労働時間短縮の考え方と当面するとりくみ	労働調査	207	85年6月
加藤 安雄	闘いとった週休2日週35時間制—相模鉄道労組の83秋闘	月刊労働組合	205	84年4月
金子 征史	労基法改正をめぐる最近の状況と職場の勤務問題	国労法対時報	45	84年冬季
木下 武男	パートタイマーの労働時間と労働意識	労働の科学	40—3	85年3月
グレゴレスク ・ポンピリュ	〈講演〉生活時間配分—労働時間と自由時間における行動研究のための社会学的方法	早大・社会学年誌	26	85年3月
毛塚 勝利	〈西ドイツ〉1984年「労働時間協約」	日本労働協会雑誌	310	85年3月
剣持 一巳	ME化と労働時間	労働経済旬報	1289	85年2月上旬
交替制勤務基 準研究会	夜勤・交替制の勤務基準に関する提言	月刊いのち	213	84年7月
郷 良太郎	労働時間短縮への一考察	季刊労働法	135	85年春季
小林 謙一	労働時間短縮の基本戦略	官公労働	37—5	83年5月
小林 勝	西ドイツにおける時短闘争	社会主義	228	84年7月
小宮 源次郎	同盟の労働基準法改正要求—時間短縮、労働時間法制の改革を求めて—	季刊労働法	135	85年春季
小室 豊允	雇用形態・労働者生活の変容と労働時間規制の法的諸問題	季刊労働法	135	85年春季
紺谷 友昭	長時間労働による精神の集団埋没	経済	230	83年6月
近藤 宣之	日本電子連合労働組合における労働時間の短縮と保存休暇制度の取り組み	労働調査	179	82年12月
斎藤 周	労働時間の国際的動向	労働法律旬報	1106	84年10月下旬
斎藤 一	労働時間・交代制の生理学・衛生学	月刊いのち	204	83年10月
斎藤 一	労働時間・交代制の生理学・衛生学	医療労働	280	85年4月
斎藤 良夫	交代制勤務者の生活困難に関する研究動向と社会的支援のあり方	労働の科学	38—3	83年3月
酒井 一博	交替制勤務の改善事例と評価基準	労務事情	594	83年7月15日
酒井 一博	夜勤交代制と労働者の健康—その理論と実務—	月刊いのち	203	83年9月
酒井 一博	最近の生活時間・労働時間をめぐる動向	労働の科学	39—1	84年1月
酒井 一博	夜勤・交替制の勤務基準と編成条件	労働法学会報	1515	84年8月10日
酒井 一博	ME革命下の労働時間を考える	労働法律旬報	1106	84年10月下旬
酒井 一博	夜勤・交替制勤務と仮眠の効果—睡眠のメカニズムと仮眠の効果を考える—	労務事情	634	85年5月15日
坂本 守	国際労働基準と日本の労働時間	月刊労働組合	211	84年10月
佐藤 洋輔	繊維・生休取得率向上へ新たな決意	労働運動	232	85年3月
志築 忠雄	労働時間短縮の目的と自由時間	賃金と社会保障	905	85年1月上旬
篠田 弥寿雄	労働組合としての有休取得の状況	労働の科学	39—8	84年8月
柴山 健太郎	完全週休2日・週35時間労働制 時短闘争に勝利した相鉄労組	労働運動研究	176	84年6月
清水 明	労働組合の立場から交代制勤務者の労働と生活を考える	労働の科学	38—3	83年3月
清水 明	労働組合からみた年次有給休暇	労働の科学	39—1	84年1月
清水 明	時短をめぐる情勢と課題	月刊総評	319	84年7月

## 労働時間問題に関する文献目録

- (1) 1983年1月から85年6月までにうけ入れた雑誌から労働時間問題に関する文献を収録した。  
 (2) 文献目録は、①論文・単行本、②調査に分れている。調査には、官公庁の調査はふくまれていない。  
 (3) 配列は、著者のあいうえおの順である。同一著者は、発行年月順となっている。  
 (4) \*印は単行本を示す。

### I 論文・単行本

著編者名	論文タイトル名	誌名 (発行所名)	巻号	発行年月日
IG・メタル	IGメタルの週35時間制 労働時間短縮要求の基礎理念	IMF・JC金属	18-1	84年1月
青木 宗也	時間短縮と権利闘争	月刊総評	326	85年2月
青木 宗也	権利闘争としての時短運動	労働法律旬報	1116	85年3月下旬
秋田 成就	変則勤務における労働時間の考え方について	季刊労働法	131	84年春季
秋田 成就	時間外労働義務の法的検討—静岡内郵便局最高裁判決を契機として—	労働法学研究会報	1509	84年6月22日
浅倉 むつ子	労働時間をめぐる労使慣行	労働法律旬報	1070	83年4月下旬
足立 史郎	私鉄総連の労働時間問題	労働調査	207	85年6月
安倍和則, 越河六郎	乳幼児をもつ勤労婦人の生活時間(第2, 3報)	労働科学	59-3	83年3月
安西 愈	ホワイトカラーの日本的雇用慣行と労働時間の矛盾—出張・営業活動・接待・社用ゴルフ・冠婚葬祭等—	季刊労働法	131	84年春季
安西 愈	労働基準法研究会報告と実務上の問題点	季刊労働法	135	85年春季
居樹 伸雄	時短と賃金の座標軸—時短3局面と賃金・生産性	賃金実務	529	85年6月1日
石井 甲二	* 労働時間と日本経済	労務行政研究所		82年6月
石川 勝美	多様化する事業場外労働と行政の対応—「みなし規定」の解釈, 適用をめぐって	季刊労働法	131	84年春季
石田 一宏	働きバチ諸君! 心身の健康は大丈夫か—長時間超過密労働による健康破壊	賃金と社会保障	915	85年6月上旬
石塚 拓郎	鉄鋼労連の交替労働プレミアム確保目標—国内・外のプレミアム相場実態—	労務事情	634	85年5月15日
井上 克樹編	労働時間管理重要判例集—主要判例27選の検討	労働法学研究会報	1479	83年10月28日
梅原 志朗	労働時間短縮に向けて	経営と労働	28-9	83年9月
梅原志朗他3名	座談会 労働時間短縮をめぐって	官公労働	38-11	84年11月
宇和川 邁	深夜業・交替制労働をおこなう看護婦の労働および生活条件改善のための要求	労働運動	213	83年9月
遠藤幸男, 山科三郎他	シリーズ長時間労働を考える(1)~(11)	損保調査時報	146~160	83年11月~85年1月
荻原 勝	* 労働時間短縮のすすめ—その手順とポイント—	労働法令協会		84年1月

促進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらに関し必要と認められる事項について関係行政機関に意見を述べること。

**【委員の氏名】**

〈労働者代表〉竹内正紀（全国生命保険労働組合中央副執行委員長）、千葉登（日本鉄鋼産業労働組合連絡会書記長）、土橋昭富（全国紙パルプ産業労働組合連絡会委員長）、森田一男（全日本郵政労働組合副委員長）

〈事業主代表〉五十嵐敬一（（株）白洋舎代表取締役社長）、小出雄一郎（富士通（株）取締役副社長）、下川常雄（住友ゴム工業（株）相談役）、森田武（（株）三井銀行常務取締役）

〈身体障害者代表〉仲野好雄（全国社会福祉協議会心身障害児福祉協議会会長）、村田稔（弁護士）、山崎仲雄（日本身体障害者団体連合会常任理事）、大和与一（国鉄身障者協会理事長）

〈学識経験者〉木下茂徳（日本大学教授）、小島蓉子（日本女子大学教授）、実本博次（（財）年金保養協会理事長）、白井泰四郎（法政大学教授）、◎太宰博邦（中央共同募金会副会長）、辻謙（日本労働協会理事）、三澤義一（筑波大学教授）、渡邊慎吾（前雇用促進事業団副理事長）

**失業対策事業賃金審議会**（労働省職業安定局高齢者対策部）

**【所掌事務】**

労働大臣の諮問に応じ、失業対策事業の賃金に関する事項を審議する。

**【委員の氏名】**

◎氏原正治郎（雇用職業総合研究所長）、佐口卓（早稲田大学教授）、高梨昌（信州大学教授）、西川俊作（慶応大学教授）、前川光男（日本経済新聞社社友）

**中央職業訓練審議会**（労働省職業能力開発局）

**【所掌事務】**

労働大臣の諮問に応じて、職業訓練基本計画その他職業訓練および技能検定に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

**【委員の氏名】**

〈学識経験者〉◎原田運治（東海大学教授）、浅枝敏夫（職業訓練大学校校長）、青木志郎（東京工業大学教授）、小池和男（京都大学教授）、高梨昌（信州大学教授）、藤原房子（日本経済新聞社編集局婦人家庭部記者）、舟橋尚道（法政大学教授）、山田雄一（明治大学教授）

〈事業主代表〉畔上孝（三菱電機（株）専務取締役）、上野四郎（日本経営者団体連盟事務局教育部長）、中野光秋（（社）全国建設業協会常務理事）、菅谷頼道（東京都中小企業団体中央会会長）、石橋健（石川島播磨重工業（株）常務取締役人事勤労部長）、小野功（東京商工会議所理事・調査部長）

〈労働者代表〉柿沼靖紀（全日本労働総同盟政策室次長）、桜井輝雄（全日本電機機器労働組合連合会組織局長）、清水永一（日本労働組合総評議会常任幹事）、谷内富三（全国建設労働組合総連合中央執行委員組織部長）、寺崎昭久（日本自動車産業労働組合連合会企画室長）、林田賢二（日本鉄鋼産業労働組合連合会書記次長）

## 労働関係審議会一覧

調査審議するほか、これらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議すること。

### 【委員の氏名】

〈勤労者代表〉田中賢一（全国生命保険労働組合連合会中央書記長），筒井安忠（日本労働組合総評議会財政局長），富田弘隆（全国産業別労働組合連合書記長），村善造（労働金庫連合会常務理事），山崎俊一（労働者福祉中央協議会事務局長），幸重義孝（全日本労働総同盟政策室長）

〈事業主代表〉有田正三（(株)中村自工代表取締役社長），石川晴樹（王子製紙(株)人事部長），大塚宗元（(株)ダイドー取締役会長），喜多村浩（日本経営者団体連盟労務管理部長），古田中芳之介（東京電力(株)労務部長），吉村隆（日本セメント(株)人事部長）

〈学識経験者〉浅村廉（公庫住宅融資保証協会理事長），◎岩尾一（大正海上火災保険(株)顧問），鳥居泰彦（慶應義塾大学経済学部教授），丸尾直美（中央大学経済学部教授），星野大造（全国銀行協会連合会副会長・専務理事），松永正男（元建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合理事長），松田妙子（住宅産業研修財団理事長），守屋九二夫（日本証券業協会専務理事）

**婦人少年問題審議会**（労働省労働基準局賃金福祉部企画課及び婦人局庶務課）

### 【所掌事務】

労働大臣の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を、労働大臣及び関係行政機関に建議する。

1. 勤労婦人福祉法の施行及び改正，婦人労働者の保護及び婦人労働者に特殊な労働条件の向上，家族労働問題，家事使用人に関する問題その他婦人労働者に特殊な労働問題に関すること。
2. 年少労働者の保護及び年少労働者に特殊な労働条件の向上，児童の使用禁止，勤労青少年福祉法の施行及び改正その他勤労青少年の福祉に関すること。
3. 労働者の家族問題及び婦人の地位の向上その他婦人問題に関すること。

### 【委員の氏名】

〈学識経験者〉青柳武（昭和女子大学講師），渡邊道子（弁護士），和田勝美（全国勤労青少年会館館長），江橋慎四郎（鹿屋体育大学長，東京大学名誉教授），吉沢英子（東洋大学社会学部教授），久谷與四郎（読売新聞社論説委員），藪部佳久子（日本放送協会放送総局編成部担当部長），原ひろ子（お茶の水女子大学助教授），◎藤田たき（津田塾大学顧問），藤井昭三（朝日新聞社論説委員）

〈労働者代表〉市川清美（全日本労働総同盟第一組織局青婦対策副部長），佐野美代子（全国生命保険労働組合連合会中央執行委員・婦人対策部長），山野和子（日本労働組合総評議会常任幹事・婦人局長），佐野明（日本労働組合総評議会常任幹事・組織局次長），矢田彰（全日本労働総同盟国民運動局長），横山久夫（全日本食品労働組合連合会中央執行委員・財政部長）

〈使用者代表〉喜多村浩（日本経営者団体連盟労務管理部長），三矢隆夫（(株)小田急百貨店取締役社長），山本貢（全国中小企業団体中央会企画調査部長），増島光雄（丸善(株)取締役会長），湯川康平（全国中小企業団体中央会労働専門委員会委員長）

**中央職業安定審議会**（労働省職業安定局）

### 【所掌事務】

1. 公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項及び他の法律に基づきその権限に属せしめられた事項を審議する。
2. 労働大臣の諮問に応じて上記1の事項を調査審議する外，必要に応じ，関係行政庁に建議すること。
3. 必要があると認めるときは，その業務に関する事項について，関係行政庁に，報告を求めること。

### 【委員の氏名】

〈公益代表〉◎大内力（東京大学名誉教授），氏原正治郎（雇用職業総合研究所所長），桑原敬一（中央職業能力開発協会理事長），小井土有治（日本経済新聞社論説委員），高梨昌（信州大学経済学部教授），西川俊作（慶應義塾大学商学部教授），人見康子（慶應義塾大学法学部教授）

〈雇用主代表〉江頭年男（日本電気(株)専務取締役），岡部高（(社)日本港運協会副会長），郷良太郎（(株)ニチエン化工取締役社長），鈴木慎二（日本紡績(株)副社長），錦織璋（全国中小企業団体中央会常務理事），福迫有恒（飛島建設(株)副社長），細川泰嗣（日産自動車(株)常務取締役）

〈労働者代表〉芦田甚之助（ゼンセン同盟書記長），今泉昭（全国金属産業労働組合同盟書記長），内山達四郎（日本労働組合総評議会副事務局長），三枝満慈郎（全国建設労働組合総連合副委員長），中根康二（全日本労働総同盟生活福祉局長），平田宏（日本私鉄労働組合総連合会中央副執行委員長），山本興一（全日本自治団体労働組合書記次長）

**身体障害者雇用審議会**（労働省職業安定局）

### 【所掌事務】

労働大臣の諮問に応じて，身体障害者の雇用の

龍(三菱レイヨン(株)常務取締役人事部長), 松崎芳伸(日本経営者団体連盟専務理事), 大森武英(戸田建設(株)専務取締役副社長), 本田千之((株)神戸製鋼所常務取締役)

**中央家内労働審議会 (労働省婦人局婦人労働課)**  
【所掌事務】

労働大臣の諮問に応じ, 最低賃金の決定等について調査審議を行い意見を提出すること, その他家内労働に関する重要事項を調査審議し, これらに関し必要と認める事項を労働大臣に建議すること。

【委員の氏名】

〈公益代表〉◎石川吉右衛門(千葉大学法経学部教授), 神代和俊(横浜国立大学経済学部教授), 津田真澄(一橋大学社会学部教授), 西川溟八(日本大学医学部教授), 樋口弘其(評論家), 藤原房子(日本経済新聞編集局婦人家庭部記者)

〈家内労働者代表〉岡村省三(日本労働組合総評議会労働対策部長), 加藤悦弘(ゼンセン同盟常任中央執行委員), 木島初雄(全日本家内労働者組合総連合書記長), 高見康憲(全日本労働総同盟調査局長), 中島道治(日本繊維産業労働組合連合会書記長), 中村雅則(全国窯業労働組合連合会中央執行委員長)

〈委託者代表〉加藤文郎(全国中小企業団体中央会事務局長), 粥川善松(東京横編メリヤス工業組合監事), 近藤功(西東京電気機械工業協同組合専務理事), 成瀬健生(日本経営者団体連盟調査部長), 三輪貞夫(全国内職あっせん団体連合会参与), 吉田要三(東京商工会議所常議員)

**労働者災害補償保険審議会 (労働省労働基準局)**  
【所掌事務】

1. 労働大臣の諮問に応じ, 労働者災害補償保険事業の運営に関する重要事項並びに労働者災害補償保険法に基づいて発する命令及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づいて発する命令の草案を調査審議すること。
2. 労働者災害補償保険事業の運営に関する事項について, 関係官庁に建議すること。

【委員の氏名】

〈公益代表〉◎有泉亨(東京大学名誉教授), 橋本司郎(朝日新聞編集委員), 楨哲夫(東北労災病院名誉院長), 嘉治佐代(世界経済調査会研究員), 山口浩一郎(上智大学教授), 渡邊健二(労働福祉共済会会長)

〈労働者代表〉矢田忠明(全国建設労働組合総連合社会保障対策部長), 伊藤勝治(日本炭鉱労働組合

事務局次長), 小山和衛(全国石炭鉱業労働組合書記長), 三原邦夫(全日本労働総同盟生活福祉局部長), 清水永一(日本労働組合総評議会常任幹事労働対策局長), 橋村良夫(全国金属労働組合中央執行委員長)

〈使用者代表〉葛西嘉隆(日本経営者団体連盟法制部長), 小泉勤(三菱石炭鉱業(株)専務取締役), 境長紀(全国建設業協会専務理事), 西川忠(日本鋼管(株)取締役), 長谷川泰彦(日本通運(株)勤務部長), 兵頭傳(住友重機械工業(株)専務取締役)

**中央最低賃金審議会 (労働省労働基準局賃金福祉部)**

【所掌事務】

1. 最低賃金法の規定によりその権限に属せられた事項をつかさどるほか, 労働大臣の諮問に応じて, 最低賃金に関する重要事項を調査審議し, 及びこれに関し必要と認める事項を労働大臣に建議すること。
2. 最低賃金の有効な実施を確保するため必要があると認めるときは, 家内労働法の規定による最低賃金に関して労働大臣に建議すること。

【委員の氏名】

〈公益代表委員〉◎金子美雄(日本賃金研究センター所長), 北川俊夫(中央労働災害防止協会理事長), 白井泰四郎(法政大学経営学部教授), 永井多恵子(日本放送協会解説委員), 舟橋尚道(法政大学法学部教授), 降矢憲一(日本大学経済学部教授), 山口浩一郎(上智大学法学部教授)

〈労働者代表委員〉岡村省三(日本労働組合総評議会労働対策局長), 小宮源次郎(全日本労働総同盟調査局長), 白石徳夫(全国産業別労働組合連合会労働対策局長), 田村金吾(全日本電機機器労働組合連合会労働対策局長), 田村誠(日本私鉄労働組合総連合会書記長), 平沢栄一(総評・全国金属労働組合書記長), 吉沢哲(ゼンセン同盟副書記長)

〈使用者代表委員〉郷良太郎((株)ニチエン化工代表取締役), 下村和之(岐阜県中小企業団体中央会会長), 成瀬健生(日本経営者団体連盟調査部長), 錦織璋(全国中小企業団体中央会専務理事), 西野嘉一郎((株)芝浦製作所相談役), 前田義里(関西電力(株)相談役), 吉田要三(鉄道機器(株)取締役社長)

**勤労者財産形成審議会 (労働省労働基準局賃金福祉部)**

【所掌事務】

勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること, その他勤労者の財産形成に関する重要事項を

## 労働関係審議会一覧

長), 西川俊男(日本チェーンストア協会会長), 久村晋(日本化学エネルギー労働組合協議会事務局長), 日向方齋((社)関西経済連合会会長), 平松守彦(大分県知事), 弘世徳太郎((社)生命保険協会財務委員会委員長), 藤原裕巳(全日本アルミニウム産業労働組合協議会事務局長), 古川進(大阪商工会議所会頭), 真柄栄吉(日本労働組合総評議会事務局長), 牧野信彦(朝日新聞社(株)論説委員), 松永義正(日本アルミニウム連盟会長), 三浦正義(協同組合連合会日本商店連盟副会長), 水上達三((社)日本貿易会会長), 三田勝茂((株)日立製作所社長), 三巻秋子(消費科学連合会会長), 宮崎勇((株)大和証券経済研究所理事長), 盛田昭夫(ソニー(株)会長), 守屋九二夫((社)日本証券業協会専務理事), 安川敬二((社)日本電機工業会会長), 山下勇(三井造船(株)会長), 山田精吾(全日本民間労働組合協議会事務局長), 吉瀬維哉(日本開発銀行総裁), 渡辺福太郎(学習院大学教授)

### 雇用審議会(労働大臣官房政策調査部)

#### 【所掌事務】

- 次に掲げる事項について, 調査審議する。
  - 雇用構造その他雇用及び失業の状態に関する事項
  - 雇用状態の改善のための施策に関する事項
  - 失業対策に関する事項
  - その他雇用及び失業に関する重要な事項
- 1に記載する事項に関し, 内閣総理大臣, 労働大臣又は関係各大臣の諮問に答申し, かつ, 必要に応じ, 内閣総理大臣, 労働大臣又は関係各大臣に対し意見を述べ, 又は報告をすることができる。

#### 【委員の氏名】

有馬真喜子(フジテレビニュースキャスター), 石坂庚午(日本労働組合総評議会評議員), 氏原正治郎(雇用職業総合研究所所長), 内山達四郎(日本労働組合総評議会副事務局長), 大塚栄一(大塚鉄工(株)会長), 金杉秀信(全日本労働総同盟副会長), 川原千寿子(サンケイリビング新聞社編集委員), 蔵掛直忠(総合研究開発機構理事), 佐々木喜久治(秋田県知事), 下川常雄(住友ゴム工業(株)相談役), 白井泰四郎(法政大学教授), ◎隅谷三喜男(東京女子大学学長), 高橋展子(前デンマーク特命全権大使), 高原須美子(経済評論家), 辻謙(日本労働協会理事), 道正邦彦(雇用促進事業団理事長), 永田敬生(日立造船(株)会長), 中宮勇一(日本経営者団体連盟事務局長), 花村仁八郎(経済団体連合会副会長), 松沢卓二((株)富士銀行会長), 幸重義孝(全日本労働総同盟政策室長), 横山樹(中立労働組合連絡会議事務局次長)

### 中小企業退職金共済審議会(労働省労働基準局賃金福祉部)

#### 【所掌事務】

中小企業退職金共済法の施行及び改正に関する事項について労働大臣の諮問に応ずるほか, 必要と認める事項について関係行政機関に建議すること。

#### 【委員の氏名】

今泉昭(全国金属産業労働組合同盟副書記長), ◎大宮五郎(日本労働協会評議員), 小野盛一(日本中小企業団体連盟常任理事), 加藤文郎(全国中小企業団体中央会事務局長), 境長紀(全国建設業協会常務理事), 佐口卓(早稲田大学商学部教授), 佐野明(日本労働組合総評議会常任幹事), 澤畑久雄(日本中小企業政治連盟財務委員長), 飛田正一(全国産業別労働組合連合副委員長), 廣政順一(元中小企業退職金共済事業団理事), 本多壮一(亜細亜大学経営学部教授), 宮入正則(東京商工会議所議員), 矢田忠昭(全国建設労働組合総連合財政部長), 柳沢喜四郎(日本経営者団体連盟常任理事), 山崎俊一(労働者福祉中央協議会事務局長)

### 中央労働基準審議会(労働省労働基準局)

#### 【所掌事務】

- 労働基準法及び労働安全衛生法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
- 労働に関する主務大臣の諮問に応ずるの外, 労働条件の基準に関して関係行政官庁に建議すること。

#### 【委員の氏名】

〈公益代表〉◎石川吉右衛門(千葉大学法経学部教授), 渡邊道子(弁護士), 西川湊八(日本大学医学部教授), 川口實(慶應義塾大学法学部教授), 中西正雄((財)安全衛生技術試験協会理事長), 辻謙(日本労働協会理事), 和田勝美(全国勤労青少年会館館長)

〈労働者代表〉岡本邦夫(ゼンセン同盟常任中央執行委員産業政策局長), 小野沢守(合成化学産業労働組合連合中央執行委員厚生部長), 竹野文雄(日本労働組合総評議会常任幹事), 雑賀静也(全日本労働総同盟第二組織局長), 小久保昭治(全日本交通運輸労働組合協議会事務局長), 小林幸男(全日本電機機器労働組合連合会副中央執行委員長), 田村敏男(日本非鉄金属産業労働組合連合会事務局長)

〈使用者代表〉江藤武俊(三菱化成工業(株)常務取締役), 大塚栄一(大塚鉄工(株)取締役会長), 錦織璋(全国中小企業団体中央会常務理事), 丹生谷

行委員), 八木田宏(全日本海員組合中央執行委員), 神島守(全日本海員組合副組合長)  
〈事業主代表〉鈴木嘉朗(関東経営者協会常務理事), 橋本公成(三井石炭鉱業(株)労務部長), 林鐵也(市川毛織(株)人事部長), 小林清(新日本製鐵(株)常務取締役), 高澤俊雄(日本化学工業協会常任理事), 川井陸夫(自動車産業経営者連盟専務理事), 中野忠雄(平和汽船(株)取締役社長), 岡田良一(川崎汽船(株)監査役), 朝川五郎(大日本水産会常務理事)

〈公益代表〉◎金澤良雄(元東京大学教授), 野海勝視(健康保険組合連合会理事企画部長), 門倉好文(日本医師会理事), 堀川淳弘(明治大学講師), 加藤威二(環境衛生金融公庫理事長), 小山路男(上智大学教授), 加藤寛(慶應義塾大学教授), 水野肇(医事評論家), 庭田範秋(慶應義塾大学教授)

#### 中央社会保険医療協議会(厚生省保険局)

##### 【所掌事務】

健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに健康保険法第43条ノ4第1項及び第43条ノ6第1項の規定による命令, 船員保険法第28条ノ2第2項の規定による命令並びに国民健康保険法第40条の規定による厚生省令に関する事項を審議するほか, 老人保健法第30条第1項の規定による厚生大臣の定めに関する事項を審議すること。

##### 【委員の氏名】

〈1号側委員〉坂本龍彦(社会保険庁医療保険部長) 板垣安夫(健康保険組合連合会副会長), 立花銀三(合成化学産業労働組合連合会中央執行委員長), 一木香告樹(全日本労働総同盟政治局長), 今宮信雄(アサノコンクリート(株)相談役), 神島守(全日本海員組合副組合長), 矢吹豊彦(馬場大光商船(株)相談役), 中川直木(埼玉県国民健康保険団体連合会理事長)

〈2号側委員〉浜西寿三郎(兵庫県医師会会長), 杉本純雄(広島県医師会会長), 安田恒人(宮崎県医師会副会長), 磯野和久(神奈川県医師会副会長), 吉田清彦(日本医師会常任理事), 奥野喜一(日本歯科医師会副会長), 加藤増夫(神奈川県歯科医師会会長), 望月正作(日本薬剤師会専務理事)

〈公益側委員〉◎圓城寺次郎(日本経済新聞社顧問) 伊藤善市(東京女子大学文理学部教授), 高橋勝好(弁護士), 伊東光晴(千葉大学法経学部教授)

#### 産業構造審議会(通商産業省産業政策局)

##### 【所掌事務】

通商産業大臣の諮問に応じて, 産業構造に関する重要事項を調査審議する。

##### 【委員の氏名】

赤澤璋一(日本貿易振興会理事長), 有澤廣巳(東京大学名誉教授), 飯島貞一((財)日本立地センター常務理事), 飯島敏夫(三井物産(株)常務取締役), 井川博(日本商工会議所専務理事), 池浦喜三郎((株)日本興業銀行頭取), 池田一郎(全国銀行協会副会長), 石上實(日本製紙連合会副会長), 石川六郎(鹿島建設(株)社長), 石坂誠一((株)野村総合研究所顧問), 石原俊((社)日本自動車工業会会長), 磯田一郎((株)住友銀行会長), 稲川宮雄(全国中小企業団体中央会副会長), 稲葉秀三((財)産業研究所理事長), 稲山嘉寛((社)経済団体連合会会長), 今井賢一(一橋大学教授), 岩田武夫(東京芝浦電気(株)会長), 上野裕也(成蹊大学教授), 牛尾治朗(ウシオ電気(株)会長), 内田忠夫(東京大学教授), 内田勝(三井物産(株)会長), 宇野政雄(早稲田大学教授), 生方泰二(石川島播磨重工業(株)会長), 大倉真隆(国民金融公庫総裁), 大慈弥嘉久(アラビア石油(株)相談役), 大島健司((社)セメント協会会長), 大谷一二(東洋紡績(株)会長), 大山昊人(日本放送協会解説委員), 小川義男(住友軽金属工業(株)会長), 影山衛司(商工組合中央金庫顧問), 加藤一郎(成城学園学園長), 菅野泰太郎(ゼンセン同盟副会長), 木川寛(全日本電線工業労働組合中央執行委員長), 北原安定(日本電信電話公社副総裁), 高坂正堯(京都大学教授), 小林大祐((社)経済団体連合会情報処理懇談会委員長), 小松勇五郎((株)神戸製鋼所副会長), 佐藤淳一郎(日本鉱業協会副会長), 佐々木敏(商工組合中央金庫理事長), 澤田光英((財)日本建築センター理事長), 澤田悌(住宅・都市整備公団顧問), 塩路一郎(全日本労働総同盟副会長), 篠塚昭次(早稲田大学教授), 篠原三代平(成蹊大学教授), 島木禮一(日本銀行理事), 島野卓爾(学習院大学教授), 清水鳩子(主婦連合会事務局長), 末次克彦((株)日本経済新聞社論説委員), 鈴木永二(三菱化成工業(株)社長), 鈴木俊一(全国知事会会長), 鈴木幸夫(テレビ東京(株)解説委員長), 鈴木義雄(日揮(株)会長), 清家清(東京芸術大学教授), 関本忠弘(日本電気(株)社長), 高田ユリ(主婦連合会副会長), 高橋正男(全日本労働総同盟書記長), 田口連三(日本機械工業連合会会長), 竹内昭夫(東京大学教授), 田中里子(全国地域婦人団体連絡協議会事務局長), 田部文一郎(三菱商事(株)会長), 辻村江太郎(慶應義塾大学教授), 中井一郎(全国市長会会長), 中村卓彦(日本鉄鋼産業労働組合連合会中央執行委員長), 中山賀博((株)新潟鉄工所顧問), 永山時雄(前石油連盟会長), 並木貞人(全国商店街振興組合連合会理事)



## 労働関係審議会一覧

本重信（トヨタ自動車株式会社副会長）

**国民生活審議会（経済企画庁国民生活局）**

【所掌事務】

1. 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国民の合理的な生活水準及び生活構造の策定、国民生活の安定及び向上に関する基本的な経済政策及び計画並びに一般消費者の保護、生活環境の整備その他国民の日常生活の改善に関する基本的な経済政策及び計画に関する重要事項を調査審議する。
2. 1に掲げる事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べるができる。

【委員の氏名】

石井威望（東京大学教授）、歌田勝弘（味の素（株）社長）、川出千速（川崎製鉄（株）顧問）、北川善太郎（京都大学教授）、喜多村治雄（（株）和光経済研究所最高顧問）、小島英敏（国民生活センター理事長）、清水鳩子（主婦連合会事務局長）、高橋展子（前デンマーク特命全権大使）、高村勲（日本生活協同組合連合会副会長理事）、田口典夫（日本労働組合総評議会企画局長）、田島良治（中立労働組合連絡会議副議長）、田中里子（全国地域婦人団体連絡協議会事務局長）、堤清二（（株）西武百貨店代表取締役会長）、坪井東（三井不動産（株）社長）、永井道雄（国連大学学長特別顧問）、浜田宏一（東京大学教授）、浜野崇好（日本放送協会解説委員）、林雄二郎（（財）トヨタ財団専務理事）、福武直（社会保障研究所長）、船後正道（（社）全国労働金庫協会理事長）、本田廣市（全日本労働総同盟副会長）、正村公宏（専修大学教授）、村上泰亮（東京大学教授）、森嶋昭夫（名古屋大学教授）、師岡武男（（社）共同通信社論説委員）、八木哲夫（年金福祉事業団理事長）、八塚陽介（（社）日本果汁協会会長）

**老人保健審議会（厚生省保健医療局老人保健部）**

【所掌事務】

厚生大臣の諮問に応じ、老人保健法に規定する保険者の拠出金等に関する重要事項を調査審議する。

【委員の氏名】

阿部恂（日本経済新聞社）、尾本信平（三井金属鉱業（株）相談役）、◎金澤良雄（成蹊大学名誉教授）、金平輝子（東京都福祉局長）、小山路男（上智大学文学部教授）、加地夏雄（国民健康保険中央会理事長）、鈴木嘉明（関東経営者協会専務理事）、田口学（全国石油産業労働組合協議会中央執行委員長）、太宰博邦（全国社会福祉協議会副会長）、東條達彌（（株）ワシントン靴店取締役社長）、中根康二（全

日本労働総同盟生活福祉局長）、那須宗一（中央大学名誉教授）、原澤道美（東京大学医学部教授）、東辰三（全国商工会連合会専務理事）、前川哲夫（日本労働組合総評議会国民生活局次長）、増田康明（共済組合連盟専務理事）、西川忠（健康保険組合連合会専務理事）、八木哲夫（年金福祉事業団理事長）、横山和夫（横須賀市長）、渡部周治（国民金融公庫副総裁）

**中央社会福祉審議会（厚生省社会局）**

【所掌事務】

厚生大臣の諮問に応じ、社会福祉事業の全分野における共通的基本事項その他重要な事項を調査審議する。

【委員の氏名】

〈事業従事者〉阿部志郎（横須賀基督教社会館館長）、石井薫（東京有隣会理事長）、岩田克夫（聖徳会理事長）、小池欣一（日本赤十字社副社長）、瀬戸新太郎（東京都福祉事業協会理事長）、柳田宏明（全国民生委員児童委員協議会副会長）、横山巖（神奈川県総合リハビリテーション事業団七沢病院院長）、吉岡英一（済生会理事長）

〈学識経験のある者〉石橋幹一郎（ブリヂストンタイヤ会長）、尾本信平（三井金属鉱業株式会社名誉相談役）、香川宏（日本放送協会放送総局副総局長）、加藤威二（環境衛生金融公庫理事長）、上村一（社会福祉事業振興会会長）、久谷與四郎（読売新聞論説委員）、小沼正（駒沢大学教授）、小山路男（上智大学教授）、中鉢正美（慶應義塾大学教授）、仲村優一（日本社会事業大学教授）、縫田曄子（婦選会館理事）、長谷川和夫（聖マリアンナ医科大学教授）、畑和（埼玉県知事）、樋口恵子（評論家）、前田大作（東京都老人総合研究所社会学部長）、三浦文夫（日本社会事業大学教授）、◎山田雄三（一橋大学名誉教授）

**社会保険審議会（厚生省保険局）**

【所掌事務】

政府の管掌する健康保険事業並びに日雇労働者健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業の運営に関する事項を審議する。

【委員の氏名】

〈被保険者代表〉三枝満慈郎（全国建設労働組合総連合副委員長）、黒部正也（全国化学一般労働組合同盟副会長）、茶山他家司（全日本自由労働組合中央執行委員）、中根康二（全日本労働総同盟生活福祉局長）、田口学（全国石油産業労働組合協議会中央執行委員長）、岡村文雄（日本労働組合総評議会国民生活局長）、野村秀夫（全日本海員組合中央執

長), 庭山慶一郎(日本住宅金融(株)取締役社長), 服部禮次郎((株)服部時計店取締役副社長), 原田廣(中日新聞東京本社((東京新聞)論説委員), 藤川一秋(前参議院議員, 元行政管理政務次官), 堀秀夫(中央労働委員会会長代理), 榎枝元文(日本労働組合総評議会議長), 松岡政保(元琉球政府行政主席), 水野惣平(アラビア石油(株)代表取締役会長), 宗像英二(科学技術庁顧問), 家城啓一郎(日本放送協会解説委員室顧問), 山口隆章(日本石油精製(株)取締役), 山田敬三郎(三菱商事(株)取締役副会長), 山本正淑((財)厚生団理事長), 屋山太郎(時事通信社解説委員)

**日本国有鉄道再建監理委員会**(総理府 日本国有鉄道再建監理委員会事務局)

【所掌事務】

- 次に掲げる事項に関し, 企画し, 審議し及び決定し, その決定に基づいて内閣総理大臣に意見を述べる。
  - ①日本国有鉄道の経営する事業に関する効率的な経営形態の確立及び当該経営形態の下における適正な運営の確保のために必要な重要事項に関すること。
  - ②日本国有鉄道の長期の資金に係る債務の償還等に関する事項その他①に掲げる事項の実施の円滑化のために必要な重要事項に関すること。
- 国鉄の運営改善のために緊急に講ぜられるべき措置の基本的な実施方針に関し, 内閣総理大臣に意見を述べる事ができる。
- 所掌事務に関し, 必要があると認めるときは, 内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

【委員の氏名】

◎亀井正夫(住友電工(株)会長), 加藤寛(慶応義塾大学教授), 住田正二((財)運輸経済研究センター理事長), 隅谷三喜男(東京女子大学学長), 吉瀬維哉(日本開発銀行総裁)

**臨時教育審議会**(総理府 臨時教育審議会事務局)

【所掌事務】

- 内閣総理大臣の諮問に応じ, 教育及びこれに関連する分野に係る諸施策に関し, 広く, かつ, 総合的に検討を加え, 必要な改革を図るための方策に関する基本的事項について調査審議すること。
- 前項に規定する事項に関して, 内閣総理大臣に意見を述べる事。

【委員の氏名】

天谷直弘((財)国際経済交流財団会長), 有田一壽

(社会教育団体振興協議会副会長・西日本工業学園理事長), 飯島宗一(名古屋大学学長), 石井威望(東京大学教授), 石川忠雄(慶應義塾塾長・慶應義塾大学学長), 内田健三(法政大学教授・元(社)共同通信論説委員長), 岡野俊一郎(日本オリンピック委員会総務主事), ◎岡本道雄(科学技術会議議員・神戸市立中央市民病院長), 金杉秀信(全日本労働総同盟副会長), 木村治美(千葉工業大学教授), 香山健一(学習院大学教授), 小林登(東京大学教授), 齋藤正(前東京国立博物館長), 齊藤斗志二((社)日本青年会議所会頭・斉和産業(株)代表取締役社長), 須之部量三(杏林大学教授), 瀬島龍三(伊藤忠商事(株)相談役), 溜昭代(千葉市立園生小学校教諭), 堂垣内尚弘(北海学園大学教授・前北海道知事), 戸張敦雄(新宿区立戸山中学校長), 中内功((株)ダイエー代表取締役会長兼社長), 中山素平((株)日本興業銀行相談役), 細見卓(海外経済協力基金総裁), 三浦知寿子(曾野綾子)(作家), 水上忠(東京都教育委員会教育長), 宮田義二(日本鉄鋼産業労働組合連合会会長)

**経済審議会**(経済企画庁長官官房)

【所掌事務】

内閣総理大臣の諮問に応じ, 次に掲げる事項を調査審議するとともに, 同事項に関し, 必要に応じ, 内閣総理大臣に対し意見を述べる事ができる。

- 長期経済計画の策定に関する事項
- 1に掲げるものの外, 経済に関する重要な施策, 計画等に関する事項

【委員の氏名】

伊部恭之助(株式会社住友銀行最高顧問), 宇佐美忠信(全日本労働総同盟会長), ◎圓城寺次郎(日本経済新聞社顧問), 大来佐武郎(内外政策研究会会長), 川野重任(東京大学名誉教授), 熊谷尚夫(関西大学教授), 黒川武(日本労働組合総評議会議長), 五島昇(日本商工会議所会頭), 三枝佐枝子(評論家), 佐々木直(総合研究開発機構会長), 篠原三代平(成蹊大学教授), 澄田智(日本銀行副総裁), 武田誠三(日本銀行政策委員), 豎山利文(中立労働組合連絡会議議長), ○谷村裕(前東京証券取引所理事長), 田渕節也(野村証券株式会社社長), 塚本幸一(株式会社ワコール社長), 徳永久次(南海石油開発株式会社会長), 中田乙一(三菱地所株式会社会長), 中林貞男(日本生活協同組合連合会会長理事), 中山賀博(株式会社新潟鉄工所顧問), 平岩外四(東京電力株式会社会長), 松澤卓二(株式会社富士銀行会長), 向坊隆(東京大学名誉教授), 村田恒(海外貿易開発協会顧問), 山

## 労働関係審議会一覽

問), 牛場信彦(外務省顧問), 牛尾治朗(行革国民会議代表委員), 圓城寺次郎(日本經濟新聞社顧問), 佐伯勇(近畿日本鐵道(株)代表取締役會長), 豎山利文(中立労働組合連絡會議議長), 高辻正己(国家公安委員會委員), 辻清明(國際基督教大学教授), 比嘉正子(関西主婦連會長), 本田宗一郎(行革推進全国フォーラム代表世話人)

〈参与〉○地方行革推進小委員會 赤澤璋一(日本貿易振興會理事長), 飯島清(政治評論家), 翁久次郎(厚生年金基金連合會理事長), 川島廣守(元内閣官房副長官), 佐藤功(上智大学教授), 沢辺守(農業者年金基金理事長), 首藤堯(公營企業金融公庫總裁), 望月幸明(山梨県知事) ○昭和60年度行財政改革小委員會 石田正実(經濟団体連合會副會長), 井内慶次郎(国立教育會館長), 岩田式夫((株)東芝代表取締役會長), 久保文男(共同通信社論說委員), 河野正三(住宅金融公庫總裁), 小松勇五郎(神戸製鋼所副會長), 近藤隆之(地方自治情報センター理事長), 佐藤誠三郎(東京大学教授), 沢辺守(農業者年金基金理事長), 田中敬(国民金融公庫總裁), 中川幸次(野村綜合研究所社長), 八木哲夫(年金福祉事業團理事長)

付・臨時行政調査會(總理府 臨時行政調査會事務局)

### 【所掌事務】

1. 行政の実態に全般的な検討を加え, 行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。
2. 1の事項に関して, 内閣總理大臣に意見を述べ, 又は内閣總理大臣の諮問に答申することができる。

### 【委員の氏名】

圓城寺次郎(日本經濟新聞社顧問), 金杉秀信(全日本労働総同盟副會長, 全国造船重機械労働組合連合會中央執行委員長), 瀬島龍三(東京商工会議所副會頭, 伊藤忠商事(株)相談役), 谷村裕(前東京証券取引所理事長), 辻清明(國際基督教大学教授), ◎土光敏夫(經濟団体連合會名譽會長), 林敬三(日本赤十字社社長), 丸山康雄(日本労働組合総評議會副議長, 全日本自治体労働組合中央執行委員長), 宮崎輝(旭化成工業(株)取締役社長) 〈専門委員〉阿部喜夫((株)第一勧業銀行取締役副頭取), 赤澤璋一(富士通(株)代表取締役副會長), 岩村精一洋(読売新聞社証査研究本部客員研究員) 牛尾治朗(ウシオ電機(株)取締役會長), 梅本純正(武田薬品工業(株)取締役副社長), 大津留温(住宅金融公庫總裁), 加藤寛(慶応義塾大学教授), 亀井正夫(住友電気工業(株)代表取締役會長), 河合三

良((財)國際開發センター理事長), 公文俊平(東京大学教授), 山同陽一((株)旭リサーチセンター専務取締役), 住田正二((財)運輸經濟研究センター理事長), 高野邦彦(經濟論壇社取締役編集長), 鶴園哲夫(元參議院議員, 元全農林労働組合中央執行委員長), 中野和仁(農林漁業金融公庫總裁), 縫田嘩子((財)婦選會館理事), 林卓男(元毎日新聞社編集主幹), 八木淳(元朝日新聞社論說副主幹), 山下勇(三井造船(株)取締役會長), 山田精吾(全日本民間労働組合協議會事務局長), 渡辺保男(國際基督教大学教授)

〈顧問〉牛場信彦(外務省顧問), 大槻文平(日本經營者団体連盟會長, (株)三菱鋁業セメント取締役會長), 神谷尚男(弁護士), 木内信胤((財)世界經濟調查會理事長), 高辻正己(国家公安委員會委員, 前最高裁判所判事), 知野虎雄(元會計検査院長)

〈参与〉秋富公正(日本鐵道建設公団副總裁), 新井喜美夫(東京急行電鉄株式会社取締役), 飯島清(政治評論家), 池田斉(全国農業會議所専務理事), 石原一子((株)高島屋常務取締役), 井内慶次郎(国立教育會館長), 井原敏之((財)土井林學振興會理事長), 宇佐美忠信(全日本労働総同盟會長), 内海倫(内政外交政策研究会代表), 岡村恵(中立労働組合連絡會議事務局長), 尾崎朝夷(日本人事行政研究所理事長), 加藤一明(関西学院大学教授, 日本行政學會會長), 河崎邦夫(東洋紡績(株)相談役), 川島廣守(元内閣官房副長官), 北野重雄((株)日本商工經濟研究所取締役會長), 国弘員人(専修大学教授), 久保文男(共同通信社論說委員), 久保田正英(中小企業情報センター理事長), 小林孝平(新潟県長岡市長), 小林昭三(早稲田大学教授), 小山五郎((株)三井銀行取締役相談役), 三枝佐枝子(評論家), 佐藤功(上智大学教授, 日本公法學會會長), 佐藤誠三郎(東京大学教授), 佐藤義哉(日本行政書士會連合會會長), 沢田敏男(京都大學學長), 下河辺淳(綜合研究開發機構理事長), 首藤堯(公營企業金融公庫總裁), 末次一郎(新樹會代表幹事, (社)青少年育成国民會議會長代行), 鈴木康平((社)日本科學技術連盟理事長), 鈴木治雄(昭和電工(株)取締役會長), 千田恒(産經新聞社論說委員), 曾山克巳(日本電気システム建設(株)取締役會長), 高橋寿夫(日本空港ビルディング(株)社長), 高橋正男(全日本労働総同盟副書記長), 宝田善(日本労働組合総評議會常任幹事(經濟局長)) 豎山利文(中立労働組合連絡會議議長), 田中文雄(王子製紙(株)代表取締役會長), 坪内寿夫(佐世保重工業(株)代表取締役社長), 中川幸次((株)野村綜合研究所取締役副社長), 中橋敬次郎(地域振興整備公団副總裁), 中山賀博((財)中東調查會理事

# 労働関係審議会 一覽

◎印は会長，○印は会長代理である。  
1984年7月1日現在。

**社会保障制度審議会**（総理府社会保障制度審議会事務局）

【所掌事務】

1. 社会保障制度につき調査・審議・答申及び勧告を行う。
2. 社会保険による経済的保障の最も効果的な方法につき，または社会保険とその関係事項に関する立法及び運営の大綱につき，研究し，その結果を，国会に提出するように，内閣総理大臣に勧告し，内閣総理大臣及び関係各大臣に書面をもって助言する任務及び権限を有する。
3. 公的年金制度の長期的な財政の安定と均衡のとれた発展を図るため，各制度の年金数理に関する調査研究及び審議を行い，必要に応じて意見を述べる。

【委員の氏名】

〈衆議院議員〉稲垣実男，今井勇，浜田卓二郎，森井忠良，平石磨作太郎

〔参議院議員〕山崎竜男，田中正己，斎藤十朗，浜本万三，中野鉄造

〈学識経験者〉松宮克也（日本放送協会会友），氏原正治郎（雇用促進事業団職業総合研究所所長），隅谷三喜男（東京女子大学学長），山本正淑（（財）厚生団理事長），佐口卓（早稲田大学教授），中鉢正美（慶應義塾大学教授），大山正（（社）母子愛育会会長），舟橋尚道（法政大学教授）

〈関係団体〉廣瀬治郎（健康保険組合連合会専務理事），三橋英雄（石川島播磨重工業（株）顧問），森岡道一（日立木材地所（株）相談役），加地夏雄（国民健康保険中央会理事長），宝田善（日本労働組合総評議会経済局長），土井一清（全日本海員組合組合長），山口義男（全日本労働総同盟副書記長），河合達雄（日本医師会理事），奥野喜一（日本歯科医師会副会長），望月正作（日本薬剤師会専務理事）

〈臨時委員〉今井一男（共済組合連盟会長），船後正道（（社）全国労働金庫協会理事長），八木哲夫（年金福祉事業団理事長），山内正憲（（社）生命保険協会副会長），丸尾直美（中央大学教授），前田大作（東京都老人総合研究所社会学部長）

**税制調査会**（内閣総理大臣官房）

【所掌事務】

内閣総理大臣の諮問に応じて，租税制度に関する基本的事項を調査審議し，及び当該諮問に関連する事項について，内閣総理大臣に意見を述べること。

【委員の氏名】

五十畑隆（サンケイ新聞社論説委員），泉美之助（前日本専売公社総裁），伊藤龍太郎（兵庫県川西市市長），稲川宮雄（全国中小企業団体中央会副会長），岩田武夫（株式会社東芝会長），歌川令三（毎日新聞社編集局次長），大熊一郎（慶応大学教授），大山晃人（日本放送協会解説委員），◎小倉武一（農政研究センター理事長），織本秀實（日本税理士会連合会会長），金子宏（東京大学教授），鎌田要人（鹿児島県知事），河合良一（株式会社小松製作所会長），木下和夫（大阪大学名誉教授），草場敏郎（三井銀行社長），河野徳三（全日本労働総同盟副書記長），河野光雄（読売新聞社論説副委員長），佐治敬三（サントリー株式会社社長），首藤堯（公営企業金融公庫総裁），鈴木隆（日本経済新聞社データバンク局長），高原須美子（評論家），田中里子（全国地域婦人団体連絡協議会事務局長），角田房子（作家），西村友裕（朝日新聞社論説委員），藤田晴（大阪大学教授），真柄栄吉（日本労働組合総評議会事務局長），三島淳男（岡山県加茂町長），水野正一（名古屋大学教授），渡辺省吾（日本証券業協会会長），渡邊佳英（東京金取引所理事長）

**臨時行政改革推進審議会**（総理府 臨時行政改革推進審議会事務局）

【所掌事務】

臨時行政調査会の行った行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し，その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか，内閣総理大臣の諮問に応じて答申する。

【委員の氏名】

宇佐美忠信（全日本労働総同盟会長），大槻文平（日本経営者団体連盟会長），柴田護（自治総合センター会長），瀬島龍三（伊藤忠商事（株）相談役），谷村裕（東京証券取引所参与），◎土光敏夫（経済団体連合会名誉会長），槇枝元文（日本労働組合総評議会顧問）

〈顧問〉伊部恭之助（住友銀行取締役相談役最高顧問）

## 主要な労働組合の現状

労連) 吉田勝正(IUF・JCC)鈴木久夫(全日本ゴム労連), 事務局長 瀬戸一郎(IMF・JCC)

### 加盟組合(8組合)

金属労協, ゼンセン同盟, IUF・JCC, 合化労連, 全化同盟, 商業労連, 全日本ゴム労連, 外資系労組連絡会議

218 統一戦線促進労働組合懇談会(統一労組懇)  
公称150万0000

1972年12月結成 「統一労組懇」半月刊, 「世界労働情報」季刊

役員(1985年8月11日・1985年度年次総会改選)  
常任代表委員 内山昂(国公労連) 遠藤泰三(全動労) 金子毅(日高教) 菅頭康夫(自交総連)  
岸本直美(婦人連絡会) 後藤英雄(全農協労連)  
猿橋真(大阪統一労組懇) 中西五洲(建設一般全日自労) 引間博愛(運輸一般) 松原新三郎(東京統一労組懇) 松本道廣(日本医労協), 事務局長 春山明(国公労連)

### 加盟組合(22組合・2部会)

日本医労協, 国公労連, 自交総連, 全動労, 日高教, 建設一般全日自労, 全農協労連, 地銀連, 運輸一般, 全商業他

219 政策推進労組会議(政推会議)  
公称500万0000

1976年10月7日結成

役員(1984年10月5日・常任委員会選出)  
代表世話人 橋本孝一郎(電力労連) 豎山利文(電機労連), 運営委員 中村卓彦(鉄鋼労連) 立花銀三(合化労連) 宇佐美忠信(ゼンセン同盟) 塩路一郎(自動車総連) 斎藤健次郎(全機金) 金杉秀信(造船重機労連) 藤原巖(全金同盟) 本田廣市(全化同盟), 事務局長 山田精吾(ゼンセン同盟)

加盟組合(27組合, オブザーバー加盟2組合, 4協議会)  
電機労連, 自動車総連, ゼンセン同盟, 全金同盟, 鉄鋼労連, 造船重機労連, 海員, 電力総連  
合化労連, 全化同盟, 商業労連, 全日本ゴム労連, 全機金, 全石油, 全国ガス, 新化学, 交通労連, 食品労連, 全食品同盟, 紙パ総連合, 一般同盟, 資源労連, 相銀全労, 建設同盟, 全窯連, 航空同盟, 全国民労協, (オブザーバー加盟) 全電線, 電通労連, (友好組織) 全国アロイ労協, 金属家具労協, 車輻労協, チェーン労協

220 全国労働組合総連合(総連合) 158万2768  
1979年3月9日結成

役員(1984年11月15日・第7回総会選出)  
議長 豎山利文(電機労連), 議長代行 小方

鉄蔵(全機金), 副議長 田村憲一(食品労連) 河合明博(新化学) 田島良治(生保労連) 前川忠夫(全機金), 事務局長 藁科満治(電機労連)

加盟組合(17組合, オブザーバー加盟2組合)  
中立労連傘下10単産, 新産別傘下5単産, 全国自労, 全新潟鉄鋼, (オブザーバー加盟) 電通労連, 日立金属労組

221 全日本民間労働組合協議会(全民労協)  
511万7115

1982年12月14日結成 「全民労協ニュース」逐次刊, 「全民労協・政策資料」逐次刊

役員(1984年11月14日・第3回総会選出)  
議長 豎山利文(電機労連), 副議長 塩路一郎(自動車総連) 鈴木健勝(商業労連) 田淵勲二(全日通) 中村卓彦(鉄鋼労連) 藤原巖(全金同盟) 前川忠夫(全機金), 事務局長 山田精吾(ゼンセン同盟)

加盟組合(54組合, オブザーバー加盟1組合, 友好組織5組合)

炭労, 非鉄金属労連, 鉄鋼労連, 全国金属, 全造船機械, 紙パ労連, 合化労連, 繊維労連, 日放労, 電通労連, 全電力, 私鉄総連, 全自交労連, 全日通, 全海連, ホテル労連, 全炭鉱, 資源労連, 造船重機労連, 全金同盟, 全化同盟, 紙パ総連合, 石油同盟, ゼンセン同盟, 全食品同盟, 凸版労組, 建設同盟, 全民労, 海員, 交通労連, 航空同盟, 日本港湾, 基金労組, 一般同盟, 電機労連, 全電線, 全国ガス, 全石油, 全国セメント, 全窯連, 食品労連, 生保労連, 全機金, 新化学, 新運輸, 新産別京滋地連, 自動車総連, 全日本ゴム労連, 全国自労(広島), 全国自労(福岡), 相銀全労, 電力総連, 運輸労連, 商業労連

(オブザーバー加盟) 化学総連(友好組織) 日建協, チェーン労協, 車輻労協, 金属家具労協, 全国アロイ労協

222 公益産業民間労働組合連絡会(公益民労)  
公称75万6000

1983年4月21日結成

役員(1985年3月26日・代表者会議選出)  
代表幹事 黒川武(私鉄総連) 鈴木治(電力総連), 幹事 田井二郎(運輸労連) 田村文一(交通労連)

加盟組合(10組合, オブザーバー加盟1組合)  
日放労, 全電力, 交通労連, 航空同盟, 全国ガス, 運輸労連, 私鉄総連, 電力総連, 全自交労連, 基金労組, (オブザーバー加盟) 相銀全労

(玉野市職), 書記長 小嶋勝義 (八代市職)

205 全日本水道労働組合 (全水道) 3万7633

1961年3月1日結成 「全水道」(新聞) 半月刊

「全水道」(雑誌) 不定期刊

役員 (1984年7月20日・第36回大会改選)

委員長 加藤豊 (広島), 副委員長 河村弘 (大

阪), 書記長 斎藤親仁 (東京)

206 東京都労働組合連合会 (都労連)

公称19万0000

1946年6月8日結成 「都労連新聞」半月刊

役員 (1984年6月28日・第39回大会改選)

委員長 宮部民夫 (都職労), 副委員長 鹿山

秀佳 (都教組) 松永龍成 (東交) 桜井操一 (東

水労), 書記長 木村寛 (都職労)

207 政府関係特殊法人労働組合協議会 (政労協)

2万1622

1960年11月2日結成 「政労協」旬刊, 「政労協調

査時報」不定期刊

役員 (1985年7月26日・第55回大会改選)

議長 滝沢幸一 (全基労), 副議長 渡辺信久

(全総訓) 山田幸正 (住都労), 事務局長 伊藤

正文 (鉄公労)

加盟組合 (78組合)

道公労, 住都労, 全総訓, DS労, 水資労, 首

高労他72組合

208 社会保険診療報酬支払基金労働組合

(基金労組)

5378

1964年5月1日結成 「うずしお」旬刊

役員 (1985年3月20日・第23回大会改選)

委員長 村越新作 (東京), 副委員長 大和田

博 (茨城), 書記長 井上守 (大阪)

209 全駐留軍労働組合 (全駐労) 1万4013

1946年9月1日結成 「全駐労」不定期刊

役員 (1985年7月21日・第40回大会改選)

委員長 及川陽 (本部), 副委員長 高木光雄

(神奈川) 神山操 (沖縄), 書記長 目取真栄文

(沖縄)

210 沖縄国家公務員労働組合 (沖縄国公労) 1475

1972年10月3日結成 「沖縄国公労」旬刊

役員 (1984年9月15日・第19回大会改選)

委員長 喜屋武秀行 (総合), 副委員長 源河

朝喜 (法務) 潮平浩俊 (琉球大), 書記長 上

間秀三 (法務)

## 【その他】

211 総評全国一般労働組合 (全国一般) 12万2913

1955年7月25日結成 「総評全国一般」月刊

役員 (1984年8月2日・第37回大会改選)

委員長 森下貞夫 (兵庫地本), 副委員長 宮

崎好一 (愛媛地本) 富岡郁夫 (新潟一般) 高原

壮夫 (石川地本) 大江敏夫 (福岡地本), 書記

長 松井保彦 (東京一般)

212 全国一般労働組合同盟 (一般同盟) 11万6801

1966年2月27日結成 「一般同盟ニュース」月刊

役員 (1984年2月15日・第19回大会改選)

会長 前川一男 (本部), 副会長 椎原国重 (本

部) 北尾浩 (愛知) 黒岩文男 (東京) 中野和男

(大阪), 書記長 佐藤伝 (本部)

213 全国農業協同組合労働組合連合会

(全農協労連)

9万1807

1956年3月18日結成 「全農協労連」月3回刊,

「月刊労農のなかま」月刊

役員 (1985年8月2日・第49回大会改選)

委員長 後藤英雄 (岩手), 副委員長 大橋豊

吉 (北海道) 梶谷貢 (宮城) 堀田金治 (福岡),

書記長 中沢善治 (新潟)

214 全国生協労働組合連合会 (生協労連)

2万0576

1968年9月8日結成 「生協のなかま」月刊, 「季

刊生協労連」季刊

役員 (1984年8月25日・第17回大会改選)

委員長 北村佳三 (本部), 副委員長 大西憲

慈 (灘神戸) 橋健三 (共立社) 五十嵐康二 (本

部), 書記長 鈴木彰 (本部)

215 全国山林労働組合 (全山労) 公称6000

1972年9月2日結成 「全山労」月刊

役員 (1984年10月12日・第13回大会改選)

委員長 鈴木政勝 (北海道), 副委員長 嶋原

進 (和歌山) 山岡栄喜 (高知), 書記長 森尾

茂光 (奈良)

216 全国競走労働組合 (全競労) 4万1913

1962年10月27日結成 「全競労」季刊

役員 (1983年8月30日・第23回大会改選)

委員長 田畑清子 (京都), 副委員長 岸本シ

マ子 (関競労) 橋本澄江 (高知) 若菜君江 (飯

塚オート) 森こう (取手) 窪田貞子 (平和島)

書記長 多賀名愛子 (神奈川)

## 【協議会・共闘組織】

217 多国籍企業問題対策労組連絡会議

(多国籍労組会議)

公称307万0497

1973年7月16日結成 「ニュース多国籍労組会議」

役員 (1984年12月20日・第12回総会改選)

代表幹事 中村卓彦 (鉄鋼労連) 塩路一郎 (自

動車総連) 有村利範 (造船重機労連) 藤原巖 (全

金同盟) 前川忠夫 (全機金) 小林幸男 (電機労

連) 菅野泰太郎 (ゼンセン同盟) 宮内留吉 (合

化労連) 本田廣市 (全化同盟) 鈴木健勝 (商業

主要な労働組合の現状

- 中茂富(近畿陸運)伊藤政人(本省)藤井一広(中部陸運)藤本博毅(羽田航空)小林和喜(中部海運),書記長 松井孝治(近畿陸運)
- 190 全運輸省港湾建設労働組合(全港建) 2440  
1985年9月9日結成 「全港建」旬刊  
役員(1985年9月9日・結成大会選出)  
委員長 高島三郎(酒田港),副委員長 松末誠一(神戸港)後藤英輝(二建本局)平幸次(第一港湾),書記長 斎藤富男(本部)
- 191 全気象労働組合(全気象) 4841  
1946年6月1日結成 「全気象」旬刊  
役員(1985年9月10日・第29回大会改選)  
委員長 野沢実(関中),副委員長 小柴厚(東京)丸山栄樹(関中),書記長 一色政弘(九州)
- 192 厚生省労働組合共闘会議(厚生共闘) 公称4万7255  
1980年12月1日結成  
役員(1985年9月18日・第7回大会改選)  
議長 松本道廣(全医労),副議長 大倉修二(全厚生)浦田博(全医労),事務局長 尾崎金三郎(全厚生)
- 193 全厚生職員組合(全厚生) 3351  
1946年4月21日結成 「全厚生」旬刊  
役員(1984年9月15日・第48回大会改選)  
委員長 大倉修二(関中),副委員長 北野忠彦(予研)熊谷俊良(神戸センター)村井一氏(愛知)伊藤雅夫(本省),書記長 小山敦(統計情報部)
- 194 全電波労働組合(全電波) 2137  
1951年3月16日結成 「全電波」週刊  
役員(1984年9月19日・第39回大会改選)  
委員長 栗田昭二(本省),副委員長 横山忠男(関東),書記長 大谷啓二(九州)
- 195 文部職員労働組合(文労) 968  
1946年10月30日結成 「文労」不定期刊  
役員(1984年7月28日・第40回大会改選)  
委員長 小島敏行(本省),副委員長 高見沢明雄(東京博物館),書記長 石毛正子(本省)
- 196 会計検査院職員労働組合(会検労) 1050  
1946年4月結成 「会検労」不定期刊  
役員(1984年3月21日・84年度大会改選)  
委員長 福田常次(文部一課),副委員長 山崎清(通産)市川啓次郎(鉄道二課),事務局長 柳沢利夫(上席通産)
- 197 人事院職員組合(人職) 300  
1948年12月11日結成 「人職ウィークリー」週刊  
役員(1984年3月26日・第41回大会改選)  
委員長 橋野国夫(職員局),副委員長 久保田昌宏(管理局)水本博孝(任用局)松本元次郎(関東事務局),書記長 森崎三津男(給与局)
- 198 国会職員組合連合会(国会職連) 公称3200  
1959年10月22日結成 「国会職連」不定期刊  
役員(1984年9月14日・第26回大会改選)  
委員長 藤井孝一(参議院),副委員長 平川日月(衆議院)工藤秀也(図書館),事務局長 佐久間和夫(衆議院)
- 199 総理府労働組合連合会(総理府労連) 1406  
1982年2月28日結成 「総理府労連」月刊  
役員(1984年9月9日・第25回大会改選)  
委員長 矢島俊良(統計局),副委員長 小林昇(公取)野田順一(航技研),書記長 小林啓明(恩給局)
- 200 総務庁統計局労働組合(統計労組) 1017  
1962年5月21日結成 「統計労組」年2回刊  
役員(1984年11月22日・第23回大会改選)  
委員長 長谷川啓義,副委員長 高木豊明,書記長 鷺巣貴彦
- 201 全行政管理庁職員組合(全行管) 813  
1968年1月20日結成 「全行管」季刊  
役員(1984年10月5日・第20回大会改選)  
委員長 若松豊,副委員長 木屋知税,三宅正一,書記長 永岡裕昭
- 202 地方公務員関係労働組合共闘会議(地公労) 205万9231  
1951年10月2日結成 「地公労情報」不定期刊  
役員(1984年10月8日・第25回大会改選)  
議長 待鳥恵(日教組),副議長 高橋利男(都市交)河村弘(全水道)館博道(日高教)宮部民夫(都労連),事務局長 小池光雄(自治労)加盟組合(6組合)  
自治労,日教組,都市交,全水道,日高教(一ツ橋),都労連
- 203 全日本自治団体労働組合(自治労) 127万0903  
1954年1月29日結成 「自治労」旬刊,「自治労通信」半月刊,「自治労賃金資料」不定期刊,「カベシンプン」旬刊  
役員(1984年8月25日・第46回大会改選)  
委員長 丸山康雄(北海道),副委員長 仲吉良新(沖縄)山本興一(愛知)高野博司(神奈川),書記長 兼田和己(大阪)
- 204 全国自治団体労働組合連合(自治労連) 7228  
1970年4月1日結成 「自治労連」月刊  
役員(1985年5月25日・第16回大会改選)  
委員長 島田道登(熊本市職),副委員長 仲本宗敏(那覇市職)甲斐豪(釧路市職)栗原勇

- 175 税関労働組合全国連絡協議会 (税関労連) 公称5287  
1965年9月19日結成 「税関労連」不定期刊  
役員 (1984年6月21日・第24回大会改選)  
議長 宮河良一 (横浜), 副議長 沢田弘 (函館) 木内照彦 (東京) 伊東卓朗 (横浜) 古谷学 (名古屋) 木田欣治 (大阪) 加藤辰郎 (神戸) 村崎弘幸 (門司) 溝越衛 (長崎) 砂川正弘 (沖縄), 事務局長 村岡節男 (東京)
- 176 大蔵省職員組合 (大蔵職組) 1583  
1946年1月31日結成 「大蔵」月刊  
役員 (1984年6月14日・第55回大会改選)  
委員長 大川要 (主税), 副委員長 田弘益男 (国金) 大畑雄二 (主計), 事務局長 米山隆 (官房)
- 177 全造幣労働組合 (全造幣) 1456  
1946年1月22日結成 (全造幣) 月刊  
役員 (1984年8月25日・第33回大会改選)  
委員長 平田定男 (大阪), 副委員長 宮本鉄男 (東京) 山崎久清 (大阪), 書記長 加藤博文 (大阪)
- 178 全農林労働組合 (全農林) 3万8626  
1958年8月22日結成 「農林新聞」週刊, 「全農林調査時報」不定期刊, 「農村と都市をむすぶ」月刊  
役員 (1984年7月20日・第28回大会改選)  
委員長 江田虎臣 (九州), 副委員長 鈴木信夫 (関東), 書記長 成相静雄 (中国)
- 179 全林野労働組合 (全林野) 4万1331  
1953年2月7日結成 「全林野新聞」週刊, 「ぜんりんや」不定期刊  
役員 (1985年9月5日・第38回大会改選)  
委員長 川合勇 (東京), 副委員長 斎藤文男 (秋田), 書記長 阿部保吉 (帯広)
- 180 日本林業労働組合 (日林労) 8303  
1959年12月5日結成 「日林労新聞」半月刊  
役員 (1985年10月9日・第27回大会改選)  
委員長 川本俊彦 (函館地本), 副委員長 池上功 (本庁地本), 書記長 内山啓一 (本部)
- 181 建設省労働組合総連合会 (建設総連) 公称1万4530  
1983年12月10日結成  
役員 (1985年9月24日・第3回大会選出)  
議長 荒川昌男 (全建労), 副議長 木下友敬 (建職組), 事務局長 西田祥文 (全建労) 小池利明 (建職組)  
加盟組合 (6組合)  
全建労, 建職組, 新建労, 大宮職労, 宇職労, 利根上職組
- 182 全建設省労働組合 (全建労) 9758  
1949年7月9日結成 「全建労」旬刊  
役員 (1985年9月3日・第41回大会改選)  
委員長 荒川昌男 (東北), 副委員長 山本守保 (東海) 萩原有治 (関東) 山田公一 (東海) 坂内亮 (関東) 大塚紀章 (北陸), 書記長 西田祥文 (筑波)
- 183 建設省職員組合 (建職組) 公称4200  
1970年6月1日結成 「建職組新聞」旬刊  
役員 (1984年6月23日・第16回大会改選)  
委員長 木下友敬 (中国), 副委員長 池田茂 (近畿) 熊倉範雄 (北陸) 谷々兼慶 (東北), 書記長 宇野茂喜 (四国)
- 184 全労働省労働組合 (全労働) 1万9648  
1958年7月27日結成 「全労働」旬刊, 「資料全労働」不定期刊  
役員 (1984年9月21日・第27回大会改選)  
委員長 原田純郎 (本部), 副委員長 福田幸雄 (本部) 桑山任二 (宮城), 書記長 藤田忠弘 (本部)
- 185 全商工労働組合 (全商工) 9506  
1948年7月22日結成 「全商工新聞」旬刊  
役員 (1985年9月14日・第49回大会改選)  
委員長 川島威 (本部), 副委員長 青山恵一 (関信) 金丸弘志 (本省), 書記長 西内誠一 (筑波)
- 186 全司法労働組合 (全司法) 1万4800  
1947年1月25日結成 「全司法新聞」旬刊  
役員 (1985年7月17日・第41回大会改選)  
委員長 有村一己 (東地裁), 副委員長 高島庸泰 (東家裁) 森山健治 (青森), 書記長 武藤敬一 (静岡)
- 187 全法務労働組合 (全法務) 1万0672  
1947年12月1日結成 「全法務新聞」月刊  
役員 (1984年9月14日・第39回大会改選)  
委員長 松江清史 (宮崎), 副委員長 加藤稜威雄 (東京) 平沢勝男 (盛岡), 書記長 増田与一郎 (札幌)
- 188 全北海道開発局労働組合 (全開発) 1万1138  
1951年8月22日結成 「全開発」旬刊, 「月刊全開発」月刊  
役員 (1984年9月22日・第57回大会改選)  
委員長 柏木正博 (札幌), 副委員長 小田島勲 (札幌) 二本柳幹雄 (釧路), 書記長 藤原伸之 (室蘭)
- 189 全運輸省労働組合 (全運輸) 1万0530  
1962年6月26日結成 「全運輸」半月刊  
役員 (1985年9月14日・第24回大会改選)  
委員長 天野和治 (中国陸運), 副委員長 田



主要な労働組合の現状

荒川昌男(国公労連), 事務局長 小谷喜富(日教組)  
加盟組合(14組合)  
国公労連, 国公労協, 会検労, 国会職連, 沖縄国公労, 自治労, 日教組, 都市交, 全水道, 日高教一ツ橋, 日高教麹町, 都労連, 全駐労, 政労協

165 日本国家公務員労働組合連合会(国公労連) 13万7320  
1975年10月1日結成 「国公労新聞」旬刊, 「国公労調査時報」月刊  
役員(1985年8月23日・第21回大会改選)  
委員長 内山昂(全労働), 副委員長 松末誠一(全港建) 荒川昌男(全建労) 春山明(全労働) 川島威(全商工) 天野和治(全運輸), 書記長 熊谷金道(全商工)  
加盟組合(17組合, オブザーバー加盟3組合)  
全労働, 全司法, 全商工, 全運輸, 全法務, 全建労, 全気象, 全厚生, 全港建, 全電波, 全国税, 総理府労連, 文労, 全行管, 全税関, 人職, 全医労  
(オブザーバー加盟) 日教組大学部, 国共病組, 竹橋会館労組

166 日本国家公務員労働組合協議会(国公労協) 公称5万8068  
1976年10月30日結成 「国公労協」月刊  
役員(1984年10月4日・第9回大会改選)  
議長 江田虎臣(全農林), 副議長 鈴木信夫(全農林) 二本柳幹雄(全開発) 三沢澄男(全財務) 黒杭良雄(国税中国) 大川要(大蔵職組)  
事務局長 成相静雄(全農林)  
加盟組合(7組合)  
全農林, 全開発, 全財務, 国税中国, 大蔵職組, 建職労, 新建労

167 全大蔵関係労働組合連絡協議会(全大蔵労連) 公称8万4448  
1976年11月2日結成 「大蔵統一懇」不定期刊  
役員(1984年11月10日・第9回大会改選)  
会長 牧内研二(全たばこ), 副会長 清水卯一(全印刷) 大川要(大蔵職組) 渡辺康之(国税会議) 宮河良一(税関労連) 丹羽康雄(国税大阪), 事務局長 金田茂(国税会議)  
加盟組合(3組合)  
大蔵連盟, 大蔵協議会, 国税大阪

168 大蔵労働組合協議会(大蔵協議会) 公称4万4872  
1965年8月16日結成 「大蔵協議会ニュース」不定期刊  
役員(1985年9月27日・第21回幹事会改選)

議長 牧内研二(全たばこ), 副議長 星宮文雄(全印刷) 菊池章仁(大蔵職組) 黒杭良雄(国税中国) 加藤孝(全財務) 清水卯一(全印刷), 事務局長 大川与一(大蔵職組)  
加盟組合(6組合)  
全たばこ, 全印刷, 全財務, 国税中国, 大蔵職組, 全造幣

169 大蔵省公務員連盟(大蔵連盟) 公称3万4439  
1969年10月23日結成 「大蔵連盟」不定期刊  
役員(1984年11月10日・第16回評議委員会改選)  
会長 渡辺康之(国税会議), 副会長 宮河良一(税関労連) 金田茂(国税会議), 事務局長 村岡節男(税関労連)

170 全国税労働組合(全国税) 1588  
1958年12月25日結成 「全国税」旬刊  
役員(1985年9月1日・第43回大会改選)  
委員長 西田一雄(東京西), 副委員長 金子哲人(新潟) 吉本貢(東京西) 永沢晃(三多摩) 井ノ上繁利(東京東) 加々美勝(兵庫), 書記長 小田川豊作(東京西)

171 国税労働組合全国会議(国税会議) 2万8571  
1962年10月29日結成 「国税会議」旬刊  
役員(1984年10月13日・第23回大会改選)  
議長 渡辺康之(福岡), 副議長 金田茂(関信) 加藤征夫(国税労組) 石川和義(道国税) 長末啓輔(東北国税) 瀧正弘(関信国税) 甲斐田真道(国税労組) 清水勉(名古屋国税) 背戸勝比古(北陸国税) 繁田進作(近畿国税) 堤正人(四国国税) 石橋治男(福岡国税) 姫野昭雄(熊本国税) 平良真八(沖縄国税), 事務局長 今井慎一(四国)

172 中国国税職員組合(国税中国) 公称2500  
1950年11月26日結成 「国税中国」不定期刊  
役員(1984年10月28日・第43回大会改選)  
委員長 黒杭良雄(広島東), 副委員長 石井佳人(玉島) 奥村博幸(西条), 書記長 原賢次(三原)

173 全財務労働組合(全財務) 3851  
1954年10月28日結成 「全財務」旬刊  
役員(1985年8月26日・第33回大会改選)  
委員長 加藤孝(札幌), 副委員長 曾宮章(神戸), 書記長 武田清十郎(青森)

174 全国税関労働組合(全税関) 658  
1974年11月10日結成 「全税関」旬刊  
役員(1984年9月16日・第47回大会改選)  
委員長 小泉欣一(横浜税関), 副委員長 伊藤栄二(東京税関), 書記長 中田一夫(本部)

1952年7月15日結成 「労組ニュース」不定期刊  
役員(1984年4月24日・第42回大会改選)  
委員長 奥本克水, 副委員長 万代達男, 書記  
長 金岡里充

## 【商 業】

155 全国商業サービス事務職労働組合連絡会議  
(商サ事務労) 公称68万1207  
1974年10月30日結成 「商サ事務労ニュース」不  
定期刊  
役員(1984年10月16日・第11回大会改選)  
代表幹事 石井修司(生保労連) 鳥井孝修(全  
商社) 沢田浩(ホテル労連), 事務局長 曾我  
彰(観光労連)  
加盟組合(18組合, オブザーバー加盟1組合)  
生保労連, 全国一般商業部会, 全商社, 駅・車  
販労協, 全損保, 観光労連, ホテル労連, 生協  
労連, 全倉運, 全海運, 全相銀連, 住宅労協,  
給食労連, 全農協労連, 全商業, イズミヤ労組  
京王ストア労組, 国労共済協,  
(オブザーバー加盟) 日建協

156 日本商業労働組合連合会(商業労連)  
10万0419  
1969年10月25日結成 「商業労連タイムズ」隔月  
刊, 「季刊JUC」季刊  
役員(1984年6月22日・第13回大会改選)  
会長 鈴木健勝(全松屋), 常任副会長 柴田  
守(全松坂屋), 事務局長 山本勝一(伊勢丹)

157 全日本ホテル労働組合連合会(ホテル労連)  
1万2216  
1948年3月28日結成 「ホテル労連」月刊  
役員(1984年8月29日・第36回大会改選)  
委員長 志村光祥(第一), 副委員長 富永光  
(東京ヒルトン) 渡辺啓夫(ニューグランド)  
京英雄(オリエンタル) 小林康之(全都), 書  
記長 沢田浩(帝国)

158 観光・航空貨物産業労働組合連合会  
(観光労連) 3万0486  
1966年2月19日結成 「観光労連」月刊, 「観光労  
連調査資料」不定期刊  
役員(1984年7月31日・第14回大会改選)  
委員長 富塚信雄(日本旅行), 副委員長 高  
橋征夫(近畿日本ツーリスト) 高橋均(読売旅  
行) 神田喜久雄(名鉄観光サービス), 書記長  
中島純徳(日本交通公社)

159 全国商社労働組合連合会(全商社) 2万7809  
1965年8月22日結成 「全商社」旬刊  
役員(1985年9月8日・第22回大会改選)  
議長 瀬戸輝彦(兼松江商), 副議長 武藤満

夫(ニチメン) 熊谷重三郎(大倉商事) 笹原宏  
一(長瀬産業) 金子正好(太源), 事務局長  
大石績(東食)

160 全日本商業労働組合(全商業) 公称3000  
1965年8月22日結成 「全商業」月刊  
役員(1984年11月25日・第18回大会改選)  
委員長 山本達男(東京), 副委員長 近藤貢  
平(京都) 中田勝男(大阪) 森岡時男(兵庫)  
藤沢和興(愛知), 書記長 野村康三(東京)

161 チェーンストア労働組合協議会  
(チェーン労協) 公称4万0000  
1970年12月10日結成 「チェーン労協ニュース」月  
刊  
役員(1984年10月4日・第15回大会改選)  
会長 吉田隆(イズミヤ), 副会長 坂本明(全  
ユニー) 大西憲慈(灘神戸生協) 浦彰夫(全キ  
ンカ堂) 成宮昭夫(ライフ), 事務局長 岡田  
輝雄(西友)

## 【公 務】

162 公共企業体等労働組合協議会(公労協)  
公称47万1972  
1953年10月28日結成 「公労協情報」不定期刊,  
「交流の広場」月刊  
役員(1985年3月1日・第2回共闘委員会改選)  
代表幹事 山崎俊一(国労) 河須崎暁(全通),  
事務局長 岩村寛司(全林野)  
加盟組合(6組合, オブザーバー加盟1組合)  
国労, 全通, 全林野, 動労, 全印刷, 全造幣,  
(オブザーバー加盟) 政労協

163 全日本官公職労協議会(全官公)  
公称16万1058  
1959年9月4日結成 「全官公ニュース」旬刊  
役員(1984年11月28日・第8回全国会議改選)  
議長 福井秀政(全郵政), 副議長 辻本滋敬  
(鉄労) 渡辺康之(国税会議) 高畑次穂(日林  
労) 松田義央(全郵政) 木下友敬(建職組) 宮  
河良一(税関労連) 島田道登(自治労連, 岩堤  
武(基金労組) 長谷川啓義(統計労組), 事務  
局長 石庫孝一(鉄労)

加盟組合(9組合)  
鉄労, 全郵政, 日林労, 国税会議, 建職組, 自  
治労連, 統計労組, 税関労連, 基金労組

164 日本公務員労働組合共闘会議(公務員共闘)  
公称231万3275  
1960年2月29日結成 「公務員共闘速報」不定期刊  
役員(1985年9月9日・第30回拡大共闘会議改選)  
議長 丸山康雄(自治労), 副議長 加藤豊(全  
水道) 久保正(都市交) 鈴木信夫(国公労協)

## 主要な労働組合の現状

役員 (1984年1月21日・第8回大会改選)

会長 松本弘 (三井三池港務所), 会長代行 古郡隆男 (栗林運輸), 副会長 久本敏夫 (双和運輸) 小林一夫 (栗林商会) 長島晃 (日本塩回送), 書記長 千歳正后 (本部)

143 日本港湾労働組合連合会 (日港労連) 9692

1956年3月16日結成 「日港労連」旬刊

役員 (1983年9月22日・第31回大会改選)

委員長 橋爪明信 (浜港労連), 副委員長 増井正行 (神港労連) 青木宗祐 (全検労協) 花田兼夫 (浜港労連) 出利葉覚 (東港労組), 書記長 大田良人 (浜港労連)

144 全日本倉庫運輸労働組合同盟 (全倉運) 7682

1949年9月10日結成 「全倉運」半月刊, 「全倉運調査資料」不定期刊

役員 (1985年8月22日・第40回大会改選)

委員長 石橋保夫 (帝蚕倉庫), 副委員長 宇都宮義昭 (川西神戸) 大橋正義 (住友東京) 角谷友幸 (三井倉庫) 近藤正彦 (大阪鉄工共営埠頭) 仲田常道 (三菱倉庫), 書記長 川端順一郎 (本部)

145 鉄道弘済会労働組合 (鉄弘労) 1万5249

1947年9月20日結成 「スクラム」旬刊

役員 (1984年9月15日・第36回大会改選)

委員長 高野信幸 (東京), 副委員長 斎藤重雄 (東京), 書記長 村上輝幸 (北海道)

146 全日本航空産業労働組合総同盟 (航空同盟)

1万6717

1974年10月16日結成 「航空同盟新聞」月刊

役員 (1984年10月20日・第11回大会改選)

会長 歌川勝巳 (全日空), 副会長 亀村明夫 (AGS民労) 比嘉洋昌 (沖縄エアポートサービス) 海野耕平 (日本航空生協) 小林攻 (全日空) 名井博明 (全日空), 事務局長 長野博好 (全日空)

147 日本民間航空労働組合連合会 (民航労連)

1万7610

1963年3月22日結成 「民航労連」旬刊

役員 (1984年9月9日・第21回大会改選)

議長 久米昭 (全日空), 副議長 塚平憲和 (AGS) 菊池富士夫 (全日空) 大谷正広 (ノースウエスト航空) 松野淳一 (日航), 事務局長 津恵正三 (東亜国内)

## 【教 育】

148 日本教職員組合 (日教組) 67万1912

1947年6月8日結成 「日教組教育新聞」週刊,

「教育評論」月刊

役員 (1983年9月3日・第58回大会改選)

委員長 田中一郎 (山梨), 副委員長 山本和夫 (福島) 待鳥恵 (福岡) 橋口和子 (兵庫), 書記長 中小路清雄 (宮崎)

149 全日本教職員連盟 (全日教連) 3万0333

1984年2月26日結成 「全日教連教育新聞」月刊, 「創造」不定期刊

役員 (1985年2月23日・第8回執行委員会改選)

委員長 川崎哲夫 (宮教研連), 副委員長 弘中勝彦 (山口県教連) 熊谷俊徳 (岐学組) 五所野尾恭一 (香教連) 三木敏明 (徳教団) 飯田明生 (栃教協) 安雲昭治 (山口県教連), 事務局長 山本豊 (栃教協)

150 日本高等学校教職員組合 (日高教・一ツ橋)

3万0484

1956年5月10日結成 「日高教情報」旬刊, 「高教組時報」不定期刊

役員 (1985年3月8日・第62回特別大会改選)

委員長 金子毅 (群馬), 副委員長 館博通 (滋賀) 浜島勇 (長野), 書記長 中ノ目新治 (北海道)

151 日本高等学校教職員組合 (日高教・麴町)

1万7296

1950年3月10日結成 「日高教ニュース」旬刊

役員 (1984年2月22日・第56回大会改選)

委員長 森田忠夫 (栃木), 副委員長 君島整 (福島) 河原秀之 (島根), 書記長 笹倉潤次 (徳島)

## 【医 療】

152 日本医療労働組合協議会 (日本医労協)

14万2341

1957年8月31日結成 「医療労働者」旬刊, 「医療労働」月刊

役員 (1985年7月26日・第34回大会改選)

議長 松本道廣 (全医労), 副議長 江尻尚子 (全医労) 堀内義信 (全厚労) 青山貞一 (全日赤) 浅沼悟朗 (岩手県医労協), 事務局長 仲泰男 (東京医労協)

加盟組合 (7組合ほか)

全医労, 全厚労, 全日赤, 健保労連, 全労災, 国共病組, 公共労, 他398組合

153 全日本国立医療労働組合 (全医労) 4万3904

1948年11月20日結成 「全医労新聞」週刊

役員 (1985年7月12日・第39回大会改選)

委員長 松本道廣 (南岡山), 副委員長 米山忠治 (新潟) 遠山亨 (榊原) 江尻尚子 (福岡中央), 書記長 藤井昭雄 (富山病)

154 放射線影響研究所労働組合 (放影研労組)

320

1947年1月26日結成「都市交」(新聞)半月刊,  
「都市交」(雑誌)不定期刊,「活動旬報」旬刊  
役員(1985年7月10日・第50回大会改選)  
委員長 久保正(大交), 副委員長 高橋利男  
(仙台), 書記長 折原有朋(東交)

130 全日本運輸産業労働組合連合会(運輸労連) 12万3930  
1968年11月13日結成「運輸労連」半月刊,「月刊  
運輸労連」月刊  
役員(1985年7月12日・第18回大会改選)  
委員長 田井二郎(全日通), 副委員長 石坂  
庚午(全日通) 島崎邦雄(新聞輸送) 森田武美  
(トナミ運輸) 田淵勲二(全日通), 書記長  
秋田哲也(全日通)

131 全日通労働組合(全日通) 4万7311  
1946年4月20日結成「日通労働」週刊,「全日通」  
不定期刊  
役員(1985年7月26日・第40回大会改選)  
委員長 田淵勲二(大阪), 副委員長 大西三  
千雄(小樽) 石坂庚午(東京), 書記長 梅田  
義夫(三重)

132 全日本運輸一般労働組合(運輸一般) 1万5707  
1977年9月22日結成「うんゆ一般」旬刊,「月刊  
TGU」月刊,「運輸一般情報ファイル」月刊  
役員(1985年9月10日・第17回大会改選)  
委員長 引間博愛(本部), 副委員長 平林正  
樹(本部) 若松秀(大阪) 上田正吉(兵庫) 佐  
藤達雄(北海道) 坂本勇治(東京), 書記長  
石坂賢二(本部)

133 全国自動車交通労働組合連合会(全自交労連) 5万9867  
1947年9月14日結成「全自交しんぶん」半月刊,  
「全自交情報」月刊,「全自交調査時報」不定期  
刊  
役員(1984年10月18日・第40回大会改選)  
委員長 鈴木長蔵(東京), 副委員長 伊藤運  
市(東京) 西口重司(東京) 沖昭三(大阪) 三  
増修(東京) 原田正克(愛知), 書記長 金良  
清一(東京)

134 全国自動車交通労働組合総連合会(自交総連) 3万3352  
1978年10月13日結成「自交労働者」半月刊,「自  
交労働者月報」月刊  
役員(1984年10月18日・第7回大会改選)  
委員長 菅頭康夫(東京), 副委員長 武内修  
(大阪) 蒲池雅徳(福岡), 書記長 福永主計  
(東京)

135 日本自動車運転士労働組合(自運労) 1667

1958年6月14日結成「自運労」不定期刊  
役員(1984年11月11日・第27回大会改選)  
委員長 小黒七郎(東京), 副委員長 吉野昌  
男(神奈川) 久保司(大阪), 書記長 金井仁  
(東京)

136 新産別運転者労働組合(新運転) 5580  
1959年2月13日結成「新運転」月刊  
役員(1985年7月25日・第5回大会改選)  
委員長 篠崎庄平(東京), 副委員長 南都幸  
夫(関西) 門間国雄(東京), 書記長 飛田正  
一(東京)

137 全日本海運労働組合連合会(全海運) 8281  
1947年1月10日結成「全海運」月刊  
役員(1984年10月20日・第47回大会改選)  
委員長 紀井寿昭(川崎汽船), 副委員長 志  
智左千夫(商船三井) 太田隆博(日本郵船) 佐  
々木雅夫(昭和海運) 丹生谷正(スワイヤ) 小  
高宏介(第一中央汽船) 佐伯正紀(大洋商船)  
書記長 喜多哲正(本部)

138 全日本海員組合(海員) 13万4736  
1945年10月5日結成「船員しんぶん」旬刊,「海  
員」月刊  
役員(1984年11月16日・第45回大会改選)  
組合長 土井一清, 副組合長 川村超 山本萬  
里

139 船舶通信士労働組合(通信士組合) 公称 809  
1972年1月30日結成「通信士組合ニュース」月  
刊,「無線通信」隔月刊  
役員(1985年5月29日・第16回大会改選)  
委員長 原田豊, 書記長 岸本勇夫

140 全国港湾労働組合協議会(全国港湾) 公称 5万6463  
1972年11月1日結成「全国港湾」月刊  
役員(1985年10月3日・第19回大会改選)  
議長 吉岡徳次(全港湾), 副議長 未定  
(日港労連) 石橋保夫(全倉運) 福田進(検数  
労連), 事務局長 植草秀夫(検定労連)  
加盟組合(7組合, オブザーバー加盟1組合)  
全港湾, 全倉運, 全海運, 日港労連, 検数労連,  
大阪港湾, 検定労連  
(オブザーバー加盟) 全日通

141 全日本港湾労働組合(全港湾) 2万2408  
1946年7月27日結成「港湾労働」半月刊  
役員(1984年9月13日・第45回大会改選)  
委員長 吉岡徳次(九州), 副委員長 亀崎俊  
雄(関西), 書記長 坂野哲也(北海道)

142 日本港湾労働組合同盟(日本港湾) 3611  
1977年3月26日結成「日本港湾ニュース」不定  
期刊

主要な労働組合の現状

北) 片山閑 (東京) 片岩勘之丞 (中部) 仲外喜雄 (北陸) 安立良平 (関西) 光広礼二 (中国) 森井功 (四国) 添島一男 (九州) 納村健治 (原電) 村上忠行 (電発) 伊佐順光 (沖縄), 書記長 野田清二 (関西)

118 全国電力検針集金労働組合連絡協議会  
(全国電力検集労連) 1万3642

1970年10月3日結成

役員 (1984年10月7日・第15回大会改選)

会長 田崎以兄 (東京), 議長 伊藤登章 (中部), 副議長 沢田甫朗 (東京) 今野悟郎 (東北) 坂田武大 (九州), 事務局長 山田艶子 (東京)

【交通運輸業】

119 全日本交通運輸労働組合協議会 (全交運)  
公称85万0000

1947年7月9日結成 「全交運新聞」不定期刊,  
「全交運情報」半月刊

役員 (1984年10月26日・第41回大会改選)

議長 小林康房 (私鉄総連), 副議長 酒井政次 (国労) 高橋利男 (都市交) 石坂庚午 (運輸労連) 城石靖夫 (動労) 鈴木長蔵 (全自交), 事務局長 小久保昭治 (国労)

加盟組合 (14組合, オブザーバー加盟2組合)

国労, 私鉄総連, 運輸労連, 全自交労連, 都市交, 動労, 全港湾, 観光労連, 鉄弘労, 運輸一般, 全海連, 全運輸, 国関労, 自運労

(オブザーバー加盟) 全通, 日航労組

120 同盟交通運輸港湾協議会 (同盟交運協)  
公称42万1409

1979年2月19日 (日港労協と統合)

役員 (1985年3月15日・第7回総会改選)

議長 歌川勝巳 (航空同盟), 副議長 中西昭士郎 (海員) 辻本滋敬 (鉄労) 満岡宏夫 (交通労連) 佐藤伝 (一般同盟) 松本弘 (日本港湾) 事務局長 佐藤昭治 (鉄労)

加盟組合 (8組合)

海員, 交通労連, 鉄労, 航空同盟, 一般同盟, 日本港湾, 神戸港運労連, 大阪沿岸

121 国鉄労働組合 (国労) 20万8558

1947年6月5日結成 「国鉄新聞」週刊, 「こくろう調査」不定期刊, 「国労文化」月刊, 「国労法対時報」月刊

役員 (1985年8月2日・第48回大会改選)

委員長 山崎俊一 (大阪), 副委員長 酒井政次 (名古屋) 栗山正彦 (東京), 書記長 荒井敏雄 (青函)

122 国鉄動力車労働組合 (動労) 3万8372

1951年5月23日結成 「動力車新聞」週刊, 「月刊動く力」月刊, 「調査資料」不定期刊  
役員 (1985年6月28日・第41回大会改選)

委員長 松崎明 (東京), 副委員長 北川昭 (名古屋) 佐藤政雄 (新幹線), 書記長 福原福太郎 (新潟)

123 鉄道労働組合 (鉄労) 3万5555

1968年10月20日結成 「鉄労新聞」週刊, 「奮進」隔月刊, 「国鉄の動き」半月刊

役員 (1984年9月7日・第17回大会改選)

組合長 辻本滋敬 (大阪), 副組合長 風間良栄 (新潟) 矢後希悦 (金沢), 書記長 志摩好達 (大阪)

124 全国鉄動力車労働組合連合会 (全動労)  
2743

1974年3月31日結成 「全動労」半月刊, 「全動労文化」不定期刊

役員 (1985年7月28日・第12回大会改選)

委員長 遠藤泰三 (札幌), 副委員長 日下義男 (札幌), 書記長 貝澄昭三 (大阪)

125 国鉄千葉動力車労働組合 (動労千葉)  
公称1200

1979年3月30日結成 「日刊動労千葉」日刊

役員 (1983年10月6日・第8回大会改選)

委員長 中野洋 (千葉運転区), 副委員長 水野正美 (勝浦) 山口敏雄 (千葉運転区), 書記長 布施宇一 (千葉運転区)

126 全国鉄施設労働組合 (全施労) 2324

1971年4月27日結成 「全施労新聞」旬刊

役員 (1985年8月14日・第16回大会改選)

委員長 杉山茂 (高崎), 副委員長 草刈収 (大阪) 喜多健三 (岡山), 書記長 滝口昭 (東京西)

127 日本私鉄労働組合総連合会 (私鉄総連)  
19万9650

1947年1月10日結成 「私鉄新聞」旬刊, 「私鉄総連調査月報」不定期刊, 「私鉄文化」不定期刊

役員 (1984年7月20日・第49回大会改選)

委員長 黒川武 (営団), 副委員長 平田宏 (北陸鉄道) 石川信夫 (東急) 林成人 (阪神), 書記長 田村誠 (南海)

128 全国交通運輸労働組合総連合 (交通労連)  
10万3930

1964年11月9日結成 「交通労連新聞」月刊

役員 (1983年9月30日・第20回大会改選)

委員長 満岡宏夫 (サンデン), 副委員長 中野国保 (全産交運輸) 高橋正平 (新潟交通) 山田宗重 (阪南近鉄), 書記長 田村文一 (本部)

129 日本都市交通労働組合 (都市交) 4万8299

(大東)  
**107 相互銀行全国労働組合連合会議 (相銀全労)** 2万8469  
 1972年2月16日結成 「ぜんろう」不定期刊  
 役員 (1984年9月12日・第14回大会改選)  
 議長 島田勝年 (関西), 副議長 成田一雄 (北海道) 富田敏夫 (大生) 徳田恒貴 (中部) 早川徹 (福徳) 玉井英俊 (愛媛) 秋山全 (九州),  
 事務局長 出村佳也 (近畿)

**108 全国信託銀行従業員組合連合会 (全信連)** 2万2823  
 1957年12月21日結成 「信託のなかま」不定期刊  
 役員 (1984年8月30日・第1回中央委員会改選)  
 議長 中林義雄 (住友), 副議長 奥野順 (三井) 久門正明 (安田) 岩田憲治 (三菱), 書記長 今井啓 (住友)

**109 全国信用金庫信用組合労働組合連合会 (全信労)** 1万4683  
 1954年11月20日結成 「全信労」旬刊, 「全信労資料」不定期刊  
 役員 (1985年9月24日・第30回大会改選)  
 委員長 田中光雄 (昭和信金), 副委員長 田中清志 (福岡信金) 播磨力雄 (東武信金) 太田龍一 (福知山信金), 書記長 斎藤幸蔵 (東京信金)

**110 全国信用保証協会労働組合連合会 (全信保労連)** 公称3476  
 1961年11月4日結成 「ゼンシン」旬刊  
 役員 (1984年10月7日・第24回大会改選)  
 委員長 鯨井健児 (神奈川), 副委員長 佐藤巧 (京都) 伊関二三 (東京) 村田芳裕 (大阪),  
 事務局長 難波潔 (神奈川)

**111 全国生命保険労働組合連合会 (生保労連)** 35万9440  
 1969年10月17日 「生保労連」月刊  
 役員 (1985年8月22日・第17回大会改選)  
 委員長 山野辺四郎 (第一外), 副委員長 丸山武勝 (日本) 石井修司 (安田内) 高城英吾郎 (三井労) 佐藤収 (明治内) 速見哲 (日本) 長田政義 (日団営) 大中俊一郎 (第一内) 富田勝 (第百) 大川善道 (朝日外) 日高健 (明治外) 佐藤清二 (住友労), 書記長 船石光則 (住友従)

**112 全日本損害保険労働組合 (全損保)** 3万4513  
 1949年11月5日結成 「全損保」週刊, 「損保調査時報」月刊  
 役員 (1985年9月21日・第42回大会改選)  
 委員長 小西勝男 (千代田), 副委員長 永友律雄 (共栄) 佐藤肇孝 (日動外勤) 福山雅明

(日新) 林州平 (大正), 書記長 金山幸晴 (日産)

**113 損害保険労働組合連合会 (損保労連)** 2万4118  
 1967年2月15日結成 「損保労連」半月刊  
 役員 (1984年9月14日・第19回大会改選)  
 委員長 杉本佳市 (同和), 副委員長 高橋憲二 (同和) 黒田健夫 (興亜) 大村秀紀 (住友海上) 森谷秀樹 (東亜) 猿渡光洋 (東京海上) 高宮洋一 (安田), 書記長 西山徹 (安田)

**114 全国証券労働組合協議会 (全証労協)** 公称1200  
 1955年2月20日結成 「全証労協」月刊  
 役員 (1985年8月25日・第32回大会改選)  
 議長 山本正毅 (東証), 副議長 井上巖 (大証), 書記長 池田有三 (野村)

### 【電気産業】

**115 全日本電力労働組合協議会 (全電力)** 2724  
 1965年10月27日結成 「全電力」不定期刊  
 役員 (1984年10月12日・第21回評議員会改選)  
 議長 上野安昭 (全九電), 副議長 榊谷暹 (電産中国) 大島武康 (全北電) 生駒勝司 (九電検集労) 白崎仁 (四国電工), 事務局長 宮崎守 (全九電)

加盟組合 (5組合)  
 全九電, 電産, 九電検集労, 全北電, 四国電工

**116 全国電力関連産業労働組合総連合 (電力総連)** 21万8746  
 1981年3月26日結成  
 役員 (1983年11月8日・第3回大会改選)  
 会長 鈴木治 (電力労連), 副会長 横山實 (電工労連) 伊藤登章 (検集労連) 関口邦夫 (電保労連) 長島秀道 (東北地方) 足立良平 (関西地方) 添島一男 (九州地方), 事務局長 野田清二 (電力労連)

加盟組合 (4組合, 10地方組織)  
 電力労連, 全国電力検集労連, 電工労連, 電保労連, 北海道電力総連, 東北電力総連, 関東電力総連, 中部電力総連, 北陸電力総連, 関西電力総連, 中国電力総連, 四国電力総連, 九州電力総連, 沖縄電力総連

**117 全国電力労働組合連合会 (電力労連)** 13万4775  
 1954年5月27日結成 「電力労連」旬刊, 「電力労連月報」月刊  
 役員 (1985年9月5日・第32回大会改選)  
 会長 鈴木治 (東京), 会長代理 石田康彦 (中国), 副会長 高松実 (北海道) 長島秀道 (東

主要な労働組合の現状

- 94 日本建設産業職員労働組合協議会 (日建協) 6万6313  
1954年12月12日結成 「COMPASS」月刊, 「日建協調査時報」不定期刊, 「季刊日建協」不定期刊  
役員 (1985年8月27日・第60回大会改選)  
議長 豊田良示 (五洋), 副議長 山辺俊二 (西松) 中村隆雄 (戸田) 三沢博 (浅沼) 田中義雄 (住友) 土谷広一 (三井), 事務局長 佐々木貞夫 (フジタ)
- 95 電工労連 3万7411  
1983年9月22日結成 「電工労連」月刊  
役員 (1985年9月11日・第3回大会改選)  
会長 横山實 (東海), 会長代理 碓邦夫 (東北) 他11名, 副会長 石堂直哉 (中国) 大河原鎮雄 (関東) 中嶋紘一 (関東) 高橋克己 (東北新), 書記長 飯田兼敏 (九州)
- 96 全日自労建設一般労働組合 (建設一般全日自労) 6万8285  
1947年6月30日結成 「じかたび」週刊, 「学習」不定期刊  
役員 (1984年8月27日・第47回大会改選)  
委員長 中西五洲 (三重), 副委員長 初田一夫 (福島) 大村優 (福岡) 内田基大 (愛知) 鈴木敏之 (東京), 書記長 酒井謙弥 (書記局)
- 97 全国民主自由労働組合 (全民労) 5640  
1955年10月22日結成  
役員 (1984年5月25日・第30回大会改選)  
委員長 新田仁臣 (福岡), 副委員長 佐藤光明 (福島) 小柳文男 (神奈川), 書記長 馬場大静 (東京)
- 98 全国自由労働組合連合会 (全国自労・広島) 5333  
1966年9月24日結成 「全国自労」旬刊  
役員 (1984年6月10日・第19回大会改選)  
委員長 中村一 (鹿児島), 副委員長 杉島健市 (熊本), 事務局長 鈴岡教廣 (広島)
- 99 全国自由労働組合 (全国自労・福岡) 3605  
1966年9月24日結成  
役員 (1984年5月23日・第17回大会改選)  
委員長 高田光雄 (福岡), 副委員長 馬場忠 (香川) 梅野正 (福岡), 事務局長 小山田政保 (神奈川)
- 100 住宅産業労働組合連絡協議会 (住宅労協) 公称2300  
1979年10月1日結成  
役員 (1985年1月改選)  
議長 川崎哲司 (日本電建), 副議長 橋本友次郎 (全殖産住宅) 樹下健志 (三和建物), 事務

局長 後藤正道 (日本電建)

【金融業】

- 101 全国金融労働組合共闘会議 (金融共闘) 公称7万2154  
1961年11月10日結成 「金融のなかま」旬刊  
役員 (1984年10月11日・第1回幹事会改選)  
議長 小西勝男 (全損保), 副議長 斎藤幸蔵 (全信労) 原康長 (全労金), 事務局長 下山元 (全証労協)  
加盟組合 (9組合)  
全損保, 全信労, 全労金, 全相銀連, 全証労協 外銀連, 地銀連, 全信保労連, 日本信託労組
- 102 全国銀行従業員組合連合 (全銀総連) 18万5242  
1957年5月25日結成  
役員 (1985年8月29日・第29回総会改選)  
議長 相原勝昭 (市銀連), 事務局長 神野志龍介 (市銀連)  
加盟組合 (4組合)  
市連銀, 全信連, 外銀連, 地銀連
- 103 市中銀行従業員組合連合会 (市銀連) 15万8866  
1956年7月28日結成 「市銀連ニュース」月刊  
役員 (1985年8月28日・第30回大会改選)  
委員長 相原勝昭 (太陽神戸), 副委員長 神野志龍介 (三和) 伊藤正博 (三菱), 事務局長 山内良一 (第一勧銀)
- 104 全国地方銀行従業員組合連合会 (地銀連) 公称610  
1956年7月27日結成 「ちぎん」半月刊  
役員 (1984年10月25日・第39回大会改選)  
委員長 石杜則一 (岩手), 副委員長 木許哲郎 (大分), 平田貞治郎 (本部), 書記長 御嶽友一 (本部)
- 105 外国銀行従業員組合連合会 (外銀連) 公称1100  
1956年8月31日結成 「外銀連ニュース」不定期刊  
役員 (1985年1月20日・第36回大会改選)  
委員長 矢島一雄 (コンチネンタル), 副委員長 吉田寛 (大阪) 成舞春雄 (オランダ) 杉下善二 (シティ), 書記長 井上尚直 (本部)
- 106 全国相互銀行従業員組合連合会 (全相銀連) 6462  
1953年8月8日結成 「相銀のなかま」半月刊  
役員 (1985年9月12日・第36回大会改選)  
委員長 酒寄基男 (東陽), 副委員長 山下登 (静岡) 富満博久 (宮崎), 書記長 渡辺政弘

1946年5月31日結成 「全通新聞」週刊, 「全通調査時報」不定期刊, 「全通の文化活動」不定期刊

役員 (1984年7月13日・第38回大会改選)

委員長 森原三登 (鳥取東部), 副委員長 沖永鯛一 (福岡豊前) 光瀬貞夫 (東京南部東簡保)  
書記長 河須崎暁 (東京中部鉄郵)

82 全日本郵政労働組合 (全郵政) 6万5520

1965年10月17日結成 「全郵政新聞」週刊, 「全郵政ジャーナル」月刊

役員 (1984年7月7日・第20回大会改選)

委員長 福井秀政 (近畿), 副委員長 松田義央 (東京) 牧野喜蔵 (東海), 書記長 蜂須兼次 (東京)

83 電気通信情報産業労働組合連合 (電通労連)

32万3379

1962年10月8日結成 「電通労連」半月刊, 「電通労連レポート」月刊

役員 (1984年8月3日・第24回大会改選)

委員長 及川一夫 (全電通), 副委員長 山岸章 (全電通) 小森正夫 (全電通) 西川忠男 (全国通建) 井関精二 (電済労) 松尾修治 (国際電電労組) 田村誠造 (全電印) 高井進作 (都築電気組), 書記長 高城博彦 (全電通)

加盟組合 (5組合ほか) 全電通, 電済労, 国際電電労組, 全国通建, 全電印, その他32組合

84 全国電気通信労働組合 (全電通) 28万2132

1950年9月29日結成 「全電通」週刊, 「あけぼの」月刊

役員 (1984年7月17日・第37回大会改選)

委員長 山岸章 (大阪), 副委員長 野田豊次郎 (東京), 書記長 小森正夫 (栃木)

85 日本電信電話労働組合 (電電労組) 31

1966年8月14日結成 「電電労組」不定期刊

役員 (1984年9月21日・第19回大会改選)

委員長 山田真彩 (九州), 副委員長 大蔵正男 (四国), 書記長 藤本昌俊 (大阪)

86 国際電信電話労働組合 (国際電電労組) 5456

1953年4月1日結成 「国際電電」月刊

役員 (1984年7月20日・第41回大会改選)

委員長 松尾修治 (東京回線統制), 副委員長 出口弘道 (東京電話) 中島忠男 (大阪電報), 書記長 横山昇 (東京電信)

87 全国電気通信共済会労働組合 (電済労)

1万1403

1954年6月29日結成 「電済労」月刊

役員 (1984年7月20日・第31回大会改選)

委員長 井関精二 (中央), 副委員長 吉村建一郎 (近畿), 書記長 岡本義夫 (東海)

88 全国通信建設労働組合 (全国通建) 1万8255

1979年10月3日結成

役員 (1984年7月24日・第5回大会改選)

委員長 西川忠男 (昭和電気), 副委員長 園田勝義 (新興), 書記長 堀内英紀 (協和電設)

89 電算機関連労働組合協議会 (電算労)

公称3101

1972年5月1日結成 「こんぴゅうた」月刊

役員 (1984年10月27日・第12回大会改選)

委員長 梶田茂 (大興), 副委員長 松本泰 (JBA) 千々和実 (全国一般) 室井清 (全国一般), 書記長 林丘 (本部)

## 【建設業】

90 全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会 (建設労連) 公称65万2365

1971年6月3日結成 「建設労連ニュース」月刊

役員 (1980年9月12日・総会改選)

代表幹事 加藤忠由 (全建総連) 酒井松雄 (国労建協) 初田一夫 (建設一般全日自労)

加盟組合 (17組合)

全建総連, 全国一般, 全水道, 全国セメント, 建設一般全日自労, 全開発, 全建労, 国労建協, 建設関連労協, 全日建運輸, 住都労, 全港建, 水資労, 首高労, 農開発, 住宅労協, 全国自労・福岡

91 全国建設労働組合総連合 (全建総連)

33万8255

1960年11月24日結成 「全建総連」旬刊

役員 (1984年10月26日・第25回大会改選)

委員長 江口利作 (長崎), 副委員長 佐々木清治 (宮城) 三枝満滋郎 (東京) 唐沢平治 (長野) 宮原富治 (三重) 浅田源三郎 (京都) 川崎美澄 (広島) 赤松茂敏 (高知) 平川二男 (福岡), 書記長 加藤忠由 (東京)

92 建設産業労働組合同盟 (建設同盟) 1万2331

1978年10月28日結成

役員 (1985年8月2日・第8回大会改選)

委員長 鈴木芳雄 (不動建設), 副委員長 立石正孝 (不動建設) 牛田光 (東亜建設) 松井正行 (東亜道路) 松崎久 (東海興業) 山田史朗 (大末建設), 書記長 西村正信 (東亜道路)

93 全日本建設運輸連帯労働組合 (全日建運輸)

5013

1984年11月18日結成 「連帯」月刊

役員 (1985年7月21日・第2回大会選出)

委員長 長谷川武久 (竹中工務店), 副委員長 松本勝利 (大有建設) 遠藤伸男 (新潟), 書記長 脇屋敷清 (関西生コン)



## 主要な労働組合の現状

1968年8月13日結成 「食品同業タイムス」旬刊  
役員(1985年2月21日・第11回大会改選)

議長 中道久次(全中村屋), 副議長 芹野富彦(栄太楼), 事務局長 加藤伸一(日本橋文明堂)

### 【文化産業】

#### 69 マスコミ・文化労働組合共闘会議

(マスコミ・文化共闘) 公称10万8400

1963年11月9日結成 「マスコミ・文化共闘」不定期刊

役員(1985年9月27日・第23回総会改選)

議長 田村徳章(新聞労連), 副議長 高橋武(全印総連) 須藤安三(日放労) 井上至久(民放労連) 森下昭平(出版労連) 堀江毅(映演共闘) 荒川恒行(広告労協) 浜坂福夫(音楽ユニオン), 事務局長 空席

加盟組合(8組合)

新聞労連, 全印総連, 日放労, 出版労連, 民放労連, 映演共闘, 広告労協, 音楽ユニオン

#### 70 全国映画演劇労働組合(全映演) 988

1947年5月7日結成 「教宣ニュース」不定期刊  
役員(1984年10月24日・第41回大会改選)

委員長 遠藤直之(劇場), 副委員長 宝田武久(東宝), 事務局長 市川芳三(テアトル)

#### 71 映画演劇労働組合総連合(映演総連) 2477

1952年3月25日結成 「総連ニュース」不定期刊  
役員(1984年10月2日・第33回大会改選)

議長 堀江毅(全東映), 副議長 杉崎光俊(松竹) 小林義明(全東映) 田村稔(大映) 間島三樹夫(舞芸), 事務局長 原田由一(共同映画)

#### 72 全印刷局労働組合(全印刷) 6118

1947年4月1日結成 「全印刷」旬刊

役員(1985年9月4日・第51回大会改選)

委員長 星宮文雄(本局), 副委員長 橋田和夫(虎ノ門), 書記長 片倉利夫(滝野川)

#### 73 全国印刷出版産業労働組合総連合会

(全印総連) 1万3743

1953年4月25日結成 「全印総連」半月刊, 「資料印刷出版」不定期刊

役員(1985年7月16日・第34回大会改選)

委員長 鴨川孝司(共同), 副委員長 大東清人(コクヨ) 小池勇治(信毎書籍), 書記長 比留間長一(共同)

#### 74 全日本印刷産業労働組合協議会(印刷労協)

公称2万1121

1983年12月10日結成 「印刷労協ニュース」月刊  
役員(1984年7月24日・第2回大会改選)

議長 加藤勇(凸刷印刷), 副議長 須田進(三

浦印刷) 高橋常夫(東京印書館) 前川秀昭(東京書籍印刷), 事務局長 白石勇(共同印刷)

#### 75 全国印刷関連労働組合協議会(印刷関連労協) 公称1万5000

1984年2月26日結成

役員(1984年10月28日・第2回大会改選)

議長 鈴木博(大日本印刷), 副議長 加藤弘紀(大日本印刷) 八木保男(日本写真印刷) 加藤勇(東海大日本印刷) 高橋盛雄(第一印刷) 加藤典夫(東北大日本印刷), 事務局長 大塚裕祥(図書印刷)

#### 76 日本出版労働組合連合会(出版労連)

1万0519

1958年3月15日結成 「出版労連」旬刊

役員(1985年7月20日・第55回大会改選)

委員長代行 愛知松之助(小学館), 副委員長 愛知松之助(小学館) 佐藤永生(岩波書店) 竹川正訓(啓林館) 森下昭平(平凡社), 書記長 渡辺起造(東京出版合同)

#### 77 日本新聞労働組合連合(新聞労連) 4万2339

1950年6月30日結成 「新聞労連」半月刊

役員(1985年7月26日・第65回大会改選)

委員長 田村徳章(毎日), 副委員長 太田武男(中国) 松野修(共同), 書記長 小倉三千雄(東京)

#### 78 日本放送労働組合(日放労) 1万3082

1948年3月2日結成 「日放労」月3回刊

役員(1984年10月5日・第80回大会改選)

委員長 須藤安三(管理・地域系列), 副委員長 佐々木潤(管理・地域系列) 竹村七郎(北海道支部), 書記長 奥田良胤(放送系列)

#### 79 日本民間放送労働組合連合会(民放労連)

1万0012

1953年7月12日結成 「民放労連」月刊, 「放送レポート」不定期刊

役員(1985年7月29日・第60回大会改選)

委員長 井上至久(日本テレビ), 副委員長 池谷明彦(ラジオ日本) 笹野耕治(テレビ朝日) 西山清雄(朝日放送) 萩原啓司(フジテレビ) 書記長 磯崎弘幸(南海放送)

#### 80 日本音楽家ユニオン(音楽ユニオン)

公称6000

1983年10月30日結成 「音楽ユニオン」月刊

役員(1985年8月4日・第3回大会改選)

代表運営委員 浜坂福雄(ギター), 事務局長 安波克磨(城西)

### 【通信業】

#### 81 全逦信労働組合(全逦) 17万6137

- 委員長 一番ヶ瀬宗幸 (麻生セ), 副委員長 伊東晃一 (日本セ) 水野新太郎 (住友セ) 小野勝 (大同コン), 書記長 近藤秀雄 (秩父セ)
- 56 全国窯業労働組合連合会 (全窯連) 2万4126  
1949年4月27日結成 「ぜんようれん」月刊  
役員 (1984年8月30日・第36回大会改選)  
委員長 岩田国夫 (本部), 副委員長 川口廣 (播磨耐火) 石川敏男 (鳴海製陶) 宮村六 (ニッコー), 書記長 丹羽浩介 (日本碍子)
- 57 全国砥石産業労働組合連絡協議会 (全砥労協)  
公称3100  
1962年10月13日結成 「全砥労協ニュース」不定期刊  
役員 (1984年10月29日・第23期大会改選)  
議長 平本一義 (クレノートン), 副議長 松本邦彦 (瑞穂研磨) 北村勇 (大阪金剛), 事務局長 大矢昌弘 (ノリタケ)
- 58 全国皮革産業労働組合連合会 (全皮労連)  
公称1800  
1962年10月6日結成 「全皮労連」旬刊  
役員 (1984年9月23日・第24回大会改選)  
委員長 山本政雄 (山陽), 副委員長 石田定三 (新田) 伊原忠雄 (明治), 事務局長 浅見弘夫 (ニッピ)
- 59 石綿スレート労働組合協議会 (石ス労協)  
公称2481  
1983年9月1日結成  
役員 (1984年10月27日・第1年度次総会改選)  
議長 木村正一 (浅野スレート), 副議長 前田正人 (朝日石綿), 事務局長 山口巖 (ノザワ)

### 【繊維産業】

- 60 ゼンセン同盟 48万3794  
1946年7月31日結成 「ゼンセン新聞」週刊, 「月刊ゼンセン」月刊, 「友愛」月刊, 「ゼンセン・ニュースレター」不定期刊  
役員 (1984年9月21日・第40回大会改選)  
会長 宇佐美忠信 (本部), 副会長 菅野泰太郎 (本部) 山田精吾 (本部) 常石憲豊 (本部) 住森通禮 (全東レ) 島田安親 (日本毛織) 射庭良治 (レナウン) 勝木健司 (全ダイエー), 書記長 芦田甚之助 (本部)
- 61 日本繊維産業労働組合連合会 (繊維労連)  
8145  
1947年2月12日結成 「繊維労連」月刊, 「調査時報」不定期刊  
役員 (1983年9月26日・第42回大会改選)  
委員長 池田友次 (本部), 副委員長 湯本稔

夫 (本部), 書記長 中島道治 (本部)

### 【食品産業】

- 62 たばこ産業労働組合共闘会議 (たばこ共闘)  
3万2839  
1974年11月15日結成  
役員 (1984年10月31日・第21回大会改選)  
議長 牧内研二 (全たばこ), 副議長 助田楠夫 (全たばこ配送) 恩田和之 (日本フィルター), 事務局長 小原毅 (全たばこ)
- 63 全日本たばこ産業労働組合 (全たばこ)  
2万9364  
1985年4月1日名称変更 「全たばこ新聞」週刊, 「オルグ手帳」月刊  
役員 (1984年9月7日・第41回大会改選)  
委員・ 牧内研二 (高崎), 副委員長 小原毅 (仙台), 書記長 椎名成雄 (東京)
- 64 アルコール専売労働組合 (アル専) 463  
1952年12月19日結成 「アル専週報」週刊  
役員 (1984年10月4日・第33回大会改選)  
委員長 大森忍 (東京), 副委員長 田代齊 (東京) 岡留伸一郎 (九州), 書記長 小沼弘二 (東京)
- 65 全食品産業労働組合同盟 (全食品同盟)  
4万1388  
1947年10月6日結成 「全食品同盟」月刊, 「調査資料食品労働」不定期刊  
役員 (1985年10月17日・第39回大会改選)  
委員長 早田芳昭 (三楽オーシャン), 副委員長 北林英二 (宝酒造) 河本志郎 (木村屋) 中村好秀 (ヤマサ醤油) 大竹正俊 (雪印食品) 東慎哉 (本部), 書記長 串畑平 (本部)
- 66 全日本食品労働組合連合会 (食品労連)  
6万8979  
1965年8月29日結成 「食品労連」半月刊, 「食品労連時報」不定期刊  
役員 (1985年9月11日・第21回大会改選)  
委員長 田村憲一 (雪印乳業), 副委員長 大堀訓啓 (全森永) 斎藤達夫 (キッコーマン) 増田滋 (サッポロビール) 河上勝夫 (明治製菓), 書記長 高田英治 (不二家)
- 67 全国麦酒労働組合連合会 (全国ビール)  
1万3483  
1949年5月19日結成 「全国ビール」月刊  
役員 (1985年9月9日・第37回大会改選)  
委員長 増田滋 (サッポロ), 副委員長 水谷照 (アサヒ) 吉田勝正 (キリン), 書記長 堀越勇 (キリン)
- 68 食品同業労働組合連絡会議 (食品同業) 公称6050

主要な労働組合の現状

- 議長 今岡雄 (日本重化学), 副議長 泉正幸 (昭和電工) 杉本久信 (日本電工), 事務局長 窪田松雄 (日本重化学)
- 43 新産別全化学産業労働組合連合 (新化学) 1万1320  
1950年9月29日結成 「新化学」年3回刊  
役員 (1985年7月13日・第35回大会改選)  
委員長 中田英二 (徳山曹達), 副委員長 須能則和 (呉羽化学) 伊藤暉 (東芝セラ), 書記長 竹田立一 (本部)
- 44 全日本ゴム産業労働組合総連合 (全日本ゴム労連) 5万0371  
1974年1月30日結成 「全日本ゴム労連」月刊, 「ゴム労働情報」不定期刊  
役員 (1984年9月6日・第20回大会改選)  
委員長 鈴木久夫 (横浜ゴム), 副委員長 西松義夫 (住友ゴム) 山本幸吉 (東海ゴム) 石引晃 (横浜ゴム) 内野春喜 (月星化成) 和田時典 (三ツ星ベルト), 書記長 松谷栄 (東洋ゴム)
- 45 全国油脂産業労働組合協議会 (全国油労協) 1万3389  
1962年8月16日結成 「油労協通信」旬刊  
役員 (1984年9月4日・第23回大会改選)  
議長 押尾和良 (ミヨシ油脂), 副議長 榊原繁 (第一工業製薬) 下斗米隆 (日清製油), 事務局長 近藤昇 (旭電化)
- 46 全日本塗料労働組合協議会 (全日塗) 9545  
1956年2月23日結成 「全日塗」月刊  
役員 (1984年8月28日・第24回大会改選)  
委員長 中本賢 (日油), 副委員長 魚座征一郎 (関ヶ) 清水孝延 (大日本) 鈴木邦男 (日ヶ) 荒木敏彦 (水谷ヶ), 書記長 山下嘉昭 (本部)
- 47 日本紙パルプ労働組合協議会 (紙パ労協) 6万0329  
1984年10月15日結成  
役員 (1984年10月15日・結成大会選出)  
会長 土橋昭富 (紙パ労連), 会長代行 細川英香 (紙パ総連合), 副会長 窪田貢市 (紙パ労連), 書記長 角五康弘 (紙パ総連合)  
加盟組合 (28組合) 紙パ労連, 紙パ総連合他
- 48 全国紙パルプ産業労働組合連合会 (紙パ労連) 2万6856  
1947年4月6日結成 「紙パ労連」旬刊, 「月刊紙パ」月刊  
役員 (1984年7月13日・第74回大会改選)  
委員長 窪田貢市 (大昭和), 副委員長 武田秀美 (十条) 藤田良光 (鶴崎パルプ) 四之宮昌幸 (巴川) 根来勝 (東海パルプ) 山勢慶三 (中越パルプ), 書記長 青山陽一 (高崎東北)
- 49 全日本紙パルプ・紙加工産業労働組合総連合 (紙パ総連合) 2万4603  
1972年11月7日結成 「紙パ総連合」月刊, 「紙パ総連合調査政策情報」不定期刊  
役員 (1985年7月17日・第15回大会改選)  
委員長 細川英香 (王子), 副委員長 角五泰弘 (王子) 高木幸一 (本州) 原司 (三菱) 矢野勲 (神崎) 内田久雄 (北越), 書記長 遠藤好佑 (レンゴー)
- 50 石油産業労働組合連絡会 (石油労組連絡会) 3万2987  
1982年3月19日結成  
役員 (1984年10月12日・第4回総会選出)  
代表幹事 田口学 (全石油) 小泉中成 (石油同盟) 細井富蔵 (全シェル), 事務局長 北条明利 (全石油)
- 51 同盟石油産業労働組合連絡協議会 (同盟石油労協) 1万2057  
1971年12月7日結成  
役員 (1984年1月27日・第13回総会改選)  
議長 小泉中成 (石油同盟), 副議長 中西敬一郎 (資源労連), 事務局長 上村章三 (石油同盟)
- 52 全国石油産業労働組合同盟 (石油同盟) 3711  
1978年10月1日結成 「石油同盟」不定期刊  
役員 (1985年7月6日・第7回大会改選)  
委員長 小泉中成 (共石労組), 副委員長 平野克彦 (ゼネラル労組) 上村章三 (共石労組), 書記長 甲斐充 (エッソ労組)
- 53 全国石油産業労働組合協議会 (全石油) 2万4225  
1953年2月26日結成 「全石油」半月刊, 「全石油月報」月刊  
役員 (1985年7月26日・第56回大会改選)  
委員長 田口学 (日石労組), 副委員長 松戸文彦 (昭石労組) 笠間泰雄 (三石労連), 書記長 北条明利 (アジア労連)
- 54 全国ガス労働組合連合会 (全国ガス) 2万5688  
1946年7月2日結成 「全国ガス労働」旬刊  
役員 (1985年7月27日・第41回大会改選)  
委員長 高橋武夫 (東京), 副委員長 鹿野清人 (北海道) 桜井重夫 (東京) 加藤信彦 (東邦) 御堂開地孝司 (広島) 村上戦司 (西部), 書記長 浜渦昭男 (東京)
- 55 全国セメント労働組合連合会 (全国セメント) 1万8381  
1946年7月25日結成 「全国セメント」旬刊, 「月刊全国セメント」不定期刊  
役員 (1985年8月7日・第40回大会改選)

公称 2万1000  
 1952年10月結成 「機産協」年1回刊  
 役員(1984年10月21日・第23回大会改選)  
 議長 半谷周一郎(牧野フライス), 事務局長  
 藤井啓介(大隅)

32 車輛産業労働組合協議会(車輛労協) 1万2968  
 1972年12月20日結成 「車輛労協」不定期刊  
 役員(1984年12月14日・第13回大会改選)  
 議長 藤原当道(近畿車輛), 副議長 玉田義  
 雄(日本エヤーブレーキ)大石定造(東急車輛),  
 事務局長 佐藤吉典(日本車輛)

33 航空産業労働組合協議会(航空労協)  
 4万0590  
 1967年10月25日結成 「航空労協」不定期刊  
 役員(1984年12月1日・第18回大会改選)  
 議長 横田幸雄(三菱名工), 副議長 中野好  
 弘(川崎重工)中田光郎(富士重工)柳井文人  
 (全日航), 事務局長 安田美厚(川崎重工)

34 全日本労働総同盟三菱自動車工業労働組合  
 (同盟三菱自工労組) 2万2605  
 1970年9月1日結成 「菱自労報」月刊  
 役員(1984年10月1日・第17回大会改選)  
 委員長 笠井晃(名自), 副委員長 難波英明  
 (水自), 書記長 安井敬一(京製)

35 全国金属家具産業労働組合協議会  
 (金属家具労協) 公称7000  
 1973年10月10日結成 「家具労協ニュース」年2  
 回刊  
 役員(1984年10月21日・第12回大会改選)  
 議長 佐藤敬治(岡村), 副議長 柏原孝(全  
 内田洋行)佐藤正義(イトーキ)池田義晴(コ  
 クヨ), 事務局長 桜井武(岡村)

36 全国ミシン労働組合協議会(全ミ労)  
 公称1万3425  
 1953年2月1日結成 「全ミ労情報」不定期刊  
 役員(1984年10月27日・第31回大会改選)  
 議長 矢木治人(アイシン), 副議長 魚谷昇  
 一(ペガサス)松藤邦武(シンガー日鋼), 事  
 務局長 林隆(蛇の目)

## 【化学産業】

37 全国化学産業労働組合協議会(全国化労協)  
 32万5087  
 1953年9月20日結成 「化学のなかま」月刊  
 役員(1985年10月15日・第24回全体会議改選)  
 代表幹事 佐々木健(合化労連), 幹事 丹下  
 洋一(食品労連)遠藤芳夫(全石油)田中昭夫  
 (全国ガス)武田秀美(紙パ労連)近藤秀雄(全  
 セ労連)竹田立一(新化学)鈴木邦男(全日塗)

土谷一雄(総評)  
 加盟組合(8組合)  
 合化労連, 紙パ労連, 全石油, 全国セメント,  
 全国ガス, 新化学, 全日塗, 食品労連

38 日本化学エネルギー労働組合協議会  
 (化学エネルギー労協) 65万6823  
 1977年9月21日結成 「ニュース・化学エネルギ  
 ー労協」旬刊  
 役員(1985年10月18日・第10回総会選出)  
 議長 鈴木治(電力労連), 副議長 本田広市  
 (全化同盟)宮内留吉(合化労連), 事務局長  
 久村晋(ゼンセン同盟)

加盟組合(11組合)  
 電力労連, 合化労連, 全化同盟, ゼンセン同  
 盟, 全日本ゴム労連, 紙パ総連合, 新化学, 全  
 石油, 全国ガス, 化学総連, 化労研

39 合成化学産業労働組合連合(合化労連)  
 11万5093  
 1950年12月8日結成 「合成化学」半月刊, 「合化  
 労連資料」不定期刊  
 役員(1984年7月19日・第68回大会改選)  
 委員長 宮内留吉(日本油脂), 副委員長 佐  
 野猛(日本カーボン)工藤幸男(三化合大牟  
 田)山口幸二(日産化学)小川莊六(東洋曹達)  
 石川二郎(日研化学)木下博史(旭電化)中村  
 次郎(富士フィルム)寺田由則(化学一般関  
 東), 書記長 佐々木健(藤沢薬品)

40 全国化学一般労働組合同盟(全化同盟)  
 10万4924  
 1951年11月18日結成 「全化同盟」旬刊, 「資料と  
 情報」月刊  
 役員(1984年9月13日・第33回大会改選)  
 会長 本田廣市(大阪ガス), 副会長 黒部正  
 也(武田薬品)安島将(協和醸酵)大山隆二(昭  
 和薬品加工)三橋米人(小西六), 書記長 上  
 野嘉一(本部)

41 全国化学労働組合総連合(化学総連)  
 公称7万3914  
 1978年9月30日結成 「化学総連」不定期刊  
 役員(1985年9月27日・第8回総会改選)  
 会長 岡村広孝(住友化学), 副会長 香月二  
 郎(三菱化成)成元国雄(旭硝子)高部正彦(ダ  
 イセル化学)石黒章(積水化学)泉正幸(昭和  
 電工)松田政明(三井東圧), 事務局長 清田  
 節郎(日本ゼオン)

42 全国フェロアロイ産業労働組合協議会  
 (全国アロイ労協) 公称3万8000  
 1978年10月31日結成  
 役員(1984年11月8日・第7回総会改選)

## 主要な労働組合の現状

一) 菅沼喜久次 (日本ビクター), 書記長 今泉昭 (本部)

18 全国機械金属労働組合 (全機金) 2万9914  
1950年2月8日結成 「全機金」月刊

役員 (1984年7月20日・第35回大会改選)

委員長 前川忠夫 (日本精工), 副委員長 内藤近衛 (豊和工業) 百沢武 (不二越) 新田尊士 (日本飛行機), 書記長 金子瀧雄 (本部)

19 全日本アルミニウム産業労働組合協議会 (全日アルミ労協) 公称6万5639

1977年9月19日結成 「全日アルミニウム」不定期刊

役員 (1984年10月31日・幹事会改選)

会長 西山直輝 (日本アルミ), 副会長 田中成幸 (三井アルミ) 伊藤勉 (住友軽金属), 事務局長 藤原裕巳 (日本軽金属)

加盟組合 (3協議会)

軽金属製錬労協, 軽圧労協, アルミ労協

20 全国アルミ産業労働組合協議会 (アルミ労協) 3万1890

1976年11月22日結成 「アルミ労協」旬刊

役員 (1984年8月26日・第9回大会改選)

会長 永島菊雄 (不二サッシ), 副会長 南信弘 (三協アルミ) 野中工友 (日鉄カーテンオール) 野口範夫 (日本軽金属) 吉田守 (トーヨーサッシ), 事務局長 西川孝一 (昭和アルミ)

21 軽金属圧延労働組合協議会 (軽圧労協) 公称1万2000

1976年10月15日結成 「軽圧ニュース」不定期刊

役員 (1984年10月17日・第6回拡大幹事会改選)

代表幹事 伊藤勉 (住友軽金属), 事務局長 家森新一 (三菱アルミ)

22 軽金属製錬労働組合協議会 (軽金属製錬労協) 公称2万0798

1977年7月18日結成

役員 (1984年11月1日・第8回大会改選)

代表幹事 田中成幸 (三井アルミ), 事務局長 藤原裕巳 (日本軽金属)

23 全国伸銅労働組合連合会 (全銅連) 6888  
1949年6月24日結成 「全銅連」不定期刊

役員 (1984年10月1日・第35回大会改選)

会長 徳野良弘 (富士伸銅), 副会長 梶田和義 (古河金属) 吉田弘毅 (紀長伸銅), 書記長 山根昇 (三宝伸銅)

24 全日本光学工業労働組合協議会 (光学労協) 公称3万7000

1953年7月22日結成 「光学労協ニュース」月刊

役員 (1983年9月17日・第34回大会選)

議長 三橋米人 (小西六), 副議長 高山修一

(オリンパス) 高張繁 (キャノン), 事務局長 佐藤秀太郎 (専従)

25 全日本電機機器労働組合連合会 (電機労連) 60万9197

1953年6月1日結成 「電機労連」半月刊, 「調査時報」不定期刊, 「電機ジャーナル」隔月刊,

「賃金資料」不定期刊, 「政策資料情報」月刊

役員 (1984年7月6日・第32回大会改選)

委員長 藁科満治 (富士通), 副委員長 小林幸男 (日立) 川口博行 (松下), 書記長 梅原志朗 (東芝)

26 全日本電線工業労働組合 (全電線) 4万1766  
1946年7月2日結成 「全電線」月刊

役員 (1985年7月18日・第39回大会改選)

委員長 大友龍紀 (日立), 副委員長 阿部孝臣 (古河) 市原道博 (住友), 書記長 伊勢輝明 (昭和)

27 全日本造船機械労働組合 (全造船機械) 6254  
1946年9月1日結成 「全造船機械」旬刊

役員 (1984年11月10日・第49回大会改選)

委員長 久保健三 (函館), 副委員長 溝口清 (住友玉島), 書記長 小田部敏郎 (三菱福岡)

28 全国造船重機械労働組合連合会 (造船重機労連) 17万2203

1972年2月2日結成 「造船重機」半月刊, 「造船重機」不定期刊, 「調査季報」季刊

役員 (1984年8月24日・第15回大会改選)

委員長 有村利範 (三菱), 副委員長 藤井久米雄 (日立) 小島昭男 (川重), 書記長 伊藤祐禎 (住重)

29 全日本自動車産業労働組合総連合 (自動車総連) 67万2953

1972年10月3日結成 「自動車総連」月刊, 「自動車総連調査季報」不定期刊

役員 (1984年9月7日・第13回大会改選)

会長 塩路一郎 (自動車労連), 副会長 梅村志郎 (全トヨタ労連) 大曾根哲夫 (全国マツダ労連) 山木昭助 (三菱自動車労連) 内山光弘 (スズキ労連), 事務局長 得本輝人 (全トヨタ労連)

30 日本自動車産業労働組合連合会 (自動車労連) 22万0808

1955年1月23日結成 「自動車労連」旬刊, 「月刊自動車労連」月刊

役員 (1984年10月26日・第17回大会改選)

会長 塩路一郎 (日産), 副会長 清水春樹 (日産) 赤木省三 (販労) 渡辺安雄 (日産) 高坂弘巳 (日産), 事務局長 寺崎昭久 (日産)

31 全国機械産業労働組合協議会 (機産協)

1984年11月15日結成

役員(1984年11月15日・結成大会選出)

会長 野呂潔(炭労), 副会長 橋本亮(炭労)  
岡新一(全炭鉱) 鈴木照生(炭職協), 事務局長 小山和衛(全炭鉱)

加盟組合(3組合) 炭労, 全炭鉱, 炭職協

6 日本炭鉱労働組合(炭労) 1万2376

1950年4月21日結成 「炭労新聞」不定期刊

役員(1984年7月13日・第106回大会改選)

委員長 橋本亮(高島), 副委員長 中村勇(南大夕張), 事務局長 大江静夫(赤平)

7 全国石炭鉱業労働組合(全炭鉱) 4993

1954年4月21日結成 「全炭鉱」半月刊

役員(1985年5月30日・第42回大会改選)

委員長 安永嗣(三池), 副委員長 壇栄康(松島), 書記長 桂敏倫(松島)

8 全国炭鉱職員労働組合協議会(炭職協) 4786

1957年10月25日結成

役員(1984年9月25日・第34回大会改選)

中央議長 鈴木照生(三井石炭), 地方議長 堀田茂夫(三井石炭) 岩城透(住友赤平), 事務局長 吉永秀一(三井石炭)

9 日本非鉄金属産業労働組合連合会(非鉄金属労連) 1万6087

1982年9月29日結成 「非鉄金属労連」半月刊, 「調査報告」不定期刊

役員(1984年8月29日・第5回大会改選)

委員長 姫野庄三(三菱), 副委員長 平田東助(住友), 事務局長 田村敏男(同和)

10 全日本資源産業労働組合連合会(資源労連) 8346

1965年3月5日結成 「資源労連」半月刊

役員(1984年2月29日・第20回大会改選)

委員長 中西敬一郎(日鉱), 副委員長 久間木巖(日鉱) 吉田茂(東邦亜鉛), 書記長 高橋実(日鉱)

## 【金属産業】

11 金属共闘全国連絡会(金属共闘) 16万3067

1953年12月21日結成 「中央金属」月刊

役員(1984年10月19日・幹事会改選)

議長 平沢栄一(全国金属), 事務局長 溝口清(全造船機械)

加盟組合(2組合) 全国金属, 全造船機械

12 全日本金属産業労働組合協議会(IMF・JC) 201万1949

1964年5月16日結成 「IMF・JC金属」(新聞)月刊, 「IMF・JC金属」(雑誌)月刊, 「国際労働ニュース」不定期刊

役員(1984年9月12日・第23回大会改選)

議長 中村卓彦(鉄鋼労連), 副議長 藁科満治(電機労連) 塩路一郎(自動車総連) 有村利範(造船重機労連) 藤原巖(全金同盟) 前川忠夫(全機金), 事務局長 瀬戸一郎(本部)

加盟組合(14組合)

電機労連, 自動車総連, 全金同盟, 鉄鋼労連, 造船重機労連, 全機金, キャタピラー三菱労組, キャノン労組, 三協労組, 全岡村労連, 小松インター労組, NCR労組, 日本オーチス労組, 小西六労組

13 日本鉄鋼産業労働組合連合会(鉄鋼労連)

22万1943

1951年3月1日結成 「鉄鋼労連」旬刊, 「調査時報」不定期刊

役員(1984年9月21日・第71回大会改選)

委員長 中村卓彦(新日鉄), 副委員長 齊藤安正(住友金属) 千葉利雄(本部), 書記長 千葉登(日本鋼管)

14 機械金属労働組合会議(機労会議)

公称11万0143

1983年10月21日結成 「機労会議」年3回刊

役員(1984年10月24日・第2回総会選出)

議長 繁松紀弘(東芝機械), 副議長 古家久光(精工社) 坂本勝(ダイキン工業), 事務局長 平井孝之(日本精工)

15 全日本エンジニアリング産業労働組合協議会(CEU) 公称9000

1968年1月20日結成 「エンジニアリング労協」不定期刊

役員(1984年10月9日・第18回大会改選)

会長 野口敏(千代田化工), 副会長 石田寿典(TFC), 事務局長 大井康裕(栗田工業)

16 全国金属労働組合(全国金属) 15万6813

1950年10月8日結成 「全国金属」旬刊, 「金属労働資料」月刊

役員(1984年8月29日・第54回大会改選)

委員長 橋村良夫(東京), 副委員長 古家久光(東京) 後出進一郎(石川) 屋敷英雄(愛知) 巢張秀夫(大阪) 竹内徹(愛媛), 書記長 平沢栄一(本部)

17 全国金属産業労働組合同盟(全金同盟)

28万7666

1951年3月18日結成 「全金同盟」旬刊, 「全金同盟調査時報」不定期刊

役員(1985年8月30日・第35回大会改選)

組合長 藤原巖(本部), 副組合長 榎正司(大阪) 中津清次(東京) 星野貞信(神奈川) 服部光朗(埼玉) 江口亨(久保田) 宮崎昇(セイコ)

【中央組織】

1 日本労働組合総評議会（総評） 443万1112  
1950年7月12日結成「総評新聞」週刊，「月刊総評」月刊，「総評調査月報」月刊，「労働ニュース」週2回刊，「総評組織局情報」不定期刊，「国民生活局情報」月刊，「季刊労働者の権利」季刊，「国際労働運動」不定期刊，「Sohyo News」不定期刊

役員（1984年7月27日・第71回大会改選）

議長 黒川武（私鉄総連），副議長 及川一夫（電通労連）丸山康雄（自治労）吉岡徳次（全港湾）江田虎臣（全農林）加藤豊（全水道）森原三登（全通）宮内留吉（合化労連）齊藤安正（鉄鋼労連）橋村良夫（全国金属）武藤久（国労）田淵勲二（全日通）牧内研二（たばこ共闘）  
事務局長 真柄栄吉（自治労）

加盟組合（50組合，オブザーバー加盟1組合）

鉄鋼労連，全国金属，私鉄総連，全国一般，合化労連，日本医労協，建設一般全日自労，全日通，全自交労連，新聞労連，紙パ労連，全港湾，鉄弘労，炭労，非鉄金属労連，政労協，全印総連，全駐労，繊維労連，日放労，運輸一般，ホテル労連，全造船機械，全海連，全日建運輸，全電力，自運労，放影研労組，電通労連，たばこ共闘，アルコール専売，全競労，全山労，国労，全通，全林野，動労，全印刷，全造幣，都市交，全水道，自治労，日教組，国公労連，全農林，全開発，全財務，沖縄国公労，大蔵職組，会検労

（オブザーバー加盟）住宅労協

付 総評民間単産会議 174万9172  
1966年12月17日結成 「民間単産会議情報」不定期刊

役員（1985年10月25日・第20回総会改選）

議長 田淵勲二（総評），副議長 齊藤安正（鉄鋼労連）平沢栄一（全国金属）佐々木健（合化労連）窪田貢市（紙パ労連）平田宏（私鉄総連）石坂庚午（全日通）亀崎俊雄（全港湾）須藤安三（日放労）姫野庄三（非鉄金属労連）小森正夫（電通労連）森下貞雄（全国一般）志村光祥（ホテル労連），事務局長 塚田義彦（合化労連）

加盟組合（30組合，オブザーバー加盟2組合）

炭労，非鉄金属労連，鉄鋼労連，全国金属，全造船機械，合化労連，紙パ労連，繊維労連，たばこ共闘，全印総連，新聞労連，日放労，建設一般全日自労，全日建運輸，電通労連，全電力，私鉄総連，全日通，全自交労連，全港湾，鉄弘

労，運輸一般，自運労，全海連，日本医労協，放影研労組，ホテル労連，政労協，全競労，全国一般，（オブザーバー加盟）全山労，住宅労協  
2 全日本労働総同盟（同盟） 217万6964  
1964年11月11日結成 「同盟新聞」週刊，「どうめい」月刊，「政策コンパス」不定期刊，「青年・婦人活動情報」不定期刊，「Domei Information」不定期刊

役員（1984年1月19日・第20回大会改選）

会長 宇佐美忠信（ゼンセン同盟），副会長 塩路一郎（自動車労連）土井一清（海員）辻本滋敬（鉄労）藤原巖（全金同盟）鈴木治（電力労連）福井秀政（全郵政）本田廣市（全化同盟）有村利範（造船重機労連），書記長 田中良一（全化同盟）

加盟組合（30組合ほか）

ゼンセン同盟，全金同盟，造船重機労連，自動車労連，海員，一般同盟，電力労連，全化同盟，交通労連，全食品同盟，同盟三菱自工労組，航空同盟，紙パ総連合，資源労連，全民労，全炭鉱，凸版労組，基金労組，日本港湾，全映演，石油同盟，建設同盟，全国電力検集労連，鉄労，全郵政，日林労，電電労組，国税会議，自治労連，統計労組，ほかに地方・地区同盟直属組合

3 全国産業別労働組合連合（新産別）6万0337  
1949年12月10日結成 「新産別」旬刊

役員（1984年10月27日・第37回大会改選）

委員長 河合明博（新化学），副委員長 前川忠夫（全機金）池田明和（京滋地連）杉山茂（全施労），書記長 富田弘隆（本部）

加盟組合（5組合ほか）

全機金，新化学，新運輸，全施労，京滋地連，その他

4 中立労働組合連絡会議（中立労連）151万2352  
1956年9月3日結成 「中立労連」月刊，「中立労連情報・資料」不定期刊

役員（1985年9月13日・第12回大会改選）

議長 藁科満治（電機労連），副議長 山野辺四郎（生保労連）加藤忠由（全建総連）田村憲一（食品労連）大友龍紀（全電線）高橋武夫（全国ガス）一番ヶ瀬宗幸（全国セメント），事務局長 田口学（全石油）

加盟組合（10組合）

電機労連，生保労連，全建総連，食品労連，全電線，全窯連，全石油，全国ガス，全国セメント，映演総連

【鉱業】

5 石炭労働組合協議会（石炭労協） 2万2155

# 主要な労働組合の現状

(1985年9月末現在)

労働組合名(略称)、結成年月日、組合員数(1984年6月末現在労働組合基本調査、または公称)「機関紙・誌」(刊行頻度)  
役員(改選年月日・改選機関)三役役員氏名(出身組合)  
加盟組合(この項は中央組織、協議会、共闘組織のみ)

## 中央組織

1. 総評  
付 総評民間単産会議
2. 同盟
3. 新産別
4. 中立労連

## 鉱業

5. 石炭労協
6. 炭労
7. 全炭鉱
8. 炭職協
9. 非鉄金属労連
10. 資源労連

## 金属産業

11. 金属共闘
12. IMF・JC
13. 鉄鋼労連
14. 機労会議
15. CEU
16. 全国金属
17. 全金同盟
18. 全機金
19. 全日アルミ労協
20. アルミ労協
21. 軽圧労協
22. 軽金属製錬労協
23. 全銅連
24. 光学労協
25. 電機労連
26. 全電線
27. 全造船機械
28. 造船重機労連
29. 自動車総連
30. 自動車労連
31. 機産協
32. 車輛労協
33. 航空労協
34. 同盟三菱自工労組
35. 金属家具労協
36. 全ミ労

## 化学産業

37. 全国化労協
38. 化学エネルギー労協
39. 合化労連
40. 全化同盟
41. 化学総連
42. 全国アロイ労協
43. 新化学
44. 全日本ゴム労連
45. 全国油労協
46. 全日塗
47. 紙パ労協
48. 紙パ労連
49. 紙パ総連合
50. 石油労組連絡会
51. 同盟石油労協
52. 石油同盟
53. 全石油
54. 全国ガス
55. 全国セメント
56. 全窯連

57. 全低労協
58. 全皮労連
59. 石ス労協

## 繊維産業

60. ゼンセン同盟
61. 繊維労連

## 食品産業

62. たばこ共闘
63. 全たばこ
64. アル専
65. 全食品同盟
66. 食品労連
67. 全国ビール
68. 食品同業

## 文化産業

69. マスコミ・文化共闘
70. 全映演
71. 映演総連
72. 全印刷
73. 全印総連
74. 印刷労協
75. 印刷関連労協
76. 出版労連
77. 新聞労連
78. 日放労
79. 民放労連
80. 音楽ユニオン

## 通信業

81. 全通
82. 全郵政
83. 電通労連
84. 全電通
85. 電電労組
86. 国際電電労組
87. 電済労
88. 全国通建
89. 電算労

## 建設業

90. 建設労連
91. 全建総連
92. 建設同盟
93. 全日建運輸
94. 日建協
95. 電工労連
96. 建設一般全日自労
97. 全民労
98. 全国自労・広島
99. 全国自労・福岡
100. 住宅労協

## 金融業

101. 金融共闘
102. 全銀総連
103. 市銀連
104. 地銀連
105. 外銀連
106. 全相銀連
107. 相銀全労
108. 全信連
109. 全信労

110. 全信保労連
111. 生保労連
112. 全損保
113. 損保労連
114. 全証労協

## 電気産業

115. 全電力
116. 電力総連
117. 電力労連
118. 全国電力検集労連

## 交通運輸産業

119. 全交運
120. 同盟交運協
121. 国労
122. 動労
123. 鉄労
124. 全動労
125. 動労千葉
126. 全施労
127. 私鉄総連
128. 交通労連
129. 都市交運
130. 運輸労連
131. 全日通
132. 運輸一般
133. 全自交
134. 自交総連
135. 自運
136. 新運
137. 船協
138. 海員
139. 通信士組合
140. 全国港湾
141. 全港湾
142. 日本港湾
143. 日港労連
144. 全倉運
145. 鉄弘労
146. 航空同盟
147. 民航労連

## 教育

148. 日教組
149. 全日教連
150. 日高教(一ツ橋)
151. 日高教(麴町)

## 医療

152. 日本医労協
153. 全医労
154. 放影研労組

## 商業

155. 商サ事務労
156. 商業労連
157. ホテル労連
158. 観光労連
159. 全商社
160. 全商業
161. チェーン労協

## 公務

162. 公労協
163. 全官公
164. 公務員共闘
165. 国公労連
166. 国公労協
167. 全大蔵労連
168. 全大蔵協議会
169. 全大蔵連盟
170. 全国税
171. 国税会議
172. 国税中国
173. 全財務
174. 全税関
175. 税関労連
176. 大蔵職組
177. 全造幣
178. 全農林
179. 全林野
180. 日林労
181. 建設総連
182. 全建労
183. 全建職組
184. 全労働
185. 全商工
186. 全司法
187. 全法務
188. 全開発
189. 全運輸
190. 全港建
191. 全気象
192. 厚生共闘
193. 全厚生
194. 全電波
195. 全文
196. 会検
197. 人職
198. 国会職連
199. 総理府労連
200. 統計労組
201. 全行管
202. 地公労
203. 自治労
204. 自治労連
205. 全水道
206. 都労連
207. 政労協
208. 基金労組
209. 全駐労
210. 沖繩国公労

## その他

211. 全国一般
212. 一般同盟
213. 全農協
214. 生協
215. 全山
216. 全競

## 協議会・共闘組織

217. 多国籍労組会議
218. 統一労組懇
219. 政推会議
220. 総連合
221. 全民労協
222. 公益民労



労働組合名簿

【その他・地方組織】

地方民労協全国連絡協議会	港区芝浦3-1-43 東京電力労組内	03-455-8181
【在日国際労働組織連絡事務所】		
世界労連 (WFTU) 東京事務所	北区滝野川3-3-1 ユニオン・コーポ	915-9486
国際自由労連日本加盟組織連絡協議会 (ICFTU-LC)	港区新橋2-12-18 及川ビル	508-1351
国際労働組合連合 (WCL) 東京事務所	豊島区目白3-7-4	953-5930
国際金属労連 (IMF) 東アジア事務所	中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル	274-2461
国際化学エネルギー一般労連 (ICEF) 東京事務所	千代田区富士見2-10-28 フジボウ会館	230-1448
国際繊維被服皮革労組同盟アジア地域組織 (ITGLWF・ARO-TWARO)	千代田区九段南4-8-16 ゼンセン会館	265-7521
国際音楽放送映画演劇労組連盟 (ISETSU)	渋谷区宇田川町4-8	476-0971
国際食品労連日本加盟労組連絡協議会 (IUF-JCC)	中央区京橋1-15-1 味の素宝町ビル	561-4540
国際郵便電信電話労連 (PTTI) 東京事務所	千代田区神田駿河台3-6 全電通会館	251-3371
国際運輸労連 (ITF) 日本事務所	千代田区丸の内1-11-4 国労会館	231-3876
国際商業事務専門職技術労連日本加盟組織連絡協議会 (FIET-JLC)	渋谷区代々木2-23-1 ニュー ステートメナー商業労連内	370-4121

全日本労働総同盟徳島地方同盟	徳島市昭和町3-35-1 昭和会館	0886-53-4749
全日本労働総同盟香川地方同盟	高松市番町3-5-15 労住協第12ビル	0878-34-4045
全日本労働総同盟愛媛地方同盟	松山市宮田町132 愛媛県勤労会館	0899-31-7313
全日本労働総同盟高知地方同盟	高知市本町4-1-32 労働会館	0888-23-0585
全日本労働総同盟福岡地方同盟	福岡市中央区大手門3-3-3 大手門会館	092-741-8207
全日本労働総同盟佐賀地方同盟	佐賀市大財4-1-48	0952-24-5738
全日本労働総同盟長崎地方同盟	長崎市元船町10-7 長崎県友愛会館	0958-27-4300
全日本労働総同盟熊本地方同盟	熊本市新屋敷1-2-37	0963-64-1328
全日本労働総同盟大分地方同盟	大分市寿町1-3 労働福祉会館	0975-36-2468
全日本労働総同盟宮崎地方同盟	宮崎市別府町3-9 労働福祉会館	0985-28-5151
全日本労働総同盟鹿児島地方同盟	鹿児島市鴨池新町5-7-301	0992-58-7731
全日本労働総同盟沖縄地方同盟	那覇市東町1-1 労働福祉会館	0988-68-7536

【新産別地方組織】

新産別山形地方協議会	山形市双葉町1-2-19	0236-43-4108
新産別群馬地方協議会	前橋市鳥羽町78	0272-52-3630
新産別東京地方協議会	東京都港区西新橋3-9-7 高橋ビル	03-434-3084
新産別神奈川地方協議会	横浜市磯子区杉田町508	045-771-6270
新産別新潟地方協議会	長岡市東蔵王1-1-1 全機金津上長岡支部	0258-31-7881
新産別富山地方労働組合協議会	富山市石金20 不二越労組内	0764-25-2934
新産別東海地方協議会	愛知県西春日井郡新川町大字須ヶ口1600 全機金豊和支部内	0560-40-2158
新産別滋賀地方協議会	大津市晴嵐1-16-1	0775-34-0762
新産別大阪地方連絡協議会	東大阪市橋本1-1 近畿車輛労組内	06-744-8881

【中立労連地方組織】

北海道中立労働組合連絡会議	札幌市中央区北二条東1-5 久米ビル	011-222-2162
宮城県中立労働組合連絡会議	仙台市郡山6-7-1 東北金属労組内	0222-48-2024
栃木県中立労働組合連絡会議	宇都宮市平出工業団地3-3 松下電器労組内	0286-63-1122
群馬県中立労働組合連絡会議	前橋市野中町361-2 勤労者福祉センター	0272-63-8080
埼玉県中立労働組合連絡会議	熊谷市銀座1-104 キャノン電子労組内	0485-24-3551
東京地方中立労働組合連絡会議	東京都港区三田1-10-3 電機労連会館	03-455-5522
長野県中立労働組合連絡会議	長野市県町529 県町ビル	0262-34-3271
静岡県中立労働組合連絡会議	静岡市春日2-8-101 電機労連山静地協内	0542-55-8110
三重県中立労働組合連絡協議会	津市栄町1-147-5 勤労福祉会館	0592-26-7892
滋賀地方中立労働組合協議会	大津市瀬田1-1-1 三洋電機労組内	0775-45-8990
広島県中立労働組合連絡会議	福山市緑町1-8 三菱電機労組内	0849-21-3211
愛媛県中立労連加盟組合懇談会	愛媛県温泉郡川内町大字南方2131 松下労組内	0899-66-2111
福岡県中立労働組合連絡会議	福岡市博多区竹下3-1-1 朝日麦酒労組内	092-473-8966
中立労連佐賀地方協議会	佐賀市大財北町1-1 戸上電機労組内	0952-24-4126
長崎県中立労働組合連絡会議	長崎市丸尾町6-14 三菱電機労組内	0958-61-6211

労働組合名簿

福岡県労働組合評議会

福岡市中央区大手門3-3-3

大手門会館 092-712-0525

佐賀県労働組合総評議会

佐賀市柳町2-9 労働会館 0952-24-6221

長崎県労働組合評議会

長崎市桜町9-6 地区労会館 0958-23-7281

熊本県労働組合総評議会

熊本市九品寺1-17-9 熊本県労働会館 0963-71-6226

大分県労働組合評議会

大分市寿町1-3 労働福祉会館 0975-34-3300

宮崎県労働組合評議会

宮崎市別府町3-9 労働福祉会館 0985-29-1212

鹿児島県労働組合総評議会

鹿児島市鴨池新町5-7-601 労働会館 0992-52-8585

沖縄県労働組合協議会

那覇市東町1-1 労働福祉会館 0988-62-3888

【同盟地方組織】

全日本労働総同盟北海道地方同盟

札幌市中央区南大通り西16-1-19 011-641-4621

全日本労働総同盟青森地方同盟

青森市本町3-3-11 労働福祉会館 0177-23-1999

全日本労働総同盟岩手地方同盟

盛岡市大沢川原2-2-32 労働福祉会館 0196-24-4310

全日本労働総同盟宮城地方同盟

仙台市上杉1-5-13 労働福祉会館 0222-61-4292

全日本労働総同盟秋田地方同盟

秋田市川尻御休町9-33 秋田同盟会館 0188-64-8511

全日本労働総同盟山形地方同盟

山形市香澄町2-9-40 福祉センター 0236-31-7740

全日本労働総同盟福島地方同盟

福島市宮町3-14 労働福祉会館 0245-23-4674

全日本労働総同盟茨城地方同盟

水戸市新荘3-5-6 竹内ビル 0292-26-0534

全日本労働総同盟栃木地方同盟

宇都宮市中央3-1-4 産業会館 0286-35-9511

全日本労働総同盟群馬県同盟

前橋市野中町361-2 0272-61-1121

全日本労働総同盟埼玉地方同盟

浦和市常盤9-24-13 労働会館 0488-33-9137

全日本労働総同盟千葉地方同盟

千葉市千葉港4-4 労働者福祉センター 0472-47-5505

全日本労働総同盟東京地方同盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷1-7-4 03-403-0711

全日本労働総同盟神奈川地方同盟

横浜市磯子区中原1-1-17 045-774-3011

全日本労働総同盟新潟地方同盟

新潟市花園2-1-7 第2総合生協会館 0252-41-2166

全日本労働総同盟富山地方同盟

富山市奥田新町81 0764-32-9828

全日本労働総同盟石川地方同盟

金沢市長田本町口14 0762-23-5468

全日本労働総同盟福井地方同盟

福井市宝永2-1-24 労働福祉会館 0766-24-4284

全日本労働総同盟山梨地方同盟

甲府市相生2-7-17 労農福祉センター 0552-37-2269

全日本労働総同盟長野地方同盟

長野市鶴賀2141-3 信光ビル 0262-34-0397

全日本労働総同盟岐阜地方同盟

岐阜市曙町4-19 0582-47-8764

全日本労働総同盟静岡地方同盟

静岡市春日町2-3-10 0542-54-8344

全日本労働総同盟愛知地方同盟

名古屋市中区大井町6-26愛知同盟会館 052-322-6111

全日本労働総同盟三重地方同盟

津市栄町1-147-5 勤労福祉会館 0592-28-6108

全日本労働総同盟滋賀地方同盟

大津市馬場町3-13-28 ゼンセン同盟内 0775-23-2701

全日本労働総同盟京都地方同盟

京都市中京区壬生仙念町30-2

京都労働者総合会館 075-811-3361

全日本労働総同盟大阪地方同盟

大阪市西区土佐堀1-6-3 06-448-0151

全日本労働総同盟兵庫地方同盟

神戸市中央区下山手通5-9-3

兵庫勤労文化会館 078-341-1555

全日本労働総同盟奈良地方同盟

奈良市西木辻町93-6 奈良労働会館 0742-23-4851

全日本労働総同盟和歌山地方同盟

和歌山市畑屋敷中の丁9-1

ゼンセン会館 0734-31-7546

全日本労働総同盟鳥取地方同盟

鳥取市戎町110 中央労働福祉会館 0857-26-2481

全日本労働総同盟島根地方同盟

松江市御手船場町567 0852-26-6050

全日本労働総同盟岡山地方同盟

岡山市春日町5-5 勤労者福祉センター 0862-24-8227

全日本労働総同盟広島地方同盟

広島市南区金屋町1-17 労働会館 082-261-4207

全日本労働総同盟山口地方同盟

山口市下湯田大橋 0839-22-3202

## 地方組織

### 【総評系地方組織】

全北海道労働組合協議会	札幌市中央区北四条西12丁目 北労ビル	011-231-4157
青森県労働組合会議	青森市本町3-3-11 労働福祉会館	0177-75-2041
岩手県労働組合総連合	盛岡市大沢川原2-2-32 労働福祉会館	0196-23-9201
宮城県労働組合評議会	仙台市上杉1-5-13 労働福祉会館	0222-22-9181
秋田県労働組合会議	秋田市中通6-7-36 労働会館	0188-33-8355
山形県労働組合評議会	山形市香澄町2-9-40 勤労者福祉センター	0236-41-5515
福島県労働組合協議会	福島市宮町3-14 労働福祉会館	0245-22-6101
茨城県労働組合連盟	水戸市梅香2-1-39 労働福祉会館	0292-21-7178
栃木県労働組合会議	宇都宮市中戸祭町821 福祉センター	0286-22-0567
群馬地方労働組合評議会	前橋市野中町361-2 勤労福祉センター	0272-61-3333
埼玉県労働組合評議会	浦和市高砂町4-3-5	0488-63-1561
千葉県労働組合連合協議会	千葉市千葉港4-4 労働者福祉センター	0472-41-7141
東京地方労働組合評議会	東京都港区芝浦3-18-15	03-452-4611
神奈川県地方労働組合評議会	横浜市磯子区中原1-1-28 労働総合センター	045-773-2250
新潟県労働組合評議会	新潟市花園2-1-7 労働者第二福祉センター	0252-41-2227
富山県労働組合協議会	富山市奥田新町81 勤労者総合福祉センター	0764-31-8756
石川県労働組合評議会	金沢市芳斉昭和町5-212	0762-33-2170
福井県労働組合協議会	福井市宝永2-1-24 労働福祉会館	0776-21-5321
山梨県労働組合総連合会	甲府市相生2-7-17 労農福祉センター	0552-35-3161
長野県労働組合評議会	長野市県町532-3 労働会館	0262-34-2116
岐阜県労働組合評議会	岐阜市西駒爪町14	0582-65-4678
静岡県労働組合評議会	静岡市南町11-22	0542-82-4121
愛知県地方労働組合評議会	名古屋市昭和区鶴舞3-8-10 愛知労働文化センター	052-741-2266
三重県労働組合協議会	津市栄町1-147-5 三重県勤労福祉会館	0592-27-0154
日本労働組合総評議会滋賀地方評議会	大津市梅林1-4-15 教育会館	0775-22-4644
日本労働組合総評議会京都地方評議会	京都市中京区壬生仙念町30-2 京都労働者総合会館	075-801-2308
日本労働組合総評議会大阪地方評議会	大阪市北区天神橋3-9-27 P L P 会館	06-358-0281
日本労働組合総評議会兵庫県地方評議会	神戸市中央区琴緒町1-6-5	078-221-7777
奈良県地方労働組合総評議会	奈良市西木辻町93-6 奈良労働会館	0742-26-3983
和歌山県地方労働組合評議会	和歌山市小松原通り3-1 教育会館	0734-23-1952
鳥取県労働組合評議会	鳥取市戎町110 中央労働福祉会館	0857-23-2391
島根県労働組合総評議会	松江市御手船場町549-4 福祉センター	0852-23-3300
岡山県労働組合総評議会	岡山市春日町5-5 勤労者福祉センター	0862-25-1441
広島県労働組合会議	広島市南区金屋町1-17 労働会館	082-261-9255
山口県労働組合評議会	山口市亀山町5-2	0839-22-1841
徳島県労働組合評議会	徳島市昭和町3-35-1 労働福祉会館	0886-23-2108
日本労働組合総評議会香川県地方評議会	高松市丸の内7-18	0878-51-2362
日本労働組合総評議会愛媛県地方労働組合評議会	松山市宮田町132 愛媛県勤労会館	0899-41-4500
高知県労働組合総評議会	高知市本町4-1-32 労働会館	0888-75-7274

労働組合名簿

建設省職員組合（建職組）	港区芝2-20-12 友愛会館	455-3005
全労働省労働組合（全労働）	千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎 第5号館	593-1211
全商工労働組合（全商工）	千代田区霞が関1-3-1 通産省内	580-5707
全司法労働組合（全司法）	千代田区隼町4-2 最高裁内	264-8111
全法務労働組合（全法務）	千代田区霞が関1-1-2 法務省内	580-0584
全北海道開発局労働組合（全開発）	札幌市中央区北三条西4丁目 合同庁舎	011-251-6347
全運輸省労働組合（全運輸）	千代田区霞が関2-1-3 運輸省内	580-4244
全運輸省港湾建設労働組合（全港建）	千代田区霞が関2-1-3 運輸省内	580-3111
全気象労働組合（全気象）	千代田区大手町1-3-4 気象庁内	212-4008
厚生省労働組合共闘会議（厚生共闘）	千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館	580-4782
全厚生職員労働組合（全厚生）	千代田区霞が関1-2-2	501-4881
全電波労働組合（全電波）	港区北青山2-7-14	401-1822
文部職員労働組合（文労）	千代田区霞が関3-2-2 文部省内	581-4211
会計検査院職員労働組合（会検労）	千代田区霞が関3-2-1 会計検査院内	581-3251
人事院職員組合（人職）	千代田区霞が関2-1-2 人事院内	581-5311
国会職員組合連合会（国会職連）	千代田区永田町1-7-1 衆議院内	581-5111
総理府労働組合連合会（総理府労連）	新宿区若松町19-1	202-1111
総務庁統計局労働組合（統計労組）	新宿区若松町19-1	202-1111
全行政管理庁職員組合（全行管）	千代田区霞が関3-1-1 行政管理庁内	581-6361
地方公務員関係労働組合共闘会議（地公労）	千代田区六番町1 自治労会館	262-1576
全日本自治団体労働組合（自治労）	千代田区六番町1 自治労会館	263-0261
全国自治団体労働組合連合（自治労連）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-7963
全日本水道労働組合（全水道）	文京区本郷1-4-1 全水道会館	812-4221
東京都労働組合連合会（都労連）	千代田区丸の内3-6-2 都庁内	212-6931
政府関係特殊法人労働組合協議会（政労協）	千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館	251-6621
社会保険診療報酬支払基金労働組合（基金労組）	港区西新橋1-23-9 河野ビル	501-0323
全駐留軍労働組合（全駐労）	港区芝3-41-8	455-5971
沖縄国家公務員労働組合（沖縄国公労）	那覇市旭町34 官公労共済会館	0988-63-2702
<b>その他</b>		
総評・全国一般労働組合（全国一般）	千代田区三崎町3-5-6 造船会館	230-4071
全国一般労働組合同盟（一般同盟）	港区芝2-20-12 友愛会館	453-5969
全国農業協同組合労働組合連合会（全農協労連）	渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館	370-8327
全国生協労働組合連合会（生協労連）	渋谷区千駄ヶ谷4-1-13 生協会館	408-0067
全国山林労働組合（全山労）	文京区大塚3-28-7 全林野会館	945-6385
全国競走労働組合（全競労）	千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館	253-9309
<b>協議会・共闘組織</b>		
多国籍企業対策労働組合会議（多国籍労組会議）	中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル IMF・JC内	274-2461
統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）	北区滝野川3-3-1 ユニオン・コーポ	940-0401
政策推進労組会議（政推会議）	港区三田2-7-15 電力労働会館	454-0231
全国労働組合総連合（総連合）	港区三田1-10-3 電機労連会館	455-6804
全日本民間労働組合協議会（全民労協）	港区三田1-10-3 電機労連会館	456-3061
公益産業民間労働組合連絡会（公益民労）	港区三田2-7-15	455-0231

全日本倉庫運輸労働組合同盟（全倉運）	中央区入船1-2-9 秋山ビル	552-6561
鉄道弘済会労働組合（鉄弘労）	千代田区麹町6-1-18 麹町共栄ビル	262-9709
全日本航空産業労働組合総同盟（航空同盟）	大田区羽田空港1-6-3 日航機装ビル	747-7642
日本民間航空労働組合連合会（民航労連）	大田区羽田空港1-6-6 全日空労組内	747-5742

### 教 育

日本教職員組合（日教組）	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館	265-2181
全日本教職員連盟（全日教連）	千代田区麹町2-7-3 西川ビル	264-3861
日本高等学校教職員組合（日高教）（一ツ橋）	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館	230-0284
日本高等学校教職員組合（日高教）（麹町）	千代田区九段北1-9-12 谷内ビル	261-0422

### 医 療

日本医療労働組合協議会（日本医労協）	台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館	875-5871
全日本国立医療労働組合（全医労）	新宿区四谷4-10-3	355-0601
放射線影響研究所労働組合（放影研労組）	広島市南区比治山公園5-2	082-261-1873

### 商 業

全国商業・サービス・事務職労働組合連絡会議 （商サ事務労）	千代田区三崎町3-5-6 造船会館	230-1721
日本商業労働組合連合会（商業労連）	渋谷区代々木2-23-1 ニューステートメナー	370-4121
全日本ホテル労働組合連合会（ホテル労連）	千代田区三崎町3-5-6 造船会館	230-1381
観光・航空貨物産業労働組合連合会（観光労連）	千代田区三崎町3-5-6 造船会館	230-1721
全国商社労働組合連合会（全商社）	大阪市南区長堀橋筋1-44-1 グランドピア長堀橋	06-244-9201
全日本商業労働組合（全商業）	渋谷区千駄ヶ谷5-12-9	352-4323
チェーンストア労働組合協議会（チェーン労協）	豊島区東池袋2-29-8 西友労組会館	983-7169

### 公 務

公共企業体等労働組合協議会（公労協）	千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館	251-7471
全日本官公職労協協議会（全官公）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-7963
日本公務員労働組合共闘会議（公務員共闘）	千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館	251-6263
日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）	港区西新橋3-6-2 ツカサビル	436-1261
日本国家公務員労働組合協議会（国公労協）	千代田区霞ガ関1-2-1 全農林内	508-1395
全大蔵労働組合連絡協議会（全大蔵労連）	千代田区霞ガ関3-1-1 大蔵省内	581-4111
大蔵労働組合協議会（大蔵協議会）	千代田区霞ガ関3-1-1 大蔵省内	581-4111
大蔵省公務員連盟（大蔵連盟）	千代田区霞ガ関3-1-1 大蔵省内	581-2573
全国税労働組合（全国税）	千代田区霞ガ関3-1-1 大蔵省内	581-3678
国税労働組合全国会議（国税会議）	千代田区霞ガ関3-1-1 国税庁内	581-2573
中国国税職員組合（国税中国）	広島市中区上八丁堀6-30 広島国税局内	082-221-9211
全財務労働組合（全財務）	千代田区霞ガ関3-1-1 大蔵省内	581-4882
全国税関労働組合（全税関）	千代田区霞ガ関3-1-1 大蔵省内	581-4111
税関労働組合全国連絡協議会（税関労連）	千代田区霞ガ関3-1-1 大蔵省内	581-4111
大蔵省職員組合（大蔵職組）	千代田区霞ガ関3-1-1 大蔵省内	581-3725
全造幣労働組合（全造幣）	大阪市北区天満1-1-79 造幣局内	06-351-5361
全農林労働組合（全農林）	千代田区霞ガ関1-2-1 農林省内	508-1395
全林野労働組合（全林野）	文京区大塚3-28-7 全林野会館	945-6385
日本林業労働組合（日林労）	千代田区霞ガ関1-2-1 林野庁内	580-8891
建設省労働組合総連合会（建設総連）	北区堀船1-12-19 現業労協会館	919-7901
全建設省労働組合（全建労）	北区堀船1-12-19 現業労協会館	919-7901

労働組合名簿

金融業

全国金融労働組合共闘会議（金融共闘）	港区南青山5-3-2 全銀総連会館	400-4295
全国銀行従業員組合総連合（全銀総連）	中央区八重洲1-3-8 井田ビル	271-6971
市中銀行従業員組合連合会（市銀連）	中央区八重洲1-3-8 井田ビル	274-5611
全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）	港区南青山5-3-2 全銀総連会館	409-0441
外国銀行従業員組合連合会（外銀連）	港区南青山5-3-2 全銀総連会館	409-0444
全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀連）	港区南青山5-3-2 全銀総連会館	409-0447
相互銀行全国労働組合連合会議（相銀全労）	中央区日本橋小伝馬町16-8 共同ビル	661-4886
全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）	中央区日本橋3-3-5 新日東ビル	281-2595
全国信用金庫信用組合労働組合連合会（全信労）	港区南青山5-3-2 全銀総連会館	409-8512
全国信用保証協会労働組合連合会（全信保労連）	横浜市中区尾上町5-80	045-681-5561
全国生命保険労働組合連合会（生保労連）	渋谷区広尾1-3-18 広尾オフィスビル	446-2031
全日本損害保険労働組合（全損保）	中央区京橋2-7-19 守随ビル	535-6491
損害保険労働組合連合会（損保労連）	中央区八重洲2-7-9 相模ビル	273-7874
全国証券労働組合協議会（全証労協）	中央区日本橋茅場町2-1-1 第2証券会館	666-5450

電気産業

全日本電力労働組合協議会（全電力）	練馬区関町北4-4-15 全九電東京会館	929-4197
全国電力関連産業労働組合総連合（電力総連）	港区三田2-7-15 電力労働会館	454-5478
全国電力労働組合連合会（電力労連）	港区三田2-7-15 電力労働会館	454-0231
全国電力検針集金労働組合連絡協議会 （全国電力検集労連）	港区芝浦3-1-43 礎会館	455-8181

交通運輸業

全日本交通運輸労働組合協議会（全交運）	千代田区丸の内1-11-4 国労会館	215-0681
同盟交通運輸港湾協議会（同盟交運協）	港区芝2-20-12 友愛会館	453-5371
国鉄労働組合（国労）	千代田区丸の内1-11-4 国労会館	212-0480
国鉄動力車労働組合（動労）	品川区西五反田3-2-13 動力車会館	491-7191
鉄道労働組合（鉄労）	港区芝2-20-12 友愛会館	453-9081
全国鉄動力車労働組合連合会（全動労）	北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ303	940-2671
国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）	千葉市要町2-8 動力車会館	0472-22-7207
全国鉄施設労働組合（全施労）	千代田区丸の内1-8-1 東鉄旧庁舎内	213-4348
日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）	港区高輪4-3-5 私鉄会館	473-0166
全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-7243
日本都市交通労働組合（都市交）	港区芝浦3-1-35	451-5221
全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）	千代田区霞ヶ関3-3-3 全日通霞ヶ関ビル	503-2171
全日通労働組合（全日通）	千代田区霞ヶ関3-3-3 全日通霞ヶ関ビル	581-2261
全日本運輸一般労働組合（運輸一般）	北区滝野川3-3-1	910-1536
全国自動車交通労働組合連合会（全自交労連）	渋谷区千駄ヶ谷3-7-9	408-0875
全国自動車交通労働組合総連合会（自交総連）	台東区根岸2-18-2 永谷マンション201	875-8071
日本自動車運転士労働組合（自運労）	目黒区中目黒2-3-12	711-9387
新産別運転者労働組合（新運転）	新宿区西早稻田3-29-20	202-3503
全日本海運労働組合連合会（全海連）	港区新橋2-20-15 駅前ビル 8階10区	573-2401
全日本海員組合（海員）	港区六本木7-15-26	403-6251
船舶通信士労働組合（通信士組合）	港区芝浦1-14-8	451-0464
全国港湾労働組合協議会（全国港湾）	品川区南大井6-24-14 第5下川ビル	768-1350
全日本港湾労働組合（全港湾）	大田区山王2-31-4	774-4141
日本港湾労働組合同盟（日本港湾）	港区海岸3-1-11 栗林運輸労組内	451-2343
日本港湾労働組合連合会（日港労連）	品川区南大井6-24-14 第5下川ビル	768-4681

アルコール専売労働組合（アル専）	港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	433-7126
全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-3486
全日本食品労働組合連合会（食品労連）	渋谷区広尾1-3-18 広尾オフィスビル	446-2082
全国麦酒労働組合連合会（全国ビール）	港区南青山3-18-4	408-6241
食品同業労組連絡会議（食品同業）	渋谷区笹塚1-47-1111 全中村屋労組内	460-7560

### 文化産業

全国マスコミ・文化労働組合共闘会議 （マスコミ・文化共闘）	新宿区三栄町17 木原ビル	353-2691
全国映画演劇労働組合（全映演）	千代田区有楽町1-8-1 日比谷パークビル	201-4476
映画演劇労働組合総連合（映演総連）	港区新橋2-10-9 ダイワビル	591-3039
全印刷局労働組合（全印刷）	北区西ヶ原3-59-12 全印刷会館	910-7131
全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）	文京区春日2-1-5 第2 荒井ビル	812-4007
全日本印刷産業労働組合協議会（印刷労協）	文京区小石川4-13-24 共同印刷楽水記念館	812-9100
全国印刷関連労働組合協議会（印刷関連労協）	新宿区市ヶ谷加賀町1-1-1 大日本印刷労組内	268-2812
日本出版労働組合連合会（出版労連）	千代田区神田駿河台1-8 お茶の水ビル	294-2478
日本新聞労働組合連合（新聞労連）	千代田区三崎町3-5-6 造船会館	265-8641
日本放送労働組合（日放労）	渋谷区神南2-2-1 NHK放送センター	465-1647
日本民間放送労働組合連合会（民放労連）	新宿区三栄町17 木原ビル	355-0461
日本音楽家ユニオン（音楽ユニオン）	渋谷区宇田川町4-8 昭和ビル	464-8027

### 通信業

全通信労働組合（全通）	文京区後楽1-2-7 全通会館	812-4261
全日本郵政労働組合（全郵政）	渋谷区千駄ヶ谷1-20-6	478-7101
電気通信情報産業労働組合連合（電通労連）	千代田区神田駿河台3-6 全電通会館	253-3214
全国電気通信労働組合（全電通）	千代田区神田駿河台3-6 全電通会館	257-1551
日本電信電話労働組合（電電労組）	杉並区成田東3-12-13	318-4118
国際電信電話労働組合（国際電電労組）	新宿区西新宿2-3-2 KDDビル	347-6862
全国電気通信共済会労働組合（電済労）	港区虎ノ門1-23-10 山県ビル	502-0531
全国通信建設労働組合（全国通建）	千代田区神田駿河台3-6 全電通会館	255-2865
電算機関連労働組合協議会（電算労）	新宿区西新宿7-14-3 松本ビル	369-1287

### 建設業

全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会 （建設労連）	千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館	251-0311
全国建設労働組合総連合（全建総連）	新宿区高田馬場2-7-15	200-6221
建設産業労働組合同盟（建設同盟）	港区芝2-14-5 加藤ビル	454-0951
全日本建設運輸連帯労働組合（全日建運輸）	港区芝大門1-1-9 塚本ビル	431-4680
日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）	渋谷区千駄ヶ谷1-30-8 千駄ヶ谷第7大京ビル	403-7976
電工労連	文京区本郷3-39-5 武内ビル	816-3021
全日自労建設一般労働組合（建設一般全日自労）	新宿区百人町4-7-2	360-8021
全国民主自由労働組合（全民労）	港区海岸通3-2-1	452-0547
全国自由労働組合連合会（全国自労・広島）	広島市南区旭1-15-2	082-251-6491
全国自由労働組合（全国自労・福岡）	福岡市博多区吉塚町5-5-15	092-611-2497
住宅産業労働組合連絡協議会（住宅労協）	豊島区池袋本町1-34-8 全日電建労組内	988-5420



労働組合名簿

車輜産業労働組合協議会（車輜労協）	名古屋市熱田区三本松町1-1 日本車輜労組内 052-872-0369
航空産業労働組合協議会（航空労協）	各務原市川崎町1 川崎重工労組岐阜支部内 0583-82-5711
同盟三菱自動車工業労働組合 （同盟三菱自工労組）	港区芝2-20-12 友愛会館 455-5266
全国金属家具産業労働組合協議会 （金属家具労協）	横浜市中区弁天通2-25 関内キャピタルビル 045-212-1071
全国ミシン労働組合協議会（全ミ労）	小金井市本町1-14-25 蛇の目ミシン労組内 0423-83-1212
<b>化学産業</b>	
全国化学産業労働組合協議会（全国化労協）	港区芝5-26-30 専売会館 454-4459
日本化学エネルギー労働組合協議会 （化学エネルギー労協）	千代田区富士見2-10-28 フジボウ会館 239-3033
合成化学産業労働組合連合（合化労連）	港区芝5-26-30 専売会館 452-5591
全国化学一般労働組合同盟（全化同盟）	港区芝2-20-12 友愛会館 453-3801
全国化学労働組合総連合（化学総連）	港区三田1-10-3 電機労連会館 454-2491
全国フェロアロイ産業労働組合協議会 （全国アロイ労協）	中央区日本橋小網町8-2 駒木ビル 日本重化学工業労組内 668-5628
新産別全化学産業労働組合連合（新化学）	港区西新橋3-9-7 高橋ビル 433-6486
全日本ゴム産業労働組合総連合 （全日本ゴム労連）	豊島区目白2-3-3 ゴム産業会館 984-5656
全国油脂産業労働組合協議会（全国油労協）	中央区日本橋室町2-8 古河ビル 旭電化工業内 241-0392
全日本塗料労働組合協議会（全日塗）	大阪市淀川区西中島4-5-9 浅井ビル 06-304-7756
日本紙パルプ労働組合協議会（紙パ労協）	港区北青山2-12-4 478-8401
全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）	港区北青山2-12-4 402-7656
全日本紙パルプ・紙加工産業労働組合総連合 （紙パ総連合）	港区芝2-20-12 友愛会館 451-2513
石油産業労働組合連絡会（石油労組連絡会）	港区芝1-4-9 平和会館 451-0087
同盟石油産業労働組合連絡協議会（同盟石油労協）	千代田区永田町2-11-2 星ヶ岡ビル 580-4231
全国石油産業労働組合同盟（石油同盟）	千代田区永田町2-11-2 星ヶ岡ビル 580-3163
全国石油産業労働組合協議会（全石油）	港区芝1-4-9 平和会館 451-4986
全国ガス労働組合連合会（全国ガス）	墨田区緑2-13-7 632-1238
全国セメント労働組合連合会（全国セメント）	港区新橋5-29-2 436-3666
全国窯業労働組合連合会（全窯連）	名古屋市瑞穂区平郷町3-11 窯連会館 052-882-4562
全国砥石産業労働組合連絡協議会（全砥労協）	名古屋市西区則武新町3-1-36 ノリタケカンパニー労組内 052-561-7111
全国皮革産業労働組会連合会（全皮労連）	足立区千住緑町1-1 888-5111
石綿スレート労働組合協議会（石ス労協）	神戸市中央区浪花町15 078-391-3340
<b>繊維産業</b>	
ゼンセン同盟	千代田区九段南4-8-16 ゼンセン会館 265-7521
日本繊維産業労働組合連合会（繊維労連）	中央区京橋3-1-2 片倉ビル 281-4806
<b>食品産業</b>	
たばこ産業労働組合共闘会議（たばこ共闘）	港区芝5-26-30 全専売会館 455-1542
全日本たばこ産業労働組合（全たばこ）	港区芝5-26-30 全専売会館 453-2191

# 労働組合名簿

(1985年9月30日現在)

## 中央組織

日本労働組合総評議会(総評)	千代田区神田駿河台3-2-11	251-0311
全日本労働総同盟(同盟)	港区芝2-20-12 友愛会館	453-5371
全国産業別労働組合連合(新産別)	港区西新橋3-9-7 高橋ビル	433-3461
中立労働組合連絡会議(中立労連)	港区三田1-10-3 電機労連会館	455-6801

## 鉱業

石炭労働組合協議会(石炭労協)	港区芝2-20-12 友愛会館	454-5633
日本炭鉱労働組合(炭労)	中野区中央3-9-2 炭労会館	371-9151
全国石炭鉱業労働組合(全炭鉱)	港区芝2-20-12 友愛会館	453-4721
全国炭鉱職員労働組合協議会(炭職協)	中央区日本橋室町2-1-1 三井ビル	241-6838
日本非鉄金属産業労働組合連合会 (日本非鉄金属労連)	品川区東五反田5-21-15 全鉱会館	441-7191
全日本資源産業労働組合連合会(資源労連)	港区西麻布1-3-8 六本木アゼリアビル	402-6666

## 金属産業

金属共闘全国連絡会議(金属共闘)	千代田区三崎町3-5-6 造船会館	265-1921
全日本金属産業労働組合協議会(IMF・JC)	中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル	274-2461
日本鉄鋼産業労働組合連合会(鉄鋼労連)	中央区新川1-23-4 鉄鋼労連会館	555-0401
機械金属労働組合会議(機労会議)	千代田区丸ノ内2-3-2 郵船ビル 日本精工労組内	284-1657
全日本エンジニアリング産業労働組合協議会 (CEU)	新宿区西新宿3-4-7 栗田工業労組内	347-3033
全国金属労働組合(全国金属)	渋谷区桜ヶ丘15-11	463-4231
全国金属産業労働組合同盟(全金同盟)	港区芝2-20-12 友愛会館	451-2141
全国機械金属労働組合(全機金)	港区西新橋3-9-7 高橋ビル	434-3084
全日本アルミニウム産業労働組合協議会 (全日アルミ労協)	港区三田3-13-12 日本軽金属労組内	456-9620
全国アルミ産業労働組合協議会(アルミ労協)	堺市海山町5-200-1	072-29-2079
軽金属圧延労働組合協議会(軽圧労協)	裾野市平松85 三菱アルミ労組内	05599-2-4302
軽金属製錬労働組合協議会(軽金属製錬労協)	港区三田3-13-12 日本軽金属労組内	456-9620
全国伸銅労働組合連合会(全銅連)	堺市三宝町8-374	0722-33-1161
全日本光学工業労働組合協議会(光学労協)	板橋区相生町5-7 コパル労働会館	937-2302
全日本電機機器労働組合連合会(電機労連)	港区三田1-10-3 電機労連会館	455-6911
全日本電線工業労働組合(全電線)	品川区旗の台1-11-6	785-2991
全日本造船機械労働組合(全造船機械)	千代田区三崎町3-5-6 造船会館	265-1921
全国造船重機械労働組合連合会(造船重機労連)	港区芝2-20-12 友愛会館	451-6783
全日本自動車産業労働組合総連合会(自動車総連)	港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル	434-7641
日本自動車産業労働組合連合会(自動車労連)	港区海岸1-4-26	434-4721
全国機械産業労働組合協議会(機産協)	愛知県丹羽郡大口町下小口5-25-1 大隅労組内	05879-5-6677

統計図・表索引

第91表	1985年東京都議選党派別結果	382
第92表	『週刊民社』普及度	410
Ⅲ-I 政府の労働政策		
第93表	1985年度労働省予算(主要事項)	433
第6図	商業・サービス業等の8時間	

	労働制の特例・(9時間労働制)の段階的廃止	446
Ⅲ-V ILO		
第94表	社会保障収入の財源の割合	500
第95表	GDPと給付費の割合	500

	推定組織率の推移（単一労働組合，単位労働組合）	157
第3図	雇用者数，労働組合員数，推定組織率の推移	158
第50表	産業別労働組合員数および推定組織率（単一労働組合）	159
第4図	雇用者数，労働組合員数，推定組織率の対前年変動状況	159
第51表	企業規模別民間企業組合数および組合員数（単位労働組合）	160
第52表	新設，解散労働組合数および組合員数（単位労働組合）	162
第53表	産業別にみた実質的新設・解散労働組合員数（単位労働組合）	163
第54表	民間企業における企業規模別実質的新設・解散労働組合員数（単位労働組合）	163
第55表	組合の種類・地域別労働組合連合団体数	165
第56表	主要団体別労働組合員数の推移（単一労働組合）	166
第57表	産業，主要団体別労働組合員数構成比（単位労働組合）	166
第58表	適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比（単一労働組合）	167
第59表	都道府県別労働組合員数（単位労働組合）	168
II-III	<b>団体交渉と労働争議</b>	
第60表	労使協議機関の設置状況別事業所の割合	203
第61表	労使協議機関での付議事項，過去1年間の付議状況別事業所の割合	204
第62表	職場懇談会の有無，開催の形態別事業所の割合	205
第63表	今後企業に充実を希望する労使コミュニケーション施策別労働者の割合	206
第64表	今後重視する労使コミュニケーション施策別事業所の割合	206
第65表	労使協議機関の今後の方針，改善方法別事業所の割合	207
第66表	年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数	208
第5図	月間争議行為参加人員の推移	209

第67表	春季賃上げ争議の推移とその年間労働争議に占める割合	210
第68表	産業別争議行為をともなう争議の件数，行為参加人員および労働損失日数	211
第69表	企業規模別争議行為をともなう争議の企業数，行為参加人員および労働損失日数（民間企業のみ）	211
第70表	主要団体，争議行為をともなう争議の行為形態別行為参加人員および労働損失日数	212
第71表	労働争議の主要要求事項別件数	213
第72表	労働争議の解決状況	214
II-IV	<b>賃金闘争</b>	
第73表	1984年民間主要企業年末一時金要求・妥結状況（加重平均）	220
第74表	労働省調査による民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況	237
第75表	日経連調査による主要企業賃上げ要求・妥結状況	238
第76表	国民春闘共闘会議：傘下单産別回答・妥結状況（最終集計）	239
第77表	同盟：傘下单産別妥結状況（最終集計）	240
第78表	全民労協：傘下单産別（主要登録組合）妥結状況（最終集計）	241
II-IX	<b>労働者福祉運動</b>	
第79表	労働金庫の組織状況	308
第80表	労働金庫の事業概況	308
第81表	労働金庫の年間新規貸出および残高の使途別内訳	308
第82表	財形貯蓄実施状況	309
第83表	全労済契約状況	312
第84表	全労済経営状況の推移	312
第85表	1984年度全国生協の総合概況	314
II-XII	<b>政 党</b>	
第86表	国会の勢力分野	375
第87表	衆院定数は正の自民・野党案の比較	377
第88表	知事選の対決パターン	379
第89表	市長選における連合パターンの傾向	380
第90表	定数は正による増減区の変化	381

統計図・表索引

<b>I-I 労働経済の動向</b>			
第1表 一般職業紹介状況	66		
第2表 技能労働者の不足数	67		
第3表 雇用保険業務取扱状況	68		
第4表 労働力状態	69		
第5表 第1次, 第2次, 第3次産業別就業者数	71		
第6表 就業者の従業上の地位別構成	72		
第7表 雇用人の産業別構成比	74		
第8表 非農林雇用人の企業規模別構成比	74		
第9表 雇用人の職業別構成	75		
第10表 産業別常用雇用指数	76		
第11表 調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移	77		
第12表 産業別平均月間現金給与支給額	78		
第13表 学歴別初任給および学歴間・男女間格差	79		
第14表 製造業規模別賃金格差	80		
第15表 調査産業計, 製造業における都道府県別平均賃金指数	81		
第16表 常用労働者の種類別給与・内訳別人平均1カ月現金給与額	82		
第17表 常用労働者の性別1カ月平均現金給与額	82		
第18表 企業規模別にみた年齢別賃金格差	83		
第19表 労働時間の推移	84		
第20表 製造業規模別労働時間数と格差	85		
第21表 規模別労働時間の対前年周期増減率(製造業)	85		
第22表 性別労働力率と雇用人に占める女子の比率の推移	87		
第23表 短時間雇用人の推移	87		
第24表 欧米各国におけるパート労働者	89		
第25表 パートタイム労働者の産業別構成	90		
第26表 パートタイム労働者の企業規模別構成	91		
第27表 パートタイム労働者の年齢別構成	92		
第28表 女子パートタイム労働者の雇用形態変更希望の有無とその理由		92	
第29表 女子パートタイム労働者の労働条件		93	
第30表 派遣的労働者の属性・職種		95	
第31表 労働者名簿等を有する事業所の割合		96	
第32表 退職金制度等を有する事業所の割合		97	
第33表 派遣的労働者の労働時間		97	
第1図 就業条件の指示者について—「派遣先事業所の割合」		98	
<b>I-II 産業合理化と経営・労務</b>			
第34表 高齢者の処遇の変化		116	
第35表 法定外福利費の平均と構成		120	
<b>I-III 労働者の生活</b>			
第36表 物価指数		133	
第37表 消費者物価の費目別対前年上昇率および寄与度・寄与率		133	
第38表 生計費指数と消費者物価指数のウェイトおよび84年平均の対前年上昇率		134	
第39表 実際の消費者物価指数と生活実感との比較		135	
第40表 勤労者世帯の家計所得動向		136	
第41表 勤労者世帯の実収入増加に対する寄与率		137	
第42表 勤労者世帯の家計消費動向		139	
第43表 労働者世帯の家計黒字の動向		140	
第44表 非消費支出の対前年比較		142	
第2図 ホワイトカラーとブルーカラーの「中流意識」		142	
第45表 生活水準意識別の生活実態(30歳代後半家族世帯)		144	
第46表 年齢階層別にみた単身赴任率		146	
第47表 費目別, 世帯人員別標準生計費		150	
第48表 世帯類型別基準額の具体的事例		150	
<b>II-I 労働組合の組織現状と組織運動</b>			
第49表 労働組合数, 組合員数および			

労働組合推定組織率	156
——の国際比較	157
労災行政	125
労働災害	120
労働時間	84
総実——	84
所定内——	84
所定外——	84
労働時間短縮闘争	267
労働時間短縮問題	298
労働者共済運動	311
労働者住宅運動	318
労働者派遣事業法	448
——に反対する労働法学者の声明	274
労働者派遣事業法反対運動	272
労働者派遣法反対論集会(4.3)	273
労働者派遣法に反対する緊急集会(4.23)	273
労働者派遣法反対緊急大集会(5.28)	273
労働省	
——OA導入の作業・健康に及ぼす 影響調査	128
——「ゴールデンウィークにおける 連続休暇普及促進要綱」	445
——「製造業におけるサービス経済 化の進展と労働面への影響に關す る調査」	116
——「1985年度職業能力開発行政運 営方針」	440
——「労使コミュニケーション調査」	202
——「労働災害動向調査」	120
——「労働時間短縮の展望と指針」	445
——「労働者福祉施設制度等調査」	119
労働省職業安定局『業務処理請負事業 における派遣労働の実態(職業別労働 力実態調査結果)』	94

労働省予算	431
労働生産性	80
「労働戦線統一」の動き	172
労働争議	
——の件数	207
——の労働損失日数	208
——の参加人員	207
産業別規模別にみた——	209
主要要求別——と解決状況	212
主要連合団体別にみた——	212
春闘と——	208
老人福祉制度の改革	465
老人保健制度の再検討	470
労働大臣の所信表明	429
労働団体と野党との連携	377
労働分配率	80
労働法制の全面改悪に反対する中央討 論集会	272
労働法制の変化と女子の能力開発	59
労働白書	
労働4団体	
——の産業別組織状況	165
——の適用法規別組織状況	165
——の都道府県別組織状況	167
——の経済運営・予算編成にかんす る対政府要求	295
——の年金制度充実要求	289
——と野党4党の政策協議	375
労働4団体・全民労協時短担当者会議の発足	300
労働力人口	69
60歳代前半層雇用対策研究会第2次報告	437

## ワ行

ワールド・レイバー・レポート	498
----------------	-----

事項索引

——諸制度	31
——の実施状況	32
——の組織	34
企業内——	29
女子の——	56
中堅技術者の——	49, 52
中高年齢者の——	61
能力開発・人材養成計画	25

ハ行

派遣労働者の性格と実態	93
白ロウ病高松高裁判決	126, 266
8.15の運動	354
パートタイマー	118
パートタイム	
——の動向	86
諸外国における——の動向	88
パートタイム労働者の雇用構造	90
パートタイム労働対策要綱	445
反安保集会	355
反核・軍縮・平和のための諸活動	353
反核1000人委員会	352
「反核・日本の音楽家たち」の活動	353
反戦・反軍・反基地闘争	356
非核自治体の運動	351
ビキニデー原水協集会	350
ビキニデー焼津集会	350
被爆者援護法制定運動	350
被爆39周年原水爆禁止世界大会	349
標準生計費(人事院)	149
琵琶湖工事差し止め訴訟	366
不当労働行為事件の概要	280
ブルガリア労組	328
古河電気工業事件・原子燃料工業事件	
最高裁判決	282
平和事務所の設立	351
平和のためのヒロシマ行動	353
北方領土返還要求運動	358
ポーランド「連帯」労組	328
ボン先進国労組指導者会議	339

マ行

慢性ベリリウム肺	125
水俣デー(第2回)	366
水俣病全国連	367
南アフリカ労働組合会議	327
南夕張炭鉱事故	122
民社党	
——結党25周年	406

——佐々木委員長の辞意表明	406
——の人事抗争	407
——春日グループ	408
——の役員	412
——の党員数	409
——機関紙	409
——の定期刊行物	410
——の財政	410
——第30回全国大会	411
——1985年度運動方針	413
——1985年度政策	413
——の環太平洋構想	414
——の経済摩擦の提言	414
——の労働運動にかかわる方針	415
——と同盟との定期協議	415
——の国際活動	416
名目賃金	77
メーカー(第56回)	344
——の特徴	344
——アピール	345
——サブ・スローガン	345

ヤ行

野党4党と労働4団体の政策協議	375
指曲がり症	125
腰痛	123
予算修正問題	301

ラ行

離職率の推移	68
流動的労働力の有効利用	116
臨時教育審議会設置法案	370
臨時教育審議会	370
——第1次答申	370
老後保障闘争	288
労災・職業病闘争	265
労使コミュニケーション	201
労働基準政策	443
労働基準法研究会3部会中間報告	443
労働基準法研究会中間報告(労働時間関係)	444
——への批判	268
労働金庫運動	306
労働組合	
——の主要連合体	162
労働組合員数	155
産業別——	158
企業規模別——	160
都道府県別——	167
企業規模別実質的新設・解散——	161

——「ME機器導入に関する組合員の意識調査」	128
——VDT労働の管理基準	129
——の国際連帯活動方針	328
——と公明党との懇談会	404
——と自民党の懇談	378
——と民社党の定期協議	415
同盟の賃金闘争	231
——第3回中央闘争委員会	231
——中央総決起集会	231
——最終集計	236
——総括	245
同盟=AFL・CIO定期会談	329
同盟訪ソ代表团	329
同盟・中道4党代表団の訪ソ	370
同盟訪中団	329
同盟北欧訪問団	329
動労	
——第40回定期大会	194
——第41回定期大会	196
都市大空襲40周年	355
特定不況業種の指定	438
土壌汚染公害反対闘争	364

ナ 行

名古屋新幹線公害反対闘争	362
7.29中央集会	354
難聴訴訟判決	126
新潟水俣病	367
二階堂政権構想問題	376
日経連	
——第38回定時総会	478
——労働問題研究委員会報告	474
——の同盟逆生産性基準原理への批判	479
——「労働基準法研究会第2部会『労働時間関係』（中間報告）に対する意見」	480
——のゴールデンウィーク連続休暇批判	482
——「就職協定に関する調査」	483
——の共済年金法改正案への態度	485
——医療保険制度の統一元化に反対	486
——「労災保険改正に対する要望」	486
——児童手当存続に疑問	487
日産自動車事件最高裁判決	282
日ソ共産党首脳会談	418
日ソ労働組合交流委員会	327
日ソ労働組合の社会保障セミナー	328
日中青年友好交流	326, 329
日中労働者平和友好の1万人集会	326

日通グループ労協結成準備会	171
日本共産党	
——の新役員	419
——の党員数	419
——の機関紙	419
——の定期刊行物	420
——の財政	420
——第9回中央委員会総会	421
——第10回中央委員会総会	421
——の「併党」論批判	422
——の政策・声明・論文	422
——の労働運動にたいする方針	423
——の労働運動にかんする政策・声明・論文	424
——の労働組合大会などへの出席・あいさつ	424
——の国際活動	425
日本原水協集会	348
日本航空賃金差別紛争の解決	277
日本産業訓練協会調査	22
日本社会党	
——の党改革論争	383
——の新宣言草案	384
——の「連合のための国民的プロジェクト」	385
——の役員	385
——の党員数	386
——の機関紙	386
——の定期刊行物	386
——の財政	387
——第63回中央委員会	387
——第49回定期大会	388
——1985年度運動方針	390
——の労働運動にたいする方針	393
——の中期社会経済政策	391
——の朝鮮半島政策	392
——の「日米経済摩擦打開の中期的提言」	392
——の国際活動	395
日本生産性本部『雇用安定、労使協議制、公正配分の現状について』	204
入・離職率の推移	68
年金額の改正	468
年金制度の改革	467
年末一時金	
——闘争	219
——妥結状況	219
能力開発	
——の課題	27



事項索引

——のVDT労働規制の指標 129, 264  
 ——の労働災害・職業病の防止と補償についてのとりくみ方針 252  
 ——のILO未批准条約批准請願運動 276  
 ——の年金改革反対闘争 290  
 ——の共済年金改悪反対のとりくみ 292  
 ——の国際連帯活動方針 324  
 ——と公明党との定期協議 404  
 ——と自民党の初懇談 377  
 総評議長訪中代表团 326  
 総評東南アジア訪問代表团 326

タ行

単身赴任の現状と対策 119, 145  
 単身赴任減税問題 488  
 「太陽と緑の週」 268, 299  
 「太陽と緑の週」実現推進国民会議 298  
 退職給与引当金問題での労使合意 488  
 大卒就職協定 483  
 太平洋労組会議（第3回） 340  
 高島炭鉱爆発事故 121  
 田中角栄元首相の発病と入院 376  
 男女雇用機会均等法 452  
 男女雇用機会均等法をめぐるたたかい 275  
 地域別最低賃金額の目安 455  
 知事選 378  
 中央雇用対策審議会 483  
 中華全国总工会 326  
 ——代表団の来日 326  
 ——研究団の受入れ 326  
 中高年対策の推移 61  
 中小企業退職金共済審議会建議 447  
 中道4党首会談 370  
 中道4党・同盟代表団の訪ソ 370  
 中立労連  
 ——第11回定期大会 188  
 ——運動方針（84年度） 189  
 ——と自民党の初懇談 377  
 「中流意識」 141  
 朝鮮民主主義人民共和国 326  
 賃金  
 名目—— 77  
 実質—— 79  
 賃金格差  
 産業別—— 80  
 企業規模別—— 81  
 地域別—— 81  
 労働者種類別—— 82

男女別—— 82  
 年齢別—— 83  
 賃金闘争連絡会（85年）  
 ——の賃上げ要求 221  
 ——の日経連「労働問題研究委員会報告」批判 226  
 ——の総決起集会 227  
 ——の総括 246  
 定年制 115  
 テクノストレス 126  
 鉄鋼業 103  
 ——の合理化の特徴 103  
 ——高炉メーカーの雇用調整 103  
 中小——の合理化 104  
 鉄鋼労連  
 ——第71回定期大会 196  
 ——「労働時間短縮の中・長期指針」 270  
 電気・電子・通信技術者の不足 38  
 電機労連  
 ——第32回定期大会 193  
 ——「VDT作業に関する衛生対策基準」 265  
 ——「労働負担と心身健康」調査 128  
 ——の労働時間短縮闘争 269  
 ドイツ労働同盟 328, 330  
 ドイツ労働総同盟青年代表团 327  
 東京商工会議所「労働基準法中間報告に対する意見」 480  
 東京都議選 380  
 東独・ソ連訪問総評議長代表团 328  
 統一労組懇  
 ——年次総会 191  
 ——臨時総会 192  
 ——の春闘方針 222  
 ——の春闘総括 247  
 ——の年金改革反対闘争 291  
 東北新幹線公害反対闘争 363  
 同盟  
 ——第21回年次全国大会 183  
 ——の組織状況 164  
 ——の賃金白書 223  
 ——「84国民生活を豊かにする運動」 217  
 ——「太陽と緑の週」構想 268  
 ——の労働時間短縮闘争 268  
 ——「労働時間短縮に関する組合員の妻の意識調査」 145  
 ——の労働時間短縮の課題と要求 253  
 ——のME技術革新への対応に関する決議 253

職業能力開発政策	440	——日本起重機支部	255
職場における健康管理	119	——日本工作所支部	255
職業病	122	——の原発作業員実態調査	267
——と原子力発電	125	全国セメント	
女子の雇用管理	117	——大同コンクリート労組	257
女子の雇用機会	56	——日本ヒューム管労組	257
女子差別撤廃条約批准	452	全国中小企業団体中央会	
新規学卒者の需給状況	68	——『中小企業労働問題に関する考察』	477
新幹線公害反対運動	362	——「労働基準法研究中間報告（労働時間関係）」に対する意見	480
新産別		全専売の民間移行	170
——第37回定期全国大会	190	全自交高知地本芸東分会	258
——の組織状況	164	全造船機械三菱重工支部福岡工作分会	256
「新時代の企業内職業能力開発の課題と方向—新しい『学習企業』をめざして」	440	全通第38回定期全国大会	193
振動病裁判控訴審判決	278	全電通	
人事院勧告	457	——第37回定期大会	194
身体障害者福祉法の改正・施行	467	——第38回臨時大会	196
じん肺	123	——の民間移行	170
——と労基局の指導	123	——の電電民営化への対応	259
出稼労働者の——	124	全斗煥来日反対運動	356
じん肺訴訟判決	124	全民労協	
水質汚染公害反対闘争	365	——第3回総会	172, 186
水道機工事件最高裁判決	281	——活動方針	187
逗子市長リコール運動	357	——連合組織構想検討委員会中間報告	173
スト権回復を支持する会	277	——の組織状況	164
生活協同組合運動	313	——の賃金闘争方針	224
生活保護基準（厚生省）	150	——の賃金闘争総括	247
生活保護制度の見直し	467	——の経済運営にかんする対政府要求	301
「政権と労働組合調査団」（第3次）	326	——59～60年政策制度要求と提言	217
政治倫理審査会	376	——の「政策・制度要求と提言」	295
税制改革（85年度）	462	——『『中流意識』下のゆとりなき生活』	142
世界教員組合連盟第13回大会	334	——と公明党との協議	404
世界労連	330	創政会の発足	376
——第36回総評議会	313	造船重機労連第15回定期大会	194
——と労働組合インタナショナルの年次書記局合同会議	331	総評	
——第33回執行局会議	333	——第71回定期大会	178
石炭労協の結成	169	——第72回臨時大会	182
ゼンセン同盟第40回定期大会	196	——運動方針（84年度）	180
全国一般		——の「5項目補強見解」の「整理」	172
——第37回定期大会	194	——第4回拡大評議員会	174
——の全民労協参加棚上げ	171	——の組織状況	164
全化同盟労働協約標準案	255	——の秋季年末闘争方針	216
全港湾の合理化反対闘争	259	——の春闘総括	243
全国金属		——の労働時間短縮闘争方針	251
——第54回定期大会	195	——の労働時間短縮闘争	267
——草加鋼業争議	254	——のマイクロエレクトロニクス（ME）技術革新への対応方針	252
——熊本電子工業支部	254	——「VDT労働と健康調査」	127, 263

事項索引

国民春闘再構築東京懇談会・3.31大集	
会首都圏実行委員会	228
国民生活審議会「長寿社会への構図」	461
国民生活白書（昭和59年度）	148
国連軍縮週間（84年）	352
国労	
——第46回定期大会	195
——の余剰人員対策への対応	260
国会	
第101特別——	369
第102通常——	374
国会議員の党籍の変更	378
「国家機密法案」に反対する運動	358
雇用管理調査	115
雇用者	
——の産業別・企業規模別構成	74
——の職業別構成	74
——の雇用形態	75
雇用審議会定年延長部分の報告	437
雇用保険制度改正	439
雇用保険の指標	69
雇用・労働市場政策	435

サ 行

最高裁労働判例	281
向坂逸郎	385
桜田武	489
産業別最低賃金についての建議	456
時間短縮問題及び連休問題懇談会	302
市長選	379
自治労	
——第46回定期大会	195
——「地方自治破壊の『地方行革大綱』反対に関する要求書」	261
——の特別調査組合指定問題	171
——岩手県本部問題	171
私鉄総連	
——第49回定期大会	194
——沖縄県連争議	258
児童手当制度の改正	466
児童扶養手当法の改正	466
自動車産業の合理化	105
自動車総連「新技術導入に対応する指針」	263
自民党と労働団体との懇談	377
指紋押捺制度廃止・外国人登録法改正を求める運動	358
社会・公明両党間の政権構想協議	371
社会・公明第1回政策委員会	372

社会主義協会	384
社会党を支持し強める会	394
社会福祉制度の見直し	465
社会保障関係法案（102国会）	471
社会保障費の国際比較	499
社会保障予算拡充闘争	285
社会保障をめぐる新しい環境	470
社内検定認定制度	442
社内集合研修	53
衆院の定数は正問題	376
秋季年末闘争（84年）	216
就業構造	72
就業者の従業上の地位別構成	73
就業人口	69
自由ドイツ労働総同盟	328
11.19行動	354
春季賃上げ額と率	79
春季闘争（1985年）	221
——の諸要求	225
——のとりくみ	225
——労働4団体・全民労協1.29総決起集会	226
——における金属労協への回答	229
——私鉄大手ストなし決着	229
——中小組合の状況	230
——賃上げ額と率	79
——妥結状況	236
——総括	242
障害者雇用対策	438
生涯能力開発給付金制度	442
商業・サービス業などにおける労働時間の特例の廃止	445
商業労連「安全衛生に関する基準労働協約」	266
消費者物価の動向	132
生活実感からみた——	134
情報処理技術者	
——の需給	45
——の確保策	46
——の育成計画	49
——の労働市場	51
——のキャリア・パス	51
情報通信産業関連労組政策連絡会議	171
常用雇用指数	75
職業安定行政の重点施策	436
職業訓練法の改正	451
職業能力開発行政の運営	440
職業能力開発サービスセンター	441

—日本型年金制度をめざして」	485	公明・民社両党間の政権構想協議	373
警察拘禁二法反対運動	279	合成洗剤追放第11回全国集会	365
健康政策	463	合理化	
健康保険制度改正法の施行	469	鉄鋼業の——	103
健康保険法改革反対闘争	286	自動車産業の——	105
健保改悪反対中央連絡会	287	電子・電機産業の——	106
健康問題	122	造船業の——	108
原水爆禁止1984年世界大会	346	国鉄の——と民営・分割問題	110
——国際会議	346	「合理化」対応方針	
——広島	347	総評の——	251
——長崎のひろば	348	同盟の——	253
——東京宣言	347	「合理化」への対応（主要労組）	254
——ヒロシマアピール	348	国際音楽放送映画演劇労連 I S E T U	
減税実行委員会	297	大会	334
厚生省「人生80年型社会懇談会」	461	国際化学エネルギー一般労連 I C E F	
厚生省予算	462	第18回定期大会	335
厚生白書（84年版）	461	国際産業別組織	334
高知振動病訴訟控訴審判決	126, 266	——総会	337
高等教育卒業者の需給	43	国際自由労連	334
高齢化対策（企業の）	115	——第86回特別執行委員会	336
高齢者雇用対策の概要	436	——第87回執行委員会	337
公益民労	170	——第4回世界婦人会議	338
公害・環境破壊の現状	359	国際自由労連アジア太平洋地域組織	
公害指定地解除反対の3月公害総行動	360	I C F T U ・ A P R O 南太平洋労組	
公害補償法の見直し	359	会議	337
公企体賃闘の仲裁移行	230	国際商業労働者会議（第7回）	330
公務員共闘春闘スト	229	国際自由労連アジア太平洋地域組織	
公明党		I C F T U ・ A P R O の パ プ ア ・ ニ	
——結党20周年	396	ューギニア・シンポジウム	337
——の20年と現状	396	国際繊維被服皮革労組連盟 I T G L W F	
——の役員	401	第4回世界大会	336
——の党員数	397	国際炭鉱・エネルギー労組会議	331
——の議員数	397	国際郵便電信電話労連 P T T I 第9回	
——の機関紙	397	アジア地域大会	335
——の定期刊行物	397	国際反戦デー	354
——の財政	398	国際労働組合組織	323
——第47回中央委員会	398	——への日本労働組合の加盟関係	324
——第48回中央委員会	398	国鉄	
——第50回中央委員会	399	——の合理化と民営・分割問題	110
——第22回全国大会	400	——の「余剰人員の調整策」	110
——1985年活動方針	402	——の「余剰人員対策」の実施状況	111
——1985年基本政策	403	国鉄再建監理委員会最終答申	113
——の労働運動にたいする方針	403	国民春闘共闘会議	221
——と総評との協議	404	——の発足	221
——と同盟との懇談	404	——の春闘白書	223
——と全労協との協議	404	——のヤマ場設定	227
——の労組大会・集会への出席	405	——の家計調査	141
——の国際活動	405	——の生計費指数	134

## 事項索引

ア 行			
ICEF職業衛生世界会議	339	ME化対策指針	262
ILO		ME問題	262
——第70回国際労働総会	491	OA・FA問題	262
——の雇用政策勧告	492	OA化と人材育成	54
——のPIACT	492	カ 行	
——理事改選	492	開発と新国際経済秩序にかんするアジ	
——の機構改革	492	ア太平洋労働組合会議	332
——国際労働基準	493	科学技術と社会保障政策	470
——条約の批准の進展	501	「家計調査報告」(総務庁統計局)	137
——繊維委員会	494	核禁会議全国集会	350
——郵電合同委員会	495	核軍縮を求める22人委員会	351
——内陸運輸委員会	495	核の危機に関するセミナー	352
——の調査研究報告	498	カナダ労働評議会CLC	327
ポーランドの——脱退	496	カネミ支援運動	361
——日本の人勧・仲裁問題	493	カネミ訴訟判決	361
総評の——未批准条約批准請願運動	276	紙パ労協の結成	169
IMF第26回世界大会	339	紙パ労連三善加工労組	258
IMF・JC→金属労協		カールビンソン寄港反対運動	355
ITF(国際運輸労連)加盟組合連絡		環境週間・第10回全国公害被害者総行	
協議会	170	動デー	360
アジア交運労組セミナー	340	官公労の統一・再編をめぐる動き	175
アジア・太平洋における平和と協力を		完全失業者	69
めざす国際労働組合会議	334	技術系以外の新卒需給	41
アジア労組定期会談	329	技術者需給の国際比較	40
アジア4地域労働組合セミナー(第2回)	325	技能者教育	52
アフリカ労組統一機構	327	——の重点	53, 54
安中公害訴訟	364	——の企業規模間格差	54
イギリス炭労	327	技術職への需給	36
イタイイタイ病国際セミナー	364	技能労働者需給状況	67
一般職業紹介状況	67	給与関係閣僚会議	218
医療従事者の養成政策	463	教育委員準公選運動	357
医療団体連絡会議	288	教育訓練予算	31
医療費	449	共済年金改革法案	468
——の改定	469	金属労協(IMF・JC)	
——の適正化	469	——第23回定期大会	192
医療保障闘争	287	——の賃金白書	224
VDT労働	263	——の集中回答日設定	227
総評の——調査	127	——の賃金闘争総括	247
総評の——規制指標	129	経営課題	26
同盟の——管理基準	129	経済同友会	
AFL・CIO	326	——「ME化の積極的推進と労使関	
ME化の波	22	係—『中間労働市場』の提案」	117, 484
		——「人生80年時代の公的年金制度	

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
<p>の大同団結を訴えるアピール発表。353</p> <p>5. 3 全国憲法研究会(代表池田政章立大教授)が護憲講演会を開催, 450人が参加。護憲連合, 憲法会議, 新護憲も集会などを開催。</p> <p>5.15 平和とくらしを守る県民総決起大会, 那覇, 宮古, 八重山, 久米島で1万3000人。</p> <p>5.22 原水協代表理事懇談会, 中国で開かれる平和フォーラム(6.4~6.6)に赤松宏一事務局長の派遣を決定。</p> <p>5.25 〈なくせニュークス・中野のつどい〉(~5.26)。市民グループ等約30団体が主催, 中野区後援。〈私の反核宣言〉募集。</p> <p>5.26 日本平和委等中央4団体, 東北6県F16・トマホークくるな連絡センターなど主催, 三沢集会開く。26都道府県から1万人が参加。356</p> <p>6. 1 〈パレスチナ人とユダヤ人の共存の可能性を研究する国際シンポジウム〉(~6.6, 東京, 大阪, 広島)。栗野鳳, 宇都宮徳馬らの呼びかけ。</p> <p>6. 2 下総基地の米軍使用に反対する6市・2町連絡協議会, ジェット機はいや住民集会, 5000人。356</p> <p>6. 5 京都市議会, 国家機密法全国初の撤回決議。358</p> <p>6. 6 トマホーク積載可能艦入港抗議集会, 護憲・反安保神奈川県民実委主催, 横須賀臨海公園, 500人。356</p> <p>6.11 社党・総評等主催で〈スパイ防止法〉粉碎緊急各界代表者会議。共産党・統一労組懇等も国家機密法阻止各界代表者会議開催。358</p> <p>6.15 一坪反戦地主会の1573人が嘉手納基地内民有地の使用認定取消し求め行政訴訟を起す。</p> <p>6.16 〈日本はこれでいいのか市民連合〉等で組織した実行委主催, 反安保・反日韓条約集会, 3000人。355</p> <p>6.23 安保廃棄, 国家機密法阻止等で統一行動, 小牧基地大行動に6500人等。東京などでは街頭宣伝。355</p>	<p>犯行と断定。</p> <p>4.24 長崎の三菱高島砒で爆発, 死者11人。121</p> <p>4.30 〈緑の文明学会〉設立(会長・茅誠司)。</p> <p>4. 1 放送大学開設。</p> <p>5. 8 神奈川県警外事課・川崎臨港署, 指紋押捺拒否で在日韓国籍男性を逮捕, 5.10 処分保留で釈放。</p> <p>5. 9 岐阜県立高校生, 科学万博修学旅行中, 教師に殴られて死亡。</p> <p>5.11 警察庁, 84年の自殺者2万4600人で戦後2位, 中高年者で増加と発表。</p> <p>5.17 三菱南夕張砒業所でガス爆発事故, 死者62人, 重軽傷24人。5.22事故原因は検知器の設置ミスと判明。122</p> <p>5.20 環境問題などで〈世界大都市サミット会議〉開催(~5.22, 東京), 19都市参加。</p> <p>5.23 労働省, 人材派遣の実態調査を発表。93</p> <p>5.28 最高裁, 〈狭山事件〉の石川一雄被告の再審請求につき, 特別抗告を棄却。</p> <p>6. 4 国民生活審中間報告〈人生80年時代の新たな経済社会システムのあり方〉策定。461</p> <p>6.10 初のコンピューター郵便サービス開始(東京-大阪間)。7.1 超特急郵便開始。</p> <p>6.18 〈詐欺商法〉の豊田商事永野一男会長, 自宅で襲撃され刺殺される。</p> <p>6.24 社員募集の65%は男子のみ, 44%が女子社員の昇進機会なし(労働省調査)。</p> <p>6.28 日本人の平均寿命は男74.54歳, 女80.18歳(厚生省〈84年簡易生命表〉)。</p> <p>6.末 全国の指紋押捺拒否者は490人。</p>	<p>1万5000人を解雇。</p> <p>5. 2 第11回主要先進国首脳会談開催(~5.4, ポン)。終戦40年の政治宣言, 経済宣言採択。</p> <p>5. 8 レーガン米大統領, 欧州議会の演説で, 戦略防衛構想を軸とする対ソ関係6原則を表明。</p> <p>5.10 インド, 20カ所で同時に爆弾テロ。死者79人に。</p> <p>5.13 アジア・太平洋における平和と協力をめざす国際労働組合会議(~5.14)。334</p> <p>5.17 南北朝鮮経済会談再開。</p> <p>5.17 韓国の各大学で光州事件の真相究明・責任追及を求め, 一斉に集会やデモ。68大学で3万6000人参加。5.23 学生62人, 米国文化センターを占拠。光州事件に対する米国の公開謝罪・全斗煥政権の退陣を要求。5.26自主退去。</p> <p>6. 3 英, 社会保障制度の根本的見直し作業終了。フェウラー社会保障相, 個人責任による改革の方向を強調。</p> <p>6. 8 ハンガリーでソ連・東欧圏初の完全複数候補制による総選挙, 非党員の当選者23%を占める。</p> <p>6.11 ソ連・ゴルバチョフ共産党書記長, 科学技術革命によるソ連経済の効率的発展を訴える。</p> <p>6.12 スペイン・ポルトガルと欧州共同体(EC)加盟条約に調印。</p> <p>6.17 仏, ルノー公団, 86年末までに従業員を9万8000人から7万7000人に削減する計画を発表。</p> <p>6.28 欧州共同体首脳会議(~6.29, ミラノ)。日本に輸入拡大要求。</p>

政治・法律	経済・経営	労働運動
<p>等) 成立。5.24補助金問題関係閣僚会議設置。</p> <p>5.23 総務庁, 許認可事務など217項目につき規制の緩和, 撤廃必要と行革審に報告</p> <p>6.11 社会党党綱領等基本問題検討委作業小委, 党の性格を〈国民政党〉とした〈新宣言〉草案を策定。384</p> <p>5.27 労働省〈60歳代前半層雇用対策研究会〉最終報告。職安機能強化, シルバー人材センター拡充など提起。437</p> <p>5.31 自民党, 衆院定数は正の〈6増・6減〉案を衆院に提出。</p> <p>6.3 社会党掘副委員長ら同党国会議員23人が中部電力浜岡原発を視察。</p> <p>6.6 国家機密法案衆院に提出。6.25継続審議と決定。</p> <p>6.6 田中元首相事務所(イトーピア平河町ビル)閉鎖</p> <p>6.10 日米防衛首脳協議(ワシントン)。防衛協力の充実で一致。</p> <p>6.11 労働者派遣事業法成立。448</p> <p>6.13 雇用審定年延長部会中間報告。65歳まで仕事の場合確保を提言。437</p> <p>6.17 社・公・民・社民連, 定数は正統一案提出。376</p> <p>6.17 臨時行政改革推進審内閣機能等分科会, 内閣中枢の機能強化を提言した報告書を提出。</p> <p>6.19 児童扶養手当改正法成立。466</p> <p>6.21 民営分割化に消極的な仁杉国鉄総裁更迭。6.25杉浦新総裁任命。113</p> <p>6.24 女子差別撤廃条約批准。政倫審設置決定。452</p> <p>6.26 臨教審, 第1次答申を提出。370</p>	<p>5.12 経済同友会〈人生80年時代の年金制度〉発表。公的年金の抑制を提言。485</p> <p>5.13 NTT, 10社と合併で人材派遣会社〈総合通信エンジニアリング〉設立。</p> <p>5.14 経団連, 保護・規制型から企業の自助促進へ産業政策転換を提言。</p> <p>5.14 日米鉄鋼協定発効。</p> <p>5.16 日経連総会で大槻会長, 〈5%ベアは負担重い〉と賃上げに不満表明。478</p> <p>5.17 基盤技術研究円滑化法成立。375</p> <p>5.20 物価安定政策会議, 11年ぶりの物価政策〈物価安定の持続のために〉提言。</p> <p>5.30 国鉄, 来春大卒募集中止を発表。</p> <p>5.1 大協石油と丸善石油合併で合意。</p> <p>5.26 高齢者雇用開発協会専門職の地位向上等提言。116</p> <p>6.1 国鉄, 余剰人員対策本部設置。</p> <p>6.7 通産省, 黒字減らしで主要60社に要請の輸入拡大策の内容まとまる。前年比50億ドル増の輸入増計画。</p> <p>6.8 本四連絡橋, 神戸一鳴門ルート大鳴門橋開通。</p> <p>6.12 社会経済国民会議《国民会議白書》発表。主婦の余暇的パートの労働市場への参入抑制等主張。</p> <p>6.18 電気通信審, 第2電電の5社一括許可を答申。</p> <p>6.21 郵政相, 正式許可。</p> <p>6.19 総務庁, 国鉄に用地処分追加, 車両工場統廃合など合理化を求める行政監察結果まとめる。</p> <p>6.25 対外経済対策推進本部, 1850品目の関税引下げ・撤廃を決定。</p>	<p>集会, 民放労連, 東京海上, 観光労連など150組合1000人参加。</p> <p>4.25 労働4団体と全民労協, 男女雇用機会均等法案の参院社労委可決に対して批判の共同声明発表。276</p> <p>5.1 第56回メーデー, 全国1136カ所, 423万人が参加。初めてスポーツ祭典開催, 中央式典では政党代表挨拶復活。344</p> <p>5.13 総評, 作業時間は1日4時間以内等を内容とする〈VDT労働規制のための指標〉発表。5.15〈VDT労働と健康調査〉結果発表。127, 264</p> <p>5.22 国労, 民放労連など90団体, 派遣法に反対する連絡会結成。</p> <p>5.23 炭労, 三菱南夕張炭鉱災害で保安軽視に抗議し, 全国10支部のヤマ元で30分の時限スト等を実施。</p> <p>5.28 総評・東京地評, 労働者派遣法反対で緊急集会。6600人。273</p> <p>5.31 総評拡評, 80年代に全的統一のための合意形成と国際自由労連との交流等の方針案決定。174</p> <p>6.1 商業労連・鉄鋼労連・電力総連, 国際自由労連に正式加盟。</p> <p>6.3 情報通信産業関連労組政策連絡会議発足。全通, 全電通など6組織。事務局長は松尾KDD労組委員長。171</p> <p>6.9 国際金属労連第26回世界大会(〜6.14, 東京), アジアで初めての開催。339</p> <p>6.15 全国海貨労協結成。44組合5000人。</p> <p>6.18 総評, 共済年金改悪阻止で決起集会, 5000人。292</p> <p>6.19 商業労連〈21世紀型労働運動へのシナリオ〉(仮)の中間報告発表。</p> <p>6.25 国労全国戦術委, 監理委答申にストを含む闘争戦術を決定。</p> <p>6.26 全民労協資源部会, 初めて東電福島第2原発を視察, 総評系の5労組も参加。</p>

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
<p>3. 3 日本ペンクラブ主催, 第1回〈平和の日〉の集い。353</p> <p>3. 4 沖縄県統一連など4団体, 米韓合同演習〈チームスピリット'85〉に対する抗議・監視行動を行う(〜3.10)。356</p> <p>3. 8 児童文学者高木敏子らの呼びかけで東京平和祈念館の建設を求めコンサート開催。並木路子出演, 1000人</p> <p>3. 9 東京大空襲40周年記念行事実行委主催〈二度と戦争を許さぬ都民のつどい〉, 都内4会場で開催。355</p> <p>3.13 相模原地区労・社会党など, 相模総合補給廠兵器搬入反対・'85国民春闘勝利決起集会, 1000人。356</p> <p>3.21 原水禁・総評等60団体5万3000人, 〈平和のためのヒロシマ行動〉。353</p> <p>3.23 医師・弁護士ら〈精神医療人権基金〉設立。</p> <p>4. 2 社党・県労会議など, F16三沢配備・核燃料ミサイル基地建設反対上十三北方集会, 三沢市, 500人。356</p> <p>4. 8 女性による民間教育審議会(俵萌子代表)結成。</p> <p>4.14 原水禁運動発祥の地・杉並で初心に帰り誰でも参加できる反核運動をと, 草の根交流会230人が平和行進。</p> <p>4.16 宇都宮徳馬らの呼びかけで実現した〈平和の船〉, 300人乗せ, 初めてソ連, 中国, 朝鮮民主主義人民共和国の同時訪問に出港。</p> <p>4.23 自由法曹団など59団体で国家機密法案反対緊急各界代表者会議開催。4.28アムネスティ・インターナショナル日本支部も反対表明。5.2自由人権協会(清水英夫代表理事), 意見書発表。358</p> <p>4.25 総評・社会党などの実行委主催, 〈外国人登録法の改正を求める中央集会〉。700人。358</p> <p>4.29 〈靖国神社公式参拝阻止・国営化攻撃粉碎実行委員会〉結成集会。東京・大田区南部労政会館, 300人。</p> <p>4.30 平和懇談会(呼びかけ人・楨枝前総評議長ら)の代表6人, 反核運動</p>	<p>円を割るのは初。</p> <p>2.19 理科・産業教育審, 〈情報化時代に対応した高校職業教育〉を答申。</p> <p>2.20 中野好夫没, 81歳。</p> <p>2.22 郵政省, 民放126社に深夜風俗番組の自粛を要望。</p> <p>2.23 川崎市, 指紋押捺拒否者を告発しないと決定。</p> <p>3.10 青函トンネル21年ぶりに本坑貫通。53.85kmで世界最長。利用法は未定。</p> <p>3.16 〈科学万博——つくば85〉開幕(〜9.16)。</p> <p>3.25 東京地裁, 創価学会3億円事件, 山崎正友被告に懲役3年実刑判決。</p> <p>3.26 仙台高裁, 生協組合員らが大手12社を訴えた〈鶴岡灯油裁判〉で360万円の損害賠償を命令。315</p> <p>3.27 宇井純〈公害原論〉閉講(開講70.10.12)。</p> <p>3.27 サラリーマン税金訴訟で最高裁, 現行税制を合憲と判断。</p> <p>3.29 半導体製造工場, 有毒ガス使用で, すでに8人の死者がいること判明(昭和大医学部山口裕助教授調査)。</p> <p>3.30 野上弥生子没, 99歳。</p> <p>3.一 厚生省, 明治7年以來110年ぶりで生活保護支給の男女格差を解消。</p> <p>4. 4 政府, 商業捕鯨からの全面撤退を正式決定。</p> <p>4.10 自治省, 京都市の古都保存協力税を許可。</p> <p>4.12 名古屋高裁, 新幹線公害訴訟で減速認めず賠償減額の判決。363</p> <p>4.17 大阪・天六ガス爆発(70年4月8日)事件で大阪地裁, 手抜き工事と断定。</p> <p>4.22 宮本共産党委員長宅盗聴器事件判決, 創価学会の</p>	<p>自主的団結権の保障を要求。</p> <p>3. 3 西独化学産業の基本協約で早期退職年金制度導入を協定。</p> <p>3. 3 英炭鉱労組代議員大会, スト終結を決定。3.5 スト終結, 職場復帰。</p> <p>3. 6 韓国政府, 指導的政治家14人に対する政治活動規制の解除を発表。</p> <p>3. 8 ボリビア労働総同盟賃上げ・大統領退陣要求ゼネスト突入。3.23賃上げ政府提案を受諾, ゼネスト終結。</p> <p>3.10 チェルネンコ・ソ連共産党書記長死去。3.11後任にゴルバチョフ党政治局員を選出。</p> <p>3.12 米ソ軍縮交渉開始。</p> <p>3.23 デンマーク・L O, 協約改訂交渉をめぐるスト突入。戦後最大の全国的ストに。3.30労使紛争強制介入法により収拾。</p> <p>4. 3 韓国野党の民韓党の当選者21名集団脱党, 新民党に入党。新民党92議席に。4.4 102議席となる。</p> <p>4. 4 スーダンでゼネスト。全土マヒ, 反政府行動高まる。4.6 クーデター, 大統領を解職し戒厳令。</p> <p>4.16 韓国, 大宇自動車で大幅賃上げ要求スト。4.24実質16.4%賃上げで妥結。スト解除。</p> <p>4.23 ボン先進国労組指導者会議(〜4.25)。339</p> <p>4.24 バンドン会議(〜4.25), AA会議30周年記念式典開催。〈新バンドン宣言〉採択。</p> <p>4.26 ワルシャワ条約機構加盟7カ国首脳会議, 同条約の20年延長で合意, 調印。</p> <p>4.27 南アの金鉱で黒人</p>



政治・法律	経済・経営	労働運動
<p>2.21 社・公両党首、〈政権構想〉で会談。371</p> <p>2.27 田中角栄元首相、東京通信病院に入院。4.28帰宅以後自宅で療養。376</p> <p>3.12 中曽根首相、安倍外相と共に故チェルネンコ書記長葬儀に出席(〜3.15)。3.14 ゴルバチョフと会談。</p> <p>3.20 政府、警察拘禁2法案の今国会提出を断念。</p> <p>3.26 自民党防衛力整備小委、防衛計画大綱見直し提言</p> <p>3.27 民社党佐々木委員長、辞意表明。406</p> <p>3.28 最高裁、新潟加治川水害訴訟で上告棄却判決。国の管理責任を認めず。</p> <p>4.1 青森県三沢基地に米空軍F16核攻撃機3機配備。</p> <p>4.4 自・社・公・民・社民連で、時短問題・連休問題懇発足。6.12 88年度以降からの5月4日休日化で合意。302</p> <p>4.5 弾劾裁判所、鬼頭元判事補の法曹資格を回復。</p> <p>4.18 社・公政策委初会合。共産党排除などの継承を確認。372</p> <p>4.19 経済摩擦に取り組むための〈政府・与党対外経済対策推進本部〉発足。</p> <p>4.23 民社党第30回大会(〜4.25)、塚本新委員長ら新3役選出。407</p> <p>4.24 国民年金法等改正成立。86.4.1 施行。467</p> <p>5.10 職訓法改正成立。10.1施行。451</p> <p>5.14 政府、指紋押捺法の簡略化と拒絶者への外国人登録証明書発給拒否を決定。</p> <p>5.17 男女雇用機会均等法成立。86.4.1 施行。452</p> <p>5.17 補助金削減一括法(国の補助金等の整理・合理化</p>	<p>構想20モデル地域発表。6.5 テレトピア促進協発足。</p> <p>3.14 東北・上越新幹線、上野一大宮間開業。</p> <p>3.19 日経連、労基研の労働時間関係報告に対する意見書発表。3.20日商も〈意見〉決議。480</p> <p>3.一 84年度国際収支、経常黒字、空前の370億ドル(大蔵省4月30日発表)。</p> <p>4.1 日本電信電話株式会社(NTT)と日本たばこ産業株式会社発足。</p> <p>4.4 トヨタ・GMの合弁会社NUMMI工場開所式。105</p> <p>4.5 政府、昭和60年度予算決定。一般会計52兆4996億円3.7%増、財投20兆8580億円1.2%減、一般歳出3年連続マイナス、防衛費は7%増。</p> <p>4.8 運輸審、国鉄運賃平均4.3%引上げを答申。4.20引上げ実施。</p> <p>4.9 政府、経済摩擦解消のため対外経済対策決定。首相、国民1人100ドルの外国製品購入を呼びかける。</p> <p>4.10 国鉄、余剰人員解消策の成果公表、退職者3万人超す。一時帰休395人、派遣出向2529人。</p> <p>4.19 郵政省、インテックなど5社の大規模VAN登録</p> <p>4.26 経済同友会、石原俊代表幹事就任。</p> <p>4.29 桜田武日経連名誉会長没。81歳。489</p> <p>4.30 日米航空協議、米が日本貨物航空の乗り入れ認めることで妥結。</p> <p>4.一 4月の貿易外収支、初の黒字(9300万ドル)。海外向け証券投資の急増が反映(大蔵省5月31日発表)。</p>	<p>係労組、余剰人員対策等につき当局と妥結。5.27国労、7年ぶりに臨時大会開き(〜5.28)、余剰人員対策諸協定を承認。260</p> <p>3.6 日教組中央委、田中委員長の臨教審出席をめぐる紛糾(〜3.7)。</p> <p>3.14 全専売第42回臨時全国大会(〜3.15)、〈全日本たばこ産業労組〉と改称。171</p> <p>3.16 自治労、地方行革本部設置。</p> <p>3.19 総評など、年金改悪反対で13単産がスト、24単産で職場集会。290</p> <p>3.26 新生・公益民労が発足。全自交労連など3組織が新参加、75万6000人を組織、代表幹事黒川私鉄総連委員長、鈴木電力総連会長。170</p> <p>3.27 総評、実効ある男女雇用平等法の実現要求集会、6500人。275</p> <p>3.31 国労東京地本、統一労組懇などの国民春闘再構築東京懇談会と3.31大集会首都圏実行委員会主催〈国民春闘勝利大集会〉、8万人。</p> <p>4.1 民間全電通が発足、NTTと経営協議会設置で基本合意。4.2〈労使関係に関する基本協定〉調印。170</p> <p>4.2 中立労連、労働者派遣法の早期成立を社・公・民・社民連に要請。</p> <p>4.9 全国港湾、賃上げなど求め24時間ストを実施。</p> <p>4.10 金属大手にベア回答、鉄鋼9000円3.87%、電機1万800円5.50%等。229</p> <p>4.11 私鉄大手8社、ベア1万2500円5.64%、4年連続のストなしで解決。229</p> <p>4.15 海員組合、外航部門9450円、(5.20%)アップで妥結。</p> <p>4.17 公務員共闘、人勧・仲裁裁定完全実施を求め最高1時間のストを実施。公労協はスト中止。229</p> <p>4.21 全民労協連合組織構想検討委連合体移行で検討メモを発表。5.22中間報告書発表、新連合体構想打ち出す。5.29全民労協三役会議、正式承認。173</p> <p>4.23 労働者派遣法阻止を要求する</p>

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
<p>1.12 〈国際青年の年〉活動委員会発足。社青同など青年団体や労組等51団体、130人の賛同を得て結成。</p> <p>1.27 安保破棄北海道実行委等 350人、日米合同指揮所演習に反対する全道集会開催。2.17上富良野でも1100人が集会。356</p> <p>2.1 原水禁結成20周年記念シンポ。テーマ〈核のない社会をいかにしてつくりだすか〉、100人。</p> <p>2.2 平和事務所、広島で〈ヒロシマ40年を語り合うつどい〉開催。</p> <p>2.5 原水協のよびかけで〈核兵器全面禁止国際署名提唱と推進のための協議会議〉広島市で開催(～2.6)。海外13カ国代表も参加。</p> <p>2.7 部落解放同盟など〈狭山事件・えん罪・人権を語るシンポジウム〉開催、社会文化会館、700人。</p> <p>2.9 原水協とアメリカなど11カ国の反核・平和組織代表が長崎市内で集会、〈ヒロシマ・ナガサキ・アピール〉発表、200人。</p> <p>2.11 護憲連合、紀元節復活反対で中央集会、700人。キリスト者らで組織した実行委も600人で東京集会。</p> <p>2.12 学者・文化人ら25人で、教育臨調に対抗して〈教育問題研究会〉発足</p> <p>2.20 山住正己都立大教授ら100人、〈中野区教育準公選の第2回区民投票を支持する教育学者・法学者の声明〉発表。357</p> <p>3.1 被爆40周年・ビキニデー焼津集会、2400人。350</p> <p>3.1 法政大学西田研究室、《月刊非核自治体通信》創刊。351</p> <p>3.1 〈反核・日本の音楽家たち〉主催、《ジャズメッセージ85》(～3.3、東京)、日野皓正ら出演。353</p> <p>3.1 〈下町反戦平和の集い・1万人平和リレー行進〉、江東区夢の島の第5福竜丸前をスタート、3.10まで。355</p> <p>3.1 〈広げよう“非核宣言”運動東京連絡会〉結成。反核千人委東京版。</p>	<p>1.6 法務省、在日外国人は93万3000人と発表。3.17入国外国人の年間総数、84年に初めて200万人突破と発表。</p> <p>1.8 日本初の人工惑星〈MS-T5〉打ち上げ成功。《さきがけ》と命名。</p> <p>1.9 藤井日達没、99歳。</p> <p>1.15 国際青年の年、政府主催の〈オープニング式典〉とシンポジウム開催。</p> <p>1.22 向坂逸郎没、87歳。</p> <p>1.22 文部省、部分的民間委託の推進等給食の合理化促進を都道府県教委に通達。</p> <p>1.28 日本福祉大生、三重交通のスキー実習バス転落で死亡25人、負傷8人。121</p> <p>1.29 給食調理員の指まがり症、全国で5000人(自治労発表)。125</p> <p>1.31 大阪地裁、近畿運輸局にMKタクシー値下げ申請却下処分を取り消しを命令。</p> <p>1.一 豪雪の新潟等で除雪中の事故多発、死者31人、負傷者156人(84.12～85.1.25)、除雪代1日1万5000円。</p> <p>2.2 82年の1世帯当たりの所得の伸び2.9%でこれまで最低(厚生省〈国民生活実態調査〉)。</p> <p>2.4 国際学術連合・国連大学〈核の危機に関する東京セミナー〉開催(～2.9)。11カ国40人の科学者が参加。352</p> <p>2.8 東京都田無市、男性職員にも〈育児時間〉を認める全国初の条例制定。</p> <p>2.13 中野区教育委員準公選第2回区民投票(～2.25)。最終投票率27.37%。357</p> <p>2.13 キヤノン、8万円台のワープロ発売を発表。10万</p>	<p>1.12 韓国総選挙、新韓民主党、都市部で躍進。民主正義党、安定多数確保。</p> <p>1.15 ブラジル大統領選で野党民主運動党候補のネーベス元首相、与党社会民主党候補を破り当選。</p> <p>1.18 西独商業・金融・保険業労組と使用者団体、小売業界への週38.5時間労働制導入を確認。4.1 西独金属産業で週38.5時間労働制実施。</p> <p>1.18 韓国、新韓民主党結成大会(ソウル)。反体制政治家グループらが中心。</p> <p>1.23 ILO内陸運輸委員会(～1.31)。日本の国労提案〈鉄道産業における団体交渉促進決議〉採択。495</p> <p>1.31 ロンギ・ニュージーランド首相、核兵器積載能力のある米艦船の寄港拒否を表明。</p> <p>2.3 ワインバーガー米国防長官、国防報告を議会に提出。戦略防衛構想(SDI)の本格取り組みを表明。</p> <p>2.4 開発と新国際経済秩序に関するアジア・太平洋労組会議(～2.6)。332</p> <p>2.5 バスネット英全国一般労組書記長兼TUC経済委員会委員長、引退を発表。</p> <p>2.19 米閣僚会議、日本車の対米輸出規制撤廃につき大統領への勧告を決定。3.1 レーガン大統領、3月末期限切れとなる対米輸出規制延長を日本に求めないと決定。</p> <p>2.27 英石炭庁、炭鉱ストで自主的に職場復帰した組合員数が過半数突破と発表。</p> <p>2.28 韓国労総全国代議員大会開催。現行労働法の改正、</p>

1985 (昭和60) 年

政治・法律	経済・経営	労働運動
<p>1. 1 中曽根首相訪米 (～1.5)。1.2日米首脳会談, 首相, 〈スターウォーズ計画〉に理解を示す。</p> <p>1.12 社・公書記長会談。社公政権協議に合意。371</p> <p>1.12 中曽根首相, 太平洋4カ国歴訪に出発(～1.20)。</p> <p>1.17 社会党第49回大会(～1.19)。原発問題などで激論。388</p> <p>1.21 日米合同指揮所演習(～2.2, 千歳駐屯地など)。</p> <p>1.22 山口労相, 国労幹部と会談。労使の話し合いを要請。2.8 国労幹部, 国鉄総裁と会見。</p> <p>1.22 古屋自治相, 〈地方行革大綱〉を閣議に報告。2.1地方財政計画を報告。</p> <p>1.24 社会保障制度審, 建議〈老人福祉のあり方について〉提出。465</p> <p>1.31 衆院予算委, 首相の防衛費1%枠突破示唆により中断。2.4 〈守りたい〉との表明で再開。</p> <p>2.7 竹下登をリーダーとする田中派内勉強会〈創政会〉設立総会開催。40人出席。376</p> <p>2.10 社民連第4回大会, 江田五月代表選出。</p> <p>2.11 〈建国記念の日〉式典外務省も新たに後援。中曽根首相, 宇佐美同盟会長が出席, 現職首相・労働団体代表の出席は初。</p> <p>2.12 陸・海・空三自衛隊統合演習。中央指揮所初使用。</p> <p>2.15 中央職安審, 労働者派遣問題について付帯意見を付けて諮問通り答申。449</p> <p>2.20 公・民両党首, 〈政権構想〉で会談。373</p>	<p>1. 1 新日鉄, 炭素繊維に進出を発表。2. 一川鉄も。新素材など新分野への進出相次ぐ。</p> <p>1. 4 財界4団体首脳共同記者会見。稲山経団連会長, 経済摩擦で米への配慮強調。</p> <p>1. 7 東京外為市場で1ドル254円台に急落, 82年11月以来の円安。</p> <p>1.10 国鉄, 87年4月民営化, 北海道・四国の分離など独自の再建案を再建監理委に提出。1.30本社部局削減などの改革案を労組に提示。112</p> <p>1.17 日経連, 労問研報告発表。474</p> <p>1.21 経団連使節団, ASEAN諸国を初の公式歴訪。</p> <p>1.21 産構審情報産業部会小委, 高度情報化に向けての提言。</p> <p>1.31 後藤田総務庁長官, 84年の失業率2.7%161万人で統計史上最悪と報告。69</p> <p>2. 8 日本縦貫光ケーブル開通。</p> <p>2.12 行革審, 民間活力推進方策研, 民間活力の基本となる報告書発表。</p> <p>2.18 経済同友会, 森林問題懇〈21世紀に架ける緑のニュースキーム〉総合的森林政策を提案。林業自立を強調。</p> <p>2.18 稲山経団連会長〈ベアの時代終わった〉と春闘方式批判の発言。</p> <p>2.26 経団連, 貿易摩擦打開へ提言を発表, 輸入制限27品目の自由化, 関税ゼロ拡大などを主張。</p> <p>3. 1 日本生産性本部〈30周年宣言〉発表。</p> <p>3. 5 郵政省, テレトピア</p>	<p>1. 8 '85賃闘連絡会, 梯団方式を強化して闘う等戦術面まで初めて踏み込んだ検討をおこなう。</p> <p>1.11 自治労本部・自治労大阪府本部・特別調査組合20単組代表, 5項目の合意成立。5.28協定調印。171</p> <p>1.11 日教組第34次, 日高教第31次教研集会開催(～1.14)。田中日教組委員長, 父母との連携を強調, また教師の反省を前面に教育改革を訴える。</p> <p>1.16 自治労県本部委員長会議, 人勧制度にかわる新制度創設で構想示す(～1.17, 自治労会館)。278</p> <p>1.18 総評, 春闘で中小労組運動強化のため, 中小闘争対策本部設置。</p> <p>1.24 同盟第21回大会(～1.25), 全労協の連合体移行のために政策の一致を主張。1.24同盟結成20周年記念レセプション, 中曽根首相出席。183</p> <p>1.25 同盟主催, 時短に関する国際シンポ。先進8カ国代表が参加。日本の長時間労働に対する批判続出。268</p> <p>1.29 労働4団体・全労協, 減税・時短・賃上げ要求などで決起集会, 1万800人。226</p> <p>2. 7 総評第72回臨時大会(～2.8), 黒川議長〈反撃に転ずる春闘〉とストなし打破を訴える。182</p> <p>2. 9 日教組・日高教, 教育改革研究委を正式発足, 6課題につき改革案づくりの研究開始。</p> <p>2.14 私鉄総連中央委, 三重交通等の相次ぐ事故を重視し, 安全総点検運動推進の声明採択。</p> <p>2.23 東京一般労組結成。組合年金〈ふれあい〉を創設。</p> <p>2.26 総評・85春闘中小闘争対策本部, 〈賃金格差縮小のための中小労働者統一行動〉。全国から1200人。</p> <p>2.26 総評・東京地評など, 臨調行革反対, 春闘勝利中央集会, 8000人。</p> <p>3. 5 国労拡大中央委(～3.6), 余剰人員対策で戦術転換, 白紙撤回要求から条件交渉へ移行を確認。4.9 国鉄関</p>

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
<p>10.28 16年ぶりの統一組織〈全日本医学生自治会連合〉(33大学)結成。</p> <p>10.30 千葉四区有権者3人,定数は正なしの総選挙は解散権の乱用だとして国家賠償請求訴訟を提起。</p> <p>10.31 解放同盟4万3000人,狭山闘争中央総決起集会,明治公園。</p> <p>11.2 横浜港湾労組協など100人,観艦式反対海上デモ。11.4護憲反安保神奈川県民実行委など3000人も3年ぶりに集会。356</p> <p>11.3 ナショナルトラストを進める全国の会第2回全国大会(〜11.4,横浜市)。</p> <p>11.8 社会主義インター軍縮委東京会議,9カ国10政党代表で開催。</p> <p>11.10 原水協・原水禁系両被団協,20年ぶりの統一被爆者大会。350</p> <p>11.11 反トマホーク国民運動連絡センター等,全国一斉行動,横田基地の〈人間の鎖〉に6000人。354</p> <p>11.23 市民運動全国センター準備会など〈くらし・かえたい連絡行動〉の〈みんなで秋まつり〉開催。代々木公園で延べ3万5000人(〜11.25)。</p> <p>11.28 総評・日教組など18団体の〈みんな教育を教育臨調に反対する連絡会議〉,教育臨調反対集会,8000人。</p> <p>11.30 護憲反安保神奈川県実行委カールビンソン寄港抗議集会,1400人。12.2原水協など佐世保集会,500人。12.9横須賀・佐世保で抗議集会相次ぐ。355</p> <p>12.6 原水協〈核兵器全面禁止を要求する署名〉全国一斉行動開始。</p> <p>12.8 〈反核1000人委員会〉発足。352</p> <p>12.8 武器はいらない核もいらない平和を守る母親集会,1000人。</p> <p>12.8 松本清張・小田実など〈許すなトマホーク意見広告の会〉,意見広告資金集めで〈平和せり市〉開催。</p> <p>12.10 司法の独立と民主主義を守る連絡会議,拘禁2法案,〈拡声機規制〉条例(東京)反対緊急集会,約600人。</p> <p>12.18 免田栄,谷口繁義,斎藤幸夫ほか13人の元被告,拘禁2法案の再上程反対などを法務省に申し入れ。</p>	<p>ービス開始。自宅で買物も。</p> <p>12.7 環境庁,全国の河川等の汚染状況調査で,3割が基準未達成,湖沼の悪化が目立つと発表。</p> <p>12.11 中西悟堂没,81歳。</p> <p>12.13 都議会,議員定数〈3増3減〉案を可決。</p> <p>12.14 高松高裁,伊方原発訴訟で住民敗訴の判決。</p> <p>12.14 第一京浜旧六郷橋の解体作業中鉄橋の一部崩落,下請け作業員5人死亡。</p> <p>12.17 長野県教委,文部省の指導受け入れ,在日韓国女性の教員採用見送り(12.26に判明)。</p> <p>12.24 美濃部亮吉没,80歳。</p> <p>〈この年〉いじめで7人自殺 全国で1920人補導,女子は3分の1,8割は中学生(4.28警視庁発表)。サラリーマン世帯の貯蓄649万円,借金236万円(総務庁調査)。サラリーマン家庭の3割が住宅ローン返済,月平均6万円(3.19総務庁統計局発表)。産業界,研究所設立ラッシュ。浅田彰《構造と力》,ニューアカデミズム・ブーム。渡辺和博ほか《金魂巻》発刊(金)(ビ)が話題に。</p> <p>〈この年の学会〉日本労使関係研究協会(3.14〜15,学士会館)〈国際的視野からみた日本の労使関係〉。日本労働法学会(5.10,龍谷大学)〈パートタイム労働者の法的保護〉,(10.3,静岡大学)〈男女雇用平等法論〉。社会政策学会(5.19〜20,青山学院大学)〈先進国における現段階の労働運動〉,(9.29〜30,弘前大学)〈婦人労働における保護と平等〉。日本労務学会(6.9〜10,亜細亜大学)〈変革期における労使関係の課題と対応〉。</p>	<p>・ガンジー首相,シーク教徒に暗殺される。後継首相にラジブ・ガンジー就任。</p> <p>10.31 英,石炭庁と炭労の交渉決裂,以後,関係は決定的に悪化。</p> <p>11.5 ニカラグア大統領選,オルテガ国家再建委議長当選。</p> <p>11.6 米大統領選で共和現職のレーガン候補,モントーラ民主党候補に圧勝。</p> <p>11.6 南アで黒人ゼネスト発生(〜11.7),数十万人。逮捕者多数。</p> <p>11.16 ILO総会でポーランド〈連帯〉問題の特別委報告書の記録化を決定。11.17ポーランド脱退通告。496</p> <p>11.19 メキシコ市郊外でガスタンク群爆発。死者500人以上,20万人避難。</p> <p>12.1 仏領ニューカレドニアで社会主義カナク民族解放戦線,〈カナキー〉国独立を宣言。85.1.7高等弁務官翌年の独立を提案。白人による独立反対運動激化。</p> <p>12.1 豪総選挙,与党労働党辛勝。ホーク政権継続。</p> <p>12.2 インド・ボパールの殺虫剤工場有毒ガス漏れ事故,死者2000人以上,ガス中毒者5万人。</p> <p>12.3 英炭鉱労組全国代議員大会。スト続行を確認。</p> <p>12.6 英・TUC,炭鉱労組の支援要請を受け入れず。</p> <p>12.20 韓国,新民主党系の新野党,新韓民主党発起人大会〈軍事独裁と対決〉を表明。</p> <p>12.29 インド総選挙で与党ガンジー派国民会議派圧勝。</p>

政治・法律	経済・経営	労働運動
<p>10.31 給与関係閣僚会議平均3.4%内引き上げ決定。82年度からの勧告未実施分の86年度までの解消を確認。457</p> <p>10.31 中央労基審〈パートタイム労働対策要綱〉承認。</p> <p>12.3労働省通達。445</p> <p>11.1 第2次中曽根改造内閣発足。労働大臣に山口新自ク幹事長。429</p> <p>11.2 企業内教育研究会、〈新時代の企業内職業能力開発の課題と方向〉発表。440</p> <p>11.6 日米武器技術共同委が正式発足。</p> <p>11.14 中道4党・同盟核軍縮連絡協代表団訪ソ。370</p> <p>12.1 社会党、中期社会経済政策(総論)原案策定。原発の部分的容認で紛糾。12.20正式決定。</p> <p>11.20 危機管理問題懇、民間防衛整備を提言した報告書を首相に提出。</p> <p>11.21 首相、〈日米共同作戦計画〉最終案了承。12.26統幕議長と在日米軍司令官署名。</p> <p>11.22 山口労相、黄金週間の完全連休化推進強調。12.3労働省、ゴールデンウィークの連続休暇など4項目の時短計画促進要綱発表。445</p> <p>12.10 米原子力空母カールビンソン、横須賀入港。首都圏への寄港は初めて。</p> <p>12.11 核廃絶で日・ソ共産党主脳会談。418</p> <p>12.18 平和問題研(首相の私的諮問機関)、最終報告書提出(GNP1%枠撤廃等)。</p> <p>12.20 電電公社民営化3法成立。12.25日本電信電話株式会社法公布。</p> <p>12.21 年金物価スライド法と給与法改正成立。468</p>	<p>ミスの資金繰り悪化、長銀など協調融資。10.31 サラ金準大手、エコー実業倒産。</p> <p>11.1 日銀、15年ぶりに新札発行。肖像に夏目漱石、福沢諭吉など文化人を採用。</p> <p>11.5 経団連、宇宙基地計画参加推進部会を新設。</p> <p>11.22 経済同友会、59年度〈企業白書〉、ベンチャー型経営推進、産学官の共同研究開発促進など提言。</p> <p>11.30 経済5団体〈増税反対の集い〉、首相に要望書。</p> <p>12.4 日経調、〈FAの進展と雇用〉発表。ME化は雇用減に影響は少ないと結論。</p> <p>12.4 政府、貿易摩擦解消へ対外経済閣僚会議と対外経済諮問委を設置 12.14 対外経済閣僚会議、39品目の関税引き下げの2年繰り上げ実施など市場開放策決定。骨なし鶏肉は見送り。</p> <p>12.5 日米鉄鋼交渉、対米鉄鋼シェア5.8%で合意。</p> <p>12.8 通産省〈環太平洋技術協力構想〉まとめる。</p> <p>12.11 トピー工業、米で自動車部品生産と発表、大手部品メーカーで初の米進出。</p> <p>12.12 日ソ経済合同委5年ぶり開催(〜12.14)。共同コミュニケ採択。</p> <p>12.13 産構審非鉄金属部会アルミ35万トン体制に半減など構造改善計画案決定。</p> <p>12.18 《科学技術白書 21世紀の新たな技術の創出を目指して》発表。基礎研究強化を強調。</p> <p>12.22 初の民間衛星放送事業体〈日本衛星放送〉発足。</p> <p>12.26 専売公社、事業所<sup>2</sup>/<sub>3</sub>に統廃合、人員2300人削減の合理化計画発表。</p>	<p>10.22 日航労組、組合員賃金差別撤廃、解決金2億8000万円等で和解。277</p> <p>10.22 国労、民営化反対、余剰人員対策の撤回など求め、2000人が国鉄本社前で集会。</p> <p>10.23 自治労、人勧の早期完全実施求め、1時間ストを実施。10.26公務員共闘も最高2時間の時限ストを実施。</p> <p>10.25 労働4団体と全民労協、昭和60年度統一減税要求額を総額1兆500億円と決定。297</p> <p>11.9 労働4団体・全民労協時短担当者会議第1回会合。300</p> <p>11.14 全民労協第3回総会、連合体化で10単産代表による検討委設置を決定。12.16連合組織構想検討委員会初会合。173,186</p> <p>11.15 石炭労組協議会結成。169</p> <p>11.18 全日建、第15回臨時大会で総評全日運輸連帯労組と改称。</p> <p>11.20 第2回アジア地域労組セミナー(〜11.28)、真柄総評事務局長、〈ルック・イースト〉政策の危険性を指摘。325</p> <p>11.27 電機労連、関連労組と〈電機関連連絡会議〉を発足、議長に薬科電機労連委員長、70万人。</p> <p>10.28 学校給食を考える会・日教組など主催、センター化、パート化、民間委託化反対集会、2200人。</p> <p>11.30 都労連、人勧安全実施、人事制度改悪反対で1時間の時限スト実施</p> <p>12.4 労働4団体・全民労協、85賃闘連絡会発足。賃上げ要求基準7%以上と決定。221</p> <p>12.6 国労、国鉄の分割民営化反対などで集会、5000人。</p> <p>12.12 IMF・JC、ICEF・JAFと日経連が第1回懇談会。今後のあり方について懇談。</p> <p>12.14 建設一般全日自労、失対予算削るな等の要求実現をかけた半日スト</p> <p>12.14 〈太陽と緑の週〉実現推進国民会議(理事長・武藤光郎)発足。298</p> <p>12.29 労働省、84年6月末現在の労働組合組織率29.1%と発表。156</p>

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
<p>8.19 水俣病被害者・弁護団連絡会議(水俣病全国連)発足。367</p> <p>8.27 外国米輸入抗議千葉県実行委(全日農など55団体)1500人、千葉市港公園で抗議行動。</p> <p>9. 2 &lt;全斗煥来日に反対する日韓連帯会議&gt;3500人、全国集会。357</p> <p>9. 4 社・総評等7000人&lt;全斗煥大統領来日に反対する中央集会&gt;。9.4統一労組懇等41団体1500人も集会。356</p> <p>9. 9 平和委など、4600人、仙台と盛岡で日米共同実動演習 反対集会。</p> <p>9.17宮城県労評・社会党の集会に3000人、9.18岩手県盛岡市でも10団体が抗議集会。9.29宮城県連絡会主催現地抗議集会、全国から800人。356</p> <p>9.13 行宗一、服部学など&lt;平和事務所&gt;発足。351</p> <p>10.5 世界人権宣言中央行動委など人権週間記念集会開催、札幌で1200人。</p> <p>10.7東京で2000人。</p> <p>10.13 &lt;きれいな水といのちを守る合成洗剤追放第11回全国大会&gt;(～10.14、福岡市)過去最高の5500人。365</p> <p>10.14 日弁連など&lt;患者の権利宣言&gt;発表。12.9全国大会に300人。</p> <p>10.15 中海・宍道湖干拓淡水化計画の中止を求め、宍道湖しじみ組合が農水省に漁業補償金を返上。</p> <p>10.21 国際反戦デー全国統一行動中央集会、総評など横須賀中央行動に2万人、中実委など東京で3万人。15県で社・共共闘。354</p> <p>10.22 厚木基地爆音2次訴訟提起。</p> <p>10.24 原水協主催、核問題で国際シンポ開催(～10.25)。海外7カ国9人、国内150人参加。10.24&lt;核軍縮を求める32人委員会&gt;も広島市でシンポジウム開催。352</p> <p>10.27 教育委員の準公選制をめざす初の全国交流集会開催、250人。</p> <p>10.28 埼玉県評、社・共など第34回自衛隊観閲式反対集会、2100人。356</p> <p>10.28 安保破棄北海道実行委など、米海兵隊と陸上自衛隊の合同実動演習に抗議する集会、1000人。356</p>	<p>夫婦の離婚が4割。</p> <p>9.19 中核派、自民党本部を火炎放射。</p> <p>9.25 グリコ犯人&lt;怪人21面相&gt;、森永製菓も脅迫していたことが判明。10.7京阪神各地で&lt;毒入り&gt;森永製品発見。10.22東京でも。</p> <p>9.28 電電公社の高度情報通信システム(INS)モデル実験、東京・三鷹で開始。</p> <p>9.29 都情報公開条例成立</p> <p>10.8 逗子市長、池子弾薬庫跡地問題で、リコール成立前に辞職。11.11自然保護派の富野暉一郎当選。357</p> <p>10.16 84年卒業の女子大生就職率70.7%。20年ぶり70%を突破。</p> <p>10.19 西明石駅構内で寝台特急脱線、負傷23人。機関士飲酒運転で逮捕。</p> <p>10.19 《厚生白書》発表。&lt;人生80年代の到来&gt;の現状を分析。11.9《国民生活白書—人生80年のゆとりと安定のために》発表。148,461</p> <p>10.20 《婦人労働白書》発表 働く主婦50.3%で初めて専業主婦と並ぶ。86</p> <p>11. 6 &lt;第5世代コンピュータ国際会議1984&gt;開催(～11.9)。</p> <p>11.16 東京・世田谷区で地下通信ケーブル火災。8万9000回線が不通。11.24復旧。</p> <p>11・下 有利子育英資金に学生ソッポ向く。育英会締め切り再延長。</p> <p>11.21 東京弁護士会、拡声機騒音の規制は慎重にと東京都に申し入れ。</p> <p>11.24 自由民権100年第2回記念集会(～11.25)。</p> <p>11.30 キャプテン・システム、首都圏と近畿圏で実用サ</p>	<p>ン大会(～9.7)、炭労全面支援を決定。</p> <p>9. 3 南ア、ヨハネスブルグ郊外の黒人居住区シャープビルで暴動、死者26人。</p> <p>9. 4 カナダ総選挙で進歩保守党圧勝。4年半ぶりに政権奪回。9.17マルローニ内閣成立。</p> <p>9.10 中国の《光明日報》、100万元以上の年商の農家が現われたと報道。</p> <p>9.15 米、UAW協約改訂スト、GM中心に17工場で9万人参加。9.21暫定的合意。</p> <p>9.18 レーガン米大統領、貿易問題で、韓国、ブラジル、日本などとの間で90日以内に自主規制交渉の開始を発表。</p> <p>9.21 仏、ルノー公団ルマン工場で、雇用保障、年末手当等を要求リスト(～9.24)。</p> <p>9.24公団本社も年末手当削減等に反対し抗議活動。9.25他工場に拡大。10.2解除。</p> <p>9.26 英・中国、香港返還に関する合意文書に仮調印。</p> <p>10.14 米、フォード・UAW、協約に暫定的合意。雇用機会銀行による雇用保障プログラム盛り込まれる。</p> <p>10.16 84年度ノーベル平和賞、南アの人種差別撤廃運動の黒人指導者ツツ主教に。</p> <p>10.18 ポーランド、反体制派のポピエルシュコ神父誘拐、殺害。10.27キシチャク内相、内務省部長らが犯人と発表。11.3神父の葬儀に&lt;連帯&gt;委員長ら数十万人が参列。</p> <p>10.20 中国共産党中央委、経済体制改革決議を採択。</p> <p>10.30 チリで早期民主化・大幅賃上げを要求するゼネスト。全土で交通マヒ。</p> <p>10.31 インド、インディラ</p>

政治・法律	経済・経営	労働運動
<p>10.1施行。                      8. 8 風俗営業取締法改正成立。85.2.13施行。                      8.10 人事院4月1日から6.44%給与引き上げ勧告。457                      8.28 労基法研究会中間報告。労基法の全面改定(1日9時間, 週45時間労働制)提言。443                      9. 6 全斗煥大統領, 韓国元首として初来日(〜9.8), 天皇, &lt;不幸な過去が存したことは誠に遺憾&gt;と表明。                      9.16 日米海上共同訓練に米空母ミッドウェーが本格的参加(〜9.20)。9.18陸上でも東北各地で日米共同実動演習&lt;みちのく84&gt;開始(〜10.1)                      9.17 日米諮問委, 自衛隊海外派兵求める報告書提出。                      9.19 高松高裁白ろう病訴訟で国側逆転勝訴判決。126                      9.24 栗原防衛庁長官, 日米軍事首脳協議(ワシントン)で防衛費7%増確保と言明。                      9.27 中道4党党首会談。370                      9.28 広島高裁, 広島一区の83年総選挙無効確認訴訟で最大格差1対2以内, 定数配分規定について違憲判決。10.19東京高裁, 11.27大阪高裁(京都二区), 11.29大阪高裁(大阪四区), 12.25札幌高裁も                      10.16 防衛庁, 有事法制研究第2次中間報告。現行法令枠外の研究着手を提言。                      10.18 中央職業安定審労働者派遣事業等小委, 人材派遣業法制化で中間報告提出。448                      10.27 自民党実力者会談, 二階堂副総裁ら現状批判。二階堂擁立工作に公民両党も関与判明。中曽根再選持ち越し。                      10.28 党風刷新条件に中曽根再選合意。376</p>	<p>8.30 シェル・昭和石油合併調印。                      9. 3 経済同友会佐々木代表幹事, 防衛費GNP1%枠の見直しを表明。                      9. 4 国鉄, 希望退職募集等の余剰人員対策を組合に再提案。10.10動労, 鉄労, 全施労と合意。10.11国労, 全動労, 千葉動労に対し, 雇用安定協約の破棄を通告。260                      9. 4 日経連と全民労協, 単身赴任問題に労使共通課題として取り組むことで一致。488                      9. 7 函館ドック, 希望退職募集開始。9.14応募641人。110                      9. 8 国鉄, 83年5月と84年7月の国労の順法闘争に1680人の処分発表(含解雇1)。順法闘争での初の解雇。                      9.13 日新製鋼, 900人削減の計画公表。                      10.1 環境庁と経団連, 定期懇談会初合会。経団連側は公害健康被害者補償法の見直しを強く要望。                      10.4 大蔵省, マル優改革で5改革案を提示。12.19自民党・政府税調, マル優限度管理強化で決着。                      10.12 &lt;毒入り事件&gt;の森永製菓, 生産半減とパート450人の自宅待機実施を発表。11.11パート全員解雇。                      10.15 通産省, ニューメディア・コミュニティ構想のモデル地域に横浜・熊本など8地域指定。                      10.19 経済同友会, ME化対策で&lt;中間労働市場&gt;育成を提言。                      10.19 中堅サラ金・日本キャッシュサービス事実上倒産。10.20 サラ金2位のプロ</p>	<p>力を上げる等を確認。191                      8.10 国労, 国鉄の余剰人員対策の一方的実施, 分割・民営化に反対し, 全国363拠点で地上勤務者による2時間ストを実施。                      8.20 国労第46回定期大会(〜8.22)分割・民営化阻止, 合理化反対, 右翼的労戦再編反対など決定。195,260                      8.22 全民労協第10回代表者会議, 常勤並みの条件を内容とする&lt;パートタイム労働者保護法案&gt;を決定。                      8.29 同盟, 1日8時間1週40時間等を軸とする労基法改正案を発表。                      8.29 国鉄当局・国労, 公労委による退職募集に関する労使紛争斡旋案を受諾。国労, 8月31日予定のスト中止を決定。                      9. 6 函館ドックの2労組, 臨時全員大会で750人の希望退職募集承認。                      9.20 中立労連第11回大会, 藁科満治議長, 田口学事務局長を新たに選出。188                      9.12 金属労協第23回大会, 11年間在任の宮田義二議長退任し, 後任に中村卓彦鉄鋼労連委員長を選出。192                      9.19 鉄鋼労連第71回定期大会(〜9.21), 国際自由労連加盟等決定。196                      9.26 国公労働者約4000人, 人勧完全実施を求め集会。                      9.27 総評加盟13単産で&lt;反行革行動推進委&gt;発足。                      9. 一 労基法研中間報告に対し全民労協&lt;わが国の時短を大きく後退させることになりかねない&gt;, 総評&lt;時代錯誤&gt;, 同盟&lt;国際的時短の方向に逆行するもの&gt;, 統一労組懇&lt;現行法さえ後退させるもの&gt;等と批判続出。268                      10. 1 健保改悪反対中央連絡会, 健保改悪法実施に抗議する集会。287                      10.15 日本紙パルプ労働組合協議会が正式発足, 総評系の紙パ労連, 同盟系の紙パ総連合など6組織, 6万2千人。初代会長は土橋紙パ労連中執。169                      10.17 総評国鉄再建指導調整委発足                      10.19 日教組第1回&lt;軍事基地を結ぶ平和教育交流集会&gt;開催(那覇市)。</p>

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
<p>7.7 大気汚染公害に苦しむ大阪・西淀川区公害患者471人,第2次提訴。</p> <p>7.8 米輸入を許さず,日本農業・食糧を守る農協青年婦人大集会。1000人。7.9 農協中央会,米価7.7%引き上げ要求・米輸入反対総決起集会。</p> <p>7.14 少年法改悪反対国民連絡会議(総評等),シンポジウムを開き風営法改正反対の緊急アピール採択。</p> <p>7.14 世界平和アピール7人委,桑原武夫京大名誉教授と関谷綾子元日本YMCA会長を新たに委員に選出。</p> <p>7.20 84原水禁世界大会準備委,草野・吉田両原水協代表の交代を確認。</p> <p>7.21 &lt;日本女性会議84なごや&gt;開幕</p> <p>7.29 中央実行委など4団体,核トマホーク反対等で集会,代々木公園の中央集会に11万人が参加。354</p> <p>7.27 国際自由宗教連盟第25回世界大会開催(~8.1,東京),海外19カ国400人,国内300人参加。353</p> <p>7.28 第30回日本母親大会(~7.29)明大などに1万人。</p> <p>8.1 原水爆禁止84年世界大会・国際会議(~8.3),36カ国・地域,11国際組織代表128人が参加,&lt;東京宣言&gt;採択。8.5広島に2万人。8.9&lt;長崎のひろば&gt;に4500人。346</p> <p>8.7 健保法改正に抗議する緊急集会,医療団体連絡会議など3000人。</p> <p>8.8 日朝協会等11団体のよびかけで,全斗煥来日反対実行委員会結成。</p> <p>8.12 下総基地の米軍使用に反対する鎌ヶ谷市民集会,1200人。356</p> <p>8.14 逗子市・池子弾薬庫跡地の米軍住宅建設を受け入れた市長に対するリコール運動開始。357</p> <p>8.14 新日本宗教青年会連盟,19回目の戦没者合同追悼・平和祈願式典,8000人,九段千鳥ヶ淵戦没者墓苑。8.15社会党・総評なども同墓苑で戦争犠牲者追悼式典を開催。354</p> <p>8.18 核軍縮を求める22人委員会(座長・宇都宮徳馬)平和シンポ。351</p>	<p>7.1 人口1億2000万人を突破,10年で1000万人増(総務庁推計)。</p> <p>7.4 福岡県春日市,初の個人情報保護条例を制定。</p> <p>7.5 神奈川県議会,初の知事提案による非核宣言を可決。7.7高知県も。</p> <p>7.25 &lt;夕鶴&gt;上演,1000回(福島市公会堂)。</p> <p>7.30 労働関係図書優秀賞,松村高夫《労働貴族再訪》(英文)に決定。</p> <p>8.9 大河内一男没。79歳</p> <p>8.10 環境庁,志布志湾石油備蓄基地建設計画に同意。</p> <p>8.16 朝日新聞社アフリカ飢餓救援募金開始。</p> <p>8.30 有吉佐和子没,53歳。</p> <p>8.24 中江滋樹主宰の&lt;投資ジャーナル&gt;無免許の株取引で摘発。</p> <p>8.27 初の世界湖沼環境会議が琵琶湖畔で開幕(~8.31)会議参加の住民団体,水辺環境保全住民会議結成。</p> <p>8.29 東京地裁,指紋押捺拒否の在日韓国人に対して,初めての有罪判決。</p> <p>9.12 内職あっせん会社,全国副業振興会の倒産判明,2万人が被害。</p> <p>8.末 運転免許保有者5012万人。免許適齢人口の54.8%に(9.11警察庁発表)。</p> <p>9.3 国立近代美術館フィルムセンターで火事。洋画の名作失う。</p> <p>9.14 長野県西部地震。木曾郡大滝村で粉体流のため死者・不明29人。</p> <p>9.15 青地農没。75歳。</p> <p>9.18 厚生省,初の《離婚白書》発表。結婚10年以上の</p>	<p>7.5 ボリビア,労働総同盟による全国一斉ゼネスト実施。7.8 ゼネスト中止。</p> <p>7.9 英運輸一般労組の港湾関係労組によるスト。7.21一旦解除。8.23炭鉱スト支援のスト。9.18スト終結。</p> <p>7.14 ニュージーランド総選挙で労働党圧勝。8年7カ月ぶりに政権を奪回。</p> <p>7.17 仏,モーロワ内閣総辞職。7.19フェビウス内閣成立,共産党,不参加を発表。</p> <p>7.18 米民主党,副大統領に初の女性候補フェラーロ女史指名。</p> <p>7.20 ロサンゼルス・オリンピック開幕(~8.12)。</p> <p>7.21 ポーランド国会,恩赦法可決。7.24&lt;連帯&gt;副委員長ら869人を釈放。</p> <p>7.26 英,84年労働組合法成立。組合内部の運営・手続を規制。</p> <p>8.6 ロンドン高等法院,通信本部職員の組合加入禁止措置問題で組合側訴えを却下政府勝利。</p> <p>8.7 英労働党,核兵器の一方的廃棄,国内の米核兵器・基地撤去などの国防政策を発表。</p> <p>8.21 フィリピン,アキノ暗殺1周年を記念する反政府集会・デモ,首都集会に45万人参加。</p> <p>8.22 南ア共和国でカラード(混血)議会の初選挙。労働党圧勝。</p> <p>8.23 ローマ法王庁,中南米カトリック教会進歩派と,&lt;解放の神学&gt;で対立。ニカラグアの神父閣僚に辞職要求。</p> <p>9.3 英, TUCブライト</p>



1984 (昭和59) 年

政治・法律	経済・経営	労働運動
<p>7.1 総務庁発足, 戦後初の中央官庁の統合。</p> <p>7.1 労働省, 職業訓練局を能力開発局に, 婦人少年局を婦人局に改組。451</p> <p>7.4 行革審地方行革小委員会が報告書を提出。地方公務員数の抑制を提言。7.25行革審, 当面の行革について意見書を提出。</p> <p>7.6 雇用保険改正法成立。7.13公布。8.1施行。早期再就職者への手当制度等の創設。439</p> <p>7.6 《労働白書—ライフサイクルから見た勤労者生活》発表。434</p> <p>7.11 仙台地裁, 松山事件再審で無罪判決。7.25確定。</p> <p>7.19 東京高裁, 第2次藤木訴訟, 遺族側敗訴。</p> <p>7.20 神戸地裁, 三菱重工難聴訴訟で企業責任を初認定。</p> <p>7.20 パート減税法(90万円まで非課税), 湖沼水質保全法成立。</p> <p>8.1 日本育英会法改正(有利子奨学金制導入等)可決・成立。</p> <p>8.3 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会(官房長官の私的諮問機関), 初会合。</p> <p>8.3 衆院政倫協, &lt;政治倫理審査会&gt;設置決定。376</p> <p>8.7 東京高裁, 千葉県議選定数訴訟で3倍超す格差は違憲と新判断。</p> <p>8.7 臨時教育審議会設置法成立。8.21同審議会発足(会長岡本道雄)。9.5初会合。</p> <p>8.7 健保法改正(被保険者本人1割負担, 退職者医療制度創設等)成立。8.14公布。</p>	<p>7.3 スーパーのジャスコ, 女性の再雇用制度新設を発表。</p> <p>7.10 国鉄, 余剰人員対策を関係労組に通告。7.12車両工場の再編統合, 2000人合理化を労組に提示。110,260</p> <p>7.19 通産省と財界によって財団法人企業活力研究所発足。</p> <p>7.23 リッカーミシン, 和議申請, 事実上倒産。8.20更生法申請。負債総額約1100億円で戦後4番目。</p> <p>7.27 閣議, 生産者米価の2.2%引上げ決定。</p> <p>7.27 電機メーカーのゼネラル, 500人削減方針。9.17富士通の資本参加決定。</p> <p>7.— この月の倒産1664件負債総額4665億1700万円で過去2番目の規模。</p> <p>8.3 専売改革5法成立。</p> <p>8.10日本たばこ産業株式会社法公布。</p> <p>8.7 《経済白書—新たな国際化に対応する日本経済》発表。&lt;構造黒字&gt;の活用, 資本輸出の促進強調。</p> <p>8.10 国鉄再建監理委, 緊急措置へ第2次提言。分割・民営化を明示。8.27国鉄監査委, 監査報告書発表。経営形態変更で初の示唆。赤字はこれまで最高の1兆6600億円。112,260</p> <p>8.24 トヨタ, 年間売り上げ5兆円台, 日本のメーカーで初。経常益5200億円も, 日本企業で初。</p> <p>8.29 中曽根首相の私的研究会&lt;経済政策に関する研究会&gt;設置発表。10.30民間活力培養の報告書提出。</p>	<p>7.1 全日教連第1回定期大会(高知市), 川崎委員長, 臨教審に賛意を表明。</p> <p>7.4 電機労連第32回定期大会(〜7.6, 和歌山県白浜市), 民社党代表を初めて招待, 4野党の結集求める。10年間務めた豎山委員長に代り新たに薬科満治委員長選出。</p> <p>7.4 春闘共闘会議など, 健保改悪阻止等で決起集会。</p> <p>7.6 国労, 当局の余剰人員対策での団交拒否に抗議し, 16カ月ぶりに順法闘争突入(〜7.8)。公労委に調停申請。</p> <p>7.10 全通第38回定期大会(〜7.13高知市), 郵便翌日配達体制が労働強化を招いたと批判され, 執行部辞任。森原委員長, 河須崎書記長を選出。193</p> <p>7.12 同盟執行評議会, 4月29日から5月5日までを&lt;太陽と緑の週&gt;とする運動の展開決定。宇佐美会長, 民社党の自民党連立志向を批判。268,298</p> <p>7.16 労働4団体, 政府に内需拡大等の政策・制度改善を要求。初めて原発研究推進と国民のための行革推進を要求に加える。295</p> <p>7.23 倒産したリッカーミシン立川工場の労組, 労働債権確保のためスト権確立。</p> <p>7.24 総評第71回定期大会(〜7.27)春闘再構築方針, 反行革会議設置等決定。178</p> <p>7.25 東北農民と横浜の港湾労働者韓国米輸入反対で海上デモ。8.24港湾労組等の代表70人, 韓国米運搬船の接岸を半日止める。晴海Eふ頭。</p> <p>7.31 日教組, 育英会法改正案審議のヤマ場迎え, 教育法案阻止で集会, 1万人。</p> <p>8.2 電通労連第24回定期大会(〜8.3), 電電民営化に対応し産別機能強化, 50万人組織へ拡大等の方針決定。</p> <p>8.3 統一労組懇84年度年次総会(〜8.4), センターの機能の充実に全</p>

# 労働日誌

1984.7.1~1985.6.30

\* 〈政治・法律〉〈経済・経営〉〈労働運動〉〈社会運動〉〈社会・文化〉〈国際〉の6欄からなっている。

\*各項目の末尾に付してある数字は本文の掲載頁を表す。

例：7.6 〈労働白書——ライフ  
サイクルから見た勤労者生  
活〉発表。434

は〈労働白書〉に関する記述が本文の434頁にあることを示す。  
当該項目についてさらに詳しく知りたいときは、本文を参照されたい。

第56集執筆者名一覽 (50音順)

相 田 利 雄	淺 見 和 彦	五十嵐 仁
大 野 喜 美	岡 本 秀 昭	金 子 和 夫
木 下 武 男	是 枝 洋	佐 藤 博 樹
庄 司 博 一	鈴 木 堯 博	高 田 一 夫
高 橋 友 雄	手 島 繁 一	中 林 賢 二 郎
西 村 豁 通	二 村 一 夫	藤 野 征 男
舟 橋 尚 道	古 瀬 徹	嶺 学
三 宅 明 正	宮 里 邦 雄	柳 川 和 夫

檢印省略

日本労働年鑑 第56集 / 1986年版

発 行	1985年12月 5 日
編 著	法政 大原社会問題研究所
発 行 者	柳 沢 明 朗
発 行 所	劳 働 旬 報 社 東京都文京区目白台 2-14-13 電話 (03) 943-9911 振替 東京 0-1 8 0 3 7 4
印 刷 所	真 珠 社

—Contents—

*1985's Focus, Internal and External Trends/1*

*Special Topic—Microelectronics and Human Resource Development/21*

**Part 1 Conditions of Working Class**

I *Trends of Labor Economy/64*

II *Rationalization of Industries and Personnel Management/101*

III *Workers' Life/131*

**Part 2 Labor Movement**

I *Trade Union Organizations/154*

II *Congresses of Trade Unions/177*

III *Collective Bargaining and Labor Disputes/200*

IV *Trade Union Struggle of Wages/215*

V *Trade Union Responses to "Rationalization"/250*

VI *Struggle for Defence and Enlargement of Basic Rights of Trade Union/271*

VII *Struggle for Defence and Enlargement of Social Security System/284*

VIII *Policy Promotion Movement by Trade Union/294*

IX *Movement for Workers' Welfare/305*

X *Japan in International Trade Union Movement/322*

XI *Trade Union and Social Movements/342*

XII *Political Parties/368*

**Part 3 Policy for Labor-Management Relations**

I *Labor Policy/428*

II *Wage Policy/454*

III *Social Policy/460*

IV *Labor Policy of Employers Association/473*

V *I. L. O./490*

*Appendix (a) The Bibliography of Working Hours/509*

*(b) List of Councils for Government/518*

*(c) List of Trade Unions/538*

*(d) Directory of Trade Unions/548*

*List of Statistical Tables/551*

*Index/559*

*Labor Diary 1984. 7-'85. 6/572*